

平成 26 年

小樽市議会会議録(4)

第 4 回 定例会

小 樽 市 議 会

平成26年
小樽市議会 第4回定例会 会期及び会議日程

会期 12月3日～12月25日（23日間）

月日（曜日）	本 会 議	委 員 会
12月 3日（水）	提案説明	
4日（木）	休 会	
5日（金）	”	
6日（土）	”	
7日（日）	”	
8日（月）	会派代表質問	
9日（火）	会派代表質問、無所属議員 の質疑及び一般質問等	
10日（水）	一般質問	
11日（木）	休 会	
12日（金）	”	
13日（土）	”	
14日（日）	”	
15日（月）	”	
16日（火）	”	予算特別委員会（総括質疑）
17日（水）	”	”（総括質疑）
18日（木）	”	”（総括質疑）
19日（金）	”	総務・経済・厚生・建設各常任委員会
20日（土）	”	
21日（日）	”	
22日（月）	”	学校適正配置等調査特別委員会
23日（火）	”	
24日（水）	”	
25日（木）	討論・採決等	

平成26年
第4回定例会会議録目次
小樽市議会

○ 12月3日（水曜日） 第1日目

1	出席議員	1
1	欠席議員	1
1	出席説明員	1
1	議事参与事務局職員	2
1	開 会	3
1	開 議	3
1	会議録署名議員の指名	3
1	日程第1 会期の決定	3
1	日程第2 議案第1号ないし第21号及び報告第1号	3
	○市長提案説明（議1～20、報1）	3
	○提案説明（議21 小貫議員）	4
1	日程第3 休会の決定	5
1	散 会	5

○ 12月8日（月曜日） 第2日目

1	出席議員	7
1	欠席議員	7
1	出席説明員	7
1	議事参与事務局職員	8
1	開 議	9
1	会議録署名議員の指名	9
1	日程第1 議案第1号ないし第21号及び報告第1号	9
	○会派代表質問 新谷議員	9
	○会派代表質問 酒井議員	27
1	散 会	38

○ 12月9日（火曜日） 第3日目

1	出席議員	39
1	欠席議員	39
1	出席説明員	39
1	議事参与事務局職員	40
1	開 議	41
1	会議録署名議員の指名	41
1	日程第1 議案第1号ないし第21号及び報告第1号	41
	○会派代表質問 松田議員	41
	○会派代表質問 山口議員	55
	○会派代表質問 中村議員	61
	○無所属議員の質疑及び一般質問 久末議員	69
	採 決（議1、15）	71
1	散 会	71

○ 12月10日（水曜日） 第4日目

1	出席議員	73
1	欠席議員	73
1	出席説明員	73
1	議事参与事務局職員	74
1	開 議	75
1	会議録署名議員の指名	75
1	日程第1 議案第2号ないし第14号及び第16号ないし第21号並びに報告第1号	75
	○一般質問 秋元議員	75
	○一般質問 川畑議員	84
	○一般質問 林下議員	91
	○一般質問 佐々木（茂）議員	97
	○一般質問 成田議員	102
	○一般質問 中島議員	106
	○議事進行について 中島議員	113
	予算特別委員会設置・付託	114
	常任委員会付託	114
1	日程第2 陳情	114
	常任委員会付託	114
1	日程第3 休会の決定	114
1	散 会	114

○ 12月25日（木曜日） 第5日目

1	出席議員	117
1	欠席議員	117
1	出席説明員	117
1	議事参与事務局職員	118
1	開 議	119
1	会議録署名議員の指名	119
1	日程第1 議案第2号ないし第14号及び第16号ないし第22号並びに報告第1号並びに平成26年第3回定例会議案第6号ないし第20号並びに請願及び陳情並びに調査	119
	予算特別委員長報告	119
○討 論	川畑議員	122
採 決		123
	決算特別委員長報告	123
○討 論	小貫議員	128
○討 論	安斎議員	130
採 決		130
	総務常任委員長報告	131
○討 論	小貫議員	132
○討 論	林下議員	133
採 決		134
	経済常任委員長報告	135
○討 論	北野議員	136
採 決		137
	厚生常任委員長報告	137
○討 論	川畑議員	139
採 決		140
	建設常任委員長報告及び議案第22号の提案説明	140
○討 論	新谷議員	142
採 決		143
	学校適正配置等調査特別委員長報告	144
○討 論	小貫議員	145
採 決		145
1	日程第2 議案第23号ないし第25号	145
	○市長提案説明（議23、24）	146
採 決		146

1	日程第3	意見書案第1号ないし第10号	146
	○提案説明	(意1～4 小貫議員)	146
	○討 論	新谷議員	147
	採 決		149
1	日程第4	議員の辞職	149
1	日程第5	市立病院調査特別委員の選任	149
1	閉 会		151

議事事件一覧表

議案

議案	案第	1	号	平成26年度小樽市一般会計補正予算
議案	案第	2	号	平成26年度小樽市一般会計補正予算
議案	案第	3	号	平成26年度小樽市港湾整備事業特別会計補正予算
議案	案第	4	号	平成26年度小樽市介護保険事業特別会計補正予算
議案	案第	5	号	平成26年度小樽市産業廃棄物処分事業特別会計補正予算
議案	案第	6	号	平成26年度小樽市後期高齢者医療事業特別会計補正予算
議案	案第	7	号	平成26年度小樽市病院事業会計補正予算
議案	案第	8	号	平成26年度小樽市水道事業会計補正予算
議案	案第	9	号	小樽市児童発達支援センター条例の一部を改正する条例及び小樽市こども発達支援センター条例の一部を改正する条例案
議案	案第	10	号	小樽市国民健康保険条例の一部を改正する条例案
議案	案第	11	号	小樽市公設青果地方卸売市場条例の一部を改正する条例案
議案	案第	12	号	小樽市立学校設置条例の一部を改正する条例案
議案	案第	13	号	小樽市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例案
議案	案第	14	号	小樽市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例案
議案	案第	15	号	損害賠償額の決定について
議案	案第	16	号	公の施設の指定管理者の指定について [小樽市さくら学園]
議案	案第	17	号	公の施設の指定管理者の指定について [小樽市いなきた児童館]
議案	案第	18	号	公の施設の指定管理者の指定について [小樽市塩谷児童センター]
議案	案第	19	号	公の施設の指定管理者の指定について [小樽市夜間急病センター]
議案	案第	20	号	公の施設の指定管理者の指定について [小樽市総合体育館]
議案	案第	21	号	小樽市非核港湾条例案
議案	案第	22	号	小樽市住宅エコリフォームの促進に関する条例案
議案	案第	23	号	小樽市公平委員会委員の選任について
議案	案第	24	号	人権擁護委員候補者の推薦について
議案	案第	25	号	小樽市議会政務活動費の交付に関する条例の一部を改正する条例案

報告

報告	報 告	第 1	号	専決処分報告 [平成26年度小樽市一般会計補正予算]
----	-----	-----	---	----------------------------

意見書案

意見書案	案第	1	号	必要な介護サービスを受けられるよう求める意見書 (案)
意見書案	案第	2	号	泊原発は再稼働せず、廃止・廃炉入りを求める意見書 (案)
意見書案	案第	3	号	再生可能エネルギー拡大を求める意見書 (案)
意見書案	案第	4	号	後期高齢者医療制度の「特例軽減措置」の継続を求める意見書 (案)
意見書案	案第	5	号	「情報・コミュニケーション法 (仮称)」早期制定を求める意見書 (案)
意見書案	案第	6	号	地域の中小企業振興策を求める意見書 (案)
意見書案	案第	7	号	「女性が輝く社会」の実現に関する意見書 (案)
意見書案	案第	8	号	米の需給・価格安定対策及び需要拡大を求める意見書 (案)
意見書案	案第	9	号	C L Tの普及促進による林業・木材産業の活性化を求める意見書 (案)
意見書案	案第	10	号	難病や小児慢性特定疾病の患者の自己負担の見直しを求める意見書 (案)

陳情

陳情	陳 情	第 836	号	特定秘密の保護に関する法律の廃止を求める意見書提出方について
----	-----	-------	---	--------------------------------

質 問 要 旨

○会派代表質問

新谷議員（１２月８日１番目）

答弁を求める理事者 市長、教育長及び関係理事者

- 1 議案第13号小樽市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例案について
- 2 アベノミクスと消費税10パーセント増税について
- 3 財政問題について
- 4 地方創生について
- 5 福祉灯油について
- 6 カジノについて
- 7 その他

酒井議員（１２月８日２番目）

答弁を求める理事者 市長、教育長及び関係理事者

- 1 住みよい持続可能なまちづくりに向けて
 - (1) 人口減少対策について
 - (2) 防災対策について
 - (3) クリーンエネルギーについて
- 2 クルーズ客船寄港による経済効果と今後の誘致について
- 3 健康保持の観点から
 - (1) がん検診事業について
 - (2) フッ化物洗口について
- 4 道路問題について
 - (1) 除排雪について
 - (2) 飲酒運転事故に関連して
- 5 教育について
 - (1) 学力向上について
 - (2) スポーツ振興について
- 6 その他

松田議員（12月9日1番目）

答弁を求める理事者 市長、教育長及び関係理事者

- 1 財政問題について
 - (1) 平成26年度市税収入の見通しについて
 - (2) 平成26年度歳出に関連して
 - (3) 平成27年度予算編成に関連して
- 2 防災について
 - (1) 災害対策本部の設置場所について
 - (2) 想定外の対応について
 - (3) 避難所の見直しについて
 - (4) 防災教育の必要性について
 - (5) 市職員の役割分担の明確化について
- 3 北海道社会事業協会小樽病院における分娩の新規受付休止について
 - (1) 協会病院の分娩実績等
 - (2) 分娩受付休止による影響について
- 4 介護について
 - (1) 施設入所待機者の対応策について
 - (2) 介護職員不足の対応策について
- 5 街路防犯灯について
 - (1) 財源確保について
 - (2) 交換方法について
 - (3) 規則の変更について
 - (4) 制度の課題について
- 6 空き家対策について
- 7 その他

山口議員（12月9日2番目）

答弁を求める理事者 市長及び関係理事者

- 1 我が国の経済構造の変化と地方のあり方
 - (1) 空き家利用と移住・定住
 - (2) 国のエネルギー政策とエネルギーの地域自給
 - (3) 本市まちづくりのあり方
- 2 その他

中村議員（１２月９日３番目）

答弁を求める理事者 市長及び関係理事者

- 1 小樽の少子化対策について
 - (1) 市民税などの減額
 - (2) 起業のバックアップ
 - (3) 小樽市人口対策会議に医療・福祉関係者も
- 2 小樽における病診連携から医療介護連携について
 - (1) 診療情報提供書等について
- 3 小樽市の地域包括ケアについて
 - (1) 小樽にふさわしい地域包括ケアとは
 - (2) 市に専門部署を設置し、情報の共有とサーバとしての役割を
- 4 エボラ出血熱について
 - (1) 疑似症患者が特定感染症指定医療機関又は第一種感染症指定医療機関以外で受診した場合、この医療機関が行うべき対処方法
 - (2) 感染症対応訓練を
 - (3) 保健所の対応・指示は
- 5 国際観光について
- 6 その他

○無所属議員の質疑及び一般質問

久末議員（１２月９日４番目）

答弁を求める理事者 市長及び関係理事者

- 1 赤岩遊歩道について
- 2 姉妹都市交流について
- 3 その他

○一般質問

秋元議員（１２月１０日１番目）

答弁を求める理事者 市長及び関係理事者

- 1 若者支援について
- 2 小樽市障害福祉計画について
- 3 小樽市地域防災計画について
- 4 ICTやスマートフォンを活用した公共サービス向上について
- 5 その他

川畑議員（１２月１０日２番目）

答弁を求める理事者 市長及び関係理事者

- 1 防災対策について
- 2 街路灯助成金について
- 3 生活支援ハウスの休・廃止について
- 4 その他

林下議員（１２月１０日３番目）

答弁を求める理事者 市長、教育長及び関係理事者

- 1 人口減少対策について
- 2 子供の貧困対策について
- 3 就学援助について
- 4 北海道新幹線開業に向けた課題について
- 5 その他

佐々木（茂）議員（１２月１０日４番目）

答弁を求める理事者 市長、教育長及び関係理事者

- 1 子ども・子育て支援新制度について
- 2 無届けの有料老人ホームについて
- 3 街路防犯灯のLED化について
- 4 認定農業者制度に関連して
- 5 地方教育行政の組織及び運営に関する法律の改正について
- 6 今後の放課後等の教育支援の在り方に関するワーキンググループ取りまとめの概要について
- 7 学校施設の防災機能に関する実態調査について
- 8 ICTを活用した教育の推進に関する懇談会の概要について
- 9 その他

成田議員（１２月１０日５番目）

答弁を求める理事者 市長及び関係理事者

- 1 産科の一時休止の問題について
- 2 その他

中島議員（12月10日6番目）

答弁を求める理事者 市長及び関係理事者

- 1 障がい者問題について
 - （1）精神障がい者のバス運賃割引実施の支援策を
 - （2）障がい福祉サービス利用者の65歳時介護保険優先の影響は
- 2 第6期介護保険事業計画について
 - （1）保険料はなぜ上がるのか
 - （2）特別養護老人ホームやグループホームなどの施設拡大を
- 3 その他

平成26年
第4回定例会会議録 第1日目
小樽市議会

平成26年12月3日

出席議員（26名）

1番	秋	元	智	憲	2番	千	葉	美	幸
3番	中	村	岩	雄	4番	吹	田	友	三郎
5番	成	田	祐	樹	6番	安	斎	哲	也
7番	小	貫		元	8番	川	畑	正	美
9番	松	田	優	子	10番	高	橋	克	幸
11番	齊	藤	陽	一良	12番	鈴	木	喜	明
13番	酒	井	隆	行	14番	上	野	智	真
15番	濱	本		進	16番	林	下	孤	芳
17番	佐々	木		秩	19番	斎	藤	博	行
20番	中	島	麗	子	21番	新	谷	と	し
22番	北	野	義	紀	23番	佐々	木		茂
24番	山	田	雅	敏	25番	横	田	久	俊
27番	前	田	清	貴	28番	久	末	恵	子

欠席議員（1名）

18番 山 口 保

出席説明員

市 長	中松義治	副 市 長	貞村英之
教 育 長	上林 猛	病 院 局 長	並木昭義
水 道 局 長	飯田俊哉	総 務 部 長	迫 俊哉
財 政 部 長	小山秀昭	産 業 港 湾 部 長	佐藤誠一
生 活 環 境 部 長	前田孝一	医 療 保 險 部 長	藤井秀喜
福 祉 部 長	三浦波人	保 健 所 長	秋野惠美子
建 設 部 長	工藤裕司	消 防 長	飯田 敬
病 院 局 小 樽 市 立 病 院 事 務 部 長	笠原啓仁	教 育 部 長	田中泰彦
総 務 部 企 画 政 策 室 長	中田克浩	総 務 部 総 務 課 長	佐藤靖久
財 政 部 財 政 課 長	佐々木真一		

議事参与事務局職員

事務局長 小鷹孝一
庶務係長 伝里純也
調査係長 沼田晃司
書記 木戸智恵子
書記 深田友和

事務局次長 中崎岳史
議事係長 柳谷昌和
書記 石澤麻由美
書記 佐々木昌之
書記 伊沢有里

開会 午前10時00分

○議長（横田久俊） これより、平成26年小樽市議会第4回定例会を開会いたします。

直ちに、本日の会議を開きます。

本日の会議録署名議員に、吹田友三郎議員、酒井隆行議員を御指名いたします。

日程第1「会期の決定」を議題といたします。

お諮りいたします。

本定例会の会期を、本日から12月25日までの23日間といたしたいと思います。

これに、御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（横田久俊） 御異議なしと認め、さように決しました。

日程第2「議案第1号ないし第21号及び報告第1号」を一括議題といたします。

まず、議案第1号ないし第20号及び報告第1号について、市長から提案理由の説明を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（横田久俊） 市長。

（中松義治市長登壇）（拍手）

○市長（中松義治） ただいま上程されました各案件について、提案理由の概要を説明申し上げます。

初めに、議案第1号及び議案第2号の平成26年度一般会計補正予算並びに議案第1号に関連します議案第15号について説明申し上げます。

まず、議案第1号及び議案第15号についてであります。平成22年12月に発生しました、市が堺町通りの歩道に設置したマットに起因する転倒事故につきまして、相手方との協議が調いましたことから、その賠償額を決定するとともに、損害賠償金を計上するものであります。

次に、議案第2号の主なものといたしましては、電気料金の再値上げに伴い、ロードヒーティングなどの電気料や、学校施設において不足の見込まれる燃料費の増額分を計上しました。

そのほか、私立保育所保育士等の処遇改善のための保育士等処遇改善事業費や夜間急病センター管理代行業務費の増額など、所要の経費を計上いたしました。

これらに対する財源といたしましては、負担金、使用料、国・道支出金、寄附金、繰入金及び諸収入を計上いたしました。

債務負担行為につきましては、塩谷児童センター、いなきた児童館、さくら学園、夜間急病センター及び総合体育館の指定管理者の管理代行業務に係る経費や、スクールバス運行経費などを計上したほか、年度間の端境期対策として、工事の早期発注を図るために臨時市道整備事業費を計上いたしました。

以上の結果、一般会計における補正額は1億2,483万8,000円の増となり、財政規模は571億5,256万9,000円となりました。

次に、議案第3号から議案第6号までの各特別会計補正予算の主なものといたしましては、介護保険事業特別会計において、平成27年4月からの制度改正に伴うシステム改修のための経費などを計上いたしました。

次に、議案第7号及び議案第8号の各企業会計補正予算の主なものといたしましては、水道事業会計において、工事の早期発注を図るため、配水管整備工事費について、債務負担行為として所要の経費を計上いたしました。

続きまして、先ほど説明申し上げました議案第15号を除き、議案第9号から議案第20号までについて説明申し上げます。

議案第9号児童発達支援センター条例の一部を改正する条例及びこども発達支援センター条例の一部を改正する条例案につきましては、児童福祉法の一部改正に伴い、所要の改正を行うものであります。

議案第10号国民健康保険条例の一部を改正する条例案につきましては、健康保険法施行令の一部改正に準じ、出産育児一時金の額を引き上げるものであります。

議案第11号公設青果地方卸売市場条例の一部を改正する条例案につきましては、都市計画区域の変更に伴い、公設青果地方卸売市場の敷地面積を変更するものであります。

議案第12号市立学校設置条例の一部を改正する条例案につきましては、北手宮小学校、手宮西小学校、手宮小学校及び色内小学校の統合校の校名を定めるものであります。

議案第13号放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例案につきましては、児童福祉法の一部改正に伴い、放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準について定めるものであります。

議案第14号消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例案につきましては、児童扶養手当法の一部改正に伴い、所要の改正を行うものであります。

議案第16号から議案第20号までにつきましては、いずれも公の施設の指定管理者の指定についてであります。さくら学園につきましては引き続き社会福祉法人後志報恩会を、いなきた児童館及び塩谷児童センターにつきましては引き続き社会福祉法人小樽市社会福祉協議会を、夜間急病センターにつきましては引き続き一般社団法人小樽市医師会を、総合体育館につきましてはアンビックス・ソプラティコグループを、それぞれ指定するものであります。

最後に、専決処分報告についてであります。報告第1号につきましては、平成26年度一般会計において衆議院議員選挙及び最高裁判所裁判官国民審査費に係る予算を措置するため、同会計の補正予算について26年11月21日に専決処分したものであります。

以上、概括的に説明申し上げましたが、なにとぞ原案どおり御可決、御承認賜りますようお願い申し上げます。（拍手）

○議長（横田久俊） 次に、議案第21号について、提出者から提案理由の説明を求めます。

（「議長、7番」と呼ぶ者あり）

○議長（横田久俊） 7番、小貫元議員。

（7番 小貫 元議員登壇）（拍手）

○7番（小貫 元議員） 日本共産党を代表して、議案第21号小樽市非核港湾条例案の提案説明を行います。

核兵器を減らした数はブッシュ両大統領よりも、はるかに少ない。11月初め、ニューヨーク・タイムズにこのように皮肉られた人物は、オバマ大統領です。この記事では、歴代大統領による核兵器の増減を分析しています。最も増やしたのはアイゼンハワー大統領、その数は1万8,000発。一方、ブッシュ大統領、父親のほうですけれども、9,000発の減。イラクへの侵略戦争を仕掛けた子供のブッシュ大統領は5,000発以上減。しかし、核なき世界を掲げ、ノーベル平和賞をもらったオバマ大統領は、500発の削減です。

今後の核兵器計画への経費は、30年間で1兆ドルとも言われています。核兵器は、非人道性兵器として批判が強まっていますが、このようにお金を底なし沼のように吸い込むものです。

このようなアメリカの核戦略に唯々諾々と従い、核の傘にしがみついているのが日本政府です。この政府に対し、平和首長会議は、先月の10日と11日に第4回国内加盟都市会議を開き、核兵器禁止条約交渉開始の先頭に立つよう政府に求める総括文書を採択しました。そして、被爆70年の2015年、NPT再

検討会議への代表団派遣を自治体首長に呼びかけました。

先ほどのニューヨーク・タイムズの記事を紹介したしんぶん赤旗は、先月17日付けです。その前日の16日には、沖縄での辺野古沖への新基地建設反対の民意に背くアメリカと日本政府に審判が下され、国の方針に反して住民の命を守る翁長候補が当選しました。

そして、昨日、衆議院議員総選挙が公示されました。安倍総理大臣は、被爆者代表から集団的自衛権の行使容認について批判が出されても、見解の相違だと切って捨てました。今回の選挙は、安倍政権が進める戦争する国づくりへの審判を問う選挙にもなります。

アメリカにしても、日本にしても、政治が変われば核廃絶は一層進みます。しかし、核保有大国のアメリカがどのような方針をとるにしても、日本政府が核についてどのような立場をとろうとも、沖縄のように地方自治体として住民の命を守る必要があります。市民を核の脅威から守るために、核兵器の搭載の有無を義務づける非核港湾条例の制定を提案いたします。

以上、提案説明とします。(拍手)

○議長(横田久俊) 日程第3「休会の決定」を議題といたします。

お諮りいたします。

議案調査のため、明12月4日から12月7日まで4日間、休会いたしたいと思ます。

これに、御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(横田久俊) 御異議なしと認め、さように決しました。

本日は、これをもって散会いたします。

散会 午前10時14分

会議録署名議員

小樽市議会 議長 横 田 久 俊

議員 吹 田 友 三 郎

議員 酒 井 隆 行

平成26年
第4回定例会会議録 第2日目
小樽市議会

平成26年12月8日

出席議員（27名）

1番	秋	元	智	憲	2番	千	葉	美	幸
3番	中	村	岩	雄	4番	吹	田	友	三郎
5番	成	田	祐	樹	6番	安	斎	哲	也
7番	小	貫		元	8番	川	畑	正	美
9番	松	田	優	子	10番	高	橋	克	幸
11番	斉	藤	陽	一良	12番	鈴	木	喜	明
13番	酒	井	隆	行	14番	上	野	智	真
15番	濱	本		進	16番	林	下	孤	芳
17番	佐々	木		秩	18番	山	口		保
19番	斎	藤	博	行	20番	中	島	麗	子
21番	新	谷	と	し	22番	北	野	義	紀
23番	佐々	木		茂	24番	山	田	雅	敏
25番	横	田	久	俊	27番	前	田	清	貴
28番	久	末	恵	子					

欠席議員（0名）

出席説明員

市	長	中	松	義	治	副	市	長	貞	村	英	之												
教	育	長	上	林	猛	病	院	局	長	並	木	昭	義											
水	道	局	長	飯	田	俊	哉	総	務	部	長	迫	俊	哉										
財	政	部	長	小	山	秀	昭	産	業	港	湾	部	長	佐	藤	誠	一							
生	活	環	境	部	長	前	田	孝	一	医	療	保	險	部	長	藤	井	秀	喜					
福	祉	部	長	三	浦	波	人	保	健	所	長	秋	野	恵	美	子								
建	設	部	長	工	藤	裕	司	消	防	長	飯	田	敬											
病	院	局	小	樽	市	立	病	院	長	笠	原	啓	仁	教	育	部	長	田	中	泰	彦			
事	務	部	長							中	田	克	浩	総	務	部	総	務	課	長	佐	藤	靖	久
財	政	部	財	政	課	長	佐	々	木	真	一													

議事参与事務局職員

事務局長 小鷹孝一
庶務係長 伝里純也
調査係長 沼田晃司
書記 木戸智恵子
書記 深田友和

事務局次長 中崎岳史
議事係長 柳谷昌和
書記 石澤麻由美
書記 佐々木昌之
書記 伊沢有里

開議 午後 1時00分

○議長（横田久俊） これより、本日の会議を開きます。

本日の会議録署名議員に、千葉美幸議員、中島麗子議員を御指名いたします。

日程第1「議案第1号ないし第21号及び報告第1号」を一括議題といたします。

質疑及び一般質問を一括し、これより会派代表質問を行います。

あらかじめ申し上げます。

代表質問に当たっては、質問通告の大項目の順で質問を行い、再質問、再々質問がある場合は、それぞれ一括質問で行うことといたします。

それでは、通告がありますので、順次、発言を許します。

（「議長、21番」と呼ぶ者あり）

○議長（横田久俊） 21番、新谷とし議員。

（21番 新谷とし議員登壇）（拍手）

○21番（新谷とし議員） 日本共産党を代表して、質問します。

初めに、議案第13号小樽市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例案について質問します。

まず、条例案提案の問題です。この条例案の形式については、前定例会でも提案されたリンク方式が採用されています。日本共産党は、リンク方式では、政省令に変更があった場合、条例の改正の必要性は原部の判断になり、条例の改正案が提出されないこととなり、議会の議決権の侵害であると一貫して主張してきました。我が党の指摘を受けて、先日、リンク方式は採用したままとなるが、政省令の改正があった場合には、逐一条例の改正案を提出するという内容のルール化が示されました。政省令の改正があった場合には、その都度、条例案を提出するとのことで、議決権確保の立場から一步前進ではありますが、我が党はリンク方式については賛成できないことを申し上げておきます。

次に、条例で定める基準に国の従うべき基準として職員の資格が定められていますが、現在、全市の放課後児童クラブの指導員の資格状況と人数についてお知らせください。

設備基準は国の参酌基準とはなっていますが、小樽市の専用区画面積は児童1人につき1.88平方メートルで国の基準を上回っています。しかし、いなきた児童館、塩谷児童センターとも基準を設けていないのはなぜですか。

いなきた児童館、塩谷児童センターとも放課後児童クラブの運営は児童館と一体の運営になっていますが、設備基準では専用区画が必要となります。この点で国の基準を満たしていないことから、条例案第4条で独自基準を設けましたが、本来であれば、国の設備基準に基づく面積は幾らになるのですか。

今後も専用区画面積を拡大する予定はないのですか。

また、塩谷児童センターは塩谷小学校から1キロメートルほどあり、遠いことが心配です。これまで問題はなかったのですか。

省令第10条第4項で、「一の支援の単位を構成する児童数は、おおむね四十人以下とする」とされています。小樽市の各放課後児童クラブは、銭函小学校を除き34人以下で基準を満たしていますが、銭函小学校の定員は51人であることから、来年度から張碓小学校、桂岡小学校ともに新たに通年開設するという説明を受け、児童、保護者とも安心でき、よかったと思います。

しかし、小樽市は、土曜日は拠点校方式をとっているため、4月、5月の土曜日開設以降、6月から銭函小学校のクラブに通わなければならないため、張碓小学校と桂岡小学校の定員を合わせるとはるか

に国の基準を超えます。他の拠点校も同じです。全道10万人都市で拠点校方式をとっている市はありますか。

省令第18条第2項で放課後児童健全育成事業所を開所する日数は、1年につき250日以上を原則とすることがうたわれていますが、6月以降の土曜日を開設しないと250日になりませんから、国の基準を満たしていないのではないですか。

とりわけ、張碓小学校の放課後児童クラブは、通常時でも全校児童55人のうち13人が利用し、利用割合が高いこと、拠点校の銭函小学校まで地図上でも3.9キロメートルもあり、さらにジェイ・アール北海道バスは1時間に1本もなく、通うのは大変です。桂岡小学校も銭函小学校まで2.2キロメートルで、交通手段は張碓小学校と同様です。省令第18条第2項では、その地方における児童の保護者の就労日数などの状況を考慮して、開所の日数を決めることになっています。保護者の意向と要望を聞き、両校とも土曜日も開所すべきではありませんか。この際、土曜開所されていない児童クラブの保護者の皆さんからアンケートをとって必要ところは土曜日も開所すべきです。お答えください。

○議長（横田久俊） 理事者の答弁を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（横田久俊） 市長。

（中松義治市長登壇）

○市長（中松義治） 新谷議員の御質問にお答えします。

ただいま、議案第13号小樽市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例案について御質問がありました。

初めに、現在の全市の放課後児童クラブ指導員の資格状況と人数についてですが、本年10月現在で申し上げますと、まず勤労女性センターの指導員は3名、いなきた児童館の指導員は1名で、いずれも有資格者であります。また、塩谷児童センターの指導員は3名で、このうち2名が有資格者であります。

次に、いなきた児童館、塩谷児童センターとも専用区画の面積基準を設けていないことにつきましては、いずれも放課後児童クラブ事業を児童館の施設を利用して開設しているものであり、放課後児童クラブの専用区画について児童館の中で基準を満たした広さを確保できないため、面積基準を設けていないものであります。

次に、いなきた児童館及び塩谷児童センターで開設する放課後児童クラブの受入れ定員に基づく必要面積につきましては、両施設とも定員30名であり、児童1人当たりおおむね1.65平方メートル以上とすると、49.5平方メートル以上の面積が必要となるものであります。

また、今後の面積の拡大につきましては、両施設とも集会室の一部を必要に応じてカーテンで間仕切る簡易的な専用区画としており、いずれも施設全体の面積が限られているため、難しいものと考えております。

次に、塩谷児童センターと塩谷小学校との距離が1キロメートルあることにつきましては、これまで特に問題はなかったと聞いております。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（横田久俊） 教育長。

○教育長（上林 猛） 新谷議員の御質問にお答えいたします。

初めに、放課後児童クラブ指導員の資格状況や人数についてであります。教育委員会が所管する放課後児童クラブでは、12月現在で平日の指導員は45名中有資格者が44名となっております。

また、土曜日の指導員につきましては、44名中、有資格者が28名となっております。

次に、道内の人口10万人以上の都市で土曜日を拠点校方式により開設している市があるかとのお尋ねですが、本市の行っている拠点校方式で土曜日を開設している市はございません。

なお、現在、本市の土曜拠点校において、登録児童数が国の基準を超えて受け入れている学校はございません。

次に、土曜拠点校以外の学校において6月以降の土曜日を開所しないと、国の基準である開所日数250日以上を満たしていないとのお尋ねについてであります。土曜拠点校以外の学校の条例施行予定となる平成27年度の開所予定で申し上げますと、平日については243日、4月、5月の土曜日が9日間、合計で252日の開所となり、省令第18条第2項に定める基準は満たすこととなります。

次に、張碓小学校と桂岡小学校の両校とも土曜日を通年で開所すべきとのお尋ねであります。本市においては学校数が多く、1校当たりの児童数が少なく利用希望者も少ないことから、効率的な運営を図る観点から土曜拠点校方式により開所をまいりました。両校での土曜日の通年開所については、引き続き少子化の傾向にありますことから、今後の利用希望児童数の動向などを見極めながら、慎重に判断してまいりたいと考えております。

次に、土曜拠点校以外の児童クラブの保護者へのアンケートについてでございますが、現在の児童クラブの利用者から平成27年度の入会申込書を提出していただくこととしておりますが、その際に土曜日の利用の仕方についても記入してもらうなど、状況の把握に努めてまいりたいと考えております。

なお、開所につきましては、利用希望児童数の動向などを見極めた上で、慎重に判断してまいりたいと考えております。

○議長（横田久俊） 次に、第2項目めの質問に入ります。

（「議長、21番」と呼ぶ者あり）

○議長（横田久俊） 21番、新谷とし議員。

（21番 新谷とし議員登壇）

○21番（新谷とし議員） アベノミクスと消費税10パーセント増税について質問します。

安倍政権はGDPの2期連続マイナスにショックを受け、消費税10パーセントの1年半先送りを表明し、国民に信を問うとして衆議院を解散しました。解散は、消費税増税、集団的自衛権の行使容認、原発再稼働、TPPなど、国民世論に背いて暴走を続け、民意無視の政治が行き詰まったあげくのものであります。

アベノミクスの2年間の7月から9月の対比では、実質賃金は4,320億円の減、実質個人消費は2兆1,186億円の減、年収200万円以下のワーキングプアは29万9,000人増え、1,119万9,000人になり、貯蓄なしの世帯は26パーセントから30.4パーセントに増えています。

また、11月28日に発表された政府の各種経済指標は、アベノミクスで家計が犠牲になっていることを改めて示すものになっています。総務省の調査では、消費者物価は17か月連続上昇、2人以上世帯の消費支出は28万8,579円、実質で前年同月比4.0パーセントの減少で、4月の消費税増税後7か月連続のマイナスです。一方、勤労者世帯の実収入は実質で2.1パーセント減少しました。

アベノミクスによる物価上昇に収入増が追いつかない状態が続いています。勤労者世帯の収入金額48万8,273円のうち、税金や社会保険料などの非消費支出は2.5パーセント増えています。労働力調査によると10月の非正規労働者は前月比で10万人増え、1,980万人に達し、37.5パーセントにもなっています。2013年1月から比べると正社員数は38万人減少し、非正規労働者は157万人増えています。年金も下がり、庶民の生活が苦しくなるばかりで、世論調査では景気の回復を実感しないという声が80パーセントを超えています。

こうした一方、資本金10億円以上の企業の経常利益は2年間で4兆696億円増、資産が100億円以上増えた株主は100人を超え、自動車大手8社は円安効果だけで1.8兆円のもうけと発表しています。

このように、アベノミクスで格差は一層拡大されました。アベノミクスが小樽市経済にどのような影響を与えているか。小樽市経済動向調査結果の全業種概況における前年同期と今期の7月から9月の状況による総評では、「総体的に、消費税率の引き上げから半年、反動減からの消費回復の広がり浸透せず、夏場の天候不順による個人消費の減退、円安や国際情勢不安を背景とした原油価格の高騰、原材料や資材等商品仕入価格の上昇、燃料費、人件費などによるコスト増の転嫁不足から景気のもたつき・後退感が深まりつつある」と報告しています。今年4月から6月、7月から9月の全業種概況について業況、売上高、採算別に前年同期比も含めてお示しください。

総評で述べているように、アベノミクスは大企業と中小企業の格差を拡大し、小樽市においても景気悪化を招いたと言えるのではありませんか。アベノミクスに対する市長の評価をお聞きます。

消費税10パーセント増税についてお聞きます。

安倍首相は、8パーセントへの増税実施を決めた2013年10月記者会見で「社会保障を安定させ、厳しい財政を再建するために財源の確保は待たなしです」と述べていました。しかし、「増税分は全額社会保障に回します」と全戸に配布した政府の宣伝は、医療、介護の連続改悪で、宣伝は偽りであったのが明らかになりました。小樽市経済動向調査結果にも如実に表れているように、消費税8パーセント増税は消費を冷え込ませ、小樽経済を減速させ、財政再建にもなっていません。2014年度市税概要によると、個人市民税は納税義務者数が減少傾向にあり、調定額、収入額とも減少していること、法人市民税は納税義務者数は横ばいであるが、金融業を中心に業績が落ち込み、課税標準額、調定額、収入額が減少していると報告されています。2014年度予算説明書で見ると、個人市民税は2013年度に比べ、4,400万円減額になっています。8パーセント増税前でこのような状況ですが、消費税増税は小樽市の財政再建に貢献するとお考えでしょうか。市長の見解を伺います。

安倍首相が来年10月からの消費税の再増税を延期しなければならなくなったのは、消費税増税後、個人消費が落ち込み、GDPの2期連続後退で増税路線の破綻と増税に対する国民世論で追い込まれた結果です。安倍政権は、2年後どんな経済状況でも消費税10パーセントを実行する、アベノミクスも続けると明言しています。軽減税率導入を言っていますが、その規模も中身も示されておりません。格差拡大を招いているアベノミクスを続行し、消費税10パーセント増税断行は一層消費を冷え込ませ、景気悪化を招き、財政再建にも効果はないと考えます。日本共産党は、国民の所得を増やす経済改革と富裕層と大企業に応分の負担を求める税制改革で、経済再建を図る提案をしています。消費税10パーセント増税はきっぱりと中止すべきです。市長の消費税10パーセント増税に対しての見解を求めます。

○議長（横田久俊） 理事者の答弁を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（横田久俊） 市長。

（中松義治市長登壇）

○市長（中松義治） ただいま、アベノミクスと消費税10パーセント増税について御質問がありました。

初めに、今年の小樽市経済動向調査結果の第1四半期と第2四半期の全業種概況につきましては、まず業況のDI値は第1四半期がマイナス8.6、第2四半期はマイナス13.7と4期ぶりにマイナスに転じており、前年比においても第1四半期がマイナス1.7ポイント、第2四半期はマイナス17.4ポイントとなっております。売上高のDI値では第1四半期がマイナス8.7、第2四半期はマイナス5.7、前年比については第1四半期はマイナス15.3ポイント、第2四半期はマイナス28.7ポイントとなっております。採算

のD I 値では第1 四半期はマイナス9.8、第2 四半期はマイナス11.9、前年比については第1 四半期がプラス6.3ポイント、第2 四半期はマイナス5.3ポイントとなっております。したがって、総体的には第2 四半期にマイナスのD I 値が増えており、悪化と判断している企業が多い状況にあります。

次に、アベノミクスに対する評価につきましては、全国的には各種の経済動向調査によると一定の成果を上げているものと思いますが、特に中小企業や地方においてはその効果が十分に行き渡っているとは言えず、さらに市内企業の多くは原油高や原材料費の高騰により、採算性が悪化している状況にあるものと考えております。いわゆるアベノミクスの第3の矢である民間投資を喚起する成長戦略は効果が徐々に現れる施策だと思いますし、さらに国では新年度にローカル・アベノミクスを重点施策として推進し、中小企業の成長の促進や地域経済の活性化を強化する方針を示しておりますので、今後の具体的な事業実施に期待をしているところであります。

次に、8パーセントの消費税増税が小樽市の財政再建に貢献するかにつきましては、消費税増税は社会保障制度を充実、拡充させるための安定的な財源確保が目的であり、地方においても増税分3パーセントのうち、0.92パーセントが地方交付税分、地方消費税分として配分されるものと認識しております。

次に、消費税10パーセント増税に対する見解につきましては、増税先送りにより社会保障改革が滞ることのないよう、改革を確実に実施するため、万全の措置が講じられること、また市町村が社会保障の充実確保に適切に対応できるよう必要な財源が確実に手当てされることが重要と考えており、今後の動向を見守りたいと考えております。

○議長（横田久俊） 次に、第3項目めの質問に入ります。

（「議長、21番」と呼ぶ者あり）

○議長（横田久俊） 21番、新谷とし議員。

（21番 新谷とし議員登壇）

○21番（新谷とし議員） 財政問題について質問します。

今定例会の補正予算で燃料・光熱水費として6,100万円計上されています。電気、灯油、重油の予算の内訳についてお知らせください。

北海道電力は、道民の反対を押し切って、11月から電気代を再値上げしました。道民批判に押され、11月から3月31日までの使用分は軽減されますが、今年度の小樽市への影響額と来年度の年間影響額と新電力導入の効果額をお示してください。

あわせて、小・中学校の灯油代と重油代の当初予算と補正予算の単価の差をお示してください。

灯油などの燃料費の高騰は、アベノミクスによる国の政策が原因です。2014年3月18日付けで総務省から特別交付税の新規項目として原油高騰対策分11億円が示されておりました。今年度も燃料費高騰が続いていることから、この高騰に対して国が責任を持って予算措置を大幅に増額するよう、国に要請していただきたいですが、いかがですか。

今定例会の補正予算で、財政調整基金を5,027万6,000円繰り入れる予定ですが、財政調整基金の残高は幾らになるか、お示してください。

来年度予算にかかわってお聞きます。

10月20日、財政部長名で平成27年度予算編成方針通知が示されました。平成27年度の収支見通しは、26年度予算をベースにした場合、総務省の概算要求で地方交付税総額が8,400億円の減とされており、その影響などを勘案すると財源不足は約12億円と、26年度当初予算に比べ約3億円拡大すること、財政調整基金残高は昨年度比1億4,000万円減の13億1,000万円となっており、今後、電気料金の値上げや新たな財政需要にも対応していかなければならないことから、引き続き厳しい予算編成となることが見込ま

れるとしています。この予算編成方針通知後、既に財政調整基金取崩しが予定されていますが、来年度の収支見通しと財源不足になる場合は何で補う計画か、お示してください。

予算編成方針通知では、「既存の全ての事務事業について、必要性、有効性を厳しく検証するとともに、行政サービスのコストの低減や質の向上に努め、安易な歳出増とならないよう留意すること」「行政評価（事業評価）で評価を受けた事業については、明らかになった課題や評価結果を踏まえ要求すること」を挙げています。2013年度実施した行政評価（試行）の結果、生活支援ハウス運営事業費は休廃止・終了の方向性が示されましたが、二次評価で要改善と評価された事業が7項目挙げられています。行政サービスのコスト低減とありますが、疲弊している市民生活にさらに負担を求めるのは認められません。今年度実施した行政評価の結果、2015年度ではどの事業を見直すのか、具体的にお示してください。

地方交付税についてです。

今年度は当初の予算額を5億3,651万6,000円上回って配分されました。その要因は、地域の元気創造事業費の指標に示された過去の市職員削減率による算定が大きかったためとのことですが、地方自治法第1条の2にうたわれている地方公共団体の役割を果たす上で自治体職員をむやみに削減すべきではありませんし、そのことで自治体の評価を図り、差をつけること自体間違いではありませんか。見解を求めます。

そもそも地方交付税は地方公共団体の財源の不均衡を調整し、どの地域に住む国民にも一定の行政サービスを提供できるよう財源を保障するためのもので、地方の固有財源です。2004年度から始まった小泉内閣の三位一体の改革で小樽市では地方交付税が総額56億円も削減され、さまざまな市民サービスの削減に加え、定率減税廃止などの税制改悪による市民負担増で消費が落ち込み、景気を悪化させました。このとき、地方六団体は一致して地方交付税の増額を強く求めました。地方自治体の役割を果たす上で、地方交付税の減額を見守るのではなく、国に対して増額を強く要求すべきです。市長の見解を求めます。

新・市民プールについてです。

第6次小樽市総合計画の前期実施計画で事業費を掲載しながら、具体的に基本設計、実施設計を唯一実施しなかった新・市民プール整備事業は、事実上の後退で、多くの市民の失望を買い、毎年小樽を訪れる観光客にまで、まだできていないのですかと驚かれています。

2003年第2回定例会以降、2014年第3回定例会までに室内水泳プールの存続を求める陳情と新・市民プールの早期建設を求める陳情の署名は合計5万2,659筆に上り、小樽市外からも多くのプール建設の期待が寄せられています。市長は当初、小樽市室内水泳プールの存続を求める会との懇談の中で、適地を見つけてくださいとまで言っていたのですから、誠実に市民の願いに応え、早期建設に踏み切るべきです。お答えください。

○議長（横田久俊） 理事者の答弁を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（横田久俊） 市長。

（中松義治市長登壇）

○市長（中松義治） ただいま、財政問題について御質問がありました。

初めに、今定例会で提案しております一般会計補正予算の燃料・光熱水費の内訳につきましては、電気代が5,320万円、灯油代が490万円、重油代が210万円、ガス代が80万円となっております。

次に、北海道電力の電気料金値上げの影響額につきましては、電気使用量の実績を基に試算すると、今年度の影響額は約6,000万円、来年度の年間影響額は約1億6,000万円と見込まれます。

また、新電力導入の年間効果額につきましては、約950万円と試算しております。

次に、小・中学校の灯油と重油の単価についてですが、いずれも税抜きで1リットル当たり灯油は当初予算89円に対して、補正予算では98円、重油は87円に対して96円であり、それぞれ9円の増となっているものです。

次に、原油価格の高騰に対する国への要請についてですが、これまでも家庭用灯油の安定供給と価格安定対策の推進や地方公共団体の追加的な財政需要に対する早期の支援の充実強化について要請してきたところであります。原油価格については変動もありますので、今後も必要に応じ、北海道市長会や全国市長会を通じて国に対して要望してまいりたいと考えております。

次に、財政調整基金の残高についてですが、今定例会に提案しております補正予算後の残高は約12億6,000万円となるものです。

次に、来年度の収支見通しと財源対策についてですが、平成27年度の予算編成方針では財源不足額を約12億円と試算しておりますが、その後、消費税率の引上げの延期が見込まれる中で、社会保障制度改革の財源が示されていないことや、国の予算編成の動向も不透明であり、今後、財源不足額は大きく変動する可能性があるものと考えております。

なお、財源対策については財政調整基金を活用するとともに、国の動向なども注視しながら予算編成の中で検討してまいりたいと考えております。

次に、今年度実施した行政評価により見直しを行うとした事業につきましては、まず評価の結果では1事業を拡充、17の事業を要改善として、事業内容の見直しを行うよう評価したところです。拡充とした事業は教育支援活動推進事業費で、学校支援ボランティアの登録や学習支援メニューの充実に向けた評価内容としたほか、要改善とした事業の主なものとして、木造住宅耐震改修促進経費、はつらつ講座事業費などについては市民ニーズ等に合った実施に向けた見直しを、独立行政法人日本スポーツ振興センター負担金、生活講座等開催経費については市民負担のあり方や公平性について見直しを行うという評価をしたところであります。

また、評価結果は、今後の予算編成過程において次年度に直ちに反映できるか否かの検討を行った上で、次年度以降の予算に反映させることとなります。

次に、地方交付税の地域の元気創造事業費の算定につきましては、一定のルールの下での職員数の削減など本市のこれまでの行革努力の成果が反映されたものでありますが、地方交付税の算定に当たっては、地方交付税の持つ財源調整、財源保障の両機能を低下させることのないよう配慮するとともに、地方の固有、共有の財源であることから、国の政策誘導手段として用いるべきものではないと考えております。

次に、地方交付税増額の要望につきましては、地方交付税の減額は本市の財政運営に大きな影響を及ぼすことから、これまでも国に対して必要な地方交付税総額の確保を図るよう要望してきたところであり、引き続き北海道市長会や全国市長会などを通じて、強く要請してまいりたいと考えております。

次に、新・市民プールの整備につきましては、多くの市民の皆さんからの要望のある事業ですので、取り組まなければならない事業の一つであると認識しており、建設場所や建設形態、ランニングコストなどの調査検討を行っております。しかしながら、適地が見つからないことのほか、公共施設の耐震化への取組など、市民生活の安全・安心を守るための取組をはじめとして、優先的に取り組まなければならない課題に対応していかなければならないこと、また、本市の財政は何らかの財源対策を行わなければ収支均衡予算を編成できない厳しい状況にあることから、現時点においては新・市民プールの整備着手のめどを立てることができない状況にあります。

○議長（横田久俊） 次に、第4項目めの質問に入ります。

(「議長、21番」と呼ぶ者あり)

○議長(横田久俊) 21番、新谷とし議員。

(21番 新谷とし議員登壇)

○21番(新谷とし議員) 地方創生について伺います。

安倍政権は、秋の臨時国会を地方創生国会と位置づけ、「国民が安心して働き、希望どおり結婚し、子育てができ、将来に夢や希望を持つことができる魅力あふれる地方を創生する」としました。地方創生法は、人口減少の歯止め、東京圏の人口集中の是正、地域の住みよい環境の確保などを目的にし、国が基本方向となる総合戦略を閣議決定し、都道府県と市町村にも戦略をつくらせるものです。人口減少による地域衰退や東京一極集中のゆがみを是正することは、多くの国民が切実に求めているものでもあります。11月6日に塩谷地区で行われた小樽市議会「市民と語る会」でも、疲弊した塩谷地区を何とか活性化してほしいという意見が出されました。塩谷地区だけでなく、小樽市全体が急速な人口減少、少子高齢化を招いています。地方創生といっても、なぜ地方の人口減少や衰退を招き、都市部に異常に人口を集中させてしまったのか。その原因を究明しなければ、解決策ありません。

第1に、人口減少は、若い人たちが結婚し、出産、子育てをしていくことが難しい状況にあることです。労働法制の規制緩和で、若者と女性の2人に1人が非正規雇用など異常な不安定雇用と低賃金、長時間労働を強いられているからです。小樽市では、どう現れているでしょうか。小樽市労働実態調査による正規雇用と非正規雇用の割合を、2013年度以下5年分についてお聞かせください。

安倍政権が臨時国会で提出していた労働者派遣法改正案は、生涯派遣を押しつけ、正社員どころか逆に正規から非正規に置きかえるもので、ますます結婚できない若い人たちの増やすだけです。これでは人口減少克服になりません。法案は世論と運動により今国会では廃案になりましたが、労働法制の規制緩和を改め、正規雇用の拡大と人間らしく働ける雇用のルールが必要です。労働法制の規制緩和について市長の見解をお聞きます。

第2に、東京一極集中の是正を挙げていますが、そもそもなぜ東京など都市部に異常に人口を集中させてしまったのか。一つは、地方の産業が壊され、雇用が失われたからです。地方の第1次産業である農業などは輸入自由化で潰され、日米構造協議で米国側からの要求で、1992年、大店法が改正され、大店法廃止後のまちづくり3法は機能せず、郊外への大型店の身勝手な進出と撤退でシャッター通りが拡大しました。

大店法改正の流れの中で、小樽市は、小樽経済の起爆剤と位置づけて市民の反対を押し切って築港再開発を行い、税金142億2,000万円の巨費を投じマイカルを誘致し、就業者数3,000人、定住人口5,000人、入込客数年間900万人を目指したものの、わずか2年半で破綻しました。今年度までの築港再開発での市の起債借入額、今年度までの元利償還額と今後の元利償還額をお知らせください。

また、マイカル開業時の店舗数と従業員数は現在どう変化していますか。

また、倒産は、民間調査会社によると2002年から2013年までだけでも200件、873億8,400万円に達し、雇用の場も失われました。こうした規制緩和路線が小樽市経済の疲弊を招いたのではありませんか。市長の見解を求めます。

地方創生の政策の大もとは、6月に決めた改訂成長戦略、骨太方針で、そこには地域の経済構造の思い切った改革を明記し、目標にアベノミクスの効果を全国に波及させた地域経済の好循環をもたらすことを掲げています。しかし、さきに述べたように、アベノミクスによる物価高や消費税増税による暮らしと中小企業経営の打撃は、とりわけ地方には深刻な形で現れており、アベノミクスの経済効果は期待できません。

また、人口20万人以上の地方中枢拠点都市に都市の機能と住民サービスを集約しようとしています。北海道は札幌市、旭川市、函館市の3市ですが、これではますます周辺地域の衰退を招くだけではないでしょうか。

さらに、石破地方創生担当相は、地方創生関連の交付金は自治体のやる気で差をつけると発言していますが、地方を衰退させた政府の責任を自治体の責任に転嫁させるべきではありません。市長の見解を求めます。

地域再生・活性化に今必要なのは、アベノミクスをはじめとする安倍政権の悪政から暮らしと地域を守ることです。安定した雇用と社会保障は、人口減少に対する最大の歯止めです。そして、自治体の創意あふれる知恵を施策に反映することが必要です。この点で市長はどうお考えでしょうか。

この項最後にお聞きします。

小樽市が人口増対策に取り組もうとするやさき、小樽協会病院での分娩が来年7月に休止されることになり、若い人たちは小樽で子供を産むところなくなると心配しています。地方創生どころか人口減にますます拍車をかけます。最近が高齢出産が珍しくないですが、リスクもあることから、小樽協会病院の果たす役割は大きいと考えます。小樽市は、周産期医療を協会病院に託し、小樽市立病院では産科を設置しませんでした。周産期医療は北海道の指導で実施されていることから、小樽市は小樽協会病院と共同して北海道に対し、産科の医師派遣を強力に行うべきと考えます。市長は、この事態をどう打開するお考えですか。

また、市民に責任を持つ立場から、小樽市立病院で産科を開設できないのでしょうか、お答えください。

○議長（横田久俊） 理事者の答弁を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（横田久俊） 市長。

（中松義治市長登壇）

○市長（中松義治） ただいま、地方創生について御質問がありました。

初めに、小樽市労働実態調査による正規雇用と非正規雇用の割合につきましては、平成21年度、正規雇用61.6パーセント、非正規雇用38.4パーセント、以下同様に22年度、68.8、31.2、23年度、66.5、33.5、24年度、57.4、42.6、25年度、58.2、41.8となっております。

次に、労働法制の規制緩和についての見解につきましては、昭和60年にいわゆる労働者派遣法が成立し、その後、適用対象業務の拡大や派遣期間の制限の見直し、製造業への対象業務の拡大、さらには派遣労働者の待遇の改善など、所要の法改正が行われてきたところであります。法の目的は、労働力の需給の適正な調整を図るために必要な措置を講ずるとともに、派遣労働者の保護などを図ることですが、現状では雇用の不安定さや低賃金などの課題もあると認識しております。

次に、築港駅周辺地区再開発にかかわる起債借入額などにつきましては、土地区画整理事業に小樽港縦貫線等の関係事業を含めた市債の総額は約84億6,700万円、今年度までの元利償還額は約79億2,900万円、今後の元利償還額は最終償還期間の平成40年度までで約24億2,100万円となっております。

次に、ウイングベイ小樽の店舗数と従業員数の変化につきましては、平成11年のマイカル小樽開業時が142店舗で約3,000人、本年11月は111店舗で約2,000人と聞いております。

次に、大店法改正などの規制緩和による本市経済の影響につきましては、特に商業においては商店数、従業員数、販売額の減少が見られますが、本市の人口減少や少子高齢化の進展に伴う購買力の低下のほか、経営者の高齢化や後継者の不足も要因と考えられており、規制緩和による影響だけではないものと

認識しております。

次に、地方中枢拠点都市圏構想につきましては、我が国の人口減少、少子高齢社会における地方圏での新たな広域連携の取組で、これまで本市でも取り組んでいる定住自立圏構想とあわせて相当の人口規模と中核性を備える中心都市と近隣の市町村とが連携し、いわば地方が踏みとどまるための拠点を形成することにより、地方において人々が快適で安心して暮らしていくための基盤を確保し、地域全体の活力を引き上げる取組であると認識しております。

次に、地方を衰退させた政府の責任を自治体の責任に転嫁するべきではないとのことにつきましては、さきの国会において可決成立したまち・ひと・しごと創生法は、人口減少に歯止めをかけることや、潤いのある豊かな生活を営むことができる地域社会への形成などを目的とするもので、具体的な事業はこれからとなるものの、地方公共団体向けの自由度が高い交付金の検討などもなされていると聞いております。これまでも国のまち・ひと・しごと創生本部では、全国知事会や全国市長会との意見交換が行われてきたものと認識しておりますが、いずれにいたしましても、国と地方の役割分担の下、地方の自主性を尊重する適切な方策の検討が進められるよう期待しているところであります。

次に、地域再生・活性化のために自治体の創意あふれる知恵を施策に反映することが必要とのことにつきましては、今後も持続可能な活力ある豊かなまちづくりに向けては、国による安定した社会保障などのナショナルミニマムの充実のほか、地域経済の活性化による雇用の場の拡大や安心して暮らせる環境づくりなど、地域での取組が重要と考えております。このため、11月に設置しました小樽市人口対策会議においては、各界の委員の皆さんの御意見をいただきながら、本市の現状に即した効果的な人口対策を検討いただき、今後の施策に反映させてまいりたいと考えております。

次に、小樽協会病院に対する本市の対応につきましては、市内で周産期医療体制が維持できなくなる事態は何としても避けなければならないものと考えており、現在、小樽協会病院での分娩継続に向け病院側と協議を行うとともに、北海道など関係機関に働きかけているところでありますが、市としてもできる限りのことをしてまいりたいと考えております。

次に、小樽市立病院での産科開設につきましては、現在、小樽協会病院は産婦人科と小児科を有する地域周産期母子医療センターとして北海道から認定を受けております。そのため、最優先しなければならないことは、小樽協会病院での分娩継続であり、それに向けて最大限の努力をしているところでありますので、御理解願います。

○議長（横田久俊） 次に、第5項目めの質問に入ります。

（「議長、21番」と呼ぶ者あり）

○議長（横田久俊） 21番、新谷とし議員。

（21番 新谷とし議員登壇）

○21番（新谷とし議員） 福祉灯油について質問します。

アベノミクスにより灯油価格は高騰し続け、小樽市生活安全課の生活必需品小売価格調査では、灯油価格が昨年11月から今年11月まで平均価格100円以上で推移しております。11月の平均価格は100.5円です。物価も上がり、加えて今年4月からの消費税増税、年金削減などで市民生活は大変厳しくなっており、悲鳴に近い声を上げています。

知り合いの70代の女性は「年金は月約7万円、灯油は年間七、八缶しか買わず、冬でも室温が十五、六度になったらストーブを消し、厚着をして我慢をしている。これで病気になったらどうしようもない」と生活の切実さを話します。ぎりぎりの生活でひたすら寒さに耐えている市民は少なくありません。市長は、このような市民の生活実態をどう把握していますか。

昨年度は全道159市町村で福祉灯油を実施、網走市では今年3月に灯油価格高騰緊急対策事業として1世帯5,000円を実施、事業費にかかった経費1,587万3,000円を補正し、そのうち44パーセントが国の特別交付税で措置されたと聞いています。日本共産党は、福祉灯油に対する北海道の地域づくり総合交付金の助成額が少なすぎることから、高橋はるみ知事に対し、福祉灯油制度の確立と総合交付金の積み増し補正を要請してきました。世論に押され、北海道は福祉灯油に対する交付金を1.5倍に増やすことを決めましたが、それでも不十分です。しかし、網走市のように特別交付税を活用し、実施した例もあるので、市長の温かい真心を困っている市民に届けるよう、福祉灯油の実施を強く求めます。お答えください。

○議長（横田久俊） 理事者の答弁を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（横田久俊） 市長。

（中松義治市長登壇）

○市長（中松義治） ただいま、福祉灯油について御質問がありました。

初めに、市民生活の実態把握についてですが、消費増税、電気料金の値上げ、さらには輸入価格の高騰による生活必需品の値上がりなどが家計を圧迫し、市民生活が大変厳しい状況に置かれていることは認識しております。特に、灯油は暖房の主要燃料として欠かせないものでありますし、最近では値下がり傾向にあるものの、長く続く灯油の高どまりは市民生活を圧迫する要因の一つであることから、灯油価格が早期に適正な価格になるよう強く望んでいるところであります。

次に、福祉灯油の実施につきましては、灯油価格が急激に高騰した場合に他都市の状況、国や北海道からの財政支援の動き、さらには本市の財政状況を総合的に勘案し判断することとしております。準備期間を勘案いたしますと、少なくとも年内には国や北海道の相応の財政支援について具体的な内容が示されなければ実施を判断することはできませんので、こうしたことが示されていない現時点においては福祉灯油の実施は困難でありますことを御理解願います。

○議長（横田久俊） 次に、第6項目めの質問に入ります。

（「議長、21番」と呼ぶ者あり）

○議長（横田久俊） 21番、新谷とし議員。

（21番 新谷とし議員登壇）

○21番（新谷とし議員） カジノについて質問します。

安倍内閣は、6月、カジノを成長戦略の目玉にするIR推進を盛り込んだ成長戦略を閣議決定し、臨時国会ではIR推進法案の早期成立を目指していましたが、解散総選挙で本国会では廃案になりました。早期成立できなかったのは、国民世論のカジノ解禁反対の声に押された結果です。

この間、大手新聞各社の報道は、毎日新聞「解禁ありきに反対する」、読売新聞「弊害の議論が浅薄では困る」、朝日新聞「百害、古今の失敗に学べ」などの見出しで、カジノ合法化に警鐘を鳴らしています。

10月から始めた日本共産党菊地よう子事務所の市民アンケートでは、12月4日現在1,358通が回収され、10月末の人口の1.08パーセントに達していますが、このアンケートでもカジノ反対は80パーセント以上、賛成は7パーセントに過ぎません。反対理由の多くは、ギャンブル依存症の心配、子供の教育上よくないこと、まちの風紀が悪くなることなどです。

作家で精神科医の帯木蓬生さんは、2008年から2年間に100人のギャンブル障害の研究を行い、統計を発表しています。ギャンブルを始める年齢は20歳、28歳で借金が始まり、精神科を受診するのは39歳、

受診まで11年もかかり、ギャンブルにつき込んだ金額は50万円から1億1,000万円で平均1,300万円、負債額平均は600万円です。結婚している患者65人のうち10人の妻は、鬱病や不安障害で精神科に通院中でした。借金とうそがギャンブル障害の特徴で、犯罪と家庭内の盗みなど、身勝手な行動と借金地獄で家族は徹底的にさいなまれているといえます。1人のギャンブラーの周辺では8人から10人が精神的、物理的な被害を受けているという研究があり、厚生労働省研究発表の536万人の病的ギャンブラーの周りで数千人が苦しんでいると帯木医師は述べています。536万人というのは、特定の人だけに起きる病気ではなく、誰にでもなり得る病気で、環境に影響される病気だといえます。

日本には他の国にはない多くのギャンブルがあり、競馬、競輪などの公営ギャンブル全体の年間売上げ6兆円にパチンコ、パチスロの売上げ19兆円を加えれば25兆円にもなり、世界最大の売上げがあるマカオのカジノが五、六か所あるのと同じだと分析しています。まさに日本は既にギャンブル大国となっているのです。

11月18日に小樽経済センタービルで開催された北海道型IR道民フォーラムで、田辺等北海道立精神保健福祉センター所長の「わが国に蔓延する「ギャンブル依存症」の現状」の報告でも、同様のことが述べられていました。田辺所長は、海外と桁違いのギャンブル依存症の有病率にもかかわらず、依存症支援専門家の圧倒的不足、増加するギャンブル依存症に加え、カジノ導入による新たな依存症の問題、裏カジノ、脱法カジノの出現などの問題を挙げていました。韓国、カンウオンランドでは家族の要請、本人要請、規定違反入場の3種類の厳しい入場制限を課しているものの、ギャンブル依存症患者の問題は一向になくなる気配はありません。

市長は第2回定例会、第3回定例会でも我が党の質問に対し、ギャンブル依存症については把握していない、学習会は開催する考えはないと答弁されていましたが、今回のフォーラムでしっかり勉強されたと思います。改めて、市長のギャンブル依存症に対する認識を伺います。

また、ギャンブル依存症とその周りで多くの苦しんでいる人たちがいるのに、入場制限など条件をつければ、賭博であるカジノをよしとお考えですか。

市長は、これまで、IRは雇用が増え、地域経済が活性化すると答弁されていますが、IR構想はカジノ抜きではあり得ず、カジノは生殺与奪の権を握っています。

みずは銀行産業調査部の産業調査報告では、米国ネバダ州ゲーミング委員会による統計を見ると、一般のホテルでは宿泊料の収入が黒字で、飲食部分が赤字であるのに対し、カジノを併設しているラスベガスのホテルでは全く逆になっており、しかもカジノ以外の収益は全体として赤字になっており、カジノの収入でカバーしていると指摘しています。ここではカジノが中心施設であり、残りの部分はカジノに付随したものに過ぎないと結論づけられています。

三井物産戦略研究所プロジェクト・エンジニアリング室長美原大阪商業大学教授は、MICE、IRとはカジノを核とする施設群であり、カジノがあつて初めて集客や消費の相乗効果が働く施設でもあると指摘しています。

産経ニュース電子版2014年4月報道は、豪華なIRの実例とされているシンガポールのマリーナベイ・サンズについて、米カジノリゾート運営会社ラスベガス・サンズが2010年に5,000億円を投じ開業、地上57階建てのビル3棟の最上階に屋外プールが設置され、延べ床面積15.5ヘクタール、高級ブランド店が並ぶショッピングモールと国際会議場、約2,600室のホテルを併設し、収入の7割以上をカジノが支えると報道しています。

一方、シンガポールでは、カジノ業者の課税負担を軽くするなどして、カジノ誘致と外国人観光客の取り込みを図ってきたが、他地域との競争が激化し、カジノの収益は2011年をピークに減り続け、IR

の総収益も伸び悩んでいると報道されています。

他国のカジノ施設も、利益を上げているわけではありません。朝日新聞編集委員の高橋真理子氏は、米国ニュージャージー州は、1976年、衰退するリゾート地のアトランティックシティの活性化のためカジノを合法化し、次々カジノ施設をつくったが、今年に入り12のカジノのうち四つが閉鎖している。人口4万人規模のまちは、結局、平均所得も増えず、貧困率も改善されなかった。カジノを誘致すれば税収も雇用も増えるというのは幻想だったと報告しています。民間業者がカジノを設置運営するのですから、もうけさえ出ればいいと考えるカジノ資本が、いったん経営が厳しくなったり、営業の見通しが悪くなったりしたら一方的に撤退することは明らかではありませんか。このようなリスクを冒してでもカジノIR誘致をするのですか。

読売新聞の社説でも、ギャンブルに頼らない活性化策を検討するのが本筋だろうと述べています。

11月18日のフォーラムでも国際カジノ研究所の木曾崇氏は、私は小樽にカジノを持ってくればよいとは言っていない。決めるのは皆さん方ですと強調されていました。

先ほど紹介した菊地よう子事務所のアンケートのほか、小樽消費者協会が商店街で行ったシール投票でもカジノ誘致に反対が80パーセント、市民の声は反対が大多数ですから民意を酌み、今国会で廃案になったIR推進法が再び国会に上程されたとしても、小樽にカジノを誘致するのを断念すべきではありませんか。

以上、再質問を留保して、質問を終わります。（拍手）

○議長（横田久俊） 理事者の答弁を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（横田久俊） 市長。

（中松義治市長登壇）

○市長（中松義治） ただいま、カジノについて御質問がありました。

初めに、ギャンブル依存症に対する認識につきましては、依存症とは、ある物事に依存し、それがないと身体的、精神的な平常を保てなくなる状態のことで、物質に対するものとしてはアルコールなどがあり、行為に対するものとしてはギャンブルやインターネット、買物などがあり、誰もがなり得る可能性のある精神疾患であると考えております。

次に、入場制限などの条件をつければカジノをよしとするのかにつきましては、改めて法案が国会に提出された段階で、その内容を見ながら検討してまいりたいと考えております。

次に、IRを設置運営する民間企業の一時的な撤退のリスクにつきましては、IRの法制化に伴う手続の中で、それらのリスク対策について国において検討されていくものと考えております。

次に、IR推進法案が再び国会に上程されても小樽へのカジノ誘致は断念すべきとのことにつきましては、法制化されたIRはシンガポールなど世界各国の例を見ましても、第一級のリゾート施設となっており、本市の国際観光の推進にも大きな役割を果たすものと考えます。今後も国の動きを注視しながら、北海道や関係機関と連携の上、IR誘致に向けた各種情報の収集に努めてまいりたいと考えております。

（「議長、21番」と呼ぶ者あり）

○議長（横田久俊） 21番、新谷とし議員。

○21番（新谷とし議員） それでは、再質問いたします。

初めに、放課後児童健全育成事業についてです。

職員の資格をお聞きしました。土曜指導員で16名と、かなり資格のない方がいらっしゃいます。児童

センターにも1人おりましたね。それで、この方々は省令第10条3の9の条件を満たしているのかについて伺います。

二つ目、一の支援の単位、40人以下についてですが、土曜拠点校方式をとるとどこでも定員は基準を超えます。実際の利用が少ないから拠点校方式にしたと言っておりますけれども、これは学年を3年生で打ち切っていることと、拠点校まで通うのが大変だから実際は行けないという理由があるのです。今度の省令でも学年を限定することは一つも書かれておりません。放課後児童の健全育成に係る費用を惜しんで4月、5月のみの開設にしているのは、これは認められないと思います。

省令では、放課後児童健全育成事業における支援は、放課後児童の健全育成を図ることを目的として行わなければならない、市町村は最低基準を常に向上させるように努めるものとするとして述べられております。現在、小樽市の小学校の通学距離は2キロメートルです。桂岡小学校、張碓小学校とも、銭函小学校まで2キロメートル以上あります。土曜日にこの距離を通わせるのでしょうか。それとも、スクールバスを出すのでしょうか。この拠点校方式というのは、全道では小樽市だけでやっているのですから、ぜひ保護者の皆さんの声を聞いて、この方式はやめるべきだと考えます。皆さんの意見をぜひ聞いてください。

それから、2番目ですが、アベノミクス、これは11月24日の日本経済新聞の調査で評価しないが51パーセント、評価するが33パーセントで評価しないほうが多くなっており、選挙公示後の調査では景気の回復を実感しないが89パーセントに上っております。先ほど小樽市の状況も聞きましたけれども、このアベノミクスで本当によくなっていない、逆に悪くなっていると、そういう結果が出ております。今後のアベノミクスについて効果を期待している旨の答弁もありましたけれども、これをやられますと、さらに格差が拡大して、ますます市民の生活や中小企業の影響が大きくなるのではないのでしょうか。日本共産党は、このアベノミクスは中止すべきだと訴えているところです。

次に、財政問題です。この点は、プールについて伺います。

プールについては、市民は何度も裏切られてきました。一つは駅前再開発で駅前第3ビルにあった室内水泳プールを壊して補償金6億8,000万円も得たのに、民間が行う再開発に充ててしまったことです。

二つ目は、新しいホテル内に設置を検討したが、2階以上につくるのは工法上難しいとしてつくりませんでした。しかし、カジノの項で言いましたけれども、シンガポールのマリーナベイ・サンズ、地上57階建ての最上階にプールを設置しているのです。日本の建築技術からして、できないことはなかった。あれこれの理由をつけてやらなかっただけです。

三つ目、中松市長になり、適地を見つけてくださいと言われ、小樽市室内水泳プールの存続を求める会の皆さんは一生懸命探し、税務署跡地を提案しましたが、これも断り、この跡地は結局売却されてしまった。本気でプールをつくるなら、本来であれば、小樽市が土地を探さなければならないのではないですか。それを市民に探してほしいと頼んで、そのあげくに、結局はできないと。そういうことは本当に許されないと 생각합니다。

四つ目、先ほど言った第6次総合計画前期実施計画から後退させたこと。

五つ目は、市民の水泳人口を減らして公式大会もできず、健康維持にも支障を来していることです。これらをどう考えているのでしょうか。

市長はいつもプールはつくらないとは言っておりません。しかし、観光客にまで観光だけでなく市民生活もきちんとしなければねと言われているのですよ。来年は北海道障害者水泳大会が小樽市で開催されると聞いております。小樽市で公式の大会ができるプールができれば、この朗報を多くの皆さんに聞いていただければ、大きな励ましになるのではないのでしょうか。

それから、地方創生の問題です。

これは、一つだけお聞きします。小樽協会病院の分娩が休止された問題です。

これは大変な問題で、地方創生で希望どおり結婚し子供ができ、将来に夢や希望を持つことができると言っておりますけれども、子供が産めなくなるわけですから、産む場所がなくなるわけですから、これは本当に大変なことです。小樽市は、小樽市が行う周産期医療支援事業に必要な事項を定めて北後志の各町村ともに補助金を出して支援していますよね。医師を増やしてこなかった国にも責任はありますけれども、小樽協会病院と一緒に医師確保に全力を挙げてほしいです。そして、先ほどは産科を小樽市立病院での開設は難しいとおっしゃいましたけれども、小樽協会病院で分娩が再開されればいいかもしれませんが、そういう予定、計画が示されなかったら、一体どうするおつもりでしょうか。

それから、福祉灯油です。

年内に国や北海道から予算なりが示されないと難しいとおっしゃいますが、船の利用が1年に14隻しかない石狩湾新港の深さ14メートルの岸壁や簡易水道などの過大な事業に大きな支出をして、寒さに震えている市民には出すお金がないとおっしゃるのですか。全く冷たい市政です。ふれあい見舞金もやめたのだから、福祉灯油はぜひ実施してほしいですし、網走市では3月にこの福祉灯油の実施を決めているのです。3月の特別交付税がどうなるかということはまだわかりませんが、年内に示されなくても、やろうと思えばできることです。ぜひ実施をしていただきたいと重ねて要望いたします。

カジノです。いつも同じような御答弁ですね。シンガポールのような第一級のリゾート施設で観光客も増えると。小樽でシンガポールのような施設ができるのですか。

先ほど言いましたように、IRというのは、カジノ抜きではもうけがないのですよ。カジノ抜きのIRの見本の一つ、国のリゾート法第1号として2,000億円かけて国際会議場、ゴルフ場、ドーム式人工海浜などの施設をつくった宮崎市のフェニックス・シーガイア・リゾート、これが2001年、第三セクターとして負債3,261億円で経営破綻して、フェニックスリゾート社は外資系の会社に身売りされて、2013年にセガサミーにわずか4億円で買収されております。今、人工海浜は閉鎖に追い込まれております。

市長は、このカジノを含むIRをあくまでも進めるお考えですけれども、国の動向を見なければならぬと言いますが、本質的な問題です。国の動向ではなく、カジノに対する考え方です。そもそも虚業であるこの賭博で収入を得ようとする事自体が間違っているのではないのですか。先ほどのシンガポール、繰り返しますけれども、ここではカジノの収入が7割、カジノに頼らざるを得ない状況なのです。ですから、多くのギャンブル依存症を出し、その周りで苦しんでいる何千万人もの人たちをますます苦しめるカジノは、市民の声を聞き、やめるべきです。市民の8割以上が反対しているのですよ。そういう民意を酌まないのですか。それについてお答えください。

○議長（横田久俊） 理事者の答弁を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（横田久俊） 副市長。

○副市長（貞村英之） 新谷議員の再質問に答弁いたします。

私の答弁以外のところは、各関係部長が答弁しますので、よろしく願いいたします。

まず、アベノミクスの消費税10パーセント増税についてですが、格差が拡大するので中止すべきということでございますけれども、国において行われているアベノミクスは、今、3本の矢のうちの2本が放たれまして、三つ目の民間投資を今一生懸命やっているところですが、すぐに結果が出るというものでもございませんし、確かに地方においてはいろいろな弊害といいますか、円安で輸入資材が上がっているとか、そういうことも出ておりますけれども、もう少し見守っていきたいと思っておりますので、

御理解願いたいと思います。

次に、新・市民プールですが、市長は、やらないとは言っておりませんので、今後いろいろ土地を探しているところでございます。いろいろ土地が出てくる可能性もありますので、もう少し検討させていただきたいと思います。

それから、小樽協会病院ですが、地域周産期母子医療センターとして認定されて、今、2名の医師がやめるということで一生懸命医師を探しているところでございます。やめると言っていない以上、市としても小樽協会病院の探していることを後押ししていきたいと考えておりますし、仮に何か小樽市としてできることがあれば全力を尽くしていきたいと思っておりますので、これについても御理解願いたいと思います。

次に、カジノですが、いつも市長が言っているように、現段階では法案も廃案になりましたので、まだIR推進法はできていない段階でございますので、賭博でどうのこうのというのではなくて、もう少し国の動きを見守っていききたいと思っておりますし、その後、また決定については検討していきたいと考えておりますので、御理解願いたいと思います。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長(横田久俊) 福祉部長。

○福祉部長(三浦波人) 私からは、2点答弁させていただきます。

1点目は、放課後児童クラブの職員のことでございますけれども、現在、塩谷児童センターで1名資格がございませんが、来年4月には高校卒業者等で放課後児童健全育成事業に2年以上従事するという条件は満たす予定となっております。

それからもう一点ですけれども、福祉灯油です。予算の件でございますが、これは私としては本市の財政状況は厳しい状況にあるというふうに認識をしております。

それから、網走市の例を挙げられましたけれども、本市におきましては、財政的な部分ということであれば、以前、小樽市が福祉灯油を実施したときのような国や道などからの相応の財政支援がなければ財源的には厳しいのではないかとこのように考えております。その財源についても、遅くとも年内に具体的な額などが示されなければ3月までに事業を完了というような交付税措置の条件もございまして、そうしたスケジュールには間に合わないということで、昨年については判断をさせていただいたところでございます。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長(横田久俊) 教育部長。

○教育部長(田中泰彦) 新谷議員の再質問にお答えいたします。

まず、放課後児童クラブの土曜開設について御質問がございました。

1点目は、職員の資格についてでございますが、今、福祉部長からもございましたけれども、今回の資格の中に2年以上放課後児童健全育成事業に類似する事業に従事した者であるということがございますので、それと経過措置で平成32年までに都道府県知事の研修を受けるということで、経過措置もございまして、そこで該当する形になると思っております。ただ、新規採用に当たっては、当然資格のある者の採用ということを考えていきたいと思っております。

2点目でございますけれども、放課後児童クラブの土曜開設について御質問がございました。

この放課後児童クラブにつきましては、現在、子ども・子育て会議において子ども・子育て支援事業全体を御議論いただいておりますけれども、この放課後児童クラブにつきましても、子育て支援の重要な部分であるとは認識してございます。今回の制度改正においても、一歩前進といえますか、充実を図

る内容であるというふうに考えてございます。

今後の土曜日の対応につきましては、学校施設での対応が多いという小樽市の歴史的な経過ですとか、施設の状況などもございますし、小樽市全体で子育てを考える点や財政状況の問題などさまざまございますので、市全体で総合的に判断しなければならないものと考えております。今後、利用希望児童数の動向なども含め、市長部局とも十分協議して慎重に判断してまいりたいと考えておりますので、御理解をいただきたいと思っております。

(「議長、21番」と呼ぶ者あり)

○議長(横田久俊) 21番、新谷とし議員。

○21番(新谷とし議員) 質問した順番にお聞きします。

放課後児童クラブの土曜開所ですけれども、本答弁より後退しているのではないですか。先ほどは市全体の財政状況を見て判断するというのではなかったですよ。やはり私が指摘した桂岡小学校、張碓小学校は、通学距離が2キロメートルを超えているのですよ。こういうところに土曜日通わせる。通えないから少ない。こういうことがあるのですよ。

では、拠点校方式をあくまでもとるといふのなら、スクールバスを出すのかどうか。私はそういう問題ではなく、やはり保育所のように近くに子供が安心していける場所がある、それが大事だと思うのです。ですから、今は、状況が変わっていますから、前の拠点校方式をやったときと状況が変わっています。社会情勢も変わっています。ですから、やはり保護者の皆さんのアンケートをとって、その意思に従うというか、そういうことでぜひアンケート調査を行ってほしいと思います。張碓小学校については本当に利用者の比率が高いわけですから、土曜日の開所をすべきだと考えます。

それから、アベノミクスですけれども、今、第3の矢が放たれて、民間投資をすると。すぐに結果が出るわけではないということですが、確かにそうですけれども、この民間投資というのがこれまでは大企業中心の政策だったわけですよ。だから、中小企業が大変で、それで小樽の経済もこれほど落ち込んでいるわけですから、そこら辺は国の政策ではありますけれども、中小企業支援をするようにやはり声を挙げていかなければならないのではないのでしょうか。

それから、プールです。土地を探しているとおっしゃいましたが、具体的にどこを探しているのでしょうか。

先ほど私は、五つの問題点を挙げました。これについてのお答えはありません。

それから、福祉灯油ですね。予算が厳しい厳しいと、いつも同じ答えです。国や道の財政支援がなければできない。これも本当にそのとおりだと思うのです。ですが、今年中に予算が示されなければできないというのは、おかしいのではないですか。網走市では特別交付税を活用して3月に福祉灯油を実施したのですよ。そういうことができるのではないですか。先ほどの市長は市民の暮らしをどう把握しているのかということで、あまり具体性はなかったですけれども、でも本当に困っている人はたくさんいますよ。もう寒くて、震えて、私も本当に涙が出るぐらい本当にひどいと思います、今の政治の反映ですから。本当は国が福祉灯油も実施するようなことでなければならぬと思うのですけれども、そういう国の悪政から市民を守るのは地方自治体の役割ですから、そういう点で、今年中に予算が示されなければできないというのは、これは私がおかしいと思いますし、実際に3月にほかの市で実施しているわけですから、3月でも遅くないのですよ。そういうことで、予算がないからといって打ち切るべきではないと思います。先ほども言ったように、過大な事業には支出しても市民を守る予算がないというのは全くおかしいです。私は市長に答えていただきたいです。ぜひよろしく願いいたします。

カジノです。もう少し国の動きを見て検討していきたいということですが、それ以前の問題を聞いて

いるのです。国の動きを見て検討するということはカジノを誘致するということですよ。市民の声は、そうではなくて、菊地よう子事務所のアンケートというのは非常に説得力のあるものです。というのは、あるマスコミの調査は、全道世論調査といっても、たった400人か400人少々の調査で、今、選挙でそういう調査結果をあたかも全体の世論のようにして書いてあるところもありますけれども、これは小樽市の人口で1パーセントを超えた、もう1.1パーセントぐらいにはなっていると思いますが、そういう中で反対が80パーセント以上ですから、非常に説得力あるものです。消費者協会の調査でもそうでしたが、菊地よう子事務所のアンケート調査も、昨年やったときはもっと反対は少なかったのですよ。五十数パーセントでしたが、やはりいろいろな問題がわかるようになって、市民の皆さんはカジノは反対だと、こういう声を上げている。民意ではないですか。それを、民意を酌んでこそ、市の市長としての判断があると思うのです。市長は常日ごろから市民と協働のまちづくりを進めるとおっしゃっているのですから、市民が反対しているものは、きっぱりと断念すべきです。この点についてお答え願います。

○議長（横田久俊） 理事者の答弁を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（横田久俊） 副市長。

○副市長（貞村英之） 新谷議員の再々質問にお答えいたします。

まず、アベノミクスの関係ですが、大企業中心から中小企業へということですのでということですが、今、地方創生法の検討を始められておりますので、その波及効果は当然地方にも及んでくるのかと思います。中身はまだはっきりしていませんが、その際、地方の企業に対してもっと優遇措置が出てくるのか、そこら辺はわかりませんが、必要なことがあれば声を上げていきたいと考えております。

それから、プールの問題ですが、具体的にどこというのは、実際に探したところはないものですから具体的に今のところ土地を見つけるということはやっておりませんが、今後いろいろ土地が出てくるのかと思っております。今は、いろいろ学校の再編も行っておりますし、そういうことも見極めながら検討してまいりたいと思っております。

あと、駅前第3ビルの問題ですとか、公約の問題とか出ておりますけれども、具体的に実施困難ということで目標に達してはおりませんが、そこら辺のところは御理解願いたいと考えております。

それから、福祉灯油についてですが、今年中に予算措置がなければということなのですが、灯油価格、急激な増高によって考えるということではございましたので、灯油価格が決まらなければ急激な増高が見えないということで、いつも秋に検討することとなっております。その際、予算措置などを勘案しながら検討することになっておりますが、今回は100円前後の急激な増高がないということで国の動きや道の動きを見ておりましたけれども、そういうところで総合的に勘案して福祉灯油、少し見守っていかうということで見えてきたところでございます。

福祉部長が答えました今となってはというよりも、3月等に決められたら間に合わないということでございますので、今決めても少し無理だということではございまして、

（「そんなことないしょ」と呼ぶ者あり）

この辺のところも御理解願いたいと思います。

それから、カジノについてです。国の動きを見てということですが、以前市長もお答えしたとおり、市民の声を聞かないとは言っておりません。国の法律が決まらない限りどういう具体的なものが示せるか、示せる段階で民意を聞いて判断してまいりたいと考えております。

（「目指すはシンガポールか」と呼ぶ者あり）

（「市長が教えてください」と呼ぶ者あり）

○議長（横田久俊） 答弁者は指定できません。お静かに。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（横田久俊） 教育部長。

○教育部長（田中泰彦） 新谷議員の再々質問にお答えいたします。

放課後児童クラブについてでございますけれども、アンケートの実施ということでもございました。これは当初教育長からの答弁の中でも、今、入会申込みを受ける段階で土曜日の利用の仕方についても記入をしてもらおうと、そういうことも考えておりますので、そういう中で希望ですとか、そういうものは把握してみたいと考えてございます。ただ、実際の実施に当たりましては、先ほどの答弁にもございますように、教育委員会というよりもやはり小樽市全体で判断すべき部分があると思っておりますので、これについては市長部局とも協議して、それで慎重に判断してまいりたいと考えております。

○議長（横田久俊） 新谷議員の会派代表質問を終結し、この際、暫時休憩いたします。

休憩 午後 2時40分

再開 午後 3時10分

○議長（横田久俊） 休憩前に引き続き、会議を再開し、会派代表質問を続行いたします。

（「議長、13番」と呼ぶ者あり）

○議長（横田久俊） 13番、酒井隆行議員。

（13番 酒井隆行議員登壇）（拍手）

○13番（酒井隆行議員） 平成26年第4回定例会に当たり、自由民主党を代表して質問いたします。

小樽市内の経済動向について、小樽商工会議所がまとめた調査期間平成26年7月から9月の小樽市経済動向調査報告が発表となり、業況については全業種平均で好転したとする企業が9.9パーセント、悪化したとする企業が23.6パーセントで、よいとした企業の割合を悪いとした企業の割合が上回り、DI値はマイナス13.7と2期連続のマイナスとなり、前年同期より17.4ポイント悪化しました。業種別に見ると、小売業はプラス水準にとどまったものの製造業、卸売業、観光・サービス業、運輸・倉庫業、建設業は、いずれもマイナス幅を拡大しました。特に、建設業は9期連続プラスからの落ち込みとなったとされており、地方においてはまだまだ景気回復の兆しが実感できない状況となっております。

また、小樽市では人口が毎年約2,000人減少し、人口減少に歯止めがかからなく、将来的にはまちの活力が低迷する、生産年齢人口の減少により産業活動が低迷する、少子化により学校の小規模化がさらに進むなど、今後さまざまな問題が生じ、ますます小樽市内経済にも大きな影響があるものと考えます。

我が会派は、10月15日に鹿児島県垂水市を視察し、人口減少対策について学ばせていただきました。人口規模は約1万6,000人ですが、住環境の整備や子育て支援、近隣都市との交通網整備などの取組がされ、人口減対策に重点を置き、優先的に予算措置を行い、効率的かつ集中的に人口減対策を推進しているとのことでした。

そこで、小樽市の人口減対策について国立社会保障・人口問題研究所による推計では、本市の人口や若年女性が大きく減少することが推定されており、平成25年はここ数年では大きな減少数となったことから、危機感は今以上に高まっており、このことから小樽市においては8月に人口対策庁内検討会議の設置、11月28日には各団体からの推薦者と公募した11名を委員とする小樽市人口対策会議が立ち上げられました。これからおおむね1年間の予定で会議が開催され、さまざまな議論がなされていくと思いますが、日々人口が減っていく小樽市においては一刻も早くその対策を講じなければなりません。

そこで、伺います。

小樽市人口対策会議においておおよそのスケジュールと今後の進め方についてお示してください。

関連して、小樽市は平成21年9月に北しりべし定住自立圏での中心市宣言を行っておりますが、中心市として北後志の町村と連携しながら定住に必要な生活機能の確保や経済基盤の整備などを行い、人口減少に歯止めをかけようという狙いがあったと思います。人口問題に関しては圏域全体で減少に歯止めがかかっていませんが、これまでの取組と主な成果を伺います。

次に、11月21日、参議院本会議において、まち・ひと・しごと創生法案が通過しました。少子化の進展に的確に対応し、人口減少に歯止めをかけるとともに、東京圏への人口の過度の集中を是正し、それぞれの地域で住みよい環境を確保して将来にわたって活力ある日本社会を維持していくために施策を総合的かつ計画的に実施することです。

また、その基本理念では、結婚、出産は個人の決定に基づくものであることを基本としつつ、結婚、出産、育児については希望を持てる社会が形成されるよう環境を整備することであり、大変期待をしているところであります。

ところで、出産、育児については、先日、小樽協会病院が分娩の新規受付を休止するとの発表があり、これにより小樽市内で出産を扱う総合病院はゼロとなる予定です。全国的に医師不足となっており、問題解決には時間がかかるとは思いますが、小樽市としては解決しなければならない問題でもあります。このことについての認識と今後の対応を伺います。

次に、防災対策について伺います。

本年8月20日、広島県での大規模土砂災害、8月24日には北海道礼文島での土砂災害、9月27日には長野県御嶽山噴火災害、11月22日には同じく長野県北部地震による被害など、自然災害によって多くの命が奪われました。御遺族の皆様には謹んでお悔やみを申し上げます。また、被災された皆様には、心よりお見舞いを申し上げます。

さて、小樽市においても東日本大震災以降、各連合町会での津波避難訓練や土砂災害を想定した避難訓練など防災意識を高める取組がなされてきました。また、防災無線の整備や避難所への食料備蓄、暖房器具など随時整備されており、まだまだ不十分ではありますが、着実に進んでいるものと実感できるところであります。

そこで、各町会に配付した防災ラジオは、日常どのように保管されているのか、市として把握しているのか、お答えください。

災害が発生したとき、いかに早く多くの方にその危険を知らせることができるかが市民の皆様の命を守ることに繋がります。平成25年第4回定例会の私の一般質問の答弁で、災害情報の伝達については、サイレンや広報車による広報以外にも複数の手段が必要であると考えており、どのような方法が有効であるか、あわせて研究してまいりたいとの答弁でしたが、その後の研究についてどのようになっているのか、お示してください。

関連して、土砂崩れなどのおそれがある土砂災害警戒区域が186か所と、道内では札幌市に次いで多い小樽市での避難所見直し作業について伺います。

東日本大震災以降、津波の危険から一時的に逃れるための高台とその後の避難生活を送る施設が区分されていなかったために、被害が拡大したと言われております。このため、4月から施行された改正災害対策基本法では、一時的に避難をする指定緊急避難場所と避難生活をする指定避難所を区別することが義務づけられました。新聞報道では既存の避難所69か所については少なくとも10か所が土砂災害警戒区域や土砂災害危険箇所内にあるとのことでしたが、これらの箇所にある避難所についての見直し作業の進捗はどのようになっているのか、お示してください。

また、日ごろからの防災意識の向上に向けた取組も重要ですが、その取組をお示してください。

また、災害発生時では、警察や消防などの公助はもちろん重要ですが、状況によってはその到着に時間がかかる場合もあります。地域による共助は減災の大きな鍵となり、長野県の地震ではその大切さをまさに行動で示したとのことでした。共助が機能したのは日ごろの備えがあったからとのこと。中越地震をきっかけに長野県は独自事業として災害時住民支え合いマップの作成を市町村に働きかけていたといます。災害時の避難に手助けが必要な高齢者ら要援護者の住まいなどの情報を地図上に書き込み、それを地域住民で共有し、誰が支援するかを含めて事前に準備していたとのことでしたが、小樽ではどのようにしているのか、お示してください。

近隣住民によるきめ細かい支援計画や日常的な訓練により、いざというときに今回の長野県のように、迅速な救出が行われることを目指していただきたいと思いますが、それについての市長の認識と今後の取組について伺います。

次に、クリーンエネルギーについてお尋ねいたします。

石狩湾新港地域における工事が着工され、営業運転が予定されているLNG火力発電所、また、計画されている風力発電所の進捗状況について現在どのようになっているのか、伺います。

また、この地域は、将来、地球環境に優しいクリーンエネルギー地区として注目を集め、企業立地に向けても期待できるかと考えております。クリーンエネルギーを活用したこの地域における発展の方向性について、市長の見解を伺います。

以上、第1項目めの質問を終わります。

○議長（横田久俊） 理事者の答弁を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（横田久俊） 市長。

（中松義治市長登壇）

○市長（中松義治） 酒井議員の御質問にお答えします。

ただいま、住みよい持続可能なまちづくりについて御質問がありました。

初めに、人口減少対策についてですが、まず小樽市人口対策会議の今後のスケジュールと進め方につきましては、会議の設置期間は来年10月末までのおおむね1年間として、その間、議論の状況にもよりますが、5回程度の会議を開催したいと考えております。去る11月28日に第1回目の会議を開催いたしました。今後の会議は庁内の検討会議とも並行しながら、来年2月、5月、8月、10月の開催を予定しているところです。

進め方としましては、第1回目の会議においては人口対策庁内検討会議で取りまとめた人口の動向や減少要因、今後の対策に向けた検討のポイントを示しました。それらを基に2回目以降の会議では人口対策会議としての意見の取りまとめに向けて、人口対策として有効な方策について議論いただくことにしております。

次に、北しりべし定住自立圏のこれまでの取組につきましては、成年後見センターや消費者センターの共同利用のほか、医療体制や生活路線バスの維持・確保、地場産品の販路拡大、圏域内の観光情報の発信などの取組を北後志5町村と連携・協力して推進しております。

また、成果につきましては、5町村の住民による成年後見センターと消費者センターの相談利用件数が合わせて年間平均80件程度で推移しているほか、本市のみならず、5町村を訪れる国内外の観光客も増加しているなど、圏域全体での生活の利便性確保や経済の活性化の面で一定の成果があったものと考えております。

次に、小樽協会病院の新規分娩受付休止に係る認識と対応につきましては、本市はもとより、後志管内において周産期医療が継続されることは人口減少対策の面からも大変重要なことであると考えております。現在、小樽協会病院での分娩継続に向け、病院側と協議を行うとともに、北海道など関係機関に働きかけているところでありますが、市としてもできる限りのことをしてまいりたい、このように考えております。

ただいま、防災対策について御質問がありました。

初めに、防災ラジオの保管状況につきましては、防災ラジオ配付の際には町会長や防災を担当する役員宅などで使用していただくよう説明したところですが、特に保管についての把握は行っておりません。

なお、町会長の変更などもありますので、改めて配付の趣旨や防災ラジオの使用について周知することなどを検討してまいりたいと考えております。

次に、災害情報の情報伝達手段につきましては、さまざまな手法で整備を進めている自治体もあり、現在これらの情報収集をしているところでありますが、効果的かつ低コストで導入可能な情報伝達手段について、引き続き他の自治体の取組などの情報収集に努めてまいりたいと考えております。

次に、避難所の見直しについてですが、市内に69か所ある避難所を土砂災害、地震、津波及び洪水の4種類の災害に応じた避難所として指定するため、各避難所周辺の土砂災害警戒区域などの危険区域の有無や施設の耐震基準の調査を進めており、年度内をめどに地域防災計画の変更を行っていきたいと考えております。

次に、防災意識の向上の取組につきましては、これまで町会が行う訓練への支援や市民向け講座のほか、毎月緊急放送システムを使い放送しているFMおたるの番組で、防災知識の普及・啓発を行っております。

また、本年8月に発生した広島県の土砂災害以降は、土砂災害に関するパネル展の開催や危険箇所図の本庁舎内での掲示のほか、転入者へ危険箇所の確認を促す資料の配付を行ってきたところであります。

次に、要援護者に対する取組につきましては、要援護者の住まいなどの情報を地域の方々に共有するということが大事なことと考えております。本市としましても、要援護者の把握や地図の活用方法について、今後、検討してまいりたいと考えております。

次に、このたびの長野県の地震における迅速な救出につきましては、阪神・淡路大震災以降、大規模な災害であるほど防災関係機関による公助の限界と地域住民による共助の重要性が認識されてきたところであり、今回の長野県で発生した地震において、共助の重要性を改めて認識させられたところであります。本市においても、これまで同様、共助の考え方が市民に浸透するよう、避難訓練などを通じて広く周知してまいりたいと考えております。

次に、クリーンエネルギーについてですが、まず石狩湾新港地域のLNG火力発電所建設計画の進捗状況につきましては、北海道電力株式会社が本年8月から土木工事などの準備工事を行っているところであり、平成31年2月の運転開始に向け、来年9月ごろには発電設備である1号機の工事に着手する予定であると聞いております。

また、風力発電所の建設計画につきましては、民間事業者において四つの計画が示されており、その進捗状況についてですが、銭函風力開発株式会社が当該地域の西側海岸で進める計画とエコ・パワー株式会社が陸域で進める計画は、現在、環境影響評価手続の最終段階である評価書の作成に向け準備を行っている聞いております。株式会社市民風力発電が陸域で進める計画は、環境影響評価手続の第2段階となる準備書の作成を行っている聞いております。株式会社グリーンパワーインベストメントによる北防波堤沖の洋上風力発電計画につきましては、当該区域は石狩湾新港管理組合が管理する港湾区域

であることから、管理組合としては公募により事業者を決定することとして来年4月の公募に向け、現在、学識経験者や水域利用者、行政機関で構成する協議会において公募要項や審査基準などについて議論が行われている段階であります。

次に、クリーンエネルギーを活用したこの地域の発展の方向性につきましては、現在、石狩湾新港の20年から30年先を見据えた長期構想の取りまとめが行われており、新港の方向性の一つとして札幌圏をはじめ、道内全域を支えるエネルギー拠点の機能強化が示されているところであります。

本市といたしましても、今後、LNG火力発電所が稼働し、エネルギー関連の企業立地が進むよう、母体の一員として管理組合と連携しながら新港地域の活性化に取り組んでまいりたいと考えております。

○議長（横田久俊） 次に、第2項目めの質問に入ります。

（「議長、13番」と呼ぶ者あり）

○議長（横田久俊） 13番、酒井隆行議員。

（13番 酒井隆行議員登壇）

○13番（酒井隆行議員） 次に、今年のクルーズ客船寄港での経済効果と今後の誘致について伺います。

今年は、毎週土曜日に寄港したサン・プリンセスなどクルーズ客船が過去最高となる41回寄港し、乗員、乗客を合わせて5万9,000人と、一昨年の方の4倍近くの方が小樽港を利用したと聞いております。クルーズ客船が寄港した日には、乗員、乗客と思われる多くの方が市内の商店街や観光エリアを散策している光景を目にいたしました。このように今年のクルーズ客船寄港に当たっては、観光消費をはじめとして、さまざまな経済効果があったと考えておりますが、本市の経済効果額はどの程度あったと試算されているのか、具体的にお聞かせください。

次に、新聞報道などによりますと、本年12回の北海道周遊クルーズを実施し、回数としては13回寄港したサン・プリンセスにつきましては、来年は日本を離れて海外に配船されると聞いています。これにより小樽市への寄港回数が減少することを大いに危惧するものですが、来年の寄港回数の見込みと、何か特徴的な点があればお示しください。

次に、クルーズ客船が寄港することで港ににぎわいが生まれるとともに、市内には相当な経済効果が見込まれることから、今後も寄港回数の増加に向けた取組が必要だと考えております。市としても、こうした観点に立ち、小樽港クルーズ推進協議会の取組として、昨年、乗船客向けに小樽観光の新たな魅力を提案する着地型旅行プランを造成し、東京で開催したセミナーでは情報発信を図ったほか、今年はダイヤモンド・プリンセスの初寄港時に小樽クルーズ・ウェルカム・フェスタを開催し、運航会社や乗船客からも大変好評を得たと聞きます。こうしたこれまでの取組を踏まえ、来年以降、どのように取り組んでいくのか、御見解を伺います。

以上、第2項目の質問を終わります。

○議長（横田久俊） 理事者の答弁を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（横田久俊） 市長。

（中松義治市長登壇）

○市長（中松義治） ただいま、クルーズ客船について御質問がありました。

初めに、クルーズ客船の寄港に伴う本市の経済効果につきましては、乗船客や乗組員による市内消費のほか、水先案内や網取りなどの港湾関係業者の収入、さらには入港料や係留施設使用料などの市の収

入があります。昨年と今年に小樽港で国の関係機関が乗船客や乗組員を対象に実施したアンケート調査での1人当たりの平均消費額に基づき、今年の41回のクルーズ客船の乗客乗員数から試算した市内消費額は約5億2,000万円であり、それに港湾関係業者や市の収入などを加えますと、これらの直接的な経済効果額は約7億7,000万円になるものと試算しております。

次に、来年のクルーズ客船の寄港見込みにつきましては、サン・プリンセスの日本への配船はありませんが、ダイヤモンド・プリンセスは来年も小樽への寄港が予定されておりますので、今のところ20回を超える程度になるものと捉えております。

なお、現在も寄港打診が続いている状況でありますので、おおよその予定数が固まった段階で明らかにしたいと考えております。

次に、来年の特徴的な点としては、にっぽん丸の小樽港発着クルーズ、飛んでクルーズ北海道が10周年を迎えることとなります。市としても、来年の寄港に当たっては乗船客の皆様喜んでいただけるような記念行事を実施してまいりたいと考えております。

次に、クルーズ客船の寄港回数の増加に向けた来年以降の取組につきましては、まず日本海側港湾との連携による環日本海クルーズ推進協議会においては、今後もマイアミで開催される世界最大級のクルーズコンベンションへの担当職員の派遣を行う中で、世界の主要な船社や旅行会社などに対して小樽港をPRするとともに、来樽実績のない船社関係者の招聘に向けて、引き続き取り組みたいと考えております。

また、小樽港クルーズ推進協議会では、小樽や北後志地域の豊富な観光資源などの情報発信に努めるとともに、今年のサン・プリンセスの受入れ実績など、ホームポートとしての優位性についてアピールしてまいりたいと考えております。

○議長（横田久俊） 次に、第3項目めの質問に入ります。

（「議長、13番」と呼ぶ者あり）

○議長（横田久俊） 13番、酒井隆行議員。

（13番 酒井隆行議員登壇）

○13番（酒井隆行議員） 次に、健康保持の観点から、第2次健康おたる21に関連し、質問いたします。

初めに、本年7月に平成25年度地域診断事業における保健所の健康情報に関する意識調査報告書が公表されました。調査の目的は、一般的な健康状態や保健所が発信している健康情報などについて、市民の認知度及び入手方法について調査し、市民への効果的で効率的な情報提供のあり方について検討するものであります。

まず、がん検診事業について伺います。

小樽市保健所が実施しているがん検診事業の認知度について、がん検診事業を知っている割合は67.1パーセントでしたが、各種検診受診率は対象者の約2割から3割程度となっております。各種検診受診率の低い原因について御見解を伺います。

また、健康情報発信についてはフェイスブックやツイッターなどインターネットでの情報配信についても現在行っておりますが、保健所独自のアカウントで、さらにより多くの市民の皆さんの関心がある情報発信をしていただくことも必要かと考えます。御見解を伺います。

また、第2次健康おたる21の平成26年度事業計画にも記載されておりますが、検診の受診率向上に向けて今後どのような取組をお考えなのか、お答え願います。

次に、フッ化物洗口について伺います。

我が自民党では、代表質問や一般質問において、たびたびフッ化物洗口についての質問をさせていただいております。フッ化物洗口の推進について道や道教委は、厚生労働省が平成15年1月に示したフッ化物洗口ガイドラインや、昭和60年3月に示された政府見解、平成21年6月に公布・施行された北海道歯・口腔の健康づくり8020推進条例、平成25年3月に道が策定した北海道歯科保健医療推進計画、平成25年3月に道教委が改定した北海道教育推進計画などに基づき、学校や施設におけるフッ化物洗口を推進しております。

平成25年第4回定例会での私の一般質問に対しての答弁では、フッ化物洗口が進まない理由として、「教職員や保護者がフッ化物洗口の安全性に疑問を持っていることや業務分担への懸念、さらには使用薬剤について小樽薬剤師会との調整が進んでいないことなどがありますことから、今後、保健所や歯科医師会のお力添えをいただきながら、課題解決に努め、早期に実施できるよう取り組んでまいります」とのことでした。その後の経過について現在の課題点、今後の取組状況について伺います。

以上、第3項目の質問を終わります。

○議長（横田久俊） 理事者の答弁を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（横田久俊） 市長。

（中松義治市長登壇）

○市長（中松義治） ただいま、健康保持について御質問がありました。

初めに、がん検診事業についてですが、まず市民のがん検診未受診理由につきましては、平成22、23年度の地域診断事業において市民のがん検診未受診理由についてアンケート調査を実施いたしましたところ、「心配なときはいつでも医療機関を受診できるから」「自分の年齢ではがんにならないと思っているから」などという理由が多い状況にあり、がんに関する正しい知識が十分でないことが原因と考えております。

次に、がん検診などの健康情報の発信につきましては、平成25年度の地域診断事業の調査結果から若い世代にはインターネットを活用した情報発信も効果的であると考えられますので、ホームページを改善し、内容についても関心を引くような工夫をするなどして情報発信をさらに進めてまいりたいと考えております。

次に、がん検診受診率向上に向けた今後の取組につきましては、本市では今年度ピンクリボンファミリーなどがん患者関係団体主催の各種イベントでの啓発、また9月のがん制圧月間に合わせ医師会等の御協力をいただき実施したチラシの配布など、多くの取組を開始いたしました。今後もこのような啓発を継続し、一人でも多くの市民ががん検診を受診するよう取り組んでまいります。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（横田久俊） 教育長。

○教育長（上林 猛） 酒井議員の御質問にお答えいたします。

ただいま、フッ化物洗口について御質問がありました。

フッ化物洗口の取組状況などについてですが、これまで校長会を通じて教職員の意識啓発を図ってまいりましたが、本年8月、歯科医師会の協力を得て、教職員向けにフッ化物洗口の効果や安全性などについての講習会を実施いたしました。

また、今月22日には歯科医師会から講師を招き、保護者を対象にした説明会を開催し、フッ化物洗口に対する理解の啓発を図ることとしております。

今後は、歯科医師会や薬剤師会と協議の上、洗口液の調合の仕方、校内体制の整備などについて検討

を進め、次年度にはフッ化物洗口の試行としてモデル校を指定し、子供たちの集団的な取組や校内体制などについて検証を進めてまいりたいと考えております。

○議長（横田久俊） 次に、第4項目めの質問に入ります。

（「議長、13番」と呼ぶ者あり）

○議長（横田久俊） 13番、酒井隆行議員。

（13番 酒井隆行議員登壇）

○13番（酒井隆行議員） 次に、道路問題について質問いたします。

初めに、今年度の除排雪について伺います。

12月2日から降り続いた雪で小樽市内もすっかり銀世界となり、今冬の降雪量が気になる季節となりました。

まず、今年度の除雪費の当初予算総額約10億2,500万円の大まかな内訳と昨年度の当初予算より増額した理由についてお示してください。

また、市民の皆様からは多種多様な苦情や要望が寄せられていると思いますが、昨年度のその苦情や要望に対して、今年度の取組をお答え願います。

また、緊急時に使用する消火栓については除雪の雪で埋もれないように、当たり前のことなのですが、徹底して指導していただきたいと強く要望いたします。御見解を伺います。

次に、本年7月に発生したおたるドリームビーチ付近での交通事故について、来年度に向けての安全対策についてであります。先日の市長定例記者会見でもありましたように、平成26年度上期の観光入込客数は387万3,400人となり、対前年度同期より4万5,900人の減少だったとのことでした。内訳は道外客数が5,200人、道内客数が4万700人とそれぞれ減少、道外客数の減少はさまざまな原因があるとの見解でしたが、道内客については、ガソリンの高騰や、おたるドリームビーチでの交通事故の影響による海水浴客の大幅な減少が要因と考えられるとのことでした。

そこでお聞きいたします。

札幌市と小樽市にまたがる小樽市管理のこの道路の安全対策はどのようにするのか、第3回定例会にて我が会派の山田議員をはじめ各議員の質問に対し、安全対策を検討中との答弁でしたが、その後どのような検討がされたのか、また関係機関との協議はどのように進められているのか、小樽市の安全対策に対する方向性についてお答えください。

また、第9次小樽市交通安全計画にもありますが、飲酒運転の根絶に向けての取組も昨年度以上にその啓発活動に活発に取り組んでいただきたいと思いますが、今年度の取組状況と来年度はどのようにするのかお答えください。

以上、第4項目の質問を終わります。

○議長（横田久俊） 理事者の答弁を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（横田久俊） 市長。

（中松義治市長登壇）

○市長（中松義治） ただいま、道路問題について御質問がありました。

初めに、除排雪についてですが、まず本年度における除排雪費の当初予算の内訳につきましては、除排雪業務委託料が4億8,730万円、ロードヒーティング関係経費が2億5,779万円、除排雪車両借上料が9,490万円、雪処理場等関係経費が9,424万円となっております。

また、昨年度の当初予算額から増額となった主な理由につきましては、人件費や燃料費の上昇、電気

料金の値上げ、消費税の増税分となっております。

次に、昨年度の苦情や要望に対しての今年度の取組につきましては、昨年度寄せられた苦情や御要望のほか、今年度各地域で開催した除雪懇談会での市民の皆さんからの御意見を参考に、今年度の除排雪計画を立てております。今年度は特に御要望の多かった主要交差点の雪山処理や通学路における歩行路の確保に重点を置いた作業に取り組むこととしております。

しかしながら、気象状況によって除排雪の御要望が多く寄せられるため、これらの御要望に対しては現場状況を確認しながら、できる限り対応に努めてまいりたいと考えております。

次に、除雪で消火栓を埋めないための指導につきましては、消火栓は火災発生時における重要な施設であることから、除雪作業で埋もれることがないように、これまでも除雪ステーション会議の中で指導してきているところであり、今後も除雪業者へ指導を行ってまいります。

次に、飲酒運転事故についてですが、まず、おたるドリームビーチ付近での交通事故について第3回定例会後の安全対策の検討内容につきましては、周辺道路を含めた交通量調査で現状を把握した上で歩行者の安全や車両の円滑な通行を確保する手段と、それに係る整備や維持費用などについて検討してまいりました。

また、関係機関との協議につきましては、ドリームビーチ協同組合や石狩森林管理署と打合せを行っており、今後、方針が固まり次第、他の関係機関も含め、協議を進めてまいりたいと考えております。

次に、安全対策に対する考え方や方向性につきましては、歩行者の安全確保を第一の目的とし、さらに海水浴シーズン中の交通混雑につながらない方法であることも重要と考えております。このことから、通行止めや一方通行ではなく、当該道路に何らかの歩行者安全対策を図る方向で検討を進めているところであります。

次に、飲酒運転根絶に向けての取組につきましては、今年度は主に6期60日の交通安全運動の重点目標の一つとして、関係団体とともに啓発活動を実施しておりますが、特にドリームビーチでの事故後におきましては、9月29日に関係団体とともに交通安全市民総決起大会を開催し、参加した約480名の市民に対し、飲酒運転根絶をアピールしました。

さらに、交通安全教室やFMおたるでの啓発活動において、これまで以上に飲酒運転の危険性について取り上げるとともに、警察にも一層の取締り強化をお願いしたところであります。

また、来年度におきましても、関係団体とより効果的な施策のあり方について協議を重ねながら飲酒運転根絶に向けて取り組んでまいりたいと考えております。

○議長（横田久俊） 次に、第5項目めの質問に入ります。

（「議長、13番」と呼ぶ者あり）

○議長（横田久俊） 13番、酒井隆行議員。

（13番 酒井隆行議員登壇）

○13番（酒井隆行議員） 次に、学力向上について伺います。

平成26年度全国学力・学習状況調査の結果が10月に発表されました。言うまでもありませんが、調査の目的は、「義務教育の機会均等とその水準の維持向上の観点から、全国的な児童生徒の学力や学習状況を把握・分析し、教育施策の成果と課題を検証し、その改善を図るとともに、学校における児童生徒への教育指導の充実や学習状況の改善等に役立てる。さらに、そのような取組を通じて、教育に関する継続的な検証改善サイクルを確立する」とのことです。この目的と結果、今後の取組について質問をいたします。

まず、この調査結果では、小・中学校いずれの教科においても全国の平均正答率を下回っております

が、この原因について教育長はどのように感じられていますか。伺います。

次に、この調査の内容で、教科に関する調査で、主に知識に関する問題では、「身に付けておかなければ後の学年等の学習内容に影響を及ぼす内容や、実生活において不可欠であり常に活用できるようになっていることが望ましい知識・技能など」となっており、このことから全国平均により近いほうが望ましいと考えますが、教育長の御見解を伺います。

また、活用に関する問題については、「知識・技能等を実生活の様々な場面に活用する力や、様々な課題解決のための構想を立て実践し評価・改善する力に関わる内容」となっております。これについては社会に出たとき、さまざまな問題に対しても大切な力となり、その基礎となる力をつけることこそ義務教育の使命だとも思いますが、教育長の御見解を伺います。

次に、小学校国語A、学習指導要領の領域における「読むこと」について、教育委員会では音読の推進を進めており、本年11月8日土曜日、市民会館で行われた第2回音読カップでは、市内24校の全小学校と11中学校から98名が出場し、読む力や表現力が競われました。

音読カップに参加した児童・生徒は、大きな会場でたくさんの観客の前での発表で緊張したとのことでしたが、とても貴重な経験ができたのではないかと感じており、来年度以降も続けていただきたいと思えます。

その一方で、音読カードのあり方について質問をいたします。

まず、音読の効果についてですが、国語力や想像力の向上、誰でも簡単にできる最も効果の上がる勉強の仕方の一つであります。音読カードの使用状況についてはどのようになっているのか、お答えください。

また、本来、小学校国語Aについては、基礎になる部分でもあり、小学校で身につける力でもあります。全国で同じ時間の義務教育を受けているにもかかわらず、平均正答率に差が出るのは授業指導方法に工夫が必要であると考えますが、授業指導方法についてどのような取組を行っているのか、その内容とそれによってどのような効果があったのか、取組の問題点や改善点も含めてお答えください。

最後に、スポーツ振興について、文部科学省は11月29日、小学校5年生と中学校2年生を対象とした2014年度全国体力テストの結果を公表しました。北海道の順位は、小学校5年生男子44位、女子は46位、中学校2年生男子は昨年の46位から最下位に落ち、女子は調査開始以来6年連続で最下位とのことでした。そのことからスポーツ振興について伺います。

小樽市内にある各スポーツ施設について老朽化が進み、更新や建設が必要とされている施設について教育委員会として今後どのような方向性で進んでいくのか、お答えください。

また、2020年に東京オリンピック開催に向けて全国で合宿誘致合戦が始まっており、小樽市においても誘致に向けた取組が進められているかと思えますが、進捗状況と今後について伺います。

次に、中学校の部活動について質問いたします。

現在、小樽市では、学校適正配置により、小・中学校の統廃合が行われております。中学校では、自分の希望する部活ができないなどの問題もあり、早く統廃合を進めてほしいとの御意見もあります。生徒が多くなれば今まで生徒数が少なくてできなかったスポーツクラブもできる規模となり、生徒にとってもさまざまな経験と将来の夢が広がると期待しているところでもあります。指導する教員の皆様にもその努力をしていただきたいと思えます。これについての人事を含めた取組について伺います。

以上、再質問を留保し、質問を終わります。

○議長（横田久俊） 理事者の答弁を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（横田久俊） 教育長。

○教育長（上林 猛） ただいま、学力向上について御質問がありました。

初めに、平成26年度の全国学力・学習状況調査の結果において、小・中学校いずれの教科においても全国の平均正答率を下回った原因についてでございますが、私としては学校では職員一人一人が自校の調査結果を分析し、組織的な授業改善に努める意識が浸透していなかったこと、家庭では子供たちに正しい生活習慣を身につけさせる意識の高揚を図る取組が不十分であったことなどが原因であると考えております。

校長会においては、このような状況に危機感を覚え、来年度から全校で各学年の到達目標を定め、学力の到達の状況を組織的に確認する取組を行うことを検討しております。

また、今年度から各学校では自校の平均正答率を保護者に知らせ、子供たちの学力の状況について説明を行い、家庭学習への興味・関心を高める取組を行っております。

次に、知識・技能などの基礎・基本の力とこの力を活用することについての私の見解についてであります。知識に関する問題は基礎・基本の力の定着度合いを確かめるものであり、全国どこでもひとしく身につけるべき最低限の学力であり、また、活用に関する問題では、さまざまな課題を解決する思考力や判断力が求められていることから、社会の中をたくましく生き抜く力であり、いずれも欠かすことのできない重要なものであると認識しております。子供たちの将来の夢に向かって進学や就職を志すに当たり、義務教育においてこれらの力をしっかりと身につけることが大切であり、今後とも一層学力の向上に向け、取り組んでまいりたいと考えております。

次に、音読カードの使用状況についてであります。平成25年度において全校児童・生徒が音読カードを活用している学校は小学校11校、中学校4校、一部の児童・生徒が活用している学校が小学校13校、中学校9校となっております。24年度と比較して全校児童・生徒が活用している学校が増加していることから、家庭学習や授業における音読の取組が浸透してきていると実感しております。

また、音読カップの参加者が増えると同時に、音読の質も高まっており、学校における取組が着実に広がっているものと認識しております。

しかしながら、学級担任や教科担当の音読の取組に対する意識の違いがあるものと感じており、校長会を通じ、各学校が音読運動を組織的、継続的に取り組むよう指導してまいりたいと考えております。

次に、小学校国語A問題に対する指導についてですが、教育委員会としては、国語力は全ての教科の土台となるものであり、本市の学力向上の施策として重点的に取り組んでおります。国語力を高めるためには、まずは読み取る力を高めることが大切であると考え、読書習慣を身につけるための音読運動や図書館司書の配置による学校図書館活動の活性化に取り組んでまいりました。本年の全国学力・学習状況調査において、本市の子供たちの読書する時間が確実に増えたことは、その成果の一つであったと感じております。

一方で、漢字を正しく書くことや言葉の意味を正しく理解することなどの言語事項の習得に課題が見られたことから、授業の中で国語辞典を使って調べる習慣を身につけたり、学習した内容を繰り返し反復したりする活動を学校全体で組織的に取り組むよう指導し、基礎学力の確実な定着を図ってまいりたいと考えております。

次に、スポーツ振興についてであります。まず老朽化している各スポーツ施設の更新、建設につきましては、長期的な観点からは施設の利用状況や将来の需要の動向などについて分析、検証を行い、廃止、縮小、集約化、改築などについて検討しなければなりません。当面は市の財政状況なども勘案し、緊急度の高いものから順次、修繕などの応急的な措置を講じていかなければならないものと考えており

ます。

次に、東京オリンピックに係る合宿誘致の進捗状況と今後についてであります。本年7月末に北海道環境生活部くらし安全局が事務局となっている通称北のTOPプロジェクトのスポーツ振興部会に、セーリング、サッカー、陸上競技の3競技について合宿誘致を申し出たところであります。その後、10月から11月にかけて北海道から要請を受け、情報カード作成のための施設概要、気象データなどの資料を提供いたしました。

また、北海道と連携して誘致活動を行う北海道開発局からの要請により、PR冊子の作成のため、道に提出したものと同様の資料を提供したところであります。今後、道の作成した情報カードは英語、フランス語に翻訳し、各国大使館へ送付することとなっており、道のホームページにも掲載されると伺っております。

また、北海道開発局のPR冊子については、英語に翻訳後、各国大使館に送付するなど、道と連携した誘致活動に活用していくと聞いております。

次に、教職員の人事異動の際に部活動の指導に関してどのように配慮しているかについてですが、人事異動は、教職員の在勤年数、所有免許状の種類、年齢等を勘案し行っておりますが、中学校においては部活動指導も必要な要素の一つでありますので、今後とも学校事情に沿った人事がなされるよう、道教委に内申してまいりたいと考えております。

(「議長、13番」と呼ぶ者あり)

○議長(横田久俊) 13番、酒井隆行議員。

○13番(酒井隆行議員) 質問については、この後、予算特別委員会及び常任委員会でさせていただきますと思います。

○議長(横田久俊) 以上をもって本日の会派代表質問を終結し、本日はこれをもって散会いたします。

散会 午後 4時13分

会議録署名議員

小樽市議会 議長 横田久俊

議員 千葉美幸

議員 中島麗子

平成26年
第4回定例会会議録 第3日目
小樽市議会

平成26年12月9日

出席議員（27名）

1番	秋	元	智	憲	2番	千	葉	美	幸
3番	中	村	岩	雄	4番	吹	田	友	三郎
5番	成	田	祐	樹	6番	安	斎	哲	也
7番	小	貫		元	8番	川	畑	正	美
9番	松	田	優	子	10番	高	橋	克	幸
11番	斉	藤	陽	一良	12番	鈴	木	喜	明
13番	酒	井	隆	行	14番	上	野	智	真
15番	濱	本		進	16番	林	下	孤	芳
17番	佐々	木		秩	18番	山	口		保
19番	斎	藤	博	行	20番	中	島	麗	子
21番	新	谷	と	し	22番	北	野	義	紀
23番	佐々	木		茂	24番	山	田	雅	敏
25番	横	田	久	俊	27番	前	田	清	貴
28番	久	末	恵	子					

欠席議員（0名）

出席説明員

市	長	中	松	義	治	副	市	長	貞	村	英	之
教	育	長	上	林	猛	病	院	局	長	並	木	昭
水	道	局	長	飯	田	総	務	部	長	迫		俊
財	政	部	長	小	山	産	業	港	湾	部	長	佐
生	活	環	境	部	長	医	療	保	險	部	長	藤
福	祉	部	長	前	田	保	健	所	長	秋	野	恵
建	設	部	長	工	藤	消	防	長		飯	田	敬
病	院	局	小	樽	市	教	育	部	長	田	中	泰
事	務	部	長	笠	原	総	務	部	総	務	課	長
総	務	部	企	画	政	策	室	長		佐	藤	靖
財	政	部	財	政	課	長				佐	々	木
												真
												一

議事参与事務局職員

事務局長 小鷹孝一
庶務係長 伝里純也
調査係長 沼田晃司
書記 木戸智恵子
書記 深田友和

事務局次長 中崎岳史
議事係長 柳谷昌和
書記 石澤麻由美
書記 佐々木昌之
書記 伊沢有里

開議 午後 1時00分

○議長（横田久俊） これより、本日の会議を開きます。

本日の会議録署名議員に、小貫元議員、林下孤芳議員を御指名いたします。

日程第1「議案第1号ないし第21号及び報告第1号」を一括議題といたします。

これより、昨日に引き続き、会派代表質問を行います。

通告がありますので、順次、発言を許します。

（「議長、9番」と呼ぶ者あり）

○議長（横田久俊） 9番、松田優子議員。

（9番 松田優子議員登壇）（拍手）

○9番（松田優子議員） 平成26年第4回定例会に当たり、公明党を代表して質問いたします。

市長、教育長、理事者の皆様、よろしくお願ひいたします。

最初に、財政問題について伺います。

小樽市の平成25年度の歳入内訳を見ると、地方交付税が約168億3,300万円と歳入内訳の約28パーセント、次いで国・道支出金が約145億8,700万円で約24パーセントとなり、市税は約135億1,900万円で約23パーセントとなり、歳入全体の4分の1弱にしかならない状態です。今後も、人口減少などで、市税収入の増加は見込めない状況になっておりますが、平成26年度の市税収入の見通しについて、25年度決算との比較でお示しください。

市税全体の収入率は低下し続けております。しかしながら、この市税収入は、地方交付税とともにさまざまな行政ニーズに対応するための一般財源として、その確保は重要なものです。

平成26年9月発行の財政の概況によれば、24年度、25年度の現年度分につきましては、収入率向上に向け努力した結果、微増ながら2年連続で上向しているとのこと。今後も市税の収入率向上は重要になってくると思われますが、現年度分の収入率を優先するため、滞納繰越分につきましては、後手後手にならざるを得なくなっているのではないかと考えます。滞納繰越分についての収納向上対策について伺います。

次に、歳出についてです。

平成25年度の目的別決算状況で見ると、商工費と土木費が24年度と比較し増加しているように思われますが、この増加要因についてお聞かせください。

また、性質別決算状況で見ると、扶助費のうち、生活保護費が2年連続で減少となっておりますが、この主な減少要因についてお聞かせください。

11月1日より電気料金が再値上げとなりましたが、まだ年度の半分を越したばかりであり、これから冬に向かうに当たり、ロードヒーティングの経費など、平成26年度の歳出額に影響が出ると思います。電気料金再値上げに伴う影響額はどのくらいになると見込んでいるのか、お聞かせください。

次に、平成27年度予算編成方針に関連して伺います。

市は、10月20日、財政部長名で庁内各部局に対し、平成27年度の予算編成方針を示したとのこと。それによると、人口減などによる市税収入の伸び悩みや扶助費の増加傾向などで、平成26年度当初予算より3億円多い12億円の財源不足が生じると想定し、さらに電気料金再値上げの影響も生じることから、原則として26年度当初予算の範囲内で予算要求を行うよう求めたということですが、この財源不足となる要素の中に除雪費の歳出増が見込まれているのか、伺います。

というのも、平成24年度は、過去最高の積雪量を記録したことから、当初予算8億円に対し、3回もの補正を行い、約15億円となりました。そして、平成25年度も、一昨年度に引き続き豪雪で、3億5,000

万円の補正を組まなければなりません。もちろん自然が相手ですから、なかなか予測がつかないのは当然で、予想外の積雪による年度途中の補正はある程度仕方がないと思いますが、初めから予算措置されているのとされていないのでは、市民の安心感が違ってくるのではないかと思います。

そこで、この12億円の財源不足の具体的な試算の考え方をお示しいただくとともに、平成26年度と同様に、この12億円の財源不足分を財政調整基金で取り崩して収支均衡を図るとしたら、財政調整基金の残高は幾らになるのか、伺います。

市長は、本年8月の記者会見で、小樽市人口対策会議の話合いの中で、これは有効だという施策があった場合は、来年度予算に反映させていくことも考えられるのかという記者の質問に、「会議で最終的に意見を取りまとめる前の段階であっても、対策を講じなければならないものが出てきた場合には、来年度予算に取り入れていくことも考えていきたい」と述べていますが、11月28日に初会合を開いた小樽市人口対策会議では、委員から出された意見などを基に立案した具体策を翌平成28年度予算に反映させる方針となっており、8月の記者会見より後退した感があります。人口対策は早め早めが大事だと思いますが、たとえ有効と考えるものがあっても、人口対策については平成28年度でなければ予算づけをしないということなのか、再確認いたします。

ともあれ、地方交付税の算定単位の一つに人口があり、今後、人口減少が見込まれる小樽市では、地方交付税にも反映されてきます。このように、人口減少対策につきましては、市の財政にも多大な影響を与えます。このことを考えると、人口対策についてはできることから始めていただきたいと思いますが、この点について市長の御見解を伺います。

○議長（横田久俊） 理事者の答弁を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（横田久俊） 市長。

（中松義治市長登壇）

○市長（中松義治） 松田議員の御質問にお答えいたします。

ただいま、財政問題について御質問がありました。

初めに、平成26年度市税収入の見通しについてですが、まず25年度決算との比較による26年度の市税収入の見通しにつきましては、今後の法人市民税などの収入状況にもよりますが、現時点の見込みでは、個人市民税では所得の減少により、法人市民税では納税額が大きく減少した法人があったことにより、たばこ税では販売本数の減少により、市税全体の収入額は減少するものと考えております。

次に、滞納繰越分について、収納向上対策につきましては、納税課では、平成24年度にグループ制を導入して滞納繰越担当を設け、従来から行っております差し押さえた動産や不動産などのインターネット公売による換価に加え、新たに他都市との合同公売会への参加や事務所等への訪問による強制徴収や自動車のタイヤロックを実施するなどの収納対策の強化を図ってきたところであり、今後も引き続き努力してまいります。

次に、歳出についてですが、まず平成25年度決算で、商工費と土木費が24年度と比べて増加している理由につきましては、商工費では、小樽観光振興公社に対する1億3,000万円の出資や中小企業への制度融資の貸付金の約3億2,200万円の増、土木費では、港湾建設費で約8,900万円、除雪費で約6,500万円、それぞれ増加したことなどが主な要因であります。

次に、生活保護費が2年連続で減少した主な要因につきましては、平成24年度は、医療扶助費の減少によるもの、25年度は、生活保護受給者の減少と生活扶助基準などの見直しによるものであります。

次に、電気料金再値上げに伴う影響額につきましては、来年3月31日までは軽減措置があり、若干、

影響は抑えられているものの、昨年度同時期の電気使用量を基に積算した今年度影響額は、ロードヒーティングに係る影響額4,800万円を含め、総額で約6,000万円となります。

次に、平成27年度予算編成についてですが、まず予算編成方針で示した12億円の財源不足額における除雪費の見込みにつきましては、26年度当初予算をベースに試算しており、想定を超える降雪による補正対応分は見込んでおりません。

次に、財源不足額の試算の考え方につきましては、平成26年度予算をベースに、総務省の概算要求における地方交付税総額の8,400億円の減や本市の中期財政収支見通しなどを勘案して、約12億円と試算したところです。しかし、その後、消費税率の引上げ延期が見込まれる中で、消費税率の引上げにかわる社会保障制度改革の財源が示されていないことや、国の予算編成の動向も不透明であり、今後、財源不足額は大きく変動する可能性があるものと考えております。

また、財政調整基金の残高につきましては、今冬の除雪費など不確定要素がありますが、今定例会に提案しております補正予算後の残高は約12億6,000万円となりますので、ここから財源対策として、仮に12億円を取り崩しますと6,000万円となるものです。

次に、人口対策事業の予算化につきましては、1年程度の議論、検討を経て、最終的には平成28年度予算へ盛り込むこととしておりますが、早急に取り組むべきと考えられる事業があれば、27年度の予算へ反映したいと考えております。

次に、人口対策の取組につきましては、人口の減少はさまざまな要因が関係しており、どのような取組が効果的であるのか、また、実施に当たっては財源についても考慮する必要があることから、検討には一定の時間を要すると考えておりますが、早期に実施する必要があると判断したものについては、できるだけ早く取組を進めたいと考えております。

○議長（横田久俊） 次に、第2項目めの質問に入ります。

（「議長、9番」と呼ぶ者あり）

○議長（横田久俊） 9番、松田優子議員。

（9番 松田優子議員登壇）

○9番（松田優子議員） 2項目め、防災に関連して伺います。

先日、都内で行われたセミナーに参加した折、2011年3月11日の東日本大震災の被災地の一つとして、壊滅的な被害を受けながらも今日まで3年8か月余り、復興に向けて突き進んでこられた岩手県釜石市の野田市長による講義がありました。今後の防災教育のあり方にも言及される内容で、当事者の声であり、非常に説得力があるものでした。課題や反省点をあらわにしていくことで、後世に継承していく使命感のようなものを感じ取ることができましたので、今までも防災につきましては、我が党も含め他会派の議員も議論してきましたが、この講義を基にして、小樽市の防災体制について再度伺います。

最初に、災害対策本部の設置場所についてです。

釜石市では、当初、倒壊を免れた市役所の3階を対策本部としましたが、まちの中心部にあった庁舎は瓦れきに囲まれ、通信手段も寸断されたため、市民は瓦れきを乗り越えて市役所に家族や友人・知人の安否確認に来なければならず、これでは災害対策本部の機能が果たせないと、途中から被災地ではない別のところに災害対策本部を移動させたということでした。このように災害対策本部の場所の設定が課題となったということですが、小樽市では、もし消防庁舎を含む市役所庁舎が災害対策本部として使用不能になった場合、代替施設としてどこを使用することにするのか、お考えを伺います。

次に、想定外にどう対応するかについてですが、小樽市では、現在、どの程度の浸水予測を立てられているのか、伺います。

岩手県が津波被害に遭うのは、今回が初めてではありません。過去に何度も津波被害に遭ってきましたので、それを踏まえて防災に取り組んできましたが、今回の津波は予想をはるかに超えたものとなりました。震災前の浸水予測は、最大遡上高が10.2メートルでしたが、実際は19.2メートルという予測の倍の津波であったため、防波堤も防潮堤も役に立たなかったそうです。

また、ハザードマップは、ここまで津波が来ると想定してつくられていたため、危険地域以外の人は安全だと受け止めてしまいました。このように、ハザードマップは安心マップとして受け止められ、浸水想定区域外で多くの犠牲者を出してしまい、何とそれは全死者の6割にもなったそうです。こういったことから、ハザードマップのあり方について一考を要するのではないかと思います。御見解をお示しください。

小樽市では、ハザードマップは全市には配布されておりませんが、今後、全市に配布する予定はありますか、伺います。

次に、避難場所の見直しについてですが、釜石市では、この想定外の津波で、津波避難場所76か所中11か所が津波で浸水してしまいました。その後、釜石市では第1次避難場所を見直したそうです。小樽でも、先日の市民と語る会で、避難場所が土砂災害警戒区域の中にあるということが問題になっていましたが、この点についてどう認識していますか。見直すことは考えているのでしょうか、伺います。

2次避難所とは、危険が去った後の避難生活をするための拠点避難所との位置づけですが、それが住民に周知されず、釜石市では、2次避難所であった防災センターを1次避難所と思い込み、そこに避難されたため、多くの犠牲者が出たという反省点がありました。小樽市では、1次避難所と2次避難所との区別の周知はされているのでしょうか。

次に、防災教育の必要性についてですが、子供たちの避難行動として2校が紹介されておりました。震災が起きたとき、1校は、全員が学校管理下にあり、高台に避難しましたが、危険を察知し、さらに高台へ、またさらに高台へと避難し、全員助かりました。また、もう一校は、その時間帯は全員、下校していましたが、親がまだ大丈夫と言うのを子供が説得し、避難して助かった例もあり、184人の児童全員が助かりました。それを釜石の奇跡と言う人がいますが、釜石市長いわく、それは奇跡でも何でもなく、ふだんからの訓練のたまものであり、常に想定にとらわれず、状況で判断しているからだと言います。

また、避難訓練に参加する人が少ないというセミナー参加者からの質問に対し、釜石市長は、災害の悲惨さを住民が認識することが大切であり、小さいときからの防災教育が大事で、時には映像を生かし活用することが大事であり、防災から減災へ、3・11以降はこのように視点が変わったと強調されました。

このように釜石市長は防災教育の重要性を強調しており、それは大人に対しても同じであると述べていましたが、小樽における防災教育について、現在、どのように取り組んでいるのか、お聞かせください。

次に、市職員の役割分担についてです。

先般の広島の土砂災害を受け、同じ坂のまちであり、道内他都市と比較し、土砂災害警戒区域が非常に多い小樽市ですが、先日、市民の方から、災害が起きたとき、避難所の鍵は誰があげてくれるのかと質問を受けました。学校ごとに近隣の市職員があげることになっていますと説明しましたが、そのことを知らない市民が多いのではないかと思います。このことに対する市民への周知方法について伺います。

また、市職員も所属部ごとに役割分担が決まっているとありますが、市職員への役割分担の徹底はさ

れているのでしょうか、伺います。

釜石市の野田市長は、講演の冒頭で、トップの判断が大事であり、それが課題であると言っておりました。それだけ市長の責任が重いということです。小樽市も、野田市長のこの意見を参考にして防災に取り組んでいただきたいと思います。

中松市長の公約の一つに、市民の安心・安全を守るまちづくりがあります。最後に、市長の防災に対する決意をお聞きして、この項の質問を終わります。

○議長（横田久俊） 理事者の答弁を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（横田久俊） 市長。

（中松義治市長登壇）

○市長（中松義治） ただいま、防災について御質問がありました。

初めに、災害対策本部の設置場所についてですが、災害対策本部は、地域防災計画で市役所本館2階の市長応接室と定めており、市長応接室が使用不能となった場合には、新耐震基準の消防庁舎6階講堂を使用することとしておりますので、本市において想定される災害が発生した場合であっても、災害対策本部を設置することは可能であると考えております。

次に、想定外の対応についてですが、まず津波の浸水予測につきましては、北海道が平成22年3月に公表した浸水想定では、津波遡上高の低いところで祝津地区の1.13メートル、最も高いところは港湾地区の3.13メートルとしております。

次に、ハザードマップのあり方に対する見解につきましては、ハザードマップは想定される津波の到達時間や浸水範囲を表しているものですが、想定を超える事態が起り得ることから、市民向けの講座や避難訓練の際に、より高く、より遠くへ避難する必要があることを強調してお知らせしているところであります。

次に、ハザードマップの配布につきましては、現在の津波ハザードマップは、平成22年3月に北海道が行った津波浸水想定に基づき作成し、津波の被害が予想される地域に配布しております。

本年8月に、国から日本海側における津波の想定が発表され、今後、北海道が、今年度中に日本海側の断層モデルを決定し、平成27年度に津波シミュレーションを行い、その後に各地区における浸水想定を公表することから、小樽市では、この想定に基づくハザードマップを新たに作成し、対象となる全世帯や希望される方などに配布したいと考えております。

次に、避難所の見直しについてですが、まず市民と語る会での御意見に対する認識につきましては、全国各地で大規模な災害が発生していることを機に、本年4月に災害対策基本法が改正され、災害の影響が少ない場所を指定するなどの基準に基づくよう義務づけられたものと認識しております。

本市におきましても、現在、市内に69か所ある避難所を、「土砂災害」「地震」「津波」及び「洪水」の4種類の災害に応じた避難所として指定するための作業を進めております。

次に、避難所の区別の周知につきましては、本市においては避難所の区別は行っておりませんが、避難訓練などを通じて安全を確保するため、避難所の位置にかかわらず、まずはより高く、より遠くへ避難するよう周知しております。

次に、市職員の役割分担の明確化についてですが、まず避難所の開設の周知につきましては、小・中学校の避難所については、各校ごとに開設を担当する職員2名をあらかじめ指定しておりますが、年度ごとに人事異動で変更となることから、年度当初に各町会長へ名簿を配付し、周知しているところです。

次に、市の職員に対する役割分担につきましては、職員向けの研修の際に、地域防災計画で定められ

た各部の災害時対応について周知しております。

次に、防災に対する私の決意につきましては、東日本大震災以降も、全国で大規模な災害が頻発している状況にあることから、本市においても、いつどのような災害に見舞われるかわかりません。このような現状を踏まえて、本市の災害時の危機管理対応能力の向上のみならず、平時からの備えを十分に行うことによって安全を守るまちづくりを実現してまいりたいと考えております。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長(横田久俊) 教育長。

○教育長(上林 猛) 松田議員の御質問にお答えいたします。

ただいま、防災教育の必要性について御質問がありました。

本市における防災教育の取組についてですが、本市の小・中学校においては、全ての学校で危機管理マニュアルを作成しており、年2回以上、火災のほか、地震等を想定した避難訓練を実施しております。

小・中学校の授業においては、教科の中で副読本などを活用し、みずから自分を守る行動や習慣を身につけるなど、防災に関する基礎的知識を習得しているところであります。

また、旅行の行事においては、小学校では、札幌への見学旅行で防災センターを訪れ、災害の体験的学習を行っており、中学校では、修学旅行で東日本大震災の被災地を訪れ、被災地の状況を見聞するなど、体験的な防災教育も行っております。

今年度は、教職員を対象に、札幌管区気象台から講師を招き、危険予測・危機回避能力、非常時の行動や防災訓練のあり方などの研修も行っており、児童・生徒の安全確保に努めているところであります。

○議長(横田久俊) 次に、第3項目めの質問に入ります。

(「議長、9番」と呼ぶ者あり)

○議長(横田久俊) 9番、松田優子議員。

(9番 松田優子議員登壇)

○9番(松田優子議員) 3項目め、北海道社会事業協会小樽病院における分娩の新規受付休止について伺います。

北海道社会事業協会小樽病院の11月21日付けの新規分娩取扱休止のお知らせは、あまりにも急な話であり、市民に与えた衝撃は大きいものでありました。そもそも周産期医療とは、特別な医療が必要なハイリスク児、母体などに危険を及ぼす可能性が高いハイリスク分娩などに医療を提供するものと聞いています。

また、不規則で苛酷な勤務による離・退職や産婦人科医を目指す研修医の減少により産婦人科医が不足し、都市部への偏りなどで、ハイリスク分娩のみならず、正常分娩を行う産科医療でさえ確保できなくなったことが起因していると伺っています。

最初に、協会病院の分娩実績等についてお聞きいたします。

協会病院は、平成13年に、この地域周産期母子医療センターの認定を受けていることから、ハイリスク児の出産を含め、昨年は約400人の分娩を取り扱うなど、地域医療に貢献してきましたが、認定されてからの協会病院での過去5年間の分娩実績をお聞かせください。

昨今、出生率は大幅に減少しているのに、低出生体重児などのハイリスク児の出生率は増加していると言われております。小樽におけるここ5年間のハイリスク児の出生数はどのようになっていますか、掌握していたらお聞かせください。

市として、地域周産期母子医療センターである協会病院へ財政的支援等の助成を行ってきたと思いますが、どのような助成を行ってきたのか、お聞かせください。

協会病院は、北海道より地域周産期母子医療センターの認定を受けていますが、このように分娩を行わなくなった場合、この認定はどのようになるのでしょうか。この点について、北海道等に問い合わせ等はしたのでしょうか、伺います。

次に、分娩受付休止による影響について伺います。

協会病院産婦人科の診療体制の縮小に伴う今後の対応として、近隣の産科クリニックや他の総合病院を紹介するとのことですが、先日、開院した小樽市立病院は、協会病院が地域周産期母子医療センターの認定を受けていることから、産科を持つことは困難と判断し、産科は開設しませんでしたので、市内の産科はおたるレディースクリニック一つだけとなりました。しかし、おたるレディースクリニックの今の状況は、医師1名、助産師6名であり、ベッド数は15床ということですが、分娩の受入れは可能なのでしょうか。この点について、御見解をお聞かせください。

経済的な理由により出産費用の負担が困難な方に出産費用の一部を助成する制度があり、協会病院は、その制度を利用できる助産施設になっていますが、どのくらいの方が利用していたのでしょうか。ここ5年間の助産制度利用実績と分娩休止による影響について、あわせてお示してください。

また、協会病院の新規分娩受付の休止は、事小樽だけの問題ではなく、二次医療圏である後志管内の町村に与える影響も大きいと言わざるを得ません。協会病院のここ5年間における後志管内町村からの受入れ人数をお示してください。また、あわせて、影響についての見解もお聞かせください。

今、人口減少の要因の一つとして、女性が産む子供の人数が問われていますが、それ以前に、出産しようとしても、市内にその子供を産む病院が1件しかないということはゆゆしき問題と言わざるを得ません。これでは、小樽市では子供を産めないのだからと小樽市を離れる女性が増えるとしたら、人口減少にますます拍車がかかることになり、なおさら深刻です。もし、今回、公募等で医師確保ができ、急場をしのげたとしても、またいつ再燃するかわからない問題です。市民の皆さん、特にこれから子供を産みたいと思っている方は非常に不安に思っています。この問題に対して、今後、市としてどのように取り組んでいくのか、市長のお考えを伺います。

○議長（横田久俊） 理事者の答弁を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（横田久俊） 市長。

（中松義治市長登壇）

○市長（中松義治） ただいま、小樽協会病院の分娩の新規受付休止について御質問がありました。

初めに、小樽協会病院の分娩実績等についてですが、まず過去5年間の分娩数につきましては、暦年で申し上げますと、平成21年が521件、22年が513件、23年が495件、24年が422件、25年が398件と聞いております。

次に、過去5年間のハイリスク児の出生数につきましては、統計値のある出生時の体重が2,500グラム未満のいわゆる低出生体重児の数でお答えいたしますが、暦年で申し上げますと、平成21年が68件、22年が78件、23年が92件、24年が60件、25年が65件であります。

次に、小樽協会病院への財政支援につきましては、平成22年度から、定住自立圏の構成自治体である小樽・北しりべしの6市町村により、周産期体制の維持を図るための財政支援として補助金を支出しております。実績といたしましては、6市町村合計で申し上げますと、平成22年度が約800万円、23年度が約700万円、24年度が約1,300万円、25年度が約1,200万円であります。

次に、地域周産期母子医療センターの認定につきましては、北海道に問い合わせをしたところ、新生児集中治療室など一定の機能がある限り、分娩を扱わなくなったことを理由として認定を取り消すこと

はないと聞いております。

次に、分娩の新規受付休止による影響についてですが、まず市内のクリニックでの受入れにつきましても、スタッフの数や施設の機能等により、ある程度、数は限られるものと考えております。

次に、小樽協会病院における過去5年間の助産制度利用実績につきましては、暦年で申し上げますと、平成21年は20件、22年は27件、23年は28件、24年は19件、25年は13件となっております。

また、分娩休止での影響につきましては、市内の助産施設は、小樽協会病院を含めて2か所ありますが、そのうち小樽協会病院における分娩割合が約7割を占めていることから、少なからず影響はあるものと考えております。

次に、小樽協会病院が受け入れている後志管内の町村分の過去5年間の分娩数につきましては、暦年で申し上げますと、平成21年は97件、22年は112件、23年は115件、24年は64件、25年は67件と聞いており、分娩の休止についての影響はあるものと考えております。

次に、この問題に対する市の取組につきましては、市内で周産期医療体制が維持できなくなる事態は何としても避けなければならないものと考えており、現在、小樽協会病院での分娩継続に向け、病院側と協議を行うとともに、北海道など関係機関にも働きかけているところでありますが、市としてもできる限りのことをしてまいりたいと考えております。

○議長（横田久俊） 次に、第4項目めの質問に入ります。

（「議長、9番」と呼ぶ者あり）

○議長（横田久俊） 9番、松田優子議員。

（9番 松田優子議員登壇）

○9番（松田優子議員） 4項目め、介護について何点かお聞きいたします。

最初に、施設入所待機者の対応策について伺います。

デイサービスを行っている事業所が、日中のデイサービスが終わる夕方以降、泊まりが必要な利用者を事業者の自主事業として引き続きそのまま受け入れるお泊まりデイというものがあると聞いています。これは介護保険の枠外ですが、「介護疲れ」「残業が続く」「旅行で家を不在にする」など、さまざまな理由から、同居する家族が親や配偶者を預けるもので、利用する人が最近増えており、厚生労働省の調査によると、本年3月末現在で、デイサービスを行っている全国約3万9,200事業者のうち約1割が、このお泊まりデイを実施しているのではないかと見ているとのことですが、小樽市内で、このお泊まりデイを行っている事業所はありますか、伺います。

このお泊まりデイが増えた理由として、特別養護老人ホームの待機者が多いことから、家族としてはなじみの施設にそのまま預けられる気軽さもあり、また、急な泊まりが必要になったときや在宅介護で限界を感じている介護家族にとって欠かせない、必要不可欠なサービスになりつつあるようです。しかしながら、このお泊まりデイについては、介護保険の枠外であることから、国の基準がなく、問題点も指摘され、利用者を保護するため、厚生労働省では定員を定めたガイドラインや施設の実態把握と指導を強化するため、都道府県への届出制も導入すると聞いています。小樽市では、このお泊まりデイについてどのような認識を持たれているのか、伺います。

さて、特別養護老人ホーム入所待機者の受皿とも言うべきこのお泊まりデイですが、第6期小樽市高齢者保健福祉計画と介護保険事業計画の策定委員会において、介護給付費の増加に伴う財政負担増を避けるため、小樽市では、老人保健施設やグループホームも含め、新たな施設整備は行わない方針を示し、同意されたとお聞きしました。小樽市における各施設の入所待機者数と特別養護老人ホーム入所待機者の人数を介護度別にお示しください。

市では、施設整備を行わない対応策として、待機者には在宅サービスの充実をすることとし、小規模多機能型居宅介護と訪問看護を組み合わせた複合型サービスを行う事業者や定期巡回・随時対応型サービスの拡充を図ると考えているようですが、特養待機者の受皿とも言うべき複合型サービスは、市が公募したにもかかわらず、事業所の応募はなく、定期巡回・随時対応型サービスも利用が伸び悩んでいると聞いています。本当にこれが特養待機者の受皿となり得るのか懸念されますが、新たな施設整備を行わない方針に同意するまでの策定委員会の議論経過をお示してください。

この両サービスが受皿となり得なかった場合、特養待機者はますます増加すると思われませんが、このことに対する御見解もお示してください。

次に、介護職員不足の対応策について伺います。

人口減少が社会に与える一般的影響の一つとして、労働者数の減少が挙げられますが、そうした中で深刻なのが介護職員不足であると指摘する声があります。その理由として、高齢者が増加することに伴い介護を必要とする人が増える一方で、生産人口が減少することにより、介護人材の大幅な不足が考えられるからです。今後、小樽市ではどのくらい不足すると考えているのか、団塊の世代が全員、後期高齢者になる2025年度をめどにお示してください。

また、介護職員は、他の産業と比較しても離職率が高いと言われています。資格を持っていても、実際に資格を生かし、現場に立つ人は6割にとどまっているのではないかと伺っています。このように、需要が増える一方で、離職者の多さが人手不足に輪をかけているように思います。

その理由の一つに、激務の割に賃金が低いことが挙げられています。ある統計調査によれば、全産業に対して、女性の場合は月額にして四、五万円低いのに対し、男性の場合は何と10万円も低くなっています。かつて寿退社といえれば女性に対して使用することが多かったのですが、昨今は男性の介護職に対して使われる言葉になりました。賃金が安く、これでは妻子を養っていけないと、結婚と同時に離職し、他の職種への転職を図るといふものです。これは笑い事ではなく、かつて我が家に営業で訪れた人が、まさしくこれに該当する方でした。市は、これ以外に、介護職員が定着しない理由についてどのように認識しているのか、御見解をお聞かせください。

市では、本年、失業中の方を対象に、北海道の緊急雇用創出事業として介護人材確保支援事業により、市が委託する受託施設や事業所で働きながら介護職に必要な知識・技術を習得させる事業を行っていますが、応募状況はどうだったのか、伺います。

また、市では、本年、介護従事者処遇状況等調査を行うと聞いています。この調査は、過去にも行ったことがあると思いますが、どのような視点で調査を行うのでしょうか。そして、その調査結果についてはどのように公表し、どのように活用するおつもりか、お考えをお聞かせください。

5月末の人口統計調査で、小樽市は、道内10都市で初めて高齢化率が35パーセントを超えました。そのうち、単身で暮らされている方や高齢者だけで世帯を構成されている方もいます。これからは、介護サービスを必要とする高齢者が増えることがあっても減ることはないと思います。小樽市にとって、この介護人材不足は大変深刻な問題です。家族だけの支えでは、おのずと限界があります。利用料金が別枠でかかったとしても、先ほど述べたお泊まりデイを利用する人が増えた理由の一つに介護疲れとあるように、在宅でサポートする家族の負担軽減につなげるためにも、介護職員の確保に向けて市としてもしっかりと取り組んでいただきたいと要望いたしますが、この点について、この項の最後に市長の御見解を伺います。

○議長（横田久俊） 理事者の答弁を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（横田久俊） 市長。

（中松義治市長登壇）

○市長（中松義治） ただいま、介護について御質問がありました。

初めに、施設入所待機者の対応策についてですが、まず市内のお泊まりデイを行っている事業所につきましては、5事業所があるとの情報を得ておりますが、介護保険適用外のサービスですので、正確な実数を把握しているものではありません。

次に、お泊まりデイの認識につきましては、介護保険適用外のサービスのため、法的な規制がない状態にあり、夜間に起きた事故の報告義務もない中で、転倒や誤飲、死亡事故なども起きているとの報道があることは承知しております。このため、国は、来年度から、ガイドラインとして1人当たりの床面積や連泊数などを示し、都道府県への届出を義務づけ、その内容を公表することとしており、今後は最低限のサービスの質が担保されていくものと認識しております。

次に、施設入所待機者数につきましては、平成26年9月の調査では、特別養護老人ホームでは685人、老人保健施設では103人、グループホームでは110人でありました。

また、特養の待機者の要介護度別人数は、要支援が9人、要介護1が87人、要介護2が184人、要介護3が140人、要介護4が152人、要介護5が113人となっております。

次に、新たな施設整備を行わないとした策定委員会の議論経過につきましては、本市の施設定員数を道内主要都市の高齢者人口1,000人当たりの定員数で比較すると、介護療養型病床とグループホームで割合が非常に高く、施設全体の定員数では一番高い状況であること、また、地域包括ケアシステムの構築のためには在宅サービスの充実が必要であること、将来の高齢者の人口は平成32年をピークに減少していくと見込まれること、さらに高齢者人口に対し、サービス利用者が6人に1人という実態にあることなどから、給付と負担のバランスを考慮すると、第6期計画の中では新たな施設整備は難しいのではないかとといった議論が行われました。

次に、特養待機者が増加するのではないかとのことではありますが、新たな施設の整備が難しい状況の中では、介護サービスが必要な高齢者の在宅での生活支援を充実させる必要があります。確かに定期巡回・随時対応型サービスは、現状では利用が伸びておりませんが、利用促進に取り組み、また、複合型サービス、若しくは小規模多機能型居宅介護といった在宅サービスの充実により、待機者の増加に対応していかなければならないと考えております。

次に、介護職員不足の対応策についてですが、まず2025年度をめどにした小樽市の介護人材の不足につきましては、国は、今年度中に2025年度までの介護人材の需給量を都道府県別に推計する予定ですが、市町村別の需給量は示されないことから、現時点では、本市独自の推計は難しいものと考えております。

次に、賃金が低いこと以外に介護職員が定着しない理由につきましては、職場をやめた理由として、結婚・出産・育児、職場の人間関係や勤務条件が合わなかったという国の調査結果がありますが、ほかにも腰痛などの体の不調、職員数の少ない夜間勤務時に何か起こるのではないかと不安があるなど、高齢者や認知症の方の世話をする介護職特有の精神的・身体的ストレスも要因と考えております。

次に、介護人材確保支援事業の応募状況につきましては、市内の介護サービス事業者に委託して、ハローワークで就業希望者の募集を行いましたところ、22名の応募がありました。このうち、10名が採用されております。

次に、介護従事者処遇状況等調査につきましては、小樽市内の介護サービス事業所の実態を把握するために、介護従事者数、雇用形態、採用・退職の動向についての調査を本年10月に実施し、職員給与に

については、来年1月に実施する予定です。調査結果については、市のホームページで公表し、介護事業所の労働環境の整備や介護従事者の質の向上に役立てたいと考えております。

次に、介護職員確保に向けた見解につきましては、本年9月に市で行った介護サービス事業所に対するアンケート調査からも、介護職員の確保は多くの事業所で大きな課題となっていることがわかりました。国では、介護職のイメージアップや処遇改善など必要な取組を進めておりますが、介護職員の確保は、本市に限らず全国の自治体共通の課題であります。本市としても、全国市長会を通じて介護従事者の不足について、国の責任において早急に措置を講ずるよう要望しているところであります。今後も引き続き要請してまいりたいと考えております。

○議長（横田久俊） 次に、第5項目めの質問に入ります。

（「議長、9番」と呼ぶ者あり）

○議長（横田久俊） 9番、松田優子議員。

（9番 松田優子議員登壇）

○9番（松田優子議員） 5項目め、街路防犯灯について伺います。

街路防犯灯の助成制度につきましては、5月に開催された市民と語る会での複数の市民の方からの御意見・御要望に端を発し、第2回定例会以降、活発に議論され、市長は、厳しい財政状況であるが、財源も含めて助成制度のあり方を検討していくとお考えを述べられておりましたが、先日行われた町会長と市との定例連絡会議において、市長は、街路防犯灯のLED化について、設置費の9割を市が負担し、来年度から3年間で全て交換するとの方針を示したとお聞きしました。

交換対象の街路防犯灯は約1万3,000灯とし、4億円から5億円の設置費用を3年間で均等に分けると、年間で1億3,000万円から1億7,000万円になります。一番心配される費用の財源確保ですが、11月28日の定例記者会見で、市長は、国や道の補助がない場合でも独自に取り組む考えを示したとのことでした。街路防犯灯のLED化についての財源確保は本当に大丈夫なのか、伺います。

次に、交換方法についてお聞きいたします。

交換対象は約1万3,000灯で、今あるものを全部交換するというのですが、現在の設置場所によって必要か、不必要かなどの交換場所の精査はしないのか、伺います。

町会は1割負担として、3年間で4,000万円から5,000万円程度を負担することになりますが、町会として一番多いところで何灯交換することになるのか、わかっていたらお聞かせください。

3年計画の分け方ですが、町会ごとの3分の1か、それとも市内を3分割にしてブロックごとで1年ずつ交換するのでしょうか。交換方法についての考え方をお聞かせください。

1灯当たりの交換費用は、単純に割り返すと3万円から4万円になり、今までの助成方法だと、町会でいったん交換費用を全額負担し、後で市に請求して助成金が支払われることになっていましたが、町会によっては資金が潤沢で立替払が可能なところとそうでないところと差があると思われれます。場合によっては、委任払いのように1割を町会で支払い、残りの9割を市が業者に支払うなど、支払方法には検討の余地はあるのでしょうか。御見解をお聞かせください。

次に、規則の変更について伺います。

本来の街路防犯灯の助成制度は、規則で設置費は2分の1以内とあり、助成金の額が定められていますが、新たな助成制度は規則を変更した上で行うのでしょうか、それとも特例として別枠で行うのでしょうか、お聞かせください。

また、来年度から3年間で全市内がLEDに交換することになりますが、それ以降も従来の街路灯助成制度については継続させるのか、お考えをお聞かせください。

最後に、制度の課題についてお聞きいたします。

3年間という短期間で一気に街路防犯灯を交換した場合、次回の交換時期が集中するのではと懸念する声も聞かれますが、制度全体を通して課題はないのか、伺います。

ともあれ、このたびの市長の英断は、町会にとって朗報と思われれます。まだまだ課題はあるかと思いますが、LEDへの交換は省エネという側面もあります。街路防犯灯のLEDへの交換がスムーズにいくようよろしくお願いいたします。

○議長（横田久俊） 理事者の答弁を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（横田久俊） 市長。

（中松義治市長登壇）

○市長（中松義治） ただいま、街路防犯灯について御質問がありました。

初めに、LED化の財源確保についてですが、財源につきましては、今後、予算編成を行う中で確保し、対応してまいりたいと考えております。

次に、交換方法についてですが、まず交換場所の精査につきましては、その地域の状況を十分承知している各町会において、既に設置されている街路防犯灯の必要性について判断していただきたいと考えております。

また、町会として最も多い交換灯数につきましては、およそ900灯であります。

次に、交換方法についての考え方につきましては、LED化による電気料金の縮減効果が各町会においてできるだけ均一になるようにするため、町会ごとに対象となる街路防犯灯の3分の1ずつを1年間に交換していただくことを考えております。

次に、助成金の支払方法につきましては、従来の街路灯設置費助成金の支払方法では、町会に一時的に立替払が生じますので、委任払いも含めて町会に立替払が生じないような方法について検討しているところであります。

次に、規則の変更についてですが、まず新たな助成制度を実施するための規則につきましては、新たな助成制度は3年間に限定した制度と考えておりますので、特例として現行の街路灯助成規則とは別に要綱を定め、事業を進めていきたいと考えております。

また、従来の助成制度につきましては、今回の事業終了後につきましても、引き続き継続してまいりたいと考えております。

次に、制度の課題でありますけれども、財源を確保することはもちろんのこと、町会間の公平性を確保すること、短期間で事業を円滑に進めるために制度内容の十分な周知の徹底を図ることなども課題と考えております。

○議長（横田久俊） 次に、第6項目めの質問に入ります。

（「議長、9番」と呼ぶ者あり）

○議長（横田久俊） 9番、松田優子議員。

（9番 松田優子議員登壇）

○9番（松田優子議員） 最後の質問項目になります。

空き家対策について伺います。

5年に1度実施される住宅・土地統計調査の平成25年実施分の結果がまとめられ、この7月に総務省より発表されましたが、それによると、全国で空き家は820万戸で、賃貸・売却用や別荘を除く放置された空き家を含むその他住宅は318万戸で、5年前より50万戸増えたとあります。

そこで、この放置された空き家対策について伺います。

このことについては、今までに何度も何度も条例化を含め対策を講じるよう、機会あるごとに述べてまいりましたが、そのたびに、国の動向を見て条例化するか否かの判断をするとの御答弁に終始していたように思います。

そして、ようやく11月19日に、空家対策特別措置法が国会で成立しました。この空家対策特別措置法により、自治体で可能になる対策にはどのようなものがあるのか、伺います。

この空家対策特別措置法が成立したことにより、小樽市における空き家対策の条例化については必要がなくなり、今後、特別措置法に基づいて対策を講ずることになるのか、伺います。

なお、この特別措置法は、来年5月中には施行される予定と聞いておりますが、小樽市における空き家対策は今後どのように進められていくのか、お考えを伺います。

なお、この空家対策特別措置法ができたとしても、課題が残ると思われませんが、小樽市における課題にはどのようなことが考えられるのか、お示してください。

この空家対策特別措置法により、今まで課題であった空き家の所有者の特定がしやすくなると思われますが、特定できるまでには日数がかかる上、たとえ特定できたとしても解体費用が捻出できない方などに対し、貸付制度、助成制度を設けるなど、新たな制度設計もしなければならぬと思います。その点についての御見解も伺います。

また、ある事例として、遠方に住む所有者にかわり、業者やNPO法人、また、シルバー人材センターに管理を委託するなどの動きが出始めたといえます。これについても、御見解を伺います。

空家対策特別措置法ができたとしても、課題もあり、それで全部が解決できるとは思っていません。今後、人口減少により、空き家が増える可能性がますます大きくなります。法制化とともに、空き家を出さないための中古住宅の活用や住宅の新築抑制など、課題はまだまだ大きいと思いますが、ともあれ特別措置法が成立したことにより、小樽市だけではなく、条例を制定していなかった自治体にとっても新たな一歩を踏み出した意義は大きいと思います。一日も早く空き家対策が進むことを願っております。

以上、再質問を留保し、質問を終わります。

○議長（横田久俊） 理事者の答弁を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（横田久俊） 市長。

（中松義治市長登壇）

○市長（中松義治） ただいま、空き家対策について御質問がありました。

初めに、いわゆる空家対策特別措置法により可能となる対策につきましては、所有者等を把握するための立入調査や固定資産税情報の内部利用のほか、危険な空き家に対する措置として、助言、指導、勧告、命令、行政代執行ができると規定されたところであります。

次に、条例と特別措置法との関係につきましては、このたび特別措置法が成立したことから、今後は、まず法に基づいた対応の検討を進めていく必要があるものと考えております。

また、条例化につきましては、これまで検討を行ってきた内容が特別措置法におおむね盛り込まれておりますので、現在、特別措置法の条文を精査し、本市として法制化された以外に条例を制定して規定すべき項目がないか、確認作業を行っているところであります。

次に、今後、空き家対策をどのように進めていくかにつきましては、国においては、法の施行に伴い、国が講じる施策などを明記する基本指針や危険な空き家の判断基準、助言や指導などの手続の進め方を示すガイドラインを策定する予定であることから、それらに基づき事務処理の手順などを整理する必要

があると考えております。

また、法には、市町村は、国の基本指針に即した空家等対策計画を策定できるという規定なども盛り込まれているところから、これら取組について検討を行ってまいりたいと考えております。

次に、本市における課題につきましては、これまで行政代執行を規定する条例を制定した自治体においては、危険で撤去が必要な家屋であっても、私有財産であることや費用回収の可能性が低いことなどを理由に、ほとんどが行政代執行の実施に至っていない状況にあります。このたびの特別措置法では、法的な根拠が付与されたほか、国などによる財政上の措置などが規定されておりますが、具体的な支援内容は今後示されるものであることから、本市に限ったものではありませんが、行政代執行に係る費用の回収は課題の一つであると考えております。

次に、解体費用に対する新たな制度につきましては、解体助成では、管理や撤去を自費でされている所有者との公平性や危険になるまで放置される可能性などが懸念される場所であり、公平性と市民の安全・安心の両面から慎重に検討する必要があるものと考えております。

次に、所有者にかわり第三者が管理をする動きへの見解につきましては、御質問にもありましたとおり、民間事業者やNPO法人、シルバー人材センターが空き家の管理を受託している事例については幾つか承知しているところであります。費用は、所有者が負担しているものと認識しておりますが、このような取組は、危険な空き家になることを未然に防ぐ手法の一つではないかと考えます。

(「議長、9番」と呼ぶ者あり)

○議長(横田久俊) 9番、松田優子議員。

○9番(松田優子議員) 御答弁いただいた中で、2点ほど再質問させていただきます。

まず、防災についてですが、防災教育の必要性について質問し、先ほど教育長から御答弁いただきましたけれども、やはり大人に対する防災教育も大事だと思います。釜石市長は消防団の経験があるということから防災意識が大変強い方でした。災害が起きたとき、市の職員もいろいろな役割を果たすことになります。

そこでまず、率先して市職員の防災意識の向上を目指すために、市職員に対する防災講座を別枠で設けるなど、啓発活動を考えていただきたいと思いますが、この点についてお考えをお聞かせ願いたいと思います。

もう一点は、空き家対策の件です。

空家対策特別措置法ができたことによって、今後は、この措置法に基づいていろいろ計画が行われるとお聞きしましたが、担当部署は今までと同じように、今まで庁内検討会議が行われてきましたけれども、そのまま、この検討会議が横滑りという形でこの措置法に向けての対策をしていくのか、その点についてお聞かせ願いたいと思います。

○議長(横田久俊) 理事者の答弁を求めます。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長(横田久俊) 総務部長。

○総務部長(迫 俊哉) 松田議員の再質問にお答えいたします。

一つは、防災教育の関係で、市職員に対しても啓発をしてはどうかということでございますけれども、現在、職員の研修の中で、災害が起きた場合のそれぞれの役割分担ですとか、あとは今度、職場研修の中で災害が起きたときのそれぞれの対応などについて研修をさせていただいております。啓発ということですが、基本的には今の体制の中でやらせていただきたいというふうに思っております。

続きまして、空き家の担当部署についてでございます。

現在、人事編成の中で体制については考えていきたいと思っておりますけれども、3名程度の配置は考えていきたいというふうに考えてございます。来年は、統一地方選挙の年でございますので、人事配置は6月以降になりますけれども、6月以降には新たな体制で、この空き家対策に本格的に取り組んでいきたいということで考えております。

ただ、その3名をどの部署に配置するかということにつきましては、今後の人事編成の中で検討させていただきたいというふうに考えているところでございます。

○議長（横田久俊） 松田議員の会派代表質問を終結し、この際、暫時休憩いたします。

休憩 午後 2時15分

再開 午後 2時45分

○議長（横田久俊） 休憩前に引き続き、会議を再開し、会派代表質問を続行いたします。

（「議長、18番」と呼ぶ者あり）

○議長（横田久俊） 18番、山口保議員。

（18番 山口 保議員登壇）（拍手）

○18番（山口 保議員） 民主党・市民連合を代表して質問いたします。

質問に入ります前に、突然の入院騒動で皆様に御心配、御迷惑をおかけしましたことを、まずもっておわび申し上げます。

さて、それにしても衆議院の突然の解散であります。政府の経済政策の失敗が言い逃れできないほど明らかになる前に解散しておこうという極めて身勝手な解散で、地域、国民にとっては迷惑極まりない話であります。

政府の経済運営は、低迷する日本経済の成長を促し、長引くデフレ経済から脱却するためには、異次元の金融緩和を行って円安誘導し、輸出を増やし株価をつり上げ企業競争力を高め、結果、企業収益が上がれば賃金が増え、円安による輸入物価の上昇も吸収され、また、雇用も増えるであろう、結果、日本の経済は、急速に成長軌道に乗るであろうというものであります。株などを持っていない大多数の国民も株価の急騰に何となく日本の誇りを取り戻した気分に入っているという昨今の国の景色ではないでしょうか。

経済が成長し景気がよくなれば、雇用も増え国民の所得も増えるという常識は、もはや前世紀、正確に言えば1990年以前のものでしかありません。労働と資本の分配比率が変わらなかった1990年以前に比べ、経済のグローバル化が始まり、資本が国境を越え、生産拠点を自由に選べるようになって以降、雇用の流動化が始まり、資本と労働の分配構造が限りなく資本の側に有利に分配されるよう変化してきたことは、国内でも戦後最長の実感なき好景気と言われたいざなぎ景気時の各種統計指標を見れば、一目瞭然であります。景気回復もグローバルな資本、世界的企業には利益があっても、雇用者、国民には何の恩恵もなくなったと言わざるを得ません。

財務省国税庁の民間給与実態統計調査によりますと、いざなぎ景気、2002年2月から2007年10月の間、2003年の雇用者報酬総額は203兆6,827億円で2006年には200兆346億円。3兆6,500億円も減少しております。この間の法人企業経常利益は、財務省の年次別法人企業統計調査によれば、2003年度36兆2,000億円から2006年度54兆4,000億円と18兆2,000億円も積み増ししております。

ちなみに、この間の2004年には、小泉内閣による労働法制の規制緩和により、製造業への派遣労働が解禁されております。安倍内閣発足前の2012年の雇用者報酬総額は191兆996億円であり、2013年には200兆3,597億円と9兆2,600億円増加していますが、これは一部大企業のボーナス増や若干の賃金増、それ

に雇用者数の増加が反映していると思われます。

しかし、実態を見てみますと、正社員は3,327万人から3,305万人と22万人減少し、非正規社員は、逆に1,829万人から1,952万人と123万人増加しており、中身はパートや契約社員や65歳以上の高齢者であり、特に高齢者は2年前の365万人から424万人に増加しているというのが実態であります。

また、年収200万円以下の方は1,090万人から1,120万人に増加、株・預貯金のない人の割合も26パーセントから30.4パーセントと増加いたしております。円安による物価上昇を加味すれば、実質賃金と家計の実質所得はさらに減少しているというのが実態ではないでしょうか。消費が6割を占める我が国のGDPが下がるのも、そうした実態を素直に反映しているのではないのでしょうか。

いずれにしても、景気の動向によって多少の雇用者報酬の変化はあっても、1990年以降、グローバル化が広がるにつれ、下がり続けていることは、先ほどお示しした民間給与実態統計調査の指標1998年を見ますと、22兆8,375億円あったものが、2013年には200兆3,597億円となっております、22兆4,778億円も減少しているわけですから、消費は上向くはずもなくデフレは続くほかないわけであり、円安によるインフレ誘導は、消費に悪影響を与え、国内需要に依拠しているサービス業や国内産業の弱体化を招く結果となります。政府の経済運営は、国家の弱体化や不安定化につながりこそすれ、繁栄に向かうものでは決してないと私は断言していいと思います。

また、衆議院解散によって不成立になったものの、非正規労働を拡大、常態化してますます低賃金労働者を増やす労働者派遣法の見直しや成果主義による企業経営を標準化する「残業代ゼロ法」の導入、法人税率の低減など、国民国家の崩壊は加速するばかりであります。特に、成果主義の企業への導入は、アメリカに倣っていち早く導入して、没落しつつあるソニーの教訓を思い起こすべきだと思います。

本年8月、公表された厚生労働省の労働経済白書原案の中では、就労意欲と企業の売上高に占める経常利益の相関関係の結果が示されております。就労意欲が高い企業の利益率は4.7パーセントに対し、就労意欲が低い企業の利益率は3.0パーセントとなったと報告されております。短期利益を追い求める成果主義は、こうして失敗をするわけであり、

私見ですが、私は、労働者の直接雇用が大原則だと考えております。労働基準法第6条には、「何人も、法律に基いて許される場合の外、業として他人の就業に介入して利益を得てはならない」とあります。たとえ経済のグローバル化によって労働環境が世界的に変化したとしても、正規労働者の平均賃金の半分にも満たない非正規労働者の実態は放置されていいはずがありません。少なくとも同様に労働者派遣法を制定したドイツやフランス、オランダなど、派遣元企業や派遣先企業の責任を法律で明確に義務づけ、正社員に与えられているのと同じ賃金と労働条件であることを派遣労働者に保障することが義務づけられているEU諸国並みに制度をこの国も整えなければ、非正規労働者の多くを占める若年層の将来不安はますます増大し、社会の不安定化につながることは目に見えております。そして、少子化はますます進み、また、低所得者層の増加は国内経済を縮小させ、社会保障制度の維持は困難となり、国の変質、崩壊につながっていくことは自明であります。

今世紀に入って以降、経済成長神話は人々を豊かにすることはなくなったのではないかと私は考えるようになりました。そしてまた、リーマン・ショックで見られた金融の暴走は再び引き起こされ、グローバル化により国家の足かせを解かれた企業は、国民国家の利害を無視した経営に向かわざるを得ず、結果、国民国家は、ますます劣化、崩壊に向かっている、それが今日の現状ではないかと考える次第であります。

一方、地方の現状はどうでしょうか。データでは、資本金10億円以上の製造業では給与、賞与ともにわずかに上昇しておりますが、資本金1億円未満1,000万円以上では下がり続けております。地方の景況

感が悪いわけであります。

公共事業拡大による地方経済対策は、景気対策の常套手段であります。高度経済成長の時代でさえ、地方には恩恵が薄かったことは、内閣府で公表された都道府県別社会資本ストックの実質額、1960年から2009年によって明らかになっております。ここでは、2009年には1人当たり実質県民所得が小さい都道府県ほど人口1人当たりで多くの社会資本ストックを持っているにもかかわらず、そうした社会資本の地域的重点配分が地域の生産性向上、所得の向上に結びついていないことが示されております。2013年の県民所得は、東京都で437万円、沖縄県をはじめ北海道でも東京都の半分の所得でしかありません。

また、社会資本が増加した場合の生産の変化率では、東京都で0.63、最も低い島根県、高知県では0.13と、地域経済に必ずしも恩恵を与えていなかったことが実証されております。低成長時代に入って以降、地域の土建建設業は縮小、公共事業が拡大されても大手事業者が事業を受注するばかりで、わずかな恩恵を下請、孫請で奪い合う構図は皆さん御承知のとおりであります。

また、地域に所得が残らない構造は、本市のように、これといった製造業に乏しく、卸・小売の商業に依存してきた地域には、はっきりと表れてきております。2000年の6月、大規模小売店舗法が廃止されて、出店規模がほぼ無審査で自由に立地が可能となって以降の地方都市や郡部の商業は、壊滅的な打撃を受け、廃業や事業縮小で地域経済に深刻な影響を与えております。

本市への影響については、これまでも機会あるごとに触れさせていただき皆さんも御承知と思いますが、いま一度、本市各種統計資料で確認をさせていただきたいと思っております。

卸・小売業の年間販売額の推移で見ますと、2000年以前は、おおむね卸・小売合わせて4,000億円台で推移していたものが、2000年以降、急速に下がり始め、統計上、2000年に近い1999年の3,887億1,000万円から8年後の2007年2,929億6,000万円と大幅減、実に957億円の減少、率にして約25パーセントも減少しております。2012年が直近のデータとなりますが、2012年の調査は国の経済センサス活動調査によるデータに変わっておりまして、それまでの調査との若干の相違が出たとしても、2012年の年間商品販売額は、2,144億8,000万円と2007年の前回調査時の2,929億6,000万円から784億8,000万円も減少しており、5年間で26.8パーセント減少と、急速に地域経済の縮小が起きていることがわかります。この間の人口減少は、おおむね5年間で5.5パーセント減、労働力人口も約11パーセント減ですから、地域経済の衰退のスピードが、いかに急激なものかが理解できると思っております。

市民所得についても見てみますと、市民税所得区分別所得金額では、2009年度1,364億2,339万1,000円に対し、2013年度1,213億1,307万9,000円ですから、5年間で約11.1パーセントの減少となっております。地域に所得が残らない構造が進み、行政の運営もますます地方交付税頼みとなり、硬直化が進むという現状ではないでしょうか。先ほどの卸・小売業年間販売額の推移で、卸売と小売と分けて見てみますと、2007年から2012年の5年間で卸売は実に35.6パーセントの減少に対し、小売は17.3パーセントの減少であります。2011年の東日本大震災・原発事故の影響を考慮すれば、小売の落ち込みは、相対的に小さくなっております。

私は、本市は、観光を持っている分だけ、それだけ幸せだと言わなければならないと思っております。かつて2000年と2004年に本市観光の経済波及効果が調査されております。おおむね本市経済に占める観光の効果は35パーセントとなっております。一方で、観光製品の地場調達率は、2000年65パーセント、2004年49.3パーセントと減少しております。それ以来、調査がないので推測するしかありませんが、ますます地場調達率は下がっているのではないかと危惧いたしております。観光の産業化がうまくいっていない証左であります。

私は、これまで菓子製造業や食品製造業の既存商品の評価見直しや包装デザインの見直しなど、観光

土産品や贈答品などの商品力の向上には、専門家による評価や助言が必要ではないかと申し上げてまいりました。単年度の事業としてではなく、行政の施策としてしっかりと政策に組み立て、実行されるときではないかと考えております。

先日、私はちまたで評判になっているというので、日本総研の藻谷浩介さんとNHK広島取材班が書かれた里山資本主義という本を読ませていただきました。先ほど述べさせていただきました経済のグローバルバージョンの中で、ノルマに追われ短期の成果を求められ疲れ果てる正社員や、低賃金で人間の尊厳も奪われ使い回される非正規で働く若者も、多少多くの賃金を稼げるにしても、生活物価が相対的に高い都会で暮らし続けるより、水も食料もエネルギーも自給できる方法が残され、住まいも格安で借りたり手に入れられる田舎に生活を求めるほうがいいのではないかと、都市と地方との格差が広がり、郡部では過疎化が進む今こそ可能になった生き方ではないかと、過疎となった地域では、行政によるさまざまな移住支援も行われており、そうした選択が日本の経済のサブシステムとしてもう一度機能するのではないかと、本書ではさまざまな事例が紹介され、静かにそうした流れが始まっていると感じさせていただきました。

本年10月末、会派の視察で、人口約2万4,000人、高齢化率40.8パーセント、九州の九重連山の山合いにある竹田市に行つてまいりました。2009年、新市長の誕生を受けて、農村回帰推進室を新設、専任職員2名が配置され、2010年には地域住民を集落支援員として組み入れ、農村回帰支援センターが設立され、移住・定住の支援体制の整備がなされております。

空き家バンク制度は、2005年から始められておりますが、固定資産税の納入通知書を発送する際に、空き家バンクへの登録のお知らせを同封し、空き家バンクへの登録を促して以降、2010年には26件、2011年には20件、2012年には50件と多くが登録され、一方で登録空き家の利用申込みは2013年度151世帯、世代別内訳を見ますと20代5世帯、30代51世帯、40代21世帯、50代26世帯、60代以上38世帯となっており、20代から40代が約6割を占めるという成果を上げておられます。空き家バンク制度が発足した2005年から2014年9月末までの延べ登録件数は188件、成約済数123件、現在公開中が30件だそうです。

移住支援や空き家利用については、さまざまな支援制度が設けられておりますが、移住目的で空き家を購入した移住者が、その空き家を改修する際には費用の2分の1、上限100万円を助成、空き家の所有者と移住者の間で売買若しくは賃貸借契約が成立した場合、空き家の所有者に対して10万円を支給、お試し移住のために市内に連続して2日以上宿泊する場合、1人当たり1泊分3,000円を助成するなど、手厚い制度となっております。ほかにも、起業支援として地域で培われてきた歴史文化に根づいた起業を目指す各種工芸家などクリエイティブな移住者への100万円を上限とした2分の1の助成なども実施されております。

これらに対する各年度の決算状況は2010年度273万3,000円、2011年度317万2,000円、2012年度764万5,000円、2013年度1,010万6,000円となっており、一般財源から手当てされているとのことであります。

移住実績では、2010年度12世帯21名、2011年度20世帯42名、2012年度30世帯59名、2013年度18世帯31名となっており、地元大分市内からの移住はもとより、全国各地からさまざまな業種での移住者の構成となっており、人口減対策や空き家対策というより、地域に新たな多様な人材を受け入れ、それが地域の刺激となり、将来のまちづくりにつながると理解をいたしました次第であります。

空き家の活用につきましては、これまでもさまざまな議論をさせていただきましたが、本市でも新たな取組が必要だと感じております。いかがでしょうか、御所見を伺います。

次に、政府の原発を中心としたエネルギー政策と地域のエネルギー自給について触れさせていただきましたと思います。

2011年の東京電力福島第一原子力発電所の大事故は、地域に重大な傷跡を残し、今なお収束しておらず、また、収束のめどさえ立っていないことは皆さん御承知のとおりであります。原発はエネルギーコストの安い電力と宣伝されてきましたが、先進国で最も高い電気料金を企業も家庭も払われていることが、ようやく理解されることとなりました。

政府は、相変わらず原発を国内エネルギーのベースロード電源と位置づけ、国内のみならず輸出にも力を注ごうとしております。私は、EUを中心に自然エネルギーの利用のみならず、ガスや褐炭、これは亜炭とも言いますが、これらを利用した火力発電にシフトし始めているときに、我が国のこうした選択を大変奇異に感じております。

特に、褐炭の利用については、国内でも2013年11月、日本経済新聞朝刊で紹介されているように、東電が福島県広野町に出力50万キロワットの石炭ガス化コンバインド発電2基を新設、2020年から運転を始めると伝えられております。

褐炭は、かつて亜炭とも呼ばれ、戦前には日本各地で、また、北海道でも夕張などで採掘されてきた低品位の石炭のことです。褐炭は、歴青炭など炭素の含有量が高い石炭とは違い、地表に近い層に集中しており、露天掘りで採掘されますが、重量の半分を水分が占め、発熱量も非常に低いために国内では全く利用されておられません。こうした褐炭を利用した石炭ガス化コンバインド発電とは、IGCCといますが、まず褐炭を蒸し焼きにした際に発生する一酸化炭素や水素などの可燃ガスを燃料としてガスタービンを回して発電し、その際の排熱を利用して、もう一度蒸気タービンを回して発電する高効率の発電方式だそうであります。

東電広野発電所は三菱重工業株式会社が建設を担うそうですし、株式会社IHIはドイツのシュタインミュラー・エンジニアリング社を買収し、褐炭だきボイラーの開発を加速させるとのことです。三菱日立パワーシステムズ株式会社は、ポーランドで褐炭だき臨界圧火力発電所建設プロジェクトの契約を本年7月に締結したと企業情報に報告されております。

また、こうした低品位の石炭は、世界各地のどの地域にも資源として埋蔵量が十分にあるとあります。国内重工業各社は、一方でこうしたエネルギーのシフトを原発などから切り替えつつあるのは、皆さんもあまり御存じないのではないかと思います。

北海道は、かつて国内有数の産炭地であったわけですから、こうした低品位炭である褐炭の利用が進めば、私はもう一度産業として成立し、エネルギーの自給も期待できるのではないかと考える次第であります。地域のエネルギー自給の動きは、木材の関税撤廃以降、放置され、保水力を失って土砂災害の一因ともなっている我が国の森林資源を間伐により手を入れ、山の復活と並行して得られた間伐材などの木質バイオマスを燃料とする発電が各地で始められております。

岡山県真庭市は、その先進地として全国的に注目されているまちであります。人口は約5万人、中国山地の山合いの、かつては林業で栄えたまちだということです。今年9月8日の日経電子版によりますと、集成材大手の銘建工業（本社岡山県真庭市）など官民9団体は、間伐材などの木質バイオマスを燃料とする発電会社真庭バイオマス発電を設立、出力は1万キロワット、2015年4月の稼働を目指すとありました。総事業費は41億円、補助金16億円、借入れで23億円を調達し、燃料は真庭市を中心とした地域から間伐材など未利用材を年間9万トン、製材所から出る端材など5万8,000トンを集め、燃料購入費として年間13億円、そのほとんどが木材収集のための人件費に回ることから、雇用効果は200人から300人に上り、地域経済の活性化につながると期待されているそうであります。この発電所による電力は、真庭市の半数の世帯の1年間の電力を賄えるそうであります。

また、この発電を中心的に担う銘建工業は、木質ペレットも製造しており、1キログラム20円で販売、

近隣の農家は、ハウス栽培の燃料を重油からペレットボイラーに切り替え、コストを切り下げて利益を上げているとの紹介もあわせてありました。一般家庭でも灯油からペレットストーブへの転換も進んでいるとのことでもあります。

こうした地域のエネルギー自給は、地域の所得を上げ、地域社会の再生を促す試みとして注目すべきだと考えます。北海道でも、上川町で間伐で出た木材をバイオマス燃料用のチップにする事業が始められております。本市を含む後志圏でも、豊かな森林資源がほとんど未利用となっております。北海道に働きかけ、本市もかわかり、真庭市のような取組が可能か検討を始めることが必要ではないでしょうか。市長のお考えを伺います。

最後に、本市まちづくりの根幹にかかわる問題について述べさせていただきます。

10月7日の北海道新聞に、民間シンクタンクのブランド総合研究所が発表した2014年都道府県・市区町村魅力度ランキングが掲載されておりました。市区町村の項で、本市は、昨年の6位から京都市に次いで4位と上がっておりました。

近年、本市議会でも、本市の人口減対策について多くの質問がなされております。都市の衰退は、長らく難問として残されております。先ほどから述べさせていただきましたように一自治体の努力だけでは解決は難しいと実感いたしております。しかし、これだけは肝に銘じておかねばならないと思います。それは、都市の持つ固有の魅力を持続的に高めていく努力だけは怠ってはならないということでもあります。その国の光を見るというのが観光だと申し上げてまいりました。これまで機会があるごとに本市のカジノ誘致については述べさせていただいておりますので、今回は多くを申し上げるつもりはありません。ただ、運河論争から今日に至るまで、官民挙げて築き上げられてきた本市観光のブランド力をおとしめることだけは絶対に認めることはできないと申し上げておきます。

私の本会議における質問は、今日で最後となります。これまで多くの機会を得て、長々と本市まちづくりに係る議論をさせていただきました。私のさまざまな提案に真摯に耳を傾け、さまざまな事業や施策に結びつけていただけたことを心から感謝申し上げ、私の質問を終わらせていただきます。

まことにありがとうございました。（拍手）

なお、再質問は留保いたします。

（発言する者あり）

○議長（横田久俊） 理事者の答弁を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（横田久俊） 市長。

（中松義治市長登壇）

○市長（中松義治） 山口議員の御質問にお答えいたします。

ただいま、我が国の経済構造の変化と地方のあり方について御質問がありました。

初めに、空き家利用と移住・定住についてですが、現在、人口対策を検討するための会議を立ち上げ、本市の現状に即した効果的な対策の立案に向けて検討を始めているところであります。移住・定住促進に向けた取組は、人口対策の一つとしても重要であると考えているほか、新たな住民の定住は、まちの活性化にも寄与いただけるものと考えております。

まちづくりは人づくりとも言われております。御質問の中では、都市住民の地方への回帰の可能性や空き家利用に向けた支援、起業支援などの事例を挙げられ、御提案がありました。そういった取組も参考としながら、また、空き家を資源として捉え活用する視点も踏まえ、移住・定住促進に向けた取組を検討してまいりたいと考えております。

次に、国のエネルギー政策とエネルギーの地域自給についてですが、真庭市の事例を参考とした本市を含む後志圏でのエネルギー自給の取組につきましては、真庭市のバイオマス発電は、間伐材や製材過程で発生する端材などを燃料として活用しているものであり、その導入によって地域の未利用資源の有効活用が図られ、地域の活性化につながるなどの利点があるものの、森林資源は広い地域に分散しているため、収集や運搬コストが高くなることや、燃料となる間伐材などを持続的に調達していけるか、設備投資に対して採算がとれるかなど課題もあるものと考えられます。このことから、エネルギーの地域自給の取組の可能性について検討を行うに当たっては、事業性についてなど、十分な情報収集を行う必要があると考えておりますが、地域で利用されていない資源などを有効に活用して、雇用の創出や地域内の富の循環を高めることは、地域の自立と活性化に向けて大変重要な視点であると考えております。

(「終わります」と呼ぶ者あり)

○議長(横田久俊) お疲れさまでした。

山口議員の会派代表質問を終結し、この際、暫時休憩いたします。

休憩 午後 3時23分

再開 午後 3時50分

○議長(横田久俊) 休憩前に引き続き、会議を再開し、会派代表質問を続行いたします。

(「議長、3番」と呼ぶ者あり)

○議長(横田久俊) 3番、中村岩雄議員。

(3番 中村岩雄議員登壇) (拍手)

○3番(中村岩雄議員) 第4回定例会に当たり、一新小樽を代表して質問させていただきます。

まず、小樽の少子化対策について、何点か伺います。

小樽市の直面している最も深刻な問題は、少子高齢化に伴う人口減少です。現在、日本は少子化にとっても苦しんでいます。戦後の高度経済成長を支えた団塊の世代をピークに出生率は徐々に低下し、大家族の形態は崩れていきました。さらに、20年前のバブルの時期、人々は自分たちの楽しむ時間を最優先し、自分の生活を犠牲にしてまで結婚して子供を育てることを望まない時期がありました。しかし、バブル崩壊後、今度はデフレの波が押し寄せ、経済的格差が広がりました。余裕のある生活は不可能になり、娯楽にお金を費やすことなどできなくなり、生きていくことだけで精いっぱいの人たちがあふれてきました。特に、若い人たちは安定した収入を得られず、自分の生活だけでも困難であり、家族を養う自信さえ失うようになりました。そうしたさまざまな要因なども絡み合い、非常に深刻な少子化問題が生み出されてきたように感じます。このままでは、日本は衰退の道を進むのみとなり、早急な対策が必要となってきました。

私たちの住むまち小樽では、都市部よりも急激な少子超高齢化が進み、一刻の猶予も許されない状況です。早急かつ長期的な対策が必要です。そのためには、人々が安心して生活できること、つまり、ここ小樽でやりがいや生きがいのある仕事につき、家族とともに安定した楽しい生活ができなければなりません。

また、小樽に移り住みたいと思ってもらえる環境をつくる。安心して子供を産み、自然豊かで充実した医療・教育環境で子育てができ、安定した収入が得られ、温かい触れ合いのあるまちを目指すことが目標です。そのためには、医療機関、特に産科や小児科の充実が必要であり、今回のような小樽協会病院産科の休止に関しては、北海道の未来を考えていない行動と考えられ、早急な対処が必要でしょう。この件に関しては、一般質問で後ほど成田議員より質問があると思います。

北海道が京都府を抑えて、訪れたい都道府県の1番になりました。その中でも小樽市は魅力のあるまちとして人気があります。それにもかかわらず、少子高齢化と人口減が他の地域より進んでいます。もっと私たち小樽人が小樽市の本当の魅力を認識して、観光に行きたいまちから一步進めて住みたいまちへ進化させるために何が必要なのか考えることが重要です。そのためには、行政の思い切った行動が必要であろうと考えます。例えば、小さな子供がいる人は、市民税などの減額をしていく。子供3人なら半額、子供4人なら全額免除など検討してはどうでしょうか。

また、小樽で起業したいと希望する人には中古物件などを用意し、短期間、事務所として無料で賃貸するなど、起業をバックアップするシステムをつくっていくのはどうでしょうか。御所見を伺います。

平成26年10月24日の新聞に、北海道人口減少問題対策本部が初会合を開き、骨子案を取りまとめたという記事が記載されていました。それによると、道内では農林水産業に従事する人の割合が高い自治体ほど合計特殊出生率が高い傾向にあること、また、観光業が盛んな自治体では若者が定着し、女性が子育てと仕事を両立しやすい環境づくりにつなげることが重要とされ、さらに人口減について、道庁内の関係部局が連携して取り組むため、11月に全庁から職員を集めて、同問題を専門に扱う部署を設置することを明らかにしたという内容の記事であります。

小樽市でも8月に人口対策庁内検討会議を立ち上げ、さらには11月に貞村英之副市長や小樽公共職業安定所長、小樽商工会議所や子育て支援団体の関係者、小樽商科大学生、公募で選ばれた市民ら計11人のメンバーによる小樽市人口対策会議を設置し議論を進めていくとのことですが、この対策会議にぜひ医療・福祉関係者も参加していただき、小樽市の医療や介護の未来像なども含め、幅広い意見も参考にすべきであると思いますが、いかがでしょうか。御所見を伺います。

○議長（横田久俊） 理事者の答弁を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（横田久俊） 市長。

（中松義治市長登壇）

○市長（中松義治） 中村議員の御質問にお答えします。

ただいま、小樽の少子化対策について御質問がありました。

初めに、子供がいる世帯への市民税の減額につきましては、子育て負担の軽減に結びつく手法の一つと考えられますが、租税は公平に負担されるべきであるという原則がありますので、慎重な検討が必要であると考えております。

次に、起業をバックアップするシステムづくりにつきましては、本市では、これまで起業を考えている方などを対象に、経営の基本的なノウハウを学ぶ小樽商人塾を開催するとともに、この受講者等を対象に小樽市商業起業支援事業として家賃助成により起業支援を実施しております。起業者を増やすことは、本市の人口対策においても重要なテーマであり、人口対策庁内検討会議や小樽市人口対策会議の中で議論を深めるとともに、国における地域の創業支援策も注視しながら、本市としての効果的な創業支援策を検討してまいりたいと考えております。

次に、医療・福祉関係者など幅広い意見も参考にすべきとのことにつきましては、人口対策はさまざまな要素が関係することから、小樽市人口対策会議の設置に当たっては、学識経験者や雇用・経済、子育て関係者など各界の皆様にご意見をいただき、できるだけ幅広く御意見をいただくこととしたものであります。今後の会議では、どのような人口対策が効果的であるのか検討を進めますが、御提案の件につきましては、議論の状況を見ながら必要に応じて判断したいと考えております。

○議長（横田久俊） 次に、第2項目めの質問に入ります。

(「議長、3番」と呼ぶ者あり)

○議長(横田久俊) 3番、中村岩雄議員。

(3番 中村岩雄議員登壇)

○3番(中村岩雄議員) 次に、小樽における病診連携から医療介護連携についてお尋ねいたします。

小樽市立病院が開院しました。小樽掖済会病院は現在工事中ですが、来年には小樽の四つの基幹病院がそろいます。各病院の特色を生かしたネットワーク化、病院から診療所、かかりつけ医への病診連携の重要性を考える必要が大切になっています。プライマリーケアを担う診療所と2次病院、高次救急病院との連携をさらに強め、診療分野や治療ステージごとの役割分担を行い、効果的な医療を行うことが必要です。つまり、かかりつけ医はふだんの病状を十分把握しており、必要に応じて往診や治療を行います。病態が悪化したときは救急病院への搬送が必要となります。その後、回復して退院した後は、もとの診療所での往診や加療を行うように病院から患者を戻すよう連携をとります。

また、超高齢化社会を迎えた小樽市では、長期入院、長期入所が可能な療養型施設が非常に重要な役割を担ってくると考えられます。新聞にこのような記事も載っていました。救急病院に運ばれた高齢者のうち1か月後にもとの生活に戻れた人は約半数に過ぎず、ある程度回復しても約2割が救急病院にそのまま入院し続けていたという調査結果が日本救急医学会で発表されました。この調査は、東京都指定二次救急医療機関254病院が対象です。調査期間の救急患者は、6割が65歳以上でした。搬送前の生活場所別に分析すると、介護施設から搬送された高齢者のうち介護施設に戻れたのは50パーセント、23パーセントが1か月後も救急病院で入院を続けていた。また、自宅から搬送された高齢者のうち自宅に戻れたのは57パーセント、約17パーセントがそのまま入院を継続していた。この調査をまとめた救急医学の専門家は、在宅医療や慢性期対応の医療機関など、高齢患者の救急病院退院後の受皿が不足していると話しています。高齢者の多い小樽でも、同様に慢性期対応の長期療養型施設が不足しているのではないのでしょうか。

現在、小樽市で75歳以上の超高齢化も進んでいる中、現状の高齢者入院患者の流れについては、主に小樽市立病院、済生会小樽病院、小樽協会病院、小樽掖済会病院で入院治療を受け、状態が安定した後は中間病院へと移され、その後、長期療養が必要な患者は、介護療養型の病院かグループホームなどの施設に移る流れになっているようです。

しかし、現状では、介護療養型の病院は入院待ちがいっぱいであり、半年以上の入院予約待ちが必要となっており、中間病院がそれまで患者を入院させておくことができないため、介護療養型の病院かグループホームなどの受入れが決まらなければ、病院から患者を出すことができないというのが現状であると聞いています。そのため、病院がベッド満床のため、本来、入院治療が必要な患者を受け入れられないという状況が小樽では生まれているのです。この状態を解決するためには、各病院間の連携だけではなく、行政と医師会が連携して専門部署によるオープンネットワークをつくり、そこにアクセスや相談することによってスムーズに入院患者の流れをつくることも考えられます。

以前、代表質問の中で、施設入居者や入院患者の病歴、病状、薬剤情報を救急病院や各受診病院で確認できるようにしてはどうかと意見を述べましたが、その必要性が現在、高まってきたと考えられます。

そこで、在宅診療や施設往診で主治医が1か月に1回定期的に記載している診療情報提供書などを、お薬手帳や母子手帳のように受診時に持参してもらうようにしてはどうか、お考えをお聞かせください。

○議長(横田久俊) 理事者の答弁を求めます。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長（横田久俊） 市長。

（中松義治市長登壇）

○市長（中松義治） ただいま、小樽市における病診連携から医療介護連携について御質問がありました。

在宅診療や施設往診において主治医が記載する診療情報提供書等を受診時に持参することにつきましては、主治医と患者が話し合いの上で個別に決定されることと考えております。

○議長（横田久俊） 次に、第3項目めの質問に入ります。

（「議長、3番」と呼ぶ者あり）

○議長（横田久俊） 3番、中村岩雄議員。

（3番 中村岩雄議員登壇）

○3番（中村岩雄議員） 次に、小樽市の地域包括ケアについてお尋ねいたします。

高齢化の進展により医療内容は、つい先日言われていた病院完結型から地域全体で治し、支える地域完結型が求められるようになりました。今回改正になった国の社会保障制度改革と北海道の地域医療については、北海道の地域医療の現状を踏まえつつ地域完結型医療という考えの下、地域包括ケアを行うというものです。

この改正の注目点は、まず地域の役割が最重要であることを強調したところです。地域により今後の高齢化の進展が違うこと、そして地域によって資源、状況が全く異なることを理解すべきとされた点、また、高齢化のピークも地域ごとで大きく異なることを示し、高齢化率という割合ではなく、数を考えて対応していくということが重要であるとした点、そして状況は地域により千差万別であり、対策も各地域で当然異なると考えて議論していくことが必要であるとしたところです。

医療の考え方として、多くの病気が治せた時代は、治すこと、救うことが考え方の中心でしたが、高齢者の著しい増加に伴い、多くの病気を治せなくなる時代は、治すこと、救うことから癒やすこと、抱えて生きること、支えること、みとることが重要になってきています。

超高齢化社会では、高齢者となる私たちにとって価値ある人間として社会に役立っていると実感できることこそが、健康であり続けることの原動力になると思います。癒やす医療、支える医療が主体となり、その人のQOL、生活の質を高め、人間としての幸せや喜びを感じながら生きていくことが重要です。そして大切なことは、命は永遠のものではなく限りあるものであると私たちが正しく認識することです。命は限りあるからこそ輝いているのだと実感し、命の終わりを言葉にすることをタブーとするのではなく、きちんと向き合って対応することが大切であると思います。ただ在宅、在宅と言うのではなく、そこに人生の最期をどこでどのようにみとるかという問題が出てきます。人間として尊厳ある最期を温かく迎えられるような対応を考えるべきです。

医療機関が地域でどのような役割を果たすのかは、医療機関の経営にも絡む重要な事項であり、行政が指揮すればいいだけの問題ではありません。経営的にも安定した形で地域のために心のこもった医療や介護を積極的に考えてもらうことが必要です。今後、北海道の病床数は減らす方向で考えられていますが、現在までの姿は7対1が36万床、10対1が21万床、13対1が2万7,000床、15対1が5万4,000床、療養病棟が22万床となっていました。改革後は医療機能の名称は変わり、高度急性期18万床、急性期35万床、回復期26万床、慢性期28万床と、バランスのとれた形になる予定です。国は在宅医療を進めていますが、現実的には十分な医療と介護のバックアップ体制がなければ、高齢者を高齢者が介護していくという、もとの老老介護に戻ってしまう可能性が高いと思われます。国が考えるほど在宅ケアは容易ではないと思われます。

新しくなった小樽市立病院をはじめ、各基幹病院、診療所、療養型病床、グループホーム、サービス付き高齢者向け住宅などが連携した医療・福祉・介護ケアに重要な役割があると考えます。病気の人だけでなく、高齢者で日常生活の自立をサポートする必要がある人など、さまざまな支援が必要です。

高齢者に優しいまち小樽としてアピールしながら進んでいくことも大事です。そして、病院、介護施設や自治体と行政など地域との協力関係は、時間をかけて地道に築いていくことが大切です。

また、行政と病院の地域医療連携室との情報共有や連携も必要です。小樽の基幹病院には、地域医療連携室が設置されています。それは、地域医療連携の充実による地域包括ケアの推進のためにさまざまなことを行う必要があります。患者が救急病院や基幹病院での治療を終えた後、病気や障害を抱えながらも地域で安心して暮らしていけるように退院支援などを行い、継続治療、経過観察、リハビリが必要な方に転院施設の紹介が必要です。

また、自宅に帰っても治療や看護、介護が必要な方には在宅医の紹介、介護保険サービス、障害福祉サービスなどを利用できるように、患者や家族と一緒に相談しながらの支援も必要と思います。

そこで伺います。

地域包括ケアの小樽にふさわしい形をどのようにお考えですか。行政と医師会、基幹病院、診療所、療養型病床、グループホーム、サ高住などの連携を中心にお考えをお示してください。

施設入居者や高齢患者は病態が急に悪化したときにどうすればよいのかというアドバイスが必要です。かかりつけ医に連絡すべきか、救急車を呼ぶべきか、少し安静にして家族に連絡すべきかなどです。小樽市で地域医療包括ケア専門部署を設置し、小樽市全体の病院、介護施設などの情報を共有し、情報共有型のシステムづくりを行い、医療施設や介護施設が閲覧できるサーバとしての役割を担う構想についてどうでしょうか、お考えをお聞かせください。

○議長（横田久俊） 理事者の答弁を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（横田久俊） 市長。

（中松義治市長登壇）

○市長（中松義治） ただいま、小樽市の地域包括ケアについて御質問がありました。

初めに、本市にふさわしい地域包括ケアの形につきましては、本年10月、小樽市医師会を中心に歯科医師会、薬剤師会、医療機関、リハビリなどの専門職や市などの関係機関で構成するおたる地域包括ビジョン協議会が設立され、医療・介護の連携について協議をしていくこととなりました。協議会での議論を踏まえ、医療機関や介護事業所などの地域資源を活用しながら、本市の特性に応じた地域包括ケアを目指す必要があると考えております。

次に、地域医療包括ケア専門部署の設置と病院・介護施設等の情報共有型システムづくりについてですが、情報共有型の仕組みづくりは重要なものと考えており、先ほど申し上げましたおたる地域包括ビジョン協議会において医療・介護連携の協議を進めていく予定であります。協議の方向性を見極める必要があることから、サーバなどのICTを活用したシステムづくりには時間を要するものと考えております。

また、専門部署の設置につきましても、協議会の議論を踏まえながら考えてまいります。

○議長（横田久俊） 次に、第4項目めの質問に入ります。

（「議長、3番」と呼ぶ者あり）

○議長（横田久俊） 3番、中村岩雄議員。

（3番 中村岩雄議員登壇）

○3番（中村岩雄議員） それでは、次の項に移ります。

エボラ出血熱について何点かお尋ねをしてみたいです。

エボラ出血熱は、フィロウイルス科エボラウイルス属のウイルスを病原体とする急性ウイルス性感染症で、出血熱の一つです。人にも感染し、50から80パーセントという死亡率を持つ種類も存在します。人類が発見したウイルスのうちで最も危険なウイルスの一つであると言われています。エボラウイルスは、他の多くのウイルスと異なり、生体の防御機構をほぼ完全にすり抜けるという特徴があり、これが驚異的な感染性の高さにつながっていると考えられています。

また、細胞を構成しているたんぱく質を分解することで、最強の毒性を発揮し血管を攻撃させ破壊し、全身の臓器を冒して発症者を死に至らしめる病気です。そのためエボラウイルスは、WHOのリスクグループ4の病原体に指定されており、バイオセーフティーレベルは最高度の4が要求されています。

現在、厚生労働省からは、エボラ出血熱の国内発生を想定した医療機関における基本的な対応について通知が出されています。集団発生では致死率90パーセントにも達すると言われており、非常に危険な感染症だということは周知の事実です。外国からの観光客が非常に多い小樽市では、特に他地域よりこうした感染症が入り込む可能性が高いと考えて、十分に備えていくことが必要と考えます。新型インフルエンザの発生が予想されたときも、十分な対処の準備がなされていたとは言いきれませんでした。

このたび、エボラ出血熱の疑い症状のあるアフリカ発生国からの帰国者をエボラ出血熱疑似症患者として取り扱うこととなりました。この疑似症患者が特定感染症指定医療機関又は第1種感染症指定医療機関以外を受診した場合について伺います。

厚生労働省の通知では、「指定医療機関と連携しつつ、移送に当たる職員等の感染予防に万全を期すよう」となっております。つまり、発熱患者の渡航歴を確認し、ギニア、リベリア、シエラレオネの過去1か月以内の滞在歴のある患者はエボラ出血熱疑似症患者として、直ちに保健所長を經由して都道府県知事への届出を行うとなっております。この時点で、この医療機関から指定医療機関へと移送が行われることと考えますが、具体的にこの医療機関が行うべき対処方法をお聞かせください。

また、エボラ出血熱は一类感染症であるため、特定感染症指定医療機関又は第一種感染症指定医療機関でのみ受入れ可能となっておりますが、第一種感染症指定医療機関が入院で使われた例は過去に全国でも3例のみですが、対応模擬訓練などを十分に行う必要があるものと考えます。

また、途上国の経済発展などの進行により、アフリカなどでもインフラ整備が進んでいくと、エボラ出血熱以外でも日本で一类感染症に指定されているラッサ熱、マールブルグ病、クリミア・コンゴ出血熱など、また別のウイルス性出血熱が日本にも入り込んでくる可能性が考えられます。感染者当たりの平均感染率を1人未満に抑えなければ流行は終息できません。新たな感染者を素早く見つけるために感染者から接触者を聞き出す接触者追跡調査が行われています。CDCアメリカ疾病予防管理センターは、見逃された一人の接触者が大流行、アウトブレイクを引き起こし得るとして警告しています。そうしたことも考え、火災訓練や避難訓練のように、その感染症対応訓練を全医療機関が毎年数回は行うべきであると考えますがいかがでしょうか、お考えをお示しください。

今回のアメリカの例では感染者との接触があるなど感染の可能性がある場合は、潜伏期間を過ぎるまで公共交通機関での移動やレストラン、食料品店、映画館などの人の集まる場所への外出を控え、朝夕2回検温して検疫所に報告し、熱や症状の出た場合は地域の医療機関を受診するのではなく、最寄りの保健所に連絡をして指示を仰ぐ必要があるとしています。

また、アメリカの一部の州やアメリカ陸軍などでは潜伏期間中も隔離措置が行われています。確かに人権問題も考えなくてはなりませんが、エボラ出血熱の疑似症患者が一般の医療機関を受診してしまっ

た場合、そのとき居合わせた他の受診患者の安全、病院スタッフの安全を確保するために、どのような行動と対処が考えられており、保健所などからどのような指示が行くことになっているのかお示してください。

○議長（横田久俊） 理事者の答弁を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（横田久俊） 市長。

（中松義治市長登壇）

○市長（中松義治） ただいま、エボラ出血熱について御質問がありました。

初めに、エボラ出血熱疑似症患者が特定又は第一種感染症指定医療機関以外の医療機関を受診した場合の当該医療機関の対応につきましては、保健所が第一種感染症指定医療機関である市立札幌病院に移送するまでの間、当該医療機関に対し、疑似症患者の待機を要請するため、当該医療機関はマスクの着用や他の外来患者との接触を避けるなどの感染防止対策をとることになります。

次に、医療機関における感染症対策訓練についてですが、各医療機関においては、日ごろからさまざまな感染症の診療を行っており、全ての患者があらゆる感染源を持つと想定した基本的な感染予防対策は、とられているものと認識しております。

また、医療法上、院内感染対策として年2回の研修が義務づけられております。しかし、エボラ出血熱を含む一類感染症については、国による主導により対策訓練が進められていくものと考えております。

次に、エボラ出血熱の疑似症患者が一般医療機関を受診した場合の安全確保にかかわる保健所の対応指示についてですが、そのような事態になった場合には、他の受診患者との接触を避けるため、疑似症患者には別室で待機してもらうなどの配慮や感染の機会をできるだけ少なくするための適切な消毒方法、マスクや手袋などの使用について指導をいたします。

○議長（横田久俊） 次に、第5項目めの質問に入ります。

（「議長、3番」と呼ぶ者あり）

○議長（横田久俊） 3番、中村岩雄議員。

（3番 中村岩雄議員登壇）

○3番（中村岩雄議員） それでは、次に、国際観光についてであります。

先月、本市の今年度上期観光入込客数が公表されました。全体の観光入込客数は387万3,400人、前年度より4万5,900人減少し、対前年度比では98.8パーセントとなりました。宿泊客数は37万500人、前年度より1,400人減少し、対前年度比では99.6パーセントとなりました。これらは、数字的には若干の減少となりましたが、ほぼ前年度並みであると理解しております。その中で、外国人宿泊客数については3万9,064人、前年度より5,030人増加し、対前年度比114.8パーセント、外国人宿泊客の延べ数も4万3,047人、前年度より4,121人増加し、対前年度比110.6パーセントと大幅な伸びを示し、いずれもこれまでで最高を記録しました。私も運河沿いや堺町通りだけではなく、JR小樽駅前や天狗山などでも多くの外国人が家族連れやグループなどで散策やショッピングなどを楽しまれている光景を見てきましたので、この数字につきましては、実感として受け止めております。

そこでお聞きいたします。

最初に、今年度上期の外国人宿泊客の傾向と増加したその要因についてお示してください。

現在、国においては、観光立国実現に向けたアクション・プログラム2014の中で東京オリンピックが開催される2020年に訪日外国人旅行者数を2,000万人とする目標を掲げ、ビザ要件の緩和やMICEの誘致・開催の促進、世界に通用する魅力ある観光地域づくりなどに関するさまざまな施策・事業が展開さ

れています。

北海道においても、外国人観光客来訪促進計画の中で、平成29年度までに外国人の来道者数を実人数で120万人以上、訪日外国人客数における来道外国人客数のシェアを10パーセント、北海道にまた必ず来たいと思う旅行者の割合を60パーセントとする目標を設定し、国際定期航空路線等の誘致促進や戦略的な宣伝誘致活動を推進し、きめの細かい観光プロモーションを展開することとしております。

今や全国有数の観光地となり、中国や台湾はもとより、東南アジアのタイやシンガポールなどでの知名度も高くなった本市においても、国や北海道と連動した取組が求められ、国際観光の振興、外国人観光客の誘致は観光施策の中でも大変重要なものになってくるものと考えております。人口の減少などにより国内の旅行需要の大きな伸びが期待できない状況の中、本市が外国人観光客の誘致をより一層進めるためにも、私は受入れ態勢の充実と効果的な誘致宣伝の活動の継続が、その両輪となるものと考えます。

受入れ態勢の充実では、本市においては平成24年度から運河プラザ内に開設している観光案内所を小樽国際インフォメーションセンターに改称し、英語、中国語、韓国語に対応できる通訳案内職員を配置して、外国人観光客への対応をされておりますが、その利用状況と主な取組についてお示しください。

また、国際インフォメーションセンターの活動以外での外国人観光客の受入れについて、新たな取組などが行われていましたらお聞かせください。

宣伝誘致活動では、私は外国の方が来日され、本市だけを訪れ帰ってしまうということはまれなことであると考えており、近隣の市町村と連携し、エリアとしての魅力を発信することが、全国の観光地との競争に打ち勝っていくために必要であると考えております。そのような中、昨年度から本市が中心となり、北後志6市町村で小樽・北後志広域インバウンド推進協議会を組織し、広域で観光プロモーションを展開していることは、本市はもとより、後志地域、ひいては北海道全体にとって効果があるものと評価しているところであります。

そこでお聞きします。

今年度の小樽・北後志広域インバウンド推進協議会の事業内容と小樽観光協会が主催する事業も含めた本市の外国人観光客誘致に係る事業についてお聞かせください。

市長は、就任される際の公約の中で、「グローバル化時代の国際観光の挑戦」を掲げられておりましたが、現在の本市の観光振興において、まさに国際観光の振興、外国人観光客の誘致は大きなポイントとなっており、今後ますます重要な位置を占めるものになってくると考えております。

そこで、国際観光に関する質問の最後に、今後の外国人観光客誘致の展望と国際観光の戦略について伺いたいと思いますので、市長のお考えをお示しください。

再質問を留保して、質問を終わらせていただきます。

○議長（横田久俊） 理事者の答弁を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（横田久俊） 市長。

（中松義治市長登壇）

○市長（中松義治） ただいま、国際観光について御質問がありました。

初めに、本年度上期の外国人宿泊客の傾向につきましては、前年度比で中国が3倍以上、タイが2倍以上と大幅に増加しましたが、香港、韓国、シンガポールなどは減少し、上期のトップは、昨年まで8年連続の香港にかわり微増した台湾となりました。

増加の要因につきましては、円安傾向の継続や国のビザ発給要件の緩和に加え、中国については、自

肅傾向にあった日本への旅行がハイペースで回復していること、タイについては、新千歳空港とバンコク間の直行便運航に伴い、本市をはじめとする道内各都市が観光プロモーションを展開したことなどが挙げられます。

次に、小樽国際インフォメーションセンターの利用状況につきましては、従来から運河プラザ内に設置の観光案内所を常時、外国人対応が可能な小樽国際インフォメーションセンターとして開設した平成24年度は、取扱件数が9万575件で、対前年度比108.7パーセントと増加し、25年度は8万9,901件で、ほぼ前年度並みとなっております。

主な取組といたしましては、窓口での観光案内業務のほか、観光協会が実施する外国語講座の講師や海外からの観光関連者招聘時における通訳、外国語資料の作成などを行っております。

また、新たな取組といたしましては、今年度、外国人観光客の需要が高い堺町通りに地元商店街が観光案内所を開設しており、英語、韓国語の通訳ができる職員を配置して、観光情報の提供を行っているところであります。

次に、本年度の小樽・北後志広域インバウンド推進協議会の事業内容につきましては、既にタイと台湾の旅行会社などの招聘や中国や台湾などで小樽・北後志を紹介するテレビ番組の放映、バンコクでの個人客向け旅行博への出展などを行ったところであり、今後は多言語での小樽・北後志マップの作成のほか、来年2月にバンコクで開催される国際旅行博への参加を予定しております。

また、本年度の本市の外国人観光客誘致事業につきましては、シンガポール、香港、タイの旅行会社やメディア、中国パワーブロガーの招聘などを行ったほか、北海道観光振興機構を通じてアジア諸国の旅行博14会場で、本市の観光パンフレットを配布したところであります。

次に、今後の外国人観光客誘致の展望につきましては、今後、訪日外国人旅行者のエリアが東アジア圏から東南アジア圏までに拡大していくことが想定されております。

また、国際観光の戦略につきましては、これまでに実績のある香港や台湾、中国などの東アジア圏に対しては、団体旅行から個人旅行へ移行していく流れを踏まえ、継続してメディアやウェブサイトなどを活用して最新の情報を発信していく必要があります。新たなターゲットとなる東南アジア圏に向けては、新千歳空港との直行便で結ばれる国々に対し、北後志の町村や札幌市のほか倶知安町やニセコ町などとも連携して、広域で効果的な施策を進めていかなければならないものと考えております。

(「議長、3番」と呼ぶ者あり)

○議長(横田久俊) 3番、中村岩雄議員。

○3番(中村岩雄議員) 詳しくは、予算特別委員会でやらさせていただきます。

○議長(横田久俊) 以上をもって会派代表質問を終結させていただきます。

次に、久末恵子議員から質疑及び一般質問を行いたい旨の申出がありますので、これを許します。

(「議長、28番」と呼ぶ者あり)

○議長(横田久俊) 28番、久末恵子議員。(拍手)

(28番 久末恵子議員登壇)

○28番(久末恵子議員) 質問も終わりになりまして、皆さんお疲れのことと思いますが、少々のお時間を下さい。

質疑及び一般質問をさせていただきます。

初めに、赤岩遊歩道について伺います。

この件につきましては、本年第2回定例会の質問をもちまして閉じさせていただくつもりでございましたが、その後、新たな動きがありましたことから、報告も兼ねまして再度取り上げさせていただくこと

といたしましたので、御了承いただければと思います。

第2回定例会では、質問の最後に祝津のまちの中に赤岩遊歩道の案内看板を設置してほしいとの要望をつけ加えさせていただきましたところ、先般、道道沿いに早速取りつけていただき、大変うれしく思っております。この場をおかりいたしまして、御礼を申し上げます。

9月末には、北海道後志総合振興局による整備計画の説明会が赤岩会館で開催されまして、整備計画の内容についてお話を伺いました。3年計画の初年度としまして、10月には今年度の整備工事が始まり、微力ながら私の取組が着々と実を結んでいることを実感し、とてもうれしく感じております。

私も工事が始まったという一報を聞きまして、急ぎ赤岩山の駐車場へと向かいました。そこで見たのは、駐車場は満杯で、遠足で来られた幼稚園のバスが方向転換できるスペースもなく、そこからあふれた車は道沿いに列をなしてとめられており、その横を老夫婦が手を取り合って登ってこられましたが、道が狭く車が来たら危ないのではないかと心配になるような状況でした。多くの方が赤岩遊歩道の散策を楽しんでいただくことは大変うれしいことですが、残念ながら駐車場が狭く、今のままでは散策に来られた方に危険が及んでしまうのではないかと心配になります。この駐車場は市の所管ではないと伺っておりますが、ぜひとも駐車場の拡大について関係先への働きかけをお願いしたいと思います。まず、この件について市の見解を伺います。

また、駐車場までの道は市道と伺っておりますが、砂利道の上に車のすれ違いが困難なほどの道幅しかありません。側溝もただ掘っただけのもので、ひとたび雨が降れば道路に水が流れ、雨裂ができるような状態です。今後、赤岩遊歩道の整備が進めば、登山される方が増してくると期待がされております。この道路の拡幅や側溝の設置についても検討をお願いすることができないでしょうか。この件についても、市の見解を伺いたいと思います。

国定公園の指定を受けて50年、半世紀の中で、登山客層に変化が現れております。あの危険なロッククライミングに女性が挑戦し、男性とともに楽しんでいる、そういう時代になりました。また、最近では、小さな子供からお年を召した方まで大変幅の広い年齢層の方々が散策を楽しんでおられる姿を目にしております。赤岩遊歩道に来られた全ての方が安全に散策できる道となることを心から願います。ぜひご協力をお願いします。

次に、本市の姉妹都市交流について伺います。

今年7月にNPO法人ワールドユースジャパン主催の国際文化交流プログラムが本市で開催されました際に、アメリカの高校生の方たちが、宿泊先として赤岩会館を利用されました。その際に、若く元気な皆さんを見ておまして、多くの海外の若い人たちが小樽においでになり、観光都市小樽の歴史的景観や建造物などを見ていただき、自国に帰ってから小樽のよさを周りの方々に情報発信していただければ、さらに小樽にお越しになる外国人の方が増えるのではないかと感じました。

そこで伺います。

本市は国際交流として姉妹都市提携をしておりますが、どこの国と何年から提携されており、姉妹都市の皆さんが小樽においでになった際にどのような事業を行い、その中には市内見学が含まれているのかどうかお聞かせください。

また、自国にお帰りになってから、どのように小樽のよさを情報発信していただいているのか、あわせて伺います。次世代を担う若い方々の交流が、これからの小樽の経済、観光を支えていかれる原動力となることを心から期待するものであります。

以上、二つの項目について伺って、私の質問を終わらせていただきます。

なお、再質問は留保いたしますけれども、よろしく願いいたします。ありがとうございました。（拍

手)

○議長（横田久俊） 理事者の答弁を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（横田久俊） 市長。

（中松義治市長登壇）

○市長（中松義治） 久末議員の御質問にお答えします。

初めに、赤岩遊歩道について御質問がありました。

まず、駐車場の拡大についてですが、当該地域はニセコ積丹小樽海岸国定公園内にあり、すぐれた自然環境であることから、国有保安林の風景林、環境緑地保護地区など厳しい規制を幾重にも受けて保護されているため、現在の場所では立木の伐採などを伴う駐車場の拡大は難しいと聞いております。しかしながら、駐車場の現状については、国定公園を管理しております北海道へ伝えてまいりたいと思っております。

次に、赤岩遊歩道駐車場までの道路の拡幅や側溝の設置につきましては、現在のところは道路整備を必要とする交通量ではないことから難しいものと考えておりますが、将来的には利用者の増加も考えられますので、その推移を見ながら拡幅や側溝の設置について検討してまいりたいと考えております。

次に、姉妹都市交流について御質問がありました。

初めに、姉妹都市の提携国と提携年、来樽時の事業内容についてですが、姉妹都市は3か国の都市と締結しており、ロシアのナホトカ市が昭和41年から、ニュージーランドのダニーデン市が昭和55年から、韓国のソウル特別市江西区が平成22年からとなっております。

また、来樽時の事業内容についてですが、今年8月に来樽いたしました江西区の少年少女使節団を例で申しますと、歓迎交流会の開催や学校訪問、市内家庭でのホームステイ、体験としてガラス製作を行うとともに、運河散策や天狗山山頂、総合博物館、水族館などを見学いただいております。

次に、自国へ帰ってからの情報発信についてですが、基本的に各市とも小・中学生の少年少女使節団が来樽されることもあり、さまざまなツールでの情報発信とはまいりませんが、自国での報告会などを通して小樽での交流体験やまち並みについてお話をいただいていると伺っております。

（「議長、28番」と呼ぶ者あり）

○議長（横田久俊） 28番、久末恵子議員。

○28番（久末恵子議員） いろいろと御答弁いただきましたので、再質問はしません。どうもありがとうございました。

○議長（横田久俊） 以上をもって、久末議員の質疑及び一般質問を終結いたします。

ただいま上程中の案件のうち、議案第1号及び第15号については、先議することといたします。

本件につきましては、直ちに一括採決いたします。

お諮りいたします。

いずれも可決とすることに、御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（横田久俊） 御異議なしと認め、さように決しました。

本日は、これをもって散会いたします。

散会 午後 4時54分

会議録署名議員

小樽市議会 議長 横 田 久 俊

議 員 小 貫 元

議 員 林 下 孤 芳

平成26年
第4回定例会会議録 第4日目
小樽市議会

平成26年12月10日

出席議員（27名）

1番	秋	元	智	憲	2番	千	葉	美	幸
3番	中	村	岩	雄	4番	吹	田	友	三郎
5番	成	田	祐	樹	6番	安	斎	哲	也
7番	小	貫		元	8番	川	畑	正	美
9番	松	田	優	子	10番	高	橋	克	幸
11番	斉	藤	陽	一良	12番	鈴	木	喜	明
13番	酒	井	隆	行	14番	上	野	智	真
15番	濱	本		進	16番	林	下	孤	芳
17番	佐々	木		秩	18番	山	口		保
19番	斎	藤	博	行	20番	中	島	麗	子
21番	新	谷	と	し	22番	北	野	義	紀
23番	佐々	木		茂	24番	山	田	雅	敏
25番	横	田	久	俊	27番	前	田	清	貴
28番	久	末	恵	子					

欠席議員（0名）

出席説明員

市	長	中	松	義	治	副	市	長	貞	村	英	之
教	育	長	上	林	猛	病	院	局	長	並	木	昭
水	道	局	長	飯	田	総	務	部	長	迫		俊
財	政	部	長	小	山	産	業	港	湾	部	長	佐
生	活	環	境	部	長	医	療	保	險	部	長	藤
福	祉	部	長	前	田	保	健	所	長	秋	野	恵
建	設	部	長	工	藤	消	防	長		飯	田	敬
病	院	局	小	樽	市	教	育	部	長	田	中	泰
事	務	部	長	笠	原	総	務	部	総	務	課	長
総	務	部	企	画	政	策	室	長		佐	藤	靖
財	政	部	財	政	課	長				佐	々	木
												真
												一

議事参与事務局職員

事務局 長 小 鷹 孝 一
庶務係 長 伝 里 純 也
調査係 長 沼 田 晃 司
書 記 木 戸 智 恵 子
書 記 深 田 友 和

事務局 次 長 中 崎 岳 史
議 事 係 長 柳 谷 昌 和
書 記 石 澤 麻 由 美
書 記 佐 々 木 昌 之
書 記 伊 沢 有 里

開議 午後 1時00分

○議長（横田久俊） これより、本日の会議を開きます。

本日の会議録署名議員に、中村岩雄議員、久末恵子議員を御指名いたします。

日程第1「議案第2号ないし第14号及び第16号ないし第21号並びに報告第1号」を一括議題とし、これより一般質問を行います。

通告がありますので、順次、発言を許します。

（「議長、1番」と呼ぶ者あり）

○議長（横田久俊） 1番、秋元智憲議員。

（1番 秋元智憲議員登壇）（拍手）

○1番（秋元智憲議員） 一般質問いたします。

初めに、若者支援について質問いたします。

本市は現在、財政問題、少子高齢化、人口減などのさまざまな課題を抱えており、その一つ一つの課題はどれをとっても、将来の小樽がさらに発展していくためには、どうしても克服しなければならない課題です。そして、これらの課題を解決していくため、これまでも議論され、今年度からは本格的な対策を講じるため、人口対策庁内検討会議が発足し、その議論を踏まえ、小樽市人口対策会議の中で官民による人口対策の検討が進められるとのことでした。

私は昨年、第4回定例会の一般質問、予算特別委員会で不登校、ひきこもりに関して質問しましたが、この問題は、さきにも述べたとおり、将来を担う若者が小樽市に安心して定住するために、対策を講じなくてはならない問題の一つであり、現在、国でもさまざまな対策を講じてきています。昨年の質問では、平成18年度のこころの健康についての疫学調査で、戸別訪問による面接で出た、現在、ひきこもり状態にある子供のいる世帯の推計値0.56パーセントを、本市の22年国勢調査での世帯数5万7,711世帯に当てはめると、ひきこもり状態にある子供のいる世帯は323世帯と推計されることを紹介しました。また、私自身、ひきこもりの相談を受け、その中で小樽不登校・ひきこもり家族交流会の方々との交流の様子なども話し、その中で感じたことや家族交流会の方々の要望などについても質問、提案したところであります。市長からは、今後の取組や活動支援についても前向きな答弁をいただいております。

そこで何点か質問ですが、現在、国はもちろん、多くの自治体で積極的にひきこもり支援が始まっております。今後、本市でもひきこもり状態にある方々や家族への支援体制を検討、構築するために、昨年の質問の中で本市の現状を把握するべきであり、その方法として、山形県が行った民生・児童委員の方々に協力をお願いし、現在持っている情報を提供してもらおう方法はどうかと提案いたしましたが、本市でも既に、この方法での調査を行ったと伺っています。可能であれば、その調査結果と結果を踏まえ、どのような感想をお持ちかお聞かせください。

また、調査を行うに当たって、協力いただいた民生・児童委員の方からはどのような意見があったのか、お聞かせください。

昨年の質問の中で感じたことは、小・中学生の不登校や、特に若年者層のひきこもりなどについて、対応できる部署がなく、それぞれの担当課のみでの対応になっていること、また、それぞれの情報の共有や連携がないことで、不登校やひきこもり支援が継続的な支援になっていないものと感じます。そこで、庁内での横断的ネットワークの形成について、今後の方向性を伺います。

若者支援については、当事者への相談体制の確立、自立に向けたアドバイス、自立に向けた職業体験、民間団体との連携、家族へのサポートなどについて今後の小樽市としての方針、考え方を整理し、対応策や施策の検討をするべきであるとの考えから、例えば札幌市で策定した若者支援基本構想のような総

合的に支援できる計画をつくり、対策を講じていただきたいと思います、市長の御所見を伺いたいと思います。

次に、小樽市障害福祉計画について伺います。

障害福祉計画は、障害者総合支援法の第88条第1項及び第89条第1項の規定に基づき、障害福祉サービスなどの提供体制及び自立支援給付などの円滑な実施を確保することを目的とし作成されるものであり、国の基本指針に即して市町村及び都道府県が作成するとされております。

この障害福祉計画の策定に当たり、本市では、平成18年度に計画期間を19年度から28年度とし策定された小樽市障害者計画との調和を図りながら、障害者等が自立した生活を営むことができるよう、障害福祉サービス等の必要量とその確保に関する3年間の実施計画として位置づけられておりますが、現在の第3期計画は26年度が最終年度とされております。現在、第4期計画策定に向け作業を進めていることと思いますが、初めに、策定するに当たり、年度途中ではありますが、第3期計画の目標数値と実績についての率直な感想と次期計画策定の進捗状況を伺います。

この障害福祉計画は多岐にわたるため、今回の質問では特に地域生活支援事業に関し質問したいと思いますが、厚生労働省によれば、地域生活支援事業の目的を「障害者及び障害児が、自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、地域の特性や利用者の状況に応じ、柔軟な形態により事業を効果的・効率的に実施」することとされております。

本市の計画では、障害のある人のニーズに適切な相談支援ができる体制を整備することが記載されておりますが、第4次計画策定段階で地域生活支援事業に対し、ニーズの把握の方法とニーズにはどのようなものがあつたのか、お聞かせください。

また、それらのニーズに対してどう応えていくお考えなのか、支援策について現段階でのお考えを伺います。

計画については、毎年度、点検・評価を行い、次期福祉計画策定時には小樽市障がい児・者支援協議会の意見を踏まえ、次期計画策定に反映させるとのことですが、この協議会の構成メンバーとその人選方法をお知らせください。

また、これまでどのような意見があつたのかお知らせください。

次に、障害者タクシー利用助成事業について何点か伺います。

本市障害福祉計画の中に位置づけられる社会参加促進事業は、文字どおり障害者等の社会活動及び地域活動への参加を促進するものであり、8項目の事業に分かれております。その中の一つに、障害者タクシー利用助成事業があり、この事業は、現在、市債で賄われております。原課に確認すると、この事業予算は過疎債の対象になるとのことで、市債になっているとのことでした。平成20年度は国・道の補助金を受けて運営された事業であり、22年度からは過疎債を財源に実施しておりますが、本市と利用者にとどのようなメリットがあるのか、改めて確認したいと思います。

障害者タクシー利用助成は、障害を持った方が通院や通勤をするための支援として有効ですし、対象は障害1、2級と比較的重度の障害の方々に、社会参加の一助となっているものと認識しております。

そこで、この事業はタクシー券を交付することとしておりますが、平成25年度の利用状況は肢体障害の交付率49.75パーセント、利用率66.8パーセント、視覚障害交付率75パーセントで利用率75.2パーセント、腎臓の障害交付率97.69パーセント、利用率74.5パーセントとなっております。対象者全体でも交付率64.5パーセント、利用率が71.24パーセントです。交付率と利用率について、市長はどのように受け止めておられるのか伺います。

この制度は、必要な方が申請し、利用する制度ですが、この事業を利用する方からは、助成をするな

らもう少し使い勝手のいいものにしてもらいたいとの意見も伺っております。他市ではタクシー券とガソリン券のいずれかを選択できる場所もありますし、例えばバスを多く利用する方にとっては、バス券での支給のほうが利用者にとって有効な方法だと思います。次期計画策定に当たり、このような声を反映することはできないのか、お考えをお聞かせください。

次に、小樽市地域防災計画について伺います。

小樽市地域防災計画では、災害発生時の医療救護計画を策定しており、応急救護については傷病者の救命と弱者救済や精神不安定者の解消と生活環境安全確保が目的とされています。

初めに、救護対策本部の設置は、災害発生時に災害対策本部長の要請に基づき、災害対策本部の衛生対策部が医師会と連携して保健所内に救護対策本部を設置することとなっております。まず、ここで言う連携の方法、手段についてお知らせください。

災害対策本部は、市役所本館2階応接室若しくは消防庁舎6階講堂とされています。災害発生時に各部署がいろいろな対応をする中で、情報の収集、本部との連携を考えると、できるだけ対策本部と各対策部は、一つの建物内に設置されていたほうが情報の共有化や本部からの指揮も迅速にできるものと考えますが、救護対策本部を保健所内、救護隊本部を小樽市医師会に設置することとした理由については、どのような想定をされてこのような形をとられたのか伺います。

この項最後になりますが、災害時基幹病院と支援病院の指定について伺います。

防災計画では、小樽市内を六つの地区に分け、それぞれの地区に災害時基幹病院と支援病院を指定しています。

初めに、この6地区を指定する基準はどのようなものなのか、地区の人口、世帯数か、それとも地域的な要因なのかお聞かせください。

災害時基幹病院とその支援病院の計画ですが、特に心配されるのは北部地区です。この地区の区域は蘭島から稲穂5丁目までとされ、これまで災害時基幹病院の指定を受けていた済生会小樽病院が昨年8月に移転し、その支援病院である小樽市立脳・循環器こころの医療センターが小樽病院との統合により今月移転しました。このことにより、災害時に北部地区で医療の中心となる病院がなくなったことになり、今後この地区の医療体制を防災計画上どのように考えていくのか伺います。

次に、小樽市議会が行った市民と語る会で、市民の方から寄せられた要望について伺いたいと思います。

塩谷サービスセンターで行った市民と語る会では、住民の方より、海拔表示がほとんどなく、また、避難所に指定されている塩谷小学校が土砂災害警戒区域にあるなど、心配する声がありました。

今後、災害別の避難所指定を行うということですが、1か所の避難所で複数の災害別の避難所が想定されるのか、その対象となる避難所数をお知らせください。

また、複数の避難所が想定される地域住民に対して、どう周知を徹底するのかお聞かせください。

次に、沿岸地域の防災対策について伺います。

先ほども述べましたが、災害時の対策について市民の皆さんも東日本大震災以降、関心があったものの、発災から3年半以上が過ぎ、日に日に関心も薄れていくことを感じております。これまで議会でも、さまざまな議論がされました。また、本市としても対策を講じ、市民レベルでも防災、避難訓練などが行われてきました。しかしながら、現在でも十分な対策とは言えないのも事実であります。

私も実際、沿岸部の、特に蘭島・塩谷地域を見てまいりました。海拔表示を確認できたのは数か所で民間飲料メーカーが自動販売機に掲示しているものが見受けられましたが、それ以外は確認することはできませんでした。沿岸地域の海拔表示の範囲拡大について、計画などありましたらお聞かせください。

また、少なくとも市所有の建物や建造物への海拔表示等を検討されてもいいのではないかと思います。何か対策をお考えでしたら、お示しいただきたいと思ひます。

これまで沿岸地域などにおいて、避難訓練などが行われてきました。その際、市に対する要望も多々あったと聞いておりますが、それらの要望に対し、課題の解決につながったものなどありましたらお聞かせください。

特に、沿岸部での広報活動では課題もあったと認識しております。広報車の音が聞こえないとの声を多く耳にしましたが、その対策についてどう考えているのか伺ひます。

以前にも、質問、提案してきた防災ラジオの導入について、市が一部負担をする形で希望する市民に配布してはどうかなど、総務常任委員会や一般質問で質問し、その際、市長からは「有償配布とした場合、どの程度普及率が上がるかなど検討しなければならない課題も多々あると考えております。本市としても、情報伝達手段についてどのような方法が最も効果的であるか、防災ラジオの活用も含め、今後さらに研究してまいりたいと考えております」とのことでありましたが、その後の検討の状況を伺ひたいと思ひます。

次に、ICTやスマートフォンを活用した公共サービス向上について質問いたします。

総務省の平成25年通信利用動向調査における、インターネット利用動向についての調査では、13歳から59歳のインターネット利用率は9割を超えており、特に携帯電話の世帯普及率は94.5パーセントであり、内数であるスマートフォンは49.5パーセント、前年比20.2ポイント増で急速に普及が進んでおり、家庭外でのインターネット利用回数について従来型携帯電話利用では毎日1回以上が5割強にとどまっているのに対し、スマートフォン利用では約8割に達し、インターネットの利用が増加しているとの結果が発表されました。

また、家庭外での利用目的別利用状況を見ると、全般的にスマートフォン利用が従来型携帯電話利用を上回り、特にホームページ閲覧、ソーシャルメディア利用、電子商取引、地図情報の利用について、顕著に違いが出ているとの結果が出ております。

現在、各地方自治体などでは、自治体が直面する課題の解決に貢献し、地域住民にとって役立つスマートフォン用のアプリ又はウェブアプリを開発しております。主に地域情報、観光、防災、健康、福祉など地域の活性化や安全・安心に資するものとして、便利な情報を住民及び観光客などに提供しています。

本市においても、市民や本市を訪れる観光客などに対し、求められる情報を発信することで、課題解決の一助となるものと考えます。

例えば、東京都杉並区では、2014年1月6日からごみ出しマナー向上のため同区のキャラクター、なみすけを活用したスマートフォン向けアプリ、なみすけのごみ出し達人などを東京23区で初めて無料配信いたしました。

また、既存の防災マップなどの情報を事前にダウンロードし、災害時の電話回線などの乱れや通信状態に関係なく、避難場所や避難報道情報を確認することができるもの、京都府京田辺市では、iPhoneを使い「1人で初めて来訪した外国人の方でも迷わず、安心してまち歩きができる」をテーマにしたパンフレットではできなかったスマートフォンで活用できる観光案内ツールを開発、愛媛県新居浜市では、行政からのお知らせ、緊急情報、災害情報、休日・夜間診療、防災情報などを配信しております。各自自治体が知恵を出し合い、まちづくりを進めております。

以上のことから、今後の本市が行う施策に役立てるために、インターネット利用動向調査を機会を捉え行うべきと思ひますが、お考えを伺ひます。

また、市民、観光客が享受する面も多いと考えることから、小樽市においてもこれらの取組を進めるべきと思いますが、市長のお考えを伺います。

以上、再質問を留保し、質問を終わります。（拍手）

○議長（横田久俊） 理事者の答弁を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（横田久俊） 市長。

（中松義治市長登壇）

○市長（中松義治） 秋元議員の御質問にお答えします。

初めに、若者支援について御質問がありました。

まず、民生・児童委員による調査結果につきましては、本市では54人とのことでありましたが、ひきこもりの定義がはっきりしていない中での調査であり、聞き取りなどをお願いした上での結果でもありませんので、数字がひとり歩きすることは好ましくなく、結果として多いのか少ないのか判断しかねるところであります。

次に、民生・児童委員の皆さんからの意見につきましては、この調査がひきこもりを考えるよい機会になったとの意見があったほか、ひきこもりの定義がはっきりせず、実態がわからない中、数字を上げるのに大変迷ったなどといったものもありました。

次に、市内の横断的ネットワーク形成についてですが、ひきこもりや不登校などにより社会生活を円滑に営むことが困難な子供と若者の自立や社会参加に向けた取組については、教育、福祉、医療、雇用など多岐にわたっており、一つの組織で全ての支援を行うことは困難であると認識しております。

このため、担当課が保有するそれぞれの分野における情報や課題の共有を図るとともに、支援を充実するため横断的な仕組みとして、担当課により構成する連絡会議を設け、連携を強化してまいりたいと考えております。

次に、総合的な支援のための計画についてですが、若者の自立支援施策を進めるに当たって、指針となる計画については大変重要なものと理解しておりますので、今後設ける連絡会議において、他都市の事例を参考にしながら研究してまいりたいと考えております。

次に、小樽市障害福祉計画について御質問がありました。

まず、第3期障害福祉計画の目標数値と実績についての感想ではありますが、サービス種別により、目標数値に達しているもの、達していないものはありますが、障害をお持ちの方が通所して作業訓練を行う事業は目標数値より実績が上回っておりますので、そのようなサービスは充実してきているものと感じております。

また、次期計画策定の進捗状況につきましては、現在、障害福祉サービス等の必要量を見込みながら素案を策定しているところであります。

次に、ニーズの把握につきましては、障害福祉や介護事業所、高等養護学校の教諭など障害福祉にかかわる皆さんの集まる会合や障害をお持ちの方々との懇談会などで、担当者が計画の説明を行いながらニーズの把握をしているところであります。

また、ニーズの内容につきましては、手話通訳者の増員、障害児の日中の一時預かり場所の充実などがありました。

次に、ニーズに対する支援策につきましては、手話通訳者の養成事業など既に取組を進めているものもありますが、行政だけでは実施することが困難なものもあることから、社会福祉法人や民間事業者の力をかりながら、できるだけ取り組んでまいりたいと考えております。

次に、小樽市障がい児・者支援協議会の構成と人選方法につきましては、障害福祉サービス提供事業所、福祉団体、障害児や障害者の親の会、地域包括支援センター、ハローワークなど、さまざまな分野における19の団体で構成されており、それぞれの団体に委員の推薦を依頼しております。

次に、協議会における意見につきましては、協議会の活性化のために専門部会を設け、地域の課題を検討してはどうか、計画策定には障害をお持ちの方々の声を聞くべきではないか、障害者のサービス等利用計画の作成を進めるために介護保険事業所の力をかりてはどうかなどといったものがありました。

次に、過疎債を財源としたことによるメリットにつきましては、本市では一般財源が乏しい中、市債を財源として事業実施が可能となるほか、起債の元利償還金の70パーセントが地方交付税の基準財政需要額に算入されるため、大きなメリットがあります。

また、利用者にとっては直接的なメリットはありませんが、こうした財源が事業の継続に寄与しているものと考えております。

次に、障害者タクシー助成の交付率と利用率に対する受止めにつきましては、障害種別により交付率、利用率は異なりますが、全体として対象者の約7割の方が交付を受け、そのうち利用率が7割程度という状況にありますので、せつかくの制度であることから御利用いただけるよう周知に努めてまいりたいと考えております。

次に、次期計画の策定に当たり、障害者の状況に応じてガソリン券やバス券の助成を選択できるよう、次期計画に反映させられないかとのことでありますが、この事業はみずから運転することやバスでの移動が困難な重度の障害をお持ちの方に、タクシーを利用して外出の機会を増やしていただくよう開始したものであります。そのため、ガソリン券やバス券の助成を含めた事業内容の拡大は困難であり、来年度から始まる計画に反映させることは難しいことを御理解いただきたいと思います。

次に、小樽市地域防災計画について御質問がありました。

まず、災害対策本部と救護対策本部との連携についてですが、災害対策本部と救護対策本部を設置する保健所とは本部員会議への保健所長の出席のほか、保健所に配置している情報連絡責任者を通じて情報の共有や指令の伝達を行うものであり、連絡手段は内線電話や携帯電話、ファクシミリなどを使用することとなります。

なお、連絡手段の多様化を図るため、今後、保健所などの外局・施設へ防災行政無線機の段階的な配備を予定しております。

次に、救護対策本部を保健所内、救護隊本部を小樽市医師会に設置することとした理由につきましては、日ごろ使いなれた執務室で救護に関する業務を行うことで、より迅速に対応できることや、それぞれの本部を別の建物とすることで、被害の分散化や救護機能の確保が図れることなどであります。

次に、災害基幹病院等の指定の際の地区分けの基準につきましては、平成9年に地域防災計画を修正した際、医師会と協議の上、基幹病院となり得る病院の位置と数や周辺人口を考慮し、市内を6地区に分けて災害基幹病院を指定したものです。

次に、防災計画上の北部地区の医療体制につきましては、済生会小樽病院の移転や小樽病院と医療センターの統合に伴い、指定地区や災害基幹病院の変更のほか、新たな支援病院の指定など今年度の地域防災計画の修正に向け、医師会と調整中であります。

次に、災害別の避難所指定についてですが、今後、本市では、土砂災害、地震、津波、及び洪水の4種類の災害に応じた避難所として指定することとしており、安全な場所にある避難所では1か所につき最大4種類の災害に対応することとなります。

また、種別ごとの避難所の指定については、現在作業を進めていることから、現時点で複数の災害に

対応できる避難所の数をお示しすることはできません。

また、地域住民の皆さんには、地域防災計画の変更の後、広報おたるや回覧板などを通じて周知を図ってまいりたいと考えております。

次に、海拔表示板の設置につきましては、本年度から2か年の計画で沿岸部への設置を予定しており、本年度は蘭島地区から色内地区にかけて、沿岸部の市道にある電柱や照明柱など75か所に設置し、そのうち蘭島及び塩谷地区には計28か所に設置いたします。また、平成27年度は、色内地区から銭函地区にかけて75か所に設置する計画となっております。

なお、表示が必要と考えられる市所有の建築物等につきましては、表示方法など、今後、検討してまいりたいと考えております。

次に、避難訓練の際の要望につきましては、町会からは訓練の継続や定期的な危険箇所の周知等について要望があり、市としては、今後も町会への訓練継続の働きかけを行うほか、危険箇所の周知については、追加の都度、随時ホームページなどで土砂災害警戒区域指定の情報を提供してまいりたいと考えております。

また、沿岸部の広報活動の課題につきましては、避難開始の広報を消防、消防団、警察の車両を使って行っており、住宅内では聞こえづらいなどの御意見がありました。地震などの揺れを感じたらテレビやラジオなどで情報を収集し、まずは、みずからが迅速な避難行動をとっていただくよう、広く市民に周知してまいります。

次に、防災ラジオの導入につきましては、本市では昨年度と本年度の2か年で町会や保育所など計234か所に無償で防災ラジオの配付をし、災害時に役立てていただくこととしております。

また、一部有料での配布につきましては、メーカーによる防災ラジオの生産が減少している中で、先々の展開を考えることが難しいことから、他の情報伝達手段の導入について、引き続き他の自治体の取組など情報収集に努めてまいりたいと考えております。

次に、ICTやスマートフォンを活用した公共サービス向上について御質問がありました。

まず、本市におけるインターネット利用動向調査の実施についてですが、総務省の情報通信白書では、インターネットの利用状況について全国の家庭内、家庭外からの利用率の情報のほかにも都道府県別の端末別利用率も公表されておりますので、本市といたしましては、こうした情報を最大限活用していきたいと考えております。

次に、スマートフォンを活用した情報発信の取組につきましては、特に若い方々を中心に、スマートフォンの普及に伴って移動型のインターネット利用が増加していると認識しております。市としても、これまでもさまざまな形で市政情報や観光情報の提供を行ってまいりましたが、他の自治体での取組を参考とし、有用性やコスト面などを見極めた上で検討したいと思っております。

(「議長、1番」と呼ぶ者あり)

○議長(横田久俊) 1番、秋元智憲議員。

○1番(秋元智憲議員) 何点が再質問させていただきます。

まず、若者支援についての連絡会議を立ち上げるということでありました。

昨年から質問させていただきましたけれども、状況が非常に切迫されている御家庭もありますし、相談体制がなかなか整っていないということで、札幌に多くの方が相談しに行っているというような状況もありますので、早急にいろいろな対策を講じていただきたいと思うのですが、先ほどの市長からの答弁では、連絡会議を立ち上げるということでしたけれども、まず、その連絡会議はいつから立ち上がるのかを伺いたいと思っております。

総合支援計画につきましては、連絡会議の中でも検討していくということでしたけれども、今回その障害福祉計画、また、地域防災計画も小樽市としての計画があって初めて大きく動き出すし、進んでいくものと感じるのです。そういう意味では、小樽市としての考え方、市長の考え方がない中で連絡会議をつくっても、私も各部の方々と話をさせていただきますけれども、どこの部署の方ももう日ごろの業務の中で、忙しい中で本当に大変だという声も伺っていますので、それが本当に進んでいくのかというふうに考えれば、やはり小樽市としての総合計画をつくっていただいた上で進めていただきたいというのが1点目です。

2点目に、障害福祉計画の障害者タクシー利用助成事業で、先ほどの市長からの答弁で、市としては7割が過疎債として、たしか九百数十万円の事業予算のうち7割が戻ってくるというお話でした。市としてはメリットがあるけれども、利用者については直接、大きなメリットはないと伺いましたが、私が相談をいただいた方は下肢の障害を持っている方ですけれども、バスを使っているのです。障害者タクシーは、対象になるということで申請はしているのですが、ほとんど使わないということなのですね。

JRにしても中央バスにしても、民間事業者が障害者に対してさまざまな取組を、補助なりをされているのですが、その方は、その恩恵にはあずかっているのです。ただ、小樽市として、ではそういう方々が自立する施策として、実際タクシー券を利用されない方はそれでいいのかという話なのです。そういうお話も実際伺っていますので、次の計画にはなかなか反映しづらいというお話でしたけれども、予算の関係上、もう少し幅広く希望に応えられるような、先ほど事業の理念と申しますか、柔軟な対応をできるようにという話もさせていただきましたが、ぜひ検討するべきだと思うのですけれども、その辺についてもう一度伺いたいと思います。

4点目に伺ったスマートフォンの活用ですけれども、これにつきましても原課の方と話をさせていただきましたが、やはり国の動向を見るというようなお話で、なかなか市独自でどういう政策をしていくのかという声が聞こえないのが非常に残念に感じるのですけれども、国の事業予算措置などもありますから、ぜひそういう機会も捉えて、新しい事業も計画していただきたいと思いますので、この辺ももう一度お答えいただきたいと思います。

○議長（横田久俊） 理事者の答弁を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（横田久俊） 総務部長。

○総務部長（迫 俊哉） 秋元議員の再質問にお答えいたします。

まず、若者支援の関係の連絡会議の発足についてでございますけれども、これにつきましては教育、福祉、医療、さまざまな分野にわたるわけですが、関係部課の職員を集めまして、今月中には連絡会議を発足させ、それぞれの分野における情報や課題の共有をしまいたいというふうに考えているところでございます。

それから、スマートフォンの活用についてでございます。

さまざまな分野での活用の仕方があるのではないかと考えております。例えば観光情報の提供ですとか防災情報の提供、特に外国人向けのサービスが足りないというふうにも認識しておりますけれども、これらについては、市長の答弁の繰り返しになりますが、国の制度の活用ですとか他の自治体の状況なども参考にいたしまして、今後の取組については検討させていただきたいというふうに思っているところでございます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（横田久俊） 生活環境部長。

○生活環境部長（前田孝一） 私からは、若者支援の総合的な計画の部分についてお答えいたします。

先ほど総務部長からも再質問の答弁がありましたとおり、今月中に連絡会議を立ち上げる予定になってございますので、そういった中で総合的な支援計画についての方向性についても検討していきたいというふうに考えております。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（横田久俊） 福祉部長。

○福祉部長（三浦波人） 私からは、障害者タクシーのことでございますけれども、過疎債が導入されているということでございますが、この過疎債というのは恒久的な財源とはなかなか得ないわけでございます。そうなりますと、この事業については、市の一般財源が基本でございますので、そういうことも考えていかなければならないという点、それから、この事業の趣旨は、答弁にもございましたように、マイカーを運転できる方とかバス停に行き行ってバスに乗れる、それが容易にできる方ということではなくて、運転できないとか、バス停になかなか行けないというような方を主な対象に制度設計をしている事業ということもありますので、今後の事業展開につきましては、やはり財源のことも含めて、どうしても慎重に考えていかざるを得ないものであるということについて御理解をいただきたいというふうに考えております。

（「議長、1番」と呼ぶ者あり）

○議長（横田久俊） 1番、秋元智憲議員。

○1番（秋元智憲議員） 障害者タクシーについて答弁していただきまして、詳しくは予算特別委員会でやらせていただきたいのですが、ただ、対象となっている方が実際にいて、今、福祉部長が言われたとおり、実際バス停に行けないですとか、車を運転できない方が対象だということですが、ただ実際は、障害1級、2級で対象になっている方たちも申請されていますが、実際のところ利用率は非常に少ないですね。

それはいろいろな状況があるのでしょうかけれども、この交付率、利用率を見て、それでいいのかなと私は思うのです。詳しくは予算特別委員会でやらせていただきますけれども、この件を改善していく考えというのはないのでしょうか。先ほどタクシー券、バス券など、ほかの市でのいろいろな例を挙げさせていただきましたが、実際にもっと使い勝手のいいものにしてほしいという声があって、そういう声を議論する場がいろいろあると思うのですけれども、その声は、なかなか協議されていないのかなとは思いますが、そういう声というのは、例えばアンケートをとるですとか、もっと利用率を見て改善していく点はないのかという議論というのはされないのでしょうか。その辺はいかがですか。

○議長（横田久俊） 理事者の答弁を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（横田久俊） 福祉部長。

○福祉部長（三浦波人） この制度について、例えば他都市の状況などを見ますと、タクシー券以外に対応している自治体というのも若干はありますけれども、大方はやはり制度の趣旨からして、タクシー券に限っているところのほうが多くございます。

議員のお話もよくわかる場所がございますけれども、こうした各自治体では恐らく財源のことや制度の趣旨などを踏まえながら、あとニーズなどもございますが、総合的に判断はしてきている中で、現状のスタイルになっているのではないかと考えております。

次期障害福祉計画策定にはさまざまなニーズも把握しておりますけれども、結果は別といたしまして、計画策定に当たってはいろいろな声を参考にさせていただいておりますので、その点についても御

理解をいただきたいと思います。

○議長（横田久俊） 秋元議員の一般質問を終結いたします。

（「議長、8番」と呼ぶ者あり）

○議長（横田久俊） 8番、川畑正美議員。

（8番 川畑正美議員登壇）（拍手）

○8番（川畑正美議員） 一般質問します。

最初に、防災対策についてです。

東日本大震災から3年9か月になろうとしています。被災地では、いまだに約24万人もの方たちが被災生活を送っています。

今年8月には、広島市で豪雨による土石流によって死者・行方不明者が74人に上り、多くの方が避難生活を送っています。広島市では15年前にも大規模な土砂災害があっただけに、被災者からは防ぐことができなかったのかという声が上がっています。

北海道でも、礼文町で50年に1度の記録的な豪雨に見舞われ、2の方が亡くなっています。

最近では、11月22日に長野県北部で震度6弱の地震が発生しました。地震の規模はマグニチュード6.7と推定され、多くの負傷者と住宅の全壊や土砂崩れも多く発生しました。

日本列島の至るところで津波や土砂災害、地震など、いつでも発生し得る状況にあります。

これまで、小樽市津波ハザードマップの説明会は、2012年3月21日、蘭島・忍路地区、3月22日、塩谷・桃内地区及び港湾地区、23日、祝津・高島地区、26日に船浜・朝里地区及び港湾地区、27日には銭函地区と日程表を組んで実施していますが、津波避難訓練は実施されているのでしょうか。市内全体の実施状況についてお示しください。実施していない地域についても、お聞かせ願います。

また、避難訓練に対しては、市の防災担当が支援されてこれたと思いますが、地区によって訓練実施のばらつきがあると思います。未実施地区に対する支援や対策についてお示しください。

小樽市の津波ハザードマップは、2012年3月に発行されています。これは北海道が2010年3月に作成した津波シミュレーションを基に編成されたものです。その後、2014年8月に日本海における大規模地震に関する調査検討会から津波到達時間と津波高が発表されています。浸水想定が明確になるのは、いつごろになるのでしょうか。

小樽市議会「市民と語る会」が11月6日、塩谷サービスセンターで開催され、災害対策について要望が出されました。塩谷地区は、沿岸線に接した地域であり、津波はもちろん土砂災害防災についても関心のある地域です。地域の方からは、津波から避難する際の避難経路等はどうなるのか、災害時の高齢者への対処はどうするのか、誰が救助するのかなどの声を聞きます。

また、避難経路が民有地となる場合の地権者への承諾、高齢者や障害者などの要配慮者を援助する方への周知についてはどのような対策を講じているのかお聞かせください。

小樽市議会「市民と語る会」では、避難所に指定されている塩谷小学校が土砂災害警戒区域に接している、変更する必要があると心配する声もありました。小学校は高台にあり、津波に対する避難所としては有効ですが、土砂災害の避難所としては不適です。今年の第3回定例会では、災害別に避難所を指定すると答弁されています。津波と土砂災害の避難所は地区ごとに今年中に決めたいとしています、住民に周知するための説明会などについては検討されているのでしょうか。日程の検討など、進捗状況をお知らせください。

次に、街路灯助成金についてです。

今年の第3回定例会において、2014年度の街路灯設置費助成金の当初申請が57町会629灯との答弁があ

りました。今年度予算が400万円であったことから、207灯のみの助成となりましたが、残りの422灯全部に助成するには助成額は約630万円が必要であることが明らかになり、この額は今年度でも実施できると答弁しています。助成の対象となった422灯に対して追加助成を求めたところ、新年度から現行の制度よりも有利な助成率で制度設計を検討しているが、町会へ改めて照会して、現行の助成率でも設置したいという希望があれば対処することになっていました。

当初申請57町会のうち20町会に対しては申請した全灯への助成を行ったと聞いていますが、残り37町会422灯分が未助成で追加助成の対象になっていました。この422灯に助成する場合の助成総額は約630万円とのことでした。この設置工事費の総額はおよそどのぐらいになるのでしょうか。

また、追加助成の対象となった町会に対しては、どのような照会をしてきたのでしょうか。お答えください。

町会によっては辞退されたところもあると思いますが、辞退理由など把握されていたらお聞かせください。

11月19日に町会長と市との定例連絡会が開催されています。その中ではLED街路灯設置助成も話題となり、会議における市長講評では市の設置助成割合を9割として、3年間で実施したいと語っています。8月開催の地区連合町会長と市長と語るつどいでは、例えば7割とか8割を市が持つてと語っておりましたから、大きな前進です。

第3回定例会の予算特別委員会で、一括全額助成の申入れに対して、街路灯の所有権が町会にあるため、市の全面負担は難しい問題があるが、手法も含めて検討したいと答弁されています。全額助成することなどは検討されなかったのでしょうか。

町会に対しては、LED化の設置助成金と電気料金への助成金があります。設置については9割の助成を3年間で実施と伺いましたが、電気料金の助成についての見解をお聞かせください。

次に、生活支援ハウスの休廃止についてです。

小樽市は、2013年度の行政評価で試行としながらも、赤岩の高齢者施設、生活支援ハウスの運営を休廃止・終了と判定しました。

生活支援ハウスは、2004年4月に開設されています。施設の概要は、高齢等のための独立して生活することに不安のある方に住居を提供するとともに、各種相談や助言等を受けながら自炊で生活する施設とされています。入居要件については市内に居住する60歳以上で、高齢等のため独立して生活することに不安がある方のうち、ひとり暮らしの方、夫婦のみの世帯の方、家族による援助を受けることが困難な方となっており、定員は12名です。費用は前年の収入に応じた利用料負担で、光熱水費等について実費相当を負担することになっています。

この施設の開設当初の目的について、昨年第4回定例会の厚生常任委員会では、高齢者に対して介護支援機能、居住機能及び交流機能を総合的に提供することによって、安心して健康で明るい生活を送れるように支援して高齢者福祉の増進を図ることや、また、2000年介護保険制度の創設に伴い、要介護度が低く特別養護老人ホームなど、退去しなければならない高齢者の受皿となる福祉施設を自治体が整備するよう、国から通知されていると説明されています。

生活支援ハウスについては、市内の社会福祉法人が設置して、それに対して市が補助しているとのことですが、建設費と建設に当たっての市からの補助金は幾らですか、お聞かせください。

委託料は2004年当初は補助金があったが、現在は一般財源化され、持ち出しとなっているとのことです。2013年度の委託料は幾らになるのでしょうか。

また、この部分に対する国の地方交付税算入額をお知らせください。

12名の入居者に対して比較的安価な入所料にしていることに対して、一般財源の使い道として疑問があり、休廃止としたと答弁していますが、これは少ない人に安い入所料にしていることを問題にしていると受け止めざるを得ません。福祉の観点から問題です。見解をお聞かせください。

法人側が施設として経営的うまみのある施設でなく、今後ほかの目的の福祉施設として転用を考えているようですとの答弁は、市からの補助金を出している中で福祉事業に対して利益優先と思うが、見解を聞かせてください。

早期廃止に向けて計画的に進めようとして、現在の入居者には退去を勧めているようですが、新たな転居先確保について市が責任を持つのですか。施設の定員は12名ですが、現在の入居者は何人ですか。退去者が出た場合、入居者の補充はどうなっていますか。

介護保険制度が改悪され、特養は原則要介護3以上が対象になります。今後、施設入所希望者の受入先確保のためにも、生活支援ハウスは続けるべきではありませんか。養護老人ホーム小樽育成院やケアハウスも入所待ちの状態です。市の都合で退去を求め、入居者の意にそぐわない退去の推進はすべきではありません。行政評価の試行段階で休廃止・終了を決め、終了する2018年度までに早期廃止に向けて計画的に取り組むとしていますが、休廃止・終了を取りやめるべきです。見解をお聞かせください。

以上、再質問を留保し、質問を終わります。（拍手）

○議長（横田久俊） 理事者の答弁を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（横田久俊） 市長。

（中松義治市長登壇）

○市長（中松義治） 川畑議員の御質問にお答えします。

初めに、防災対策について御質問がありました。

まず、津波避難訓練の実施状況についてですが、2012年に津波ハザードマップの説明会を実施した6地区のうち、塩谷・桃内地区ではまだ実施されておきませんが、他の5地区におきましては、本年度までに各地区の町会又は連合町会において訓練が実施されております。

次に、避難訓練に対する市の支援につきまして、避難訓練は町会が自主的に実施することが望ましいと考えておりますが、訓練を実施していない地区の町会に対しましては、これまで同様、図上訓練をはじめとした準備段階から実施訓練に至るまで、訓練全般について可能な限り支援を行っていきたいと考えております。

なお、訓練未実施の町会には市が支援を行う旨や他地区での取組状況を紹介するなど、実施に向けて働きかけてまいりたいと考えております。

次に、北海道が行う津波浸水想定についてですが、北海道からは今年度中に日本海側の断層モデルを決定し、平成27年度に津波シミュレーションを行い、その後に各地区における浸水想定を公表すると聞いております。

次に、避難経路などにつきましては、町会が避難訓練を行った結果、町会の皆さんが民有地を避難経路とすることが最良の選択であると判断され、避難路としてあらかじめ土地所有者の承諾が必要となる場合には、その承諾が得られるよう、町会側と働きかけをしてまいりたいと考えております。

また、要配慮者を援助する方への支援方法などの周知についてですが、地域の方々には町会が行う訓練において、車椅子を使用した支援を体験してもらうなど、身近にお住まいで避難行動が困難な方の支援方法などについて理解を深めていただけるよう努めてまいりたいと考えております。

次に、災害別の避難所の指定につきましては、現在市内に69ある避難所を土砂災害、地震、津波及び

洪水の4種類の災害に応じた避難所として指定するための作業を進めており、年度内をめどに地域防災計画の変更とあわせて住民の皆さんには広報おたるや回覧板などを通じてお知らせしたいと考えております。

次に、街路灯助成金について御質問がありました。

まず、未助成の422灯の設置工事費につきましては、総額で約1,600万円となっております。また、照会の方法につきましては、追加助成の対象となった町会全てに電話連絡し、新年度から現行の制度よりも助成率の高い制度を実施する予定であることを伝えた上で、追加助成の希望の有無について意向を確認しました。

次に、追加助成を辞退した町会の理由につきましては、一部の町会からではありますが、新年度から助成率の高い新たな制度が始まることを知り、今年度は辞退することとしたと聞いております。

次に、全額助成などの検討につきましては、制度設計の中で町会の負担をできるだけ少なくするという観点からは検討を行ってまいりましたが、厳しい財政状況の中ではLED化に係る費用の全てを市が負担することは難しいものと判断したものであります。

次に、電気料金の助成についての見解につきましては、既存の街路防犯灯のLED化を促進することで電気料金の縮減に結びつくものと考えておりますので、電気料金への助成率を変更することは考えておりません。

次に、生活支援ハウスの休廃止について御質問がありました。

まず、社会福祉法人が設置した生活支援ハウスの建設費とこれに対する市の補助金額につきましては、建設費が約1億6,800万円、市の補助金が900万円となっております。

次に、平成25年度の委託料と国の地方交付税算入額につきましては、委託料が1,230万円、交付税算入額が約850万円となっております。

次に、生活支援ハウスに対する一般財源の使い道に関する見解につきましては、投入する一般財源の額と受益者数を勘案すると、市が行う事業として公平性の観点から見直しの必要があるものと考えております。

次に、法人の事業運営が利益優先になっているのではないかとのことではありますが、委託する法人からは建設費の償還金を含めると赤字であると伺っており、利益を優先しているということはなく、社会福祉法人として市の福祉事業に対する協力は十分に果たしてくれているものと考えております。

次に、現在の入居者の転居先に対する責任などについてですが、入居者本人や御家族とも十分に話し合いをさせていただき、入居者の状況を把握、理解した上で全員が転居先を確保できるよう支援してまいりたいと考えております。また、現在の入居者は11名であり、補充はしておりません。

次に、生活支援ハウスの休廃止・終了を撤回すべきとのことではありますが、本市の財政状況、さらには公平性の観点から、休廃止・終了の方針を変えることは困難であります。しかしながら、現在、実際にお住まいになっている方がいらっしゃいますので、入居者の皆さんの御理解をいただきながら進めてまいりたいと考えております。

(「議長、8番」と呼ぶ者あり)

○議長(横田久俊) 8番、川畑正美議員。

○8番(川畑正美議員) 質問項目3項目、順番に再質問させていただきます。

まず、防災対策についてですけれども、防災対策の説明会だとか避難訓練を実施していない町会では、浸水想定が明確になっていないこともあると思うのですが、町会の事情もあつたのだろうと思うのです。町会で説明会などを実施されていても、参加されていない住民の方もいるわけで、そういう方から災害

に対する不安の意見や疑問も聞かれているわけです。

先ほども質問の中で出てはいますが、例えば塩谷では、小学校、中学校が避難所の指定をされているわけです。小学校は土砂災害では不適であって、災害別に避難所の指定が変わるとなれば地域住民が混乱を起こしかねないのではないかと。混乱しないような周知をすることが必要ではないかと思うのですが、そのことについてもう一度確認させてください。

それから、平成28年度に避難場所である塩谷中学校が長橋中学校と統合して閉校する予定です。その後の避難場所はどのようになっていくのか、その辺を聞かせていただきたい。

それから、市からの支援員対策に当たって、未実施の町会では個別に懇談して障害を取り除くことが必要だと思うのです。先ほど答弁の中では、全般についてということでの答弁でありましたけれども、町会全体ではなくて、町会の班だとか組織だとか小さな地域、その中での懇談が必要だと思うのですが、その辺についてはどう考えているのか聞かせてください。

それから、2番目に街路灯の助成金についてですが、町会長と市との定例連絡会議で市長は、街路灯の電気料金を考えたときに、一日も早くLEDに変えていくべきと考えていると。LED化は約1万3,000灯あって、4億円から5億円はかかるでしょうと。これを平成27年度から29年度までの3年間かけて毎年3分の1ずつLED化していきたい、市の助成は現在半分くらいですが、これを市の設置助成割合を9割にして町会には1割だけ負担していただきたいと考えていると。工事を進めると、町会の負担は大きくなると思いますけれども、市が9割助成するわけですから、かなり楽になるのではないかと、そう語っているわけです。

それで、街路灯設置費助成金で追加助成の対象となったのは422灯で、助成総額は630万円でした。この工事総額は約1億6,000万円ということですので、422灯で工事総額は市の助成額との差額が約1,000万円、980万円くらいになると思うのです。このときの市の助成が4割程度ですからこうなるのですけれども、街路灯をLED化するためには、1灯当たりの平均工事費が3万8,000円くらいで、4万円はかからないだろうと言われていました。それで、1万3,000灯であれば私の計算では4億9,400万円くらいになると思うのです。市からの補助9割としても、町会が1割負担で4,940万円負担することになるわけです。これを3年で分割しても年間1,600万円を超える金額を町会が負担しなくてはならないです。

そういうふうになると、町会によっては財政的に厳しいところもあると思うのです。ですから、そういうときに財政的に負担が厳しい町会に対しては、市から何らかの支援について検討はできないものなのかどうか、もし検討できるのであればその辺も伺います。

それから、3点目の生活支援ハウスの休廃止の問題です。

平成25年度の事業評価書を見ると、経費の推移の額には22年度決算から26年度見込みまでの事業費は1,230万円計上されています。財源の内容については、利用者負担と一般財源としか記載されていないわけです。ここにコピーをとってきてありますけれども、そのほかの負担は一般財源がほとんどだというような表現です。それで、平成25年度は地方交付税算入額が850万円と伺ったわけですが、事業費が1,230万円となっても、交付税算入額を加味すれば実質380万円程度の財源負担ではないかと。事業費が1,230万円計上されて、一般財源額の負担と思っていたのだけれども、実際には地方交付税が算入されていたのではないかと、もしかして地方交付税算入額を隠していたのではないかと私は疑いたいと思うのですが、その辺についての見解をお示しください。

それから、12名を少ない入所料で対応するのは一般財源の使い道として問題という考え方をしているようですが、市がそのような捉え方では問題ではないかと私は思います。それで、福祉推進の立場から安い入所料で住まいできること、そして少なくとも人間らしく生活できる広さの施設を増やして

いくということが必要ではないかと思うのです。それで、市長のこの辺に対する見解を改めて聞かせてください。

それから三つ目に、入居者に退去を勧めているわけですが、具体的にどのような施設を勧めているのか、その施設名を答えていただきたいのと、転居先として市営住宅なども選択肢の中に入れていくのかどうか、その辺を聞かせてください。

この生活支援ハウスの最後の項目で、法人側が施設として経営的にうまみのある施設ではなく、転用を考えているようですとのことなのですが、施設建設に当たって、先ほど答弁していただいたように、建設費が1億6,800万円、そして国庫補助金が4,500万円ぐらい、道費補助金が2,250万円ぐらい、そして市の補助金が900万円ぐらいあるわけです。ですから、その合計額が7,656万円の補助があるわけですから、数字的には約半分近く、45.6パーセントという額が補助されているわけです。ですから、福祉事業を進めていく市の立場からも、福祉施設の運営方針に指導すべきではないのかと私は思うのですが、その辺についての態度をお聞かせください。

○議長（横田久俊） 理事者の答弁を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（横田久俊） 総務部長。

○総務部長（迫 俊哉） 川畑議員の再質問にお答えいたします。

最初に、避難所の指定変更の場合の周知についてのお尋ねがあったかと思いますが、現在、市内にある避難所につきまして、災害ごとの適・不適を確認する作業をしております。仮に災害によっては、避難所に適さないとなった場合については、広報おたるや回覧板などを使って住民の皆様には丁寧に説明をしてみたいと考えておりますが、その前に地域防災計画を変更いたしますので、その後になるかと思っております。

続きまして、小・中学校の適正配置にかかわる避難所の変更についてでございます。今、塩谷中学校の話がありましたけれども、我々といましては全市的な課題だと思っております。適正配置後の避難所の変更、代替場所については、今後、検討をさせていただきたいというふうに考えてございます。

それから、地域ごとあるいは班ごとに防災対策についての詳しい説明をということでございましたが、確かに防災訓練などは町会単位で行ってございますけれども、市の政策なりを地域に出向いて説明をしていくという制度がございまして、その中でも防災のメニューがございまして、地域に出向いて市の職員が防災対策を説明する制度というのが整っておりますので、申し出いただければ防災担当の職員を派遣し、説明をさせていただきたいと思っております。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（横田久俊） 建設部長。

○建設部長（工藤裕司） LEDの町会負担分の考え方ですけれども、灯数が多い町会は財政規模も大きいと思っております。何とか1割を御負担したいと考えております。まだ具体的な方策等は考えておりませんが、実際にその負担については、まずは町会と話をする中で、そういった状況があれば話を聞いて相談をさせていただきたいと考えております。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（横田久俊） 福祉部長。

○福祉部長（三浦波人） 私からは、生活支援ハウスについての再質問にお答えします。

まず、安い料金で暮らせる施設をということがございましたけれども、今回はあくまでもこちらの施設の利用料などが一般の高齢者が住まわれているような施設と比べると低料金で暮らせるような仕組み

になっているということがありまして、そうしたところに公費を投入して補填するという点について、やはり市の行う事業の公平性についての観点から見直しが必要であるということでございます。

それから、どのような施設を勧めているのかということですが、まだ具体的に入居者の方にはこういう施設をということでは勧めておりませんが、せんだっては一度、御希望の方に例えば養護老人ホームを見学していただいたという経緯がございます。

それから、福祉施設の運営といたしまして、こちらに関しては、特段私どもとしては問題点はないというふうを考えております。

(「議長、8番」と呼ぶ者あり)

○議長(横田久俊) 8番、川畑正美議員。

○8番(川畑正美議員) 再々質問をします。

生活支援ハウスの関係ですけれども、先ほどから何回か言っているのですが、今でも育成院は満杯の状況なわけです。入るにも1年以上待たなければならないという状況があるわけです。それで、例えば今の生活支援ハウスから、いよいよの時期に来て、追い出されるとなれば、市営住宅や一般の借家を借りなければならない状況も起きてくるのではないのかと心配しているわけです。例えば市営住宅であれば、市営住宅を建て替える場合などでは住み替えというような方法もとっているわけですが、そういう対策をとることができないのかどうか、そのことを再確認させていただきたいと思っております。

それともう一つ、低料金に市が補助するというのが問題だという答弁だと思うのです。しかし、今でも低料金でなければ生活できない、そういう方々がたくさんいるわけですよ。そういう人だって本当は入りたいのだけれども、12名定員が11名しか入れていないという状況がありますよね。それはやめるという前提の下でそうしているわけです。ですから、先ほど再質問の中で言ったように、負担額が丸々一般財源ではないはずですから、そういう点ではそれぐらいの負担は市が当然していくべきであるし、今、育成院などの施設も足りない中で、それらにも力を入れていく必要があるのではないかと思います。そちらに力を入れていただきたいということで、質問します。

○議長(横田久俊) 理事者の答弁を求めます。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長(横田久俊) 福祉部長。

○福祉部長(三浦波人) 再々質問でございますけれども、まずは低料金といたしまして、それに関しましては、いろいろな施設でも例えば公的な住居などにおきましても、所得の低い方に対しては減免制度などがございますので、そうした観点で対応していくのが本来の形ではないかというふうに思っています。

それから、住み替えのことについて御質問がありましたけれども、私どもとしてはまだ具体的にいつまでというようなことを入居されている方には申し上げておりませんが、現在はとにかく入居者お一人お一人の事情を把握することが先だということで、全体の説明会もいたしましたし、せんだってはお一人お一人にお話を聞くということもさせていただいております。あとは、御家族や御親族のいる方はそうした方のお考えもありますし、入居者の方の御事情、それから心身の状況もありますので、そうしたものをまず私どもが把握して、その上で今後の方針などを固めていきたいというふうに思っていますので、御理解をいただきたいと思っております。

○議長(横田久俊) 川畑議員の一般質問を終結し、この際、暫時休憩いたします。

休憩 午後 2時23分

再開 午後 2時50分

○議長（横田久俊） 休憩前に引き続き、会議を再開し、一般質問を続行いたします。

（「議長、16番」と呼ぶ者あり）

○議長（横田久俊） 16番、林下孤芳議員。

（16番 林下孤芳議員登壇）（拍手）

○16番（林下孤芳議員） 一般質問を行います。

まず、人口減少対策について伺います。

第3回定例会の総務常任委員会で、人口対策庁内検討会議を設置し、全庁挙げて人口減少の要因やこれまでの取組の整理を行い、今後の人口対策としての施策の方向性や事業の取りまとめを行うとの説明がありました。また、官民による小樽市人口対策会議を設置して、意見の取りまとめをすることも示されております。

私どももこの間、小樽市の人口減少対策は重要な課題として、幾度となく取り上げてきました。

国においても、人口減少は我が国の将来を危うくする重要な課題との認識の下に、子育て支援や地方自治体が独自の判断で政策に生かせる一括交付金などの財源支援策を講じてきましたが、東日本大震災の影響や政権交代などもあり、厳しい状況が続いています。

政府は、地方創生担当大臣を置き、まち・ひと・しごと創生本部を立ち上げ、人口減少対策や地方創生に向けて動き出しました。長年にわたる地方経済の停滞と過疎化の流れに対しては、竹下政権のふるさと創生事業から始まり、歴代の政権でも取り組まれてきましたが、今日に至るまで成果がないままに地方の人口減少は加速度的に進み、今、多くの自治体が消滅すると言われる重大な危機を迎えています。

石破担当大臣は、何でも地方自治体の支援をすることにはならない、やる気があるところ、ないところを一緒にしたら全体がだめになる、これからは小さな市町村にも官僚や大学教員、民間のシンクタンクからも人材を派遣して、地方自治体のシティ・マネジャーとする構想を明らかにしています。

これが政府の本音であるとすれば、小樽市が取り組んでいる人口対策会議の結論にも影響を与えかねないことになります。政府主導のいわば上からの視点で進めようとする地方の創生は、これまで失敗の連続であったように、地方の声が本当に生かされない限り、人口減少はますます深刻なものとなると思いますが、市長はどのような受け止め方をしているのでしょうか、伺います。

私も、地方自治体で人口減少に一定の歯止めをかけ、若者が地元に着定している事例に注目してきました。

さきの新聞報道によれば、道内の合計特殊出生率が平均で1.25なのに対し、えりも町は1.90、別海町は1.86、共和町1.81、日高町1.80などとなっていますが、各町に共通しているのは、いずれも収入が高く、安定した雇用が地元にあることであります。

道外においては、和歌山県印南町で、大学や民間事業者等と連携して、昨年、メガソーラー発電を稼働させ、町有地の借地代などの歳入増加を実現しています。同じ県の串本町でも、市民発電を10月に稼働させています。これらの事例に共通するのは、エネルギーもお金の流れも地産地消を実現したことでありと紹介されています。

また、道北の下川町では、町の基幹産業である林業を中心に雇用の場を確保してきましたが、平成10年、下川産業クラスター研究会を設立し、循環型森林経営を進める中で、森林バイオマスエネルギーを段階的に取り入れて、現在は町の公共施設の6割にバイオマスエネルギーを供給しているほか、農業用のビニールハウスや温泉施設にも供給し、利益の半分は施設の拡充金、残りの利益は子育て支援事業として、人口減少にも一定の成果が現れているとのことでもあります。

バイオマスエネルギーの分野では、さまざまな開発が進み、地域の資源を活用したバイオコークスなど、大変効率的なエネルギー源も開発されています。こうした技術を他市に先駆けて導入し、稼働させれば、エネルギー負担の軽減のみならず、経済的な地産地消が実現することになります。

小樽市の人口減少を食い止め、出生率を高めるには、全国的な事例を見れば明らかなように、地元で安定した雇用と賃金水準を高めるほかになく、こうした事例を小樽市としてどのように受け止め、人口対策会議に反映をしていく考えなのか、市長の所見を伺います。

次に、子供の貧困対策について伺います。

政府は、子供の貧困対策に関する大綱を今年の8月29日に閣議決定しましたが、子供の貧困率は2012年の集計によると16.3パーセントで、過去最高となっています。

子供の貧困対策は、子供の将来が生まれ育った環境により左右されることなく、世代を超えて貧困が連鎖することのないようにするのが狙いであり、経済的事情などで満足な教育や生活支援を受けられない子供のために、教育、生活、保護者の就労、経済的支援などが重要な施策として有識者検討会議でも議論され、答申がなされたとのことであります。

政府が取りまとめた大綱にもかかわらず貧困率を下げる数値目標は盛り込まれず、家計の安定を支えるための現金給付も見送られ、失望が広がっています。特に、ひとり親家庭の母子世帯は、パート、アルバイトなど非正規雇用が半数以上で、年収は全国平均でも181万円と極めて低く、複数の仕事をかけ持つダブルワークやトリプルワークを余儀なくされている実態があります。

厚生労働省は、これまでこうした負担の大きいダブルワークを自宅での副業に切り替えれば、子育て中のシングルマザーも仕事と育児を両立できるとして、在宅での仕事に必要な技術を習得する支援事業を行ってきました。その実績は5年間で170億円にも達しているにもかかわらず、打切りを決めました。ひとり親家庭等の在宅就業支援事業評価検討会の報告書によると、事業の意義は認めながらも、費用対効果が低く、このままの形で事業を継続するのは妥当ではないとされております。

北海道の在宅就業支援事業は、ひとり親に加えて障害者にも拡大し、4年間で1,231人が受講して一定の成果があったと評価し、岩見沢市の担当者も「受講者はIT技術が向上して仕事に生かされており、自信にもつながっている。有意義な事業だった」とコメントしています。

在宅就業支援事業は、本来、子育てをしながら副業として収入を確保することが目的で始められた事業であります。ダブルワーク、トリプルワークではなく、一つの仕事で安定した収入が得られる正規雇用につながる支援策が必要だと思いますが、市長は、このたびの厚生労働省の在宅就業支援事業の打ちりの判断は子供の貧困率の改善やひとり親家庭の自立につながるとお考えでしょうか、所見を伺います。

私は、小樽市で子供の貧困を少しでも改善するために、以下の提言をいたしますので、市長の見解をお示してください。

まず一つ目として、これまで北海道の在宅就業支援事業については、周知が進んでいなかったと思いますが、現在利用できる制度をひとり親家庭に十分周知し、相手方が制度を理解するだけでも支援の可能性が広がると思います。いかがでしょうか。

二つ目として、ひとり親家庭等日常生活支援事業は、厚生労働省の通知により、NPO法人などにも委託が可能になっているので、社会福祉協議会やファミリーサポートセンターなどに事業を委託して、事業の運営を検討すべきと思いますが、いかがでしょうか。

三つ目として、国家資格などの取得を支援する高等職業訓練促進給付金等事業は、看護師だけでなく保育士などにも適用されることを周知することや、准看護師の資格取得にも対象を拡大することは可能とされていますが、活用できませんか。

四つ目として、ひとり親家庭に限らず、生活困窮者への就労支援策の適用を拡大できませんか。

次に、就学援助について伺います。

生活が苦しい家庭の小・中学生に、学用品や給食などの費用を市町村が補助する準要保護の就学援助で、対象者を減らす事例が全国的に相次いでいるとの報道がなされております。もともとは国の補助金であったものが、地方分権や三位一体の改革の名の下に、税源移譲と地方交付税措置と引換えに、全て市町村の予算で措置する仕組みに変わり、市町村の財政力などによって援助の対象に大きな差が出る仕組みがあり、当初から就学援助のハードルが上がるのではないかと心配されていましたが、それが現実になりつつあるとのことでもあります。

文部科学省は政府に対し、新たな対策を求めたことから、改善の期待もありましたが、現在は新たな対策も検討されないままに、さらなる格差の拡大が心配されています。

安倍政権の経済政策で雇用も拡大し、賃金も上昇しているとの発表とは裏腹に、親の所得は低下し、軌を一にして就学援助を受ける子供は全国的に急増し、6人に1人が対象となっているとのことですが、北海道では25パーセント、4人に1人が対象となっているとの報告もあります。

全国学力・学習状況調査の分析でも、就学援助を必要とする子供の多い学校ほど、平均正答率が低いとされております。

来年4月から施行される生活困窮者自立支援法でも、生活困窮家庭の子供を対象とした学習支援事業で、費用の半分を国が補助する方針を打ち出しましたが、これは任意事業であり、実施主体である福祉事務所設置自治体を実施するかどうかで、さらに学力に差が出るのが考えられます。

昨年できた子どもの貧困対策の推進に関する法律の理念は、子供の将来が生まれ育った環境で決まってしまうことのない社会を実現するとなっておりますが、現実には理念に逆行し、新たな格差が拡大していることがデータの的にも示されております。

そこで、次の点について、教育長の見解を伺います。

まず一つ目として、小樽市における就学援助を受けている割合と動向についてお示してください。

2番目として、家庭の経済力と子供の学力は比例することが全国学力・学習状況調査の分析で明らかにされていますが、この結果に対する見解を伺います。

3番目として、国の制度改正や法律の制定によって、子供の教育環境のレベルが低下したり地域間で差が生じることがあってはならないと思いますが、教育長はどのようなお考えか伺います。

次に、北海道新幹線開業に向けた小樽市の課題について伺います。

北海道新幹線は、2016年3月開業に向けて着実に準備が進められておりますが、私は、これまでも終着駅となる新函館北斗駅には現在のJR函館駅より多くの利用者が見込まれていることから、小樽市にもその経済効果を最大限に引き出す対策が求められていることを訴えてまいりました。

北海道は、今年9月に新函館北斗駅をおりた利用者が道内各地に向かう乗り継ぎの交通手段の需要を探る調査を実施していますが、函館駅へのアクセスの改善やJR札幌駅への輸送力の改善などが中心となり、後志地域への2次交通の充実は置き去りにされる不安がありました。

こうした情勢を踏まえて、5月21日に、後志総合振興局は、小樽市をはじめ後志の各自自治体や商工会議所等121団体で北海道新幹線しりべし協働会議を設立し、リゾート列車の誘致や2次交通の整備についての検討を始めたとのことでもあります。既に、小樽市、余市町、積丹町、倶知安町、ニセコ町の観光協会とJR北海道、北海道中央バスで構成される北後志・ニセコエリア広域観光推進懇談会が観光誘致に向けた活動をしていると報じられていますが、この間の各種講演会の中でも、学識経験者や交通の専門家からも、新函館北斗駅から後志・小樽に向けた都市間バスの有効性が示されたと伺っているところで

あります。

北海道新幹線開業まで1年3か月余りに迫っている現在でも、後志・小樽方面へ直通で乗り入れる交通手段はほとんどなく、リゾート列車や貸切りバスの活用を否定するものではありませんが、毎日定期運行され、住民に信頼され、誰にでも利用できる、基本となる2次交通の具体的な姿を今すぐにも示す必要があります。これが遅れば遅れるほど、経済効果は期待できなくなります。現在でも小樽市民や後志管内の住民から利便性の改善が求められている小樽・後志経由函館行きの都市間バスの想定をした場合、利用者が定着し、採算ベースに乗るまでは少しの時間が必要となることが想定されますが、そのことが運行の開始の障害になるとすれば、その間は道や市町村が分担して補助できれば、必ず経済効果となって還元され、管内の住民にとっても新幹線効果を受ける手段として活用できると思います。何より人の動きを活性化することによって、地域の魅力が再認識されることは間違いありません。

今年の11月9日には札幌延伸に向けた昆布トンネルの安全祈願式も行われ、10.4キロメートルの掘削が始まり、建設工事関係者の増加などによって、後志管内はかつてない人の動きが続くと思われませんが、公共交通の整備はほとんど改善されておられません。札幌―函館間の室蘭経由の輸送力と比較しても、その差は歴然としており、何としてもまずは函館と後志管内・小樽市を直結する都市間バスを走らせる必要があると考えますが、市長の所見を伺います。

以上、再質問を留保し、質問を終わります。（拍手）

○議長（横田久俊） 理事者の答弁を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（横田久俊） 市長。

（中松義治市長登壇）

○市長（中松義治） 林下議員の御質問にお答えいたします。

初めに、人口減少対策について御質問がありました。

まず、政府が進める地方創生につきましては、人口減少に歯止めをかけることや潤いのある豊かな生活を営むことができる地域社会の形成などを目指すことを目的とするもので、具体的な事業はこれからとなるものの、地方公共団体向けの自由度が高い交付金の検討などもなされていると聞いております。

これまでも、国のまち・ひと・しごと創生本部では、全国知事会や全国市長会との意見交換が行われてきたものと認識しておりますが、いずれにいたしましても国と地方の役割分担の下、地方の自主性を尊重する適切な方策の検討が進められるよう期待しているところであります。

次に、再生可能エネルギーの取組と人口対策につきましては、それぞれの自治体で地域の特性を生かして独自の取組を行っていることに関しましては、まちづくりの参考になるものであります。

本市におきまして、再生可能エネルギーとの関係で人口・雇用対策を考えていくことは、自然条件などの面で課題は多いと思いますが、地産地消の視点で人口・雇用対策を検討していくことは重要であると考えております。

次に、子供の貧困対策について御質問がありました。

まず、国の在宅就業支援事業の打ちりに関する所見につきましては、国は本年8月に、ひとり親家庭等の在宅就業支援事業に関する報告書をまとめておりますが、今後の在宅就業支援のあり方については、これまでの取組事例から蓄積されたノウハウを基に、事業実施方法の見直しを図りながら、ひとり親家庭への就業支援策を進めるとしており、子供の貧困率の改善等に寄与する施策となるよう期待しているところであります。

次に、ひとり親家庭が利用できる制度の周知につきましては、市のホームページや広報紙、くらしの

ガイド、離婚届の受付時にお渡しする案内チラシなどへも掲載しておりますが、引き続き周知に努めてまいりたいと考えております。

次に、ひとり親家庭等日常生活支援事業をNPO法人等へ委託して実施すべきとのことでありますが、本市では、これまでひとり親家庭からの相談の中で本事業への要望がなかったため実施しておりませんが、引き続き、ひとり親家庭のニーズを把握してまいりたいと考えております。

次に、高等職業訓練促進給付金等事業が保育士資格の取得に関して適用されることの周知につきましては、ひとり親家庭が利用できる制度の一つとして引き続き周知してまいります。

また、准看護師資格への適用につきましては、本市では正看護師資格を対象としておりましたが、今後、准看護師資格についても検討してまいりたいと考えております。

次に、生活困窮者への就労支援策の拡大につきましては、平成27年4月から生活困窮者自立支援法が施行され、本市でも新たに自立相談支援事業を実施しますが、この事業で就労支援員を配置して、就労に向けた支援を実施する予定であります。

また、このほかに、すぐに就労が困難な生活困窮者に対しては、日常生活の改善や社会生活自立訓練などを行うことで、就労に結びつける就労準備支援事業を実施する予定であります。

次に、北海道新幹線について質問がありました。

函館と後志・小樽を結ぶ都市間バスの必要性についてですが、開業効果の波及・拡大には道南地域との2次交通網の充実・強化が必要であり、今後、市町村や経済団体などで構成する北海道新幹線しりべし協議会議で2次交通などについて協議されることになっていきますので、都市間バスも含め、後志地域が開業効果を最大限に享受できるよう、オール後志で取り組んでまいりたいと考えております。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長(横田久俊) 教育長。

○教育長(上林 猛) 林下議員の御質問にお答えいたします。

ただいま、就学援助について御質問がありました。

まず、本市の小・中学校において、準要保護家庭に対する就学援助を受けている児童・生徒の割合と傾向についてでございますが、平成24年度は23.8パーセント、25年度は23.0パーセント、26年度は11月1日時点で22.5パーセントと、ほぼ横ばいの傾向となっております。

次に、家庭の経済力と子供の学力は比例するとした調査結果についてでございますが、文部科学省の平成25年度の全国学力・学習状況調査において、家庭状況と児童・生徒の学力等の関係について分析するために、全国の小・中学校から839校を抽出し、子供への接し方や子供の教育に対する考え方、教育費等について調査をしており、その結果として、両親の学歴や家庭の所得などの社会・経済的背景の指標が高い児童・生徒のほうが各教科の平均正答率が高いという相関関係が見られたものの、一方では家庭の社会・経済的背景の指標が低いからといって、必ずしも全ての子供の学力が低いわけではないと報告されております。

私は、これまで本市の子供たちの学力を向上させるためには、教職員の指導力の向上と家庭での学習規律の定着を図ることが重要であるとして、指導力の向上に向けては、秋田大学教授を招いての公開研究授業や実物投影機の導入、樽っ子学校サポート事業などの取組を進めてまいりました。

また、家庭での学習規律の定着を図る目的として、音読運動や学校図書館司書の配置による読書活動の推進などを行ってきており、このような取組を着実に行うことで、経済的背景の指標にかかわらず、子供たちの基礎学力の定着を図ることができるものと考えております。

次に、国の制度改正や法律の制定にかかわる見解についてでございますが、今回、文部科学省において

は、子供の貧困対策の一環として、新たな経済的支援や学習支援などの助成事業を概算要求していると聞いておりますが、ただいま申し上げましたとおり、本市においては、これまで子供たちの学力向上に向けてさまざまな取組を行ってきておりますので、今後、国の助成事業の内容を検証するとともに、既存の事業との整合性などについて検討し、効果的な事業の運営を行い、本市の子供たちの基礎・基本の定着に努め、教育レベルの向上を図ってまいりたいと考えております。

(「議長、16番」と呼ぶ者あり)

○議長(横田久俊) 16番、林下孤芳議員。

○16番(林下孤芳議員) 2点だけ再質問させていただきます。

人口減少対策については、基本的には市長の認識も、私どもの認識も変わってはいないと思うのですが、私は、私どもの会派も含めて、バイオエネルギーだとか、そういったことを提起して、市長の見解はやはり地域の資源が十分でないという判断であります。このことについては、確かにそういう面もあるかと思えますけれども、小樽の状況を考えますと、本州と比較して最も大きなハンデとなるのは、積雪寒冷でエネルギーの負担が非常に大きい、このことがやはり言われているのではないかと。これを逆手にとるわけではありませんけれども、何とか雇用と、それから負担の軽減につながるような施策があれば、人口減少対策に一定の効果が出せるのではないかと、こういう立場でいろいろと話をさせていただいております。

例えばバイオコクスは、近畿大学が最近、研究成果を発表して、実証実験も始まっておりますけれども、これは例えばお茶がらであるとか、コーヒーのかすであるとか、あるいは牧草からでもこういったものがつくれるということが既に実証されておまして、こうしたものは本当に早く地域が手を挙げれば実現が可能ではないかという立場で話をさせていただいておりますので、ぜひそういった立場で市長にも検討していただければ非常に効果が出てくるのではないかと考えております。

それともう一つには、2次交通の関係で、私もずっとこの問題を取り上げてまいりまして、私だけが焦っているのかなという感じも多少ないわけではないのですけれども、2次交通をきちんと定着させるには若干時間がかかる、今までの例からいっても、やはりまずは住民にしっかり利用されて信頼される、定時性だとか、定期性とか、安全性というものが信頼されて、住民に利用されて初めて広く国民の間にも2次交通としての位置づけがなされるものだと考えております。

そういったこともありまして、オール後志という考え方は十分に、市長の立場も理解はできるのですけれども、後志の各町村ではやはり並行在来線の課題というのがあるものですから、どうしてもバス転換といったものに悪いイメージがあって、都市間バスの役割というのは認めつつも、なかなか各町村長は言い出しにくいのではないかと私は理解しております。ただ、20年後の対策を議論するよりも、今、目前に迫った対策をしっかりと立てるという意味では、やはり市長として何とか役割を果たしていただきたい。小樽市はクルーズ客船の誘致でも非常に頑張って、非常に経済効果もあったと理解しておりますけれども、やはりそれにも多くの時間と労力、そしていろいろな投資をしてきた、そういう結果であると理解しておりますから、ぜひ開業効果を最大限小樽に引っ張ってくるためには、何とか小樽市がその先頭に立って動いていただいて、一日も早くやっていただくということに御尽力を願えないかという点で再質問させていただきますので、よろしく願いいたします。

○議長(横田久俊) 理事者の答弁を求めます。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長(横田久俊) 副市長。

○副市長(貞村英之) 林下議員の再質問にお答えいたします。

私からは、2次交通のことについて答弁いたします。

函館地域からここまでのバスの定期運行ということですが、進めるのはいいにしても、どのぐらいの必要があるか、そこら辺をまだ捉えていないというところもありまして、確実に必要があるのであれば、当然民間でやることをございますから、民間からも声が上がるのでしょうけれども、今のところ全く上がっていない状態をございます。

今後、どのような人の流れになるか、きちんと見極めながら、そこら辺のところは重々頭に置いておりますので、後志管内全体としてもどのようにしていくかということについて検討することになっておりますので、忘れてはいただけませんので、よろしく御理解願いたいと思います。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長(横田久俊) 総務部長。

○総務部長(迫 俊哉) 林下議員の再質問にお答えいたします。

人口減少対策についてお尋ねがございまして、雇用につながるエネルギー政策ということでのお尋ねだったかと思ひます。

確かに、エネルギーを利用いたしまして、地産地消などを通じて雇用対策に結びつける、大変重要な視点であるというふうを考えておりますけれども、やはりエネルギーに関しましては、その初期投資に大変高額な費用を要するという問題がありますし、また、例えばバイオマスで申し上げますと、酪農だとか、林業だとか、その地域の産業構造とのかかわりなどもあるかと思ひております。それから、採算性の問題になりますと、やはりその地域の持つ自然環境といったことも考えていかなければならない、大変大きな課題ではないかというふうには思ひております。

ただ、私どもといたしましても、CO₂の削減の問題ですとか、例えば現在で言いますと電気料金の値上げの問題、原発の問題などから、自治体としてもやはりエネルギー問題にはかかわっていかなければならないというふうには思ひておりますけれども、費用の問題もございまして、一自治体でかかわっていく、大変難しいとは思ひておりますが、中・長期的な視点で取り組んでいきたいというふうには考えているところをございます。

(「あとは、予算特別委員会でやらせていただきます」と呼ぶ者あり)

○議長(横田久俊) 林下議員の一般質問を終結いたします。

(「議長、23番」と呼ぶ者あり)

○議長(横田久俊) 23番、佐々木茂議員。

(23番 佐々木 茂議員登壇) (拍手)

○23番(佐々木 茂議員) 通告に従い、質問をさせていただきます。

子ども・子育て支援新制度についてであります。

2015年4月に始まる子ども・子育て支援新制度は、幼稚園や保育所にかかわる戦後初の大きな制度改革と言われ、一部の自治体で新制度に対応した手続が始まるなど、全国各地で準備は急ピッチで進んでおります。しかし、子供を持つ親たちからは、肝心の新制度の中身が複雑でわかりにくいと不安の声が上がっています。スタートまであと4か月、新制度の変更点、問題点について伺ひます。

新制度の変更点については、どのような内容であるのか。

自治体での支給認定はどのような手続であるのか。

また、認定証の交付についてはどのような内容であるのか。

さらに、新制度移行に関する課題はどうであるのか。

次に、無届け有料老人ホームについてであります。

新聞報道によりますと、有料老人ホームの要件に該当しているにもかかわらず、必要な届出をしていない施設が道内で431か所に上ることが、厚生労働省の調査で明らかになりました。また、無届けの施設は高齢者向けの共同住宅や下宿として運営しているケースが多く、総数は都道府県で最多、防災設備の有無など、入居者の安全やサービスの質を行政が監視できない懸念があるとして、同省は届出の指導を強化するとありました。

老人福祉法は、入居者に食事の提供、介護、家事、健康管理のいずれかのサービスを行う施設を有料老人ホームと定義しております。昨年10月末の時点で届出済みの施設数は323か所であるのに対し、無届け施設数は431か所あり、その内訳は札幌市194か所、旭川市が60か所、函館市39か所などとなっているそうです。

そこで、伺います。

新聞報道にあった431か所のうち、小樽市では何か所ありましたか。

また、その後は増えていないのでしょうか。

現在、本市における無届けの施設の届出状況はどうなっていますか。

次に、街路防犯灯のLED化についてであります。

去る11月19日、町会長と市との定例連絡会議、小樽市街路防犯灯組合連合会通常総会において、市長の大英断により、平成27年度から3か年で、補助率90パーセントでLED化を実施したい旨の発表がありました。

詳細はこれからとのことでありますが、業者によっては工事価格に差があることが考えられるため、助成の基準となる工事価格を設定する必要があると考えます。本市としてはどのように考えているか、伺います。

次に、認定農業者制度に関してであります。

認定農業者制度は、農業者の自主的な経営改善を支援する制度で、認定を受けた農業者が誇りと意欲を持って経営の改善・発展に取り組むことや経営者としての自覚を高めることなどが期待でき、専門的な農業経営が主体の食料供給基地、北海道にとって、農業の安定的発展を図る上で、重要な取組となっています。北海道では、北海道農業・農村ビジョン21を平成16年3月に策定し、その中で示した取組姿勢に基づき、関係機関・団体と連携し、制度の一層の普及推進を図るとともに、農業者が支援策を効果的に活用しつつ、経営改善を円滑に進めることができるよう支援しているとのことであります。

北海道の認定農業者数は平成25年3月現在、3万1,410、農業経営体数4万4,100に対する割合が71.2パーセント、市町村別認定農業者数の推移は、本市においては、12年3月より25年3月まで3経営体です。また、認定基準として、農業経営改善計画が市町村の基本構想に照らして適切であること、達成可能な計画であること、農用地の効率的・総合的利用に配慮したものであることを満たしていることが必要です。

そこで、伺います。

認定農業者向けの支援政策や認定農業者に対する優遇措置は、どのようになっていますか。

北海道農業経営基盤強化促進基本方針が北海道より出されておりますが、本市における基本的な構想の作成についてはいかがですか。

また、平成26年4月に施行された改正農地法により、農業委員会が保有する農地の所在、地番などの情報を一筆ごとに整備することとされ、27年4月からインターネットなどで公開することとされていますが、本市における農地台帳の作成状況について、市長はどのように把握されていますか。

本市における農地整備促進事業費については、平成26年度行政評価（事業評価）調書によると、主た

る受益者は制度を利用する農家、その対象者数は市内農家数216戸に対して10戸です。庁内総合評価（二次評価）は要改善であり、「事業の必要性を検討し、存廃も含めた見直しについて、平成27年度事業に反映させること」と記述がありました。営農の安定のため、今後、農業委員会、農政課に一層期待をいたすものであります。

次に、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の改正について伺います。

文部科学省は、本年7月1日、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律について、各都道府県知事、各都道府県教育委員会、各指定都市市長、各指定都市教育委員会宛てに通知したとのことです。同法は、平成26年6月20日に公布され、27年4月1日から施行されます。そこで、主な改正の概要についてお聞かせください。

次に、今後の放課後等の教育支援の在り方に関するワーキンググループ取りまとめの概要についてであります。

中央教育審議会生涯学習分科会の今後の放課後等の教育支援の在り方に関するワーキンググループは、今年6月25日、子供たちの豊かな学びのための放課後・土曜日の教育環境づくりと題する最終報告を取りまとめたとのことです。Ⅳ、基本的方向性を実現する具体的方策、その一つ、全ての子供たちのための放課後等の教育の充実に向けた新たな方策。Ⅴ、基本的方向性を実現する具体的方策、二つ目として、土曜日の豊かな教育環境の実現に向けた新たな方策。そこで、本案の概要の主な内容についてお聞かせください。

次に、学校施設の防災機能に関する実態調査の結果についてであります。

国立教育政策研究所文教施設研究センターは、平成26年10月3日、地域住民の避難所としての役割を担っていくためには、教育委員会と防災担当部局及び地域住民が連携協力して対応していくことが重要であるとして調査を行ったとありました。その調査内容についてお聞かせください。

また、平成26年度教育委員会の事務の点検及び評価報告書（平成25年度事務）には、「市の防災担当と連携して、学校防災に取り組んでまいります」と記述されております。本市における取組の状況についてお聞かせください。

質問の最後に、ICTを活用した教育の推進に関する懇談会の概要についてであります。

文部科学省のICTを活用した教育の推進に関する懇談会が8月29日、報告書（中間まとめ）を公表したとのことです。第2期教育振興基本計画における教育のICT関係部分の達成目標、重点事項、段階的・計画的な整備の推進、ICT環境整備4か年計画：地方財政措置の活用促進、2014年より毎年1,678億円、4年間で6,712億円、諸施策の実施工程表にあります。本市におけるICTに関する取組状況について伺います。

（発言する者あり）

以上をもって、再質問を留保して質問を終わります。（拍手）

○議長（横田久俊） 理事者の答弁を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（横田久俊） 市長。

（中松義治市長登壇）

○市長（中松義治） 佐々木茂議員の御質問にお答えいたします。

初めに、子ども・子育て支援新制度について御質問がありました。

まず、新制度における変更点につきましては、これまで幼稚園や保育所に対する国の給付は所管省庁により分かれていましたが、新制度においては、これらの施設に対する給付措置が一本化されるとも

に、認定こども園制度の改善や地域の実情に応じた子ども・子育て支援の充実が図られるものとなっております。

次に、自治体での支給認定につきましては、新制度の実施主体である市が保護者の申請を受け、子ども・子育て支援法に基づき市が定める基準により、保育の必要性を認定する手続であります。

また、認定証の交付の内容につきましては、家庭の就労実態等に応じて、市が決定する保育時間や支給認定の有効期間などを記載した支給認定証を保護者に交付するものであります。

さらに、新制度移行に関する課題につきましては、制度実施までの準備期間が短いこと、そのため利用者への周知に一層取り組む必要があることなどであります。

次に、無届けの有料老人ホームについて御質問がありました。

まず、本市における無届け有料老人ホームの数につきましては、所管が北海道でありますので、昨年12月の北海道からの照会に対し、該当する可能性のある施設として9か所を報告いたしました。

また、本年11月に、それ以降に把握した施設の照会がありましたので、新たに4か所を報告したところであります。

なお、北海道では、独自調査により、本市が報告した施設以外にも何か所か把握しているものがあると伺っております。

次に、無届けの有料老人ホームの届出状況につきましては、所管する北海道に伺いましたところ、有料老人ホームに該当する可能性のある施設に対し、年度末までには実態調査を行い、該当する場合は届出を行うよう促していきたいとのことであります。

なお、その結果につきましては、本市にも情報提供いただき、状況を把握したいと考えております。

次に、街路防犯灯のLED化について御質問がありました。

助成の基準となる工事価格の設定につきましては、灯具の明るさにより工事価格が異なることから、灯具を北海道電力の契約電力別に3種類のランクに区分し、それぞれについて今年度の申請実績を基に設置工事費の平均額を算出し、助成の基準としたいと考えております。

次に、認定農業者制度に関連しての御質問がありました。

まず、認定農業者への支援政策につきましては、安定した農産物の生産、付加価値の向上等を目的とした補助金などがあり、また、優遇措置につきましては、施設整備など経営改善に必要な取組に要する長期資金を低利で融資する制度などがあります。

次に、本市における基本的な構想につきましては、平成7年3月に、効率的かつ安定的な農業経営を行うために数値目標等を定めた、農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想を作成し、基本的には5年ごとに見直しを行う中で、逐次改訂してきているところであります。

次に、農地台帳の作成状況につきましては、改正農地法によると、農業委員会は農地等の所有者の氏名又は名称及び住所、所在、地番、地目、面積等の情報を紙媒体ではなく、電子データ化した磁気ディスクで農地台帳を整備することが義務づけられており、平成27年4月からインターネットなどで公開される仕組みとなっておりますが、守秘義務にかかわる部分のほか、市街化区域内の情報については公表しないことになっております。

また、本市農業委員会では、既に農地台帳の作成作業は完了しており、来年4月1日からの公開に向けての準備に入っているものと聞いております。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長(横田久俊) 教育長。

○教育長(上林 猛) 佐々木茂議員の御質問にお答えいたします。

ただいま、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の改正について御質問がありました。

その概要についてですが、一つ目は、教育行政の責任体制を明確化するため、教育委員長と教育長を一本化した新たな責任者である新教育長を、市長が議会の同意を得て任命することとしております。その任期は市長より1年短い3年とし、これにより市長は任期中に少なくとも1回、教育長の任命権限を行使することになります。

二つ目は、市長が招集する総合教育会議を設置し、教育に関する総合的な施策の大綱の策定や教育の条件整備など重点的に講ずべき施策などについて、市長と教育委員会が公の場で協議、調整を行うこととしております。

これらにより、教育の政治的中立性、継続性を保持しつつ、市長と教育委員会の連携を強化し、迅速な危機管理への対応にも配慮がなされたものと考えております。

次に、中央教育審議会生涯学習分科会の最終報告の基本的方向性を実現する具体的な方策についてですが、この最終報告では、子供たちの豊かな学びのための放課後・土曜日の教育環境づくりとして、これまでの学校教育だけでなく、実社会、実生活とのつながりを体験的に学習できる機会の充実のため、これまで以上に多様な人材の参画による放課後や土曜日などの教育支援を充実していくことが必要として、具体的な方策の提言がありました。

初めに、放課後等の教育の充実に向けた新たな方策については、学校と地域の連携、幼・小、小・中の連携の仕組みづくり、学校内へのコミュニティスペースの併設などの施設の複合化・共用化の促進、地域コミュニティの創造、放課後児童クラブとの連携の強化、地域コーディネーターの養成と地域連携担当教員などの位置づけなどについての具体的な提言がなされております。

次に、土曜日の豊かな教育環境の実現に向けた新たな方策については、地域人材や企業などが土曜日の教育活動に参画する仕組みづくり、学校と地域・企業・大学等をつなぐコーディネート機能の充実、土曜日ならではのキャリア教育やふるさと教育など、多様なプログラムづくりについて具体的な提言がなされております。

次に、学校施設の防災機能に関する実態調査の内容について御質問がありました。

この調査は、学校施設の防災機能の向上を図るため、教育委員会と防災担当部局の連携・協力体制や避難所に必要な施設・設備の整備状況などの実態を把握するために行われたものであります。

調査の内容につきましては、学校施設が避難所としての役割を担うため、教育委員会と防災担当部局との間で連携・協力体制ができているか、避難所として施設利用計画の策定や必要な防災機能について検討しているか、新・増築などの設計に当たって地域防災への配慮を検討しているか、さらに、防災訓練の際、防災施設・設備について定期的に点検し適切に維持・管理されているかなどの項目について、アンケート形式での調査でありました。

次に、学校防災の取組の状況についてですが、本市の小・中学校におきましては、全ての学校で危機管理マニュアルを作成しており、年2回以上、火災のほか地震などを想定した避難訓練を実施しております。そのほか、今年度は、教職員を対象に、札幌管区气象台から講師を招き、危険予測・危機回避能力などを身につけさせるための防災教育や非常災害時に安全かつ的確な行動をとることができるような防災訓練のあり方について、研修講座を開催いたしました。

また、本市の防災担当が企画した免震性能体験会に、市内の小学校2校の児童や教職員を参画させるなどの取組を行っており、今後とも市の防災担当と連携を図りながら、防災教育の充実に向け、取り組んでまいりたいと考えております。

次に、本市におけるICTに関する取組状況について御質問がありました。

校務用パソコンについては、平成25年度に中学校の整備が終了し、引き続き今年度より小学校の校務用パソコンの整備を進めており、28年度に全ての小学校に整備することとしております。

さらに、教職員の授業改善を図るため、昨年度より導入した実物投影機を本年度、全小学校に少なくとも1台の整備を行ったところでありますが、今後、これらのICT機器の配置に伴う教育効果を検証するとともに、教職員の活用技術の習得を行いながら、整備の進め方について検討してまいりたいと考えております。

(「議長、23番」と呼ぶ者あり)

○議長(横田久俊) 23番、佐々木茂議員。

○23番(佐々木茂議員) るるお答えいただきましたので、再質問はいたしません。終わります。

○議長(横田久俊) 佐々木茂議員の一般質問を終結し、この際、暫時休憩いたします。

休憩 午後 3時55分

再開 午後 4時20分

○議長(横田久俊) 休憩前に引き続き、会議を再開し、一般質問を続行いたします。

(「議長、5番」と呼ぶ者あり)

○議長(横田久俊) 5番、成田祐樹議員。

(5番 成田祐樹議員登壇) (拍手)

○5番(成田祐樹議員) 通告に従って、一般質問を行います。

小樽協会病院の産科の一時休止について質問いたします。

本年11月21日に、後志管内唯一の地域周産期母子医療センターを持っている小樽協会病院が、産科の分娩予約の受付を一時休止する意向を発表しました。やはりそうってしまったかという感想とともに、想像以上に早く一時休止の事態に追い込まれてしまったことに対し、ざんきの念にたえません。小樽協会病院も大変な努力をされている中での苦肉の休止だと思われまじし、さまざまな事情があったことかと思われまじし。

私は、前任期中である7年前から再三にわたり、小樽協会病院における周産期医療の維持について、支援が少ないのではと何度も指摘をしておりました。直近では、平成26年第2回定例会の市立病院調査特別委員会においても、周産期医療を含めた市内の医療体制について、周産期医療の中止などが起こらないようにしっかりアンテナを向けてほしいという質問を行い、それに対して保健所次長から「人が住む上で基本的なインフラの一つだと非常に重要視してございます」との答弁がありましたが、非常に重要視しておきながら、それを食いとめることができなかったことに対して大変残念でなりませんし、その不安を市民に与えた小樽市の責任は非常に重いと考えます。

元来、私は小樽市立病院の建設に対して、建設費の問題だけではなく、市内の医療機関のバランスが崩れてしまうことも強く懸念しておりました。小樽市の人口動態、医療動態及び出生数の減少などから、仮に医師数が増え、小樽市立病院の運営がうまくいったとしても、他の民間病院への影響や不採算部門を持つ病院に影響が出て、周産期が撤退してしまうこともあり得るのではないかと、平成22年第2回定例会や24年第1回定例会の予算特別委員会などで指摘しておりました。その22年第2回定例会で指摘をしたときは、議場内で大変多くのやじや批判的な言葉を浴びせられました。当時まだ1期目の私にとっては、非常に厳しいものがありました。しかしながら、その当時はどの会派もそのような懸念を示すこともなく、結果としては、一時休止という形になってしまったわけです。その会派の方が、今さらこの定例会にて周産期医療を何とかしてくれという発言をするのが全くもって理解できません。なぜ、そ

の議論を当時しっかり行わなかったのでしょうか。強く反省を求めるとともに、この責任は小樽市だけではなく、市内の将来の医療体制をしっかり議論できなかった小樽市議会にも大きくあるということをお先に述べておきます。

(「北海道知事の責任はどうか」と呼ぶ者あり)

斎藤博行議員は最近、この問題を時々取り上げていたのはよく存じ上げておりますけれども、7年前のときに質問したという記憶は私にはございません。

質問に移ります。

まず、今回の新規分娩の予約の受付休止について、小樽市に対してどのように報告がされたのか、お聞かせください。

また、小樽協会病院から一時休止となった産科の再開のめどについて、意向や状況をどのように聞いたのかお聞かせください。

平成22年第2回定例会本会議において、私は、「本定例会前に小樽協会病院から周産期医療の支援要請が来ましたが、今回、予算計上された支援額はたったの770万円でした。明らかに、必要とされる額に対してけたが一つ違うと思われます。この金額の支援ということは、周産期医療は撤退しろということなのか、御見解をお答えください」と質問をしました。

さらに、続けて、「3月の北海道新聞の記事では、小樽協会病院では6,000万円以上もの収支が不足しているとされていました。6,000万円以上の不足に対して770万円の支援ということは、とりあえず赤字で経営しなさいということではないでしょうか。赤字が続けば撤退ということになり、今回の予算計上額は撤退を勧告していると思えません。御見解をお聞かせください」という問いかけもいたしました。

それに対し病院局長は、こう答弁されました。「再編・ネットワーク化協議会の最終報告にもありますとおり、周産期医療、小児医療につきましては、小樽協会病院を中心に連携を図るとしておりますし、今回お示しております新市立病院計画概要(案)におきましても、小樽協会病院は地域周産期母子医療センターに認定されていることから、役割分担を行い、市立病院では産科は行わないとし、小児科についても新生児を扱わないこととしておりますので、周産期医療につきましては今後も小樽協会病院に中心的に担っていただき、必要な連携を行ってまいりたいと考えております」。病院局長は、役割分担を強調し、必要な連携を行ってまいりたいと答弁したにもかかわらず、結果的には今回の産科の一時休止という事態に陥ってしまいました。周産期の休止及び将来的な撤退の可能性を再三指摘したにもかかわらず、必要な連携は結果として図られなかったわけです。これは、当時の小樽市の判断に誤りがあったのではないのでしょうか、見解をお聞かせください。

この周産期にかかわる支援体制について質問をした際、必要な財政支援を行うとの答弁もありましたが、しかし、その市の答弁の中には、一体幾ら支援したらよいかわからない、根拠を示した額を病院側から提示してもらえないというような回答もありました。

次に述べるのは、平成22年第2回定例会の予算特別委員会での当時の山田厚副市長の答弁です。「770万円ですり足っているのかと言われても、幾らいただきたいと言ってこないから、私どもがつくった数字で御理解をいただいたということです」という答弁でした。この答弁については、非常に疑問が残ります。例えば、小樽協会病院側が支援額の根拠を示して金額を明示したとして、その根拠や金額を全て受け入れるつもりだったのでしょうか。結果的に小樽協会病院側が根拠額を示しても、補助額を最終的に判断するのが市であれば、その支援額の根拠を明記するのは市ではないのでしょうか。根拠の算出を病院側に押しつけ、自分たちでは明確な根拠、基準を設けない、このような市の姿勢に問題があったのではない

でしょうか。

ここで伺います。

どのように必要な額の積算根拠を算出するのか、過去において病院側からではなく市から協会病院側に補助額の算出方法の提示などを行ったのか見解をお聞かせください。

また、過去のやりとりの中で、意思疎通が不十分な面があったのではないかと、見解をお聞かせください。

「必要な連携や支援」という答弁を何回も使っておきながら、結果的には産科が受入れ休止になったという現実を見れば、当時の市のやり方に大きな過ちがあったのではないかと思います。

小樽協会病院の産科で一時休止の状態が進んだ場合、また、再開する様子が見られない場合、今後の後志及び小樽市内の医療体制についてどのような変化があると認識しているのでしょうか。今は、産科の問題だけだと思っている方が多いのかもしれませんが、私は以前から議会で取り上げていたことで心配なのは小児の救急についてです。現在は、小樽協会病院が周産期医療とともに小児救急も担っているわけですが、産科の縮小が今後決定されてしまえば、小児科も自然と縮小する可能性が高いと考えられます。そうなってしまえば、いよいよ周産期の撤退という話が出てくるかもしれません。いくら本市が人口減にかかわる対策会議を開いたところで、子供を産めない、いざというときに子供が医療を受けることができない、そんなまちに子育て世代が住みたいと思うのでしょうか。

この周産期にかかわる問題は、本市の抱えるさまざまな問題の中で優先順位が非常に高いと考えておりました。だからこそ、しつこく議会で質問を行っていたわけです。市も認識として、平成24年第1回定例会の予算特別委員会の答弁の中で、当時の保健所参事は、周産期はお産の周り、いわゆる産婦人科あるいは小児科という答弁をされています。産科の一時休止が長引けば、小児科にも大きな影響が出てくるのではないのでしょうか。見解をお聞かせください。

本市は、この産科の一時休止に対して、それを食いとめるために動くのか、それとも、それ以外の選択肢があるのか、どのような姿勢で対応するつもりなのか見解をお聞かせください。

また、本市において周産期医療を維持していくのだと、そういう強い見解を持っているのであれば、財政的支援など具体的にどのような負担をしていくのか、現在考えられる方法を市民に提示してください。

山田勝磨前市長から今の中松市長になってからは、小樽協会病院への支援額が増えているなど、一定程度、私の発言に対しての御理解や動きがあったことは理解しております。しかし、こちらの指摘に対して、小樽協会病院への支援が足りなかった、情報収集不足だったということは認めません。市長からしっかりしたサポートをするという強い答弁を聞かせていただきたいと思います。

以上、再質問を留保し、質問を終わります。（拍手）

○議長（横田久俊） 理事者の答弁を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（横田久俊） 市長。

（中松義治市長登壇）

○市長（中松義治） 成田議員の御質問にお答えします。

ただいま、小樽協会病院の産科の一時休止の問題について御質問がありました。

まず、産科休止につきましては、11月17日に小樽協会病院の院長から産科の医師の退職が見込まれ、安全な分娩体制の確保が困難となることから、分娩の新規受付を休止する、また、このまま医師の確保ができなければ、現在受け付けている方の分娩が終了する来年の7月以降の分娩を休止するとお聞きし

ました。

次に、産科の再開のめどについてどのように聞いたかとのことですが、院長からは、後任の医師確保に向けて最大限努力をしているので、確保ができ次第、再開する意向である旨お聞きしました。

次に、財政支援に係る過去の市の判断につきましては、小樽・北しりべし定住自立圏の構成自治体と協議し、平成22年度から周産期体制維持のための財政支援を行っておりますが、金額については、小樽協会病院側と合意の上、決定したものでありますので、当時の市の判断に誤りがあったとは考えておりません。

次に、小樽協会病院への財政支援についてですが、後志管内の町村が倶知安厚生病院に支援をしている例がありましたので、これを参考として算出しており、小樽協会病院側にも提示して合意をしたものでありますので、意思疎通に関して不十分であったとの認識はありません。

次に、今後の医療体制の変化に対する認識や市としての対応につきましては、市内で周産期医療体制が維持できなくなる事態は何としても避けなければならないものと考えており、現在、小樽協会病院での分娩継続に向け、小樽協会病院側と協議を行うとともに、北海道など関係機関に働きかけているところではありますが、市としてもできる限りのことをしてまいりたいと考えております。

(「議長、5番」と呼ぶ者あり)

○議長(横田久俊) 5番、成田祐樹議員。

○5番(成田祐樹議員) 一点だけ直球で再質問したいと思います。

連携やそういった支援は合意の上で不十分ではなかったけれども、結果的には、一時休止に陥ったわけです。その辺はどのように考えておりますか。連携やそういったことは支援しているけれども、向こう側の理由で休止になってしまったということなのか、少なからず何かしらそういった情報も含めてしっかり連携がとれていたなら、こういうことにはならなかったのではないかなと思うのですが、それについてお聞かせ願えますか。

○議長(横田久俊) 理事者の答弁を求めます。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長(横田久俊) 保健所長。

○保健所長(秋野恵美子) ただいま、成田議員から再質問がございました。

市長が答弁したように、当時、小樽協会病院と市は話し合いを繰り返しました。そして、その結果、合意の上で、どのような金額で、どのような考え方で、どのようなつくりで定住自立圏として支援をしていくかが決められたものでございます。

今の成田議員の御質問は、それであっても今回このような事態になったということは、連携不足だったのではないかということかと思いますが、私どもは小樽協会病院と連携をとってきてございます。そして、毎年度、翌年度の額について小樽協会病院の病床利用率を伺いながら連携をとっているところでございます。今回も、先ほど市長が答弁いたしましたけれども、11月17日でございます、院長からお話がありまして、その後、何回となく話し合いもしておりますし、常に連携していくという姿勢でやっておりますので、私どもの連携が足りなかったというふうには認識してございません。

(「議長、5番」と呼ぶ者あり)

○議長(横田久俊) 5番、成田祐樹議員。

○5番(成田祐樹議員) 何回も連携が足りなかったとは思っていないと言いながら、結果としては、一時休止に陥っているわけです。だから、その部分でしっかり情報収集をしたか、足しげく通ったかということは別にして、きちんと向こう側の求めるものをしっかり提示できたのかということについて

は非常に疑問が残るわけです。今回、休止が単純にそういった金銭的なものだけではなく、さまざまな要素・要因が考えられるかもしれないですけども、そういったところを結果として実現できなかった、こういう状態になったことに関しては、結果だけ見れば、やはり問題があったのではないかと思うのです。

その責任をどうのこうのというところを今、話してもしようがないですけども、一つお願いしたいのは、もう少しそういった病院への配慮等を行って、不採算部門を持っているところへの支援というところをもっとしっかり考えてほしい、増額できるものは増額してほしいですし、そういったところに関しては、お金をけちる部分ではないと思うのです。

市長からサポートするとおっしゃっていただきましたけれども、そこは最大限配慮する、向こう側が、いや、そこまでしなくてもいいぐらいだと言えるぐらいやってほしいというのが一つありますので、そこだけ最後約束してください。

○議長（横田久俊） 理事者の答弁を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（横田久俊） 保健所長。

○保健所長（秋野恵美子） 先ほど市長が答弁しましたとおりでございまして、小樽市としては、できる限りのことをしてまいりたいというのは、そのとおりでございます。

1点、補足説明をさせていただきます。

小樽協会病院で収支が不足していたと言われていた6,000万円についてですが、私が当時この件に一番かかわっておりましたので、申し上げさせていただきますと、6,000万円という額に対して、それを市として、あるいは定住自立圏として、補助する金額として決定していかどうかと。つまり6,000万円というものをどういう考え方でもって定住自立圏の他町村に説明していかと、本当に素朴な質問を投げただけでございます。私どもは、ただ教えてくださいと、この6,000万円のつくりは、どのようなことから6,000万円が出たのかと聞いただけでございます。そして、その後は私は直接かかわってございせんが、参事からの報告によりますと、その後、6,000万円のつくりについて、なかなかお答えが出てこない。時間だけがたっていく。その中で、では病床利用率という考え方で補助額をつけましょうと、そうすれば今までとは違ってお産の数ではなく病床利用率という形で、ある程度フィックストの感じで、動かない形でつけましょうということで、こちらからその額のつくり方について申出をし、こちらから歩み寄って、そしてあの額をつくったということは御認識いただきたいと思えます。

○議長（横田久俊） 成田議員の一般質問を終結いたします。

（「議長、20番」と呼ぶ者あり）

○議長（横田久俊） 20番、中島麗子議員。

（20番 中島麗子議員登壇）（拍手）

○20番（中島麗子議員） 一般質問をします。

初めに、障害者問題のうち、精神障害者のバス運賃割引についてお聞きします。

平成24年7月31日に一般乗合旅客自動車運送事業標準運送約款が改正され、従来の身体障害者、知的障害者と同様に精神障害者の割引が加わりました。

しかし、北海道バス協会に加入し路線バスを運行している30事業者全てが、身体障害者、知的障害者への割引を実施しているのに対し、精神障害者割引の実施は15事業者、50パーセントでなかなか進んでいないのが現状です。小樽市内路線バス事業者の同事業に対する意向については、どのように把握していますか。

今年の第2回定例会予算特別委員会で、私は、旭川市が自治体として事業者支援を開始して、今年度から精神障害者のバス運賃割引を実施したことを取り上げ、本市でも研究してほしいと求めました。

平成26年3月31日時点で、本市の精神障害者保健福祉手帳交付数は541件ですが、交通機関利用対象外の重度の方もいます。実際のバス利用対象者数は何人ほどの見込みになりますか。

また、本市では、精神障害者が社会復帰施設に通うための交通費として、今年度は北海道からの補助金50万円を含めた351万3,000円が精神障害者社会復帰施設等通所交通費助成事業費として計上されています。平成25年度決算では、利用者数は64人、決算額は266万7,900円でした。旭川市では、本市と同様に社会復帰施設等通所交通費助成を実施するほかに、精神障害者バス料金助成事業として3,000円分の回数券を発行していましたが、今年度から精神障害者バス料金半額乗車を実施して、精神障害者バス料金助成は廃止、精神障害者社会復帰施設等通所交通費助成も大幅に減額し、その分バス事業者2社に対して補助金を交付すると聞いています。旭川市の取組に対する感想をお聞かせください。

人口規模や対象者数から見て、小樽市も同様の方法で精神障害者のバス運賃の2分の1割引を実現できるではありませんか。来年度予算編成に当たり、現在執行されている事業費の使い方の見直しを検討して事業開始に取り組むよう求め、市長の見解をお聞きします。

次に、障害者福祉サービス利用者が65歳で介護保険制度優先になる問題です。

2000年、介護保険法が施行され、65歳以上の障害のある人と40歳から64歳の介護保険法に指定されている特定疾病に該当する人は、介護保険制度と重複する自立支援給付は原則として介護保険優先が定められました。その後、厚生労働省は、2007年3月に介護保険優先原則を基本としながら、障害福祉サービスの種類や利用者の状況に応じて一律に介護保険サービスを優先としないことを通知しています。これは、本人の意思や選択権が考慮されることなく、認定された要介護度ごとに介護保険サービスが優先され、障害福祉の支援が制約されることへの対策です。

しかし、障害者が働く作業所で作る団体、きょうされんは、2014年5月、介護保険優先原則による利用者への影響調査を実施して、1、家事援助・身体介護の訪問支援では、65歳になると21パーセントが障害福祉サービスを打ち切られている、2、障害者福祉サービス利用者は、市民税非課税世帯の負担はないが、介護保険優先により、訪問支援では86.2パーセントが応益負担となっている、3、厚生労働省が発行した適用関係等の通知の解釈と実施は、市町村によって大きな差異がある、このように報告しています。

そこで、本市における実態について何点かお聞きします。

現在の障害福祉サービス受給者数と訪問支援、日中活動支援、居住支援、サービス内容別の利用状況をお示してください。

また、65歳以上の利用者の状況もお知らせください。

2点目、本市では障害福祉サービス利用者に対して、65歳以降介護保険制度優先になることについての周知しているのか。

また、65歳以上のサービスの内容は、どのように決定しているのか。

3点目、障害福祉サービス利用者の多くは非課税世帯と聞いています。しかし、65歳以上になると、介護保険制度優先で1割負担が発生します。65歳以上になり、新たな自己負担が発生した事例数と、そのことによりサービス利用抑制になっていないかを把握しているのかお答えください。

4点目、介護保険制度が開始されて14年目です。この間、65歳で障害福祉サービスから介護保険制度が優先されるケースも多くなっています。一度アンケート調査をして、サービス利用実態や応益負担の影響など調査してはいかがでしょうか。

日本障害者協議会の報告では、障害者のうち年収100万円以下が56パーセント、101万円から200万円が42パーセント、98パーセントが最低生活ラインより下回っているとのことです。障害のある人のための支援、介護は、法律や制度が障害福祉か介護保険であるかに関係なく、障害のある人が障害のない人と同等に生きるために必要な支援です。その趣旨から介護保険優先原則は撤廃すべきと考えます。市長の見解をお聞きます。

次に、第6期介護保険事業計画について何点か質問します。

1点目は、介護保険料です。

安倍自公政権は、医療介護総合確保推進法を強行可決し、1、要支援者訪問介護・通所介護を介護保険給付から外す、2、特別養護老人ホームの入所を原則要介護3以上にする、3、年金収入280万円以上の場合には利用料2割負担、などの介護保険サービス抑制方針を明らかにしています。これらを実施して、小樽市の中間報告によると、第6期での65歳以上の介護保険料は基準額で5,980円、第5期と比較して9.5パーセント増です。増額になる理由を説明してください。

国が示す介護保険料段階は6段階あり、第4段階が基準額です。今回、国はこの6段階を9段階に変更しましたが、小樽市は、既に第5期で8段階10区分を実施しています。低所得者負担を軽減するといいますが、負担額を階層別に調整するのみで介護保険料総額は変わりませんから、全体として保険料軽減にはなりません。第6期に向けて小樽市の段階設定はどのように考えていますか。

政府は、団塊の世代が75歳になる2025年の介護保険料を全国平均で月額8,200円としています。現在4,972円ですから、今後もどんどん上がる見通しです。各自治体にも2025年度の介護保険料の試算が求められています。小樽市の試算額をお示ください。

本市では、介護利用者は高齢者の18パーセント程度ですが、保険料は全ての高齢者の問題です。生活を圧迫する保険料にしないために、国庫負担割合を大幅に引き上げるよう国に求めるべきです。市長の見解をお聞きます。

2点目は、施設計画についてです。

政府は、2025年の高齢化のピークに備えて地域包括ケアの体制を確立するといいますが、具体的な方針は、今、述べたとおり公的制度の縮小・削減路線です。高齢化のピークに備えるためには、介護・医療は抑制でなく充実こそ必要です。

しかし、小樽市は第6期計画に向けて、新たな施設整備は行わない方針です。第5期では、平成24年度、25年度ともに市の事業計画を上回る高齢化が進んでおり、要介護認定者、介護保険サービス受給者数も増加しています。介護老人福祉施設、いわゆる特養です。介護老人保健施設、グループホームの待機者数と第5期の実際の入所者数をお示ください。

とりわけ、特養6施設の定員数は460人ですが、この間の在宅の待機者数と、その要介護度の内訳はどのようになっていますか。平成23年度は、在宅待機者308人中、要介護度4、5の重度の方は31人、15人だったものが、26年度には52人、29人と増加しています。介護度の重い要介護4、5の高齢者は単なる順番待ちではなく、個別の事情により優先的に入所を検討するとも聞いていますが、この入所実態についてお知らせください。

今回、特養やグループホームの増設を全く実施しないのでは、今、明らかにした施設待機者数の改善を図ることはできません。現状では、介護保険料だけ3年ごとに増加して、有無を言わず年金から天引きされるのに、申し込んでもいつ入れるかわからない施設状況では、市民の不安と負担は増すばかりです。介護保険制度の仕組みでは、高齢者が増えてサービス供給が増加すると介護保険料に反映します。今回のように保険料引上げに反映させないために必要なサービスも実施しないとすれば、保険あってサ

ービスなし、この実態が拡大するばかりです。希望者全てが施設入所できる計画を立て、必要な財源は、国が財政措置するよう働きかけるべきです。住民、高齢者の生活を守り、社会保障制度として対応するために特養やグループホームの拡大を検討すべきです。市長の見解をお聞きします。

再質問を留保して、質問を終わります。（拍手）

○議長（横田久俊） 理事者の答弁を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（横田久俊） 市長。

（中松義治市長登壇）

○市長（中松義治） 中島議員の御質問にお答えします。

初めに、障害者問題について御質問がありました。

まず、精神障害者へのバス運賃割引実施の支援策についてですが、市内路線バス事業者の運賃割引に対する意向についての把握方法につきましては、事業者と定期的に行っている会議等において実施についてのお願いや意向についての確認をしておりますが、各事業者とも現段階では運賃の割引については考えていないと聞いております。

次に、精神障害者保健福祉手帳交付者のうちバス利用対象数の見込みにつきましては、正確な数は把握しておりませんが、交付者数全体の541人に対し、障害の程度が重度であり交通機関利用対象外と思われる1級の58人を除いた483人が見込みとしての最大値になるものと考えております。

次に、旭川市が本年度から精神障害者のバス運賃を軽減するためにバス事業者へ助成を始めたことにつきまして、本市といたしましては、運賃の軽減は事業者が自主的に取り組むべきサービスであると認識しております。

次に、市の新たな事業として運賃割引のための事業を実施することにつきましては、これまで北海道市長会などを通じて、北海道や国に対し、事業者に対する指導要請について働きかけているところであり、また市として事業者に対し、国の標準約款に基づくサービスの実施を引き続き粘り強く求めてまいりますので、現在のところ新たな事業として実施することは考えておりません。

次に、障害福祉サービス利用者が65歳になると介護保険制度が優先になることの影響についてですが、まず現在の障害福祉サービス受給者数につきましては、平成26年8月末で1,053人であります。

また、サービス内容別の利用状況につきましては、重複の利用も含めると、訪問支援が229人、日中活動支援が904人、居住支援が494人です。

また、65歳以上の利用者数につきましては、年代別には把握しておりませんので支給決定者数で申し上げますと、154人で全体の1,163人に占める割合は約13パーセントです。

次に、障害者に対して介護保険制度が優先となることの周知方法につきましては、本人が65歳に到達する約3か月前にサービスを利用している事業所を通じて本人に説明を行っており、さらに約1か月前には、要介護認定申請の有無などについて確認を行っております。

次に、サービス内容の決定につきましては、一般的なサービス利用と同様、ケアプラン作成時にケアマネジャーとよく相談いただき、必要なサービスの利用を決めていただくこととなります。

次に、65歳以上で自己負担が発生した事例数につきましては、障害福祉サービスから介護サービスに移行した人数は、平成23年度から25年度の3年間では23人であり、このうち介護サービス利用で1割負担が発生した方は9人となっております。

次に、1割負担がサービス利用の抑制になっていないかとのことですが、介護サービスは、ケアマネジャーの作成する適切なケアプランに基づき必要なサービスが提供されるものであるため、基本的には

サービス利用の抑制はないものと考えており、特に把握はしておりません。

次に、障害福祉サービスから介護保険へ移行した方に対し、アンケート調査を実施してはどうかとのことでありますが、介護保険へ移行した方のサービスの利用実態は、ケアマネジャーが把握しておりますし、利用料はそれぞれの制度の中で定められているものでありますので、アンケート調査を実施することにはなりません。これからも障害福祉と介護保険が十分に連携し、障害者の在宅生活を支援してまいりたいと考えております。

次に、介護保険優先の原則を撤廃すべきとのことでありますが、障害福祉サービスに相当するサービスが介護保険にある場合は、介護保険が優先となる旨、障害者総合支援法に規定されていることから、御理解をいただきたいと思っております。

次に、第6期介護保険事業計画について御質問がありました。

初めに、介護保険料についてですが、まず第6期の保険料基準額が第5期と比較して9.5パーセント増となる理由につきましては、高齢者数の増加に伴う介護サービス利用の増加が大きな要因ですが、このほか保険給付費などに占める第1号被保険者の負担割合が21パーセントから22パーセントに変更となったことなどが挙げられます。

次に、第6期に向けての介護保険料の段階設定につきましては、国では標準の段階を6段階から9段階に細分化しておりますが、本市では負担能力に応じた保険料賦課の観点と第5期の段階との整合性も考慮し、設定していきたいと考えております。

次に、平成37年度の介護保険料の試算につきましては、国が示した指針では、37年度での介護サービスの見込量や費用、保険料など、中・長期的な推計を行い、第6期計画に示すこととされております。現在、長期的なサービス見込量の推計などを行っているところであり、現時点でお示しすることはできません。

次に、国庫負担割合の引上げを国に求めるべきとのことですが、これまでも全国市長会を通じて被保険者の保険料負担が過度とならないよう国費負担を引き上げることと要望しており、今後も引き続き要請してまいりたいと考えております。

次に、特別養護老人ホームやグループホームなどの施設拡大についてですが、まず各施設の待機者の状況につきましては、平成26年9月の調査では特養685人、介護老人保健施設では103人、グループホームでは110人となっております。

また、各施設の入所者数は、病院入院後再入所となった人数なども含め、特養では平成24年度232人、25年度172人、介護老人保健施設では24年度227人、25年度187人、グループホームでは24年度163人、25年度169人となっております。

次に、特養の在宅での待機者の要介護度別の内訳につきましては、本年9月の調査では、在宅での待機者が249人であり、内訳としましては、要支援が6人、要介護1が42人、要介護2が74人、要介護3が46人、要介護4が52人、要介護5が29人となっております。

次に、要介護度が重い方への特養への入所状況につきましては、各特養での入所順位は、定期的開催される入所判定会議の中で、要介護度の重さや家族の支援状況、対象者の緊急度などが総合的に判断され、決定されております。個々の事情により在宅での生活が困難な状況にある場合には、申込順に関係なく、入所が優先される事例がありますが、件数については把握しておりません。

次に、特養などの施設の拡大を検討すべきとのことですが、確かに国が必要な財源を措置する前提であれば、施設の整備も介護保険料に関係なく拡大は可能と考えますが、施設整備には多額の費用を要すると想定されることから、財源確保は困難であると考えられ、現行制度の中では、実現は難しいものと

考えております。

(「議長、20番」と呼ぶ者あり)

○議長(横田久俊) 20番、中島麗子議員。

○20番(中島麗子議員) 再質問を何点かいたします。

精神障害者の方のバス料金の割引の件は、旭川市の具体的な事例も紹介したのですが、今はやる気はないという率直な御答弁でした。

しかし、北海道の資料によりますと、現在、道内でバス料金の精神障害者割引を実施している15事業者ですけれども、この割引開始時期というのが、調べてみると標準運賃約款の改正以前から実施していたのが1事業者です。約款改正後に実施したのが9事業者、さらに北海道運輸局が協力要請を行った以降に実施したのが5事業者、これで全部で15事業者です。ですから、行政の働きかけというのが非常に大事だということがわかりました。

そういう点で、答弁では、実際の利用者の見込みが重度の方を除いて483人。現在、小樽市は約60人の方に社会復帰施設の通所半額バス助成として年間240万円を使っているわけです。この分をバス事業者支援に充てると、精神障害者全体の483人に2分の1助成ができるのではないかと思います。対象者数も限られておりますし、なかなか前向きに取り組めない事業者としても、自治体からの支援があれば取り組むきっかけにならないでしょうか。市長のおっしゃるとおり私も原則事業者が自主的にやる事業だと思います。しかし、進んでいかないところに働きかけをするのが、やはり行政の役割だと思うのです。小樽市としても新たな予算編成ではなく、今、執行している予算を組み替えて使うという知恵と工夫のしどころだと思います。そういう点で検討できないのかと正直思っているのですが、再度答弁をお願いします。

二つ目の問題は、介護保険料です。

現在、2025年度の試算については、まだ示すことができないということでしたが、この2025年というのは、私たち団塊の世代が75歳になる年なのです。そのときに一番お金がかかるということで設定していると思うのですが、国は基準額で8,200円です。小樽市の介護保険料というのは、第5期介護保険事業計画までいつも国の基準より多い額が設定されています。このままいけば8,200円を超える基準額になると思います。はっきり言って、介護保険料が8,000円を超えるなどということが現実的なのか、もう制度として破綻する、機能しない、そういう問題が出てくるのではないかと思います。ですから、私は、こういう8,000円を超えるような介護保険料を実際に市民に課すことが起きることについて市長はどういうふうに考えているのかお聞きしたいと思います。

また、実際に2025年度の小樽市の介護保険料が示せるのはいつごろの時期になるのか、これもあわせてお答えください。

施設計画の問題です。

今回、第6期介護保険事業計画に向けて、小樽市はいろいろアンケートをとっています。そのうち市内の介護サービス事業者や居宅支援事業者、地域包括支援センターを対象にして、これは小樽市独自で調査をしたと聞いております。このことは大変評価いたします。

とりわけ、市内の介護サービス事業者向けアンケートでは、市内204か所中、112か所、回答率54.9パーセントです。その中で、本市の現状から今後充実が必要と思われるサービスは何かという質問に対して、トップが在宅医療と介護の連携でした。2番目は認知症対策です。実際のサービス利用希望については34.8パーセントが提供困難、こう答えており、方法としては可能な限り待ってもらおう、これが69.2パーセントです。現在の市内での介護サービス提供は、希望に対して35パーセント提供不可能な事態な

のです。これがアンケートの結果です。

また、ケアプランを作成する居宅介護支援事業所では、量的に不足しているサービスのトップは特養で58.5パーセントです。今後不足しそうなサービスについても、同様に特養で46.3パーセントです。

こういう現場の声をアンケートで調査しておいて、グループホームや特養の増設は必要ない、そういうふうに判断したのか。このアンケート結果をどのように受け止めたのか、このことについてお答えください。

○議長（横田久俊） 理事者の答弁を求めますが、3番目の第6期のアンケートの結果についての感想については、本質問になく、答弁にありませんでしたので、少し違うかと思いますので御了承ください。理事者の答弁を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（横田久俊） 保健所長。

○保健所長（秋野恵美子） 精神障害者の方々への交通費の助成の件でございますけれども、先ほど議員は、小樽市は通所半額バス助成というふうにおっしゃいましたが、小樽市の場合は、札幌市の医療機関を利用される精神障害者の方が多いことから、小樽市内だけでなく札幌市であっても通所のために、あるいはデイサービス等の利用のために札幌へ行かれる場合のJRも含めて、バスも含めて補助をしているという考え方でっております。

そういうことですので、私どもの考えといたしましては、精神障害者の方々が一番大事なことは、医療であると。ほかの2障害と違ってやはり医療というものの抜きには考えられない障害の方々でございますので、特に札幌への通所というのは、とても小樽の精神障害者の方々にとって大事なことでございますので、そこをしっかりと支えていこうという考えでつくってございます。御理解いただきたいと思っております。

○議長（横田久俊） 医療保険部長。

○医療保険部長（藤井秀喜） 中島議員の再質問にお答えいたします。

2点ございました。2025年の団塊の世代がピークになるときの小樽市の介護保険料の見込みのことでございます。議員がおっしゃったように全国では8,200円程度ということで、推計というか試算が出ております。小樽市は、まだ決定的な推計は出ていないですけれども、確かに議員のおっしゃるように8,000円を超えるとすると、基準額で8,000円ですので、最高位の方は1万1,000円、2,000円とか3,000円とか、それだけの額を負担するということとなります。しかも、どちらかという和高額の介護保険料を払っている方のほうが介護サービスの利用率が非常に低い、現行では1パーセントにも満たないぐらいです。ですから、言い方は悪いですけれども、保険料を払っているだけみたいな形になってございますので、議員がおっしゃるとおりなかなか理解されるのは難しいと思っております。

それで、市の推計ですけれども、予定としては2月に最終の策定委員会がございまして、そのときには示す形になりますので、平成27年第1回定例会で厚生常任委員会に報告ということになりますので、2月の策定委員会のときに、これを示しますから、その段階で事前に説明申し上げる形になろうかと思っております。

金額は、8,200円にプラス四、五百円ぐらいになるのではないかと何となく御懸念を持っていらっしゃると思うのですが、今の高齢者の人口の推移を見ますと、75歳以上は確かに2025年でピークですが、65歳以上であれば、その5年前ぐらいがピークで、順次落ちていくだろうというような見込みも立てておりますので、8,000円ぐらいか、やや下がるかというような形。ただし、それはあくまでも施設整備を行わないことが前提ですから、今後第6期の部分では、施設整備は行わないという方針を示して

おりますけれども、第7期、第8期がそういうふうになっていくかとなると、その辺は難しいので、やはり全国レベルぐらいにはなっていく可能性のほうが高いかというイメージは持っています。現時点ではそれぐらいでございますので、御理解願いたいと思います。

(「議長、20番。議事進行について」と呼ぶ者あり)

○議長(横田久俊) 20番、中島麗子議員。

○20番(中島麗子議員) 私の質問の中で、特養やグループホームの拡大を検討すべきですという、そういう質問をして、施設拡大について……

(「アンケートを前提にしているの」と呼ぶ者あり)

ええ。施設拡大を求めて質問をしているのです。

(「だから、議長が最後に言ったのおかしいのだよ」と呼ぶ者あり)

それにあわせてお願いします。

(「答弁させてください」と呼ぶ者あり)

○議長(横田久俊) 細かい数字を挙げられて、これはよろしいのですけれども、それについてどうなのだという事でしたので。

(発言する者あり)

(「本質問にないというのは違うから」と呼ぶ者あり)

○議長(横田久俊) 答弁になかったということだったのですけれども、答弁できますか。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長(横田久俊) 医療保険部長。

○医療保険部長(藤井秀喜) 確かに高齢者も増えてきますので、当然特養などの施設があったほうが良いとは思っております。中島議員の質問の中にもありましたとおり、国の財政措置の担保があれば一定の施設拡大というのは可能でしょうけれども、今、言ったように整備をしなくても介護保険料が500円ほど上がる形になります。しかもサービスの利用者は6人に1人で、残り5人はサービスを利用していない状態の中で介護保険料だけを負担していただくという形になるものですから、実際にサービスを利用している側からの立場から言えばそれは当然ですけれども、サービスを利用しないで介護保険料を負担していただいている方、また、大きく言えば現役世代も負担しているわけですから、そういう全体のことを考えて、第6期ではアンケート調査とは反するかもしれませんが、トータルとしては第6期の部分では整備を行わないという考えに至っているところでございます。

(「矛盾するぞ」と呼ぶ者あり)

(発言する者あり)

(「議長、20番」と呼ぶ者あり)

○議長(横田久俊) 20番、中島麗子議員。

○20番(中島麗子議員) 再々質問になります。

苦しい胸の内は、よく聞かせていただきました。しかし、先ほどの答弁にあったとおり在宅で待機している249人のうち要介護4は52人、5が29人、3割弱の方が要介護4、5です。急いで入れなければならぬ方ではないですか。今の部長の答弁では、決してこの必要性を認めていないわけではないけれども、これ以上介護保険料に反映させることができないというふうに私は聞こえましたが、これが自民党・公明党政権の方針です。これをきちんと解決してもらおうということを自治体、現場から言わない限りは、この路線が続くのです。私たちは、自治体の責任を持つ市長として、また、保険・年金の部長としても、小樽市はもう大変なのだから、方針を変えて国の負担をきちんと反映させてくれなかったらサー

ビス提供も老後対策もできない、そういうことを積極的に進めていく立場に立ってほしいと思います。
そういうふうにならないと改善しないのではないですか。

(「そうだ」と呼ぶ者あり)

再度お答えください。

○議長（横田久俊） 理事者の答弁を求めます。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長（横田久俊） 医療保険部長。

○医療保険部長（藤井秀喜） 再々質問にお答えします。

国の財源負担があるという前提であれば、市長が答弁しましたとおり一定程度はできると思いますけれども、先ほど説明したとおりそれがない中で、現実に第6期の中では難しいだろうというのが私どもの判断です。ただ、それがいいとは私どもも承知しているわけではございませんので、これも市長答弁にありましたとおり、全国市長会を通じて、公費負担の部分を上げていただきたいということは今後も粘り強く要請してまいりたいと考えてございます。

(発言する者あり)

○議長（横田久俊） 以上をもって、一般質問を終結いたします。

お諮りいたします。

ただいま上程中の案件のうち、議案第2号ないし第8号、第13号及び第16号ないし第20号並びに報告第1号につきましては、議長指名による9名の委員をもって構成する予算特別委員会を設置し、これに付託の上、審査することにいたしたいと思います。

これに、御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長（横田久俊） 御異議なしと認め、さように決しました。

それでは、予算特別委員を御指名いたします。秋元智憲議員、中村岩雄議員、松田優子議員、酒井隆行議員、上野智真議員、濱本進議員、山口保議員、新谷とし議員、北野義紀議員、以上であります。

なお、委員中、事故ある場合は、所属会派において補充することといたします。

次に、議案第12号、第14号及び第21号は総務常任委員会に、議案第11号は経済常任委員会に、議案第9号及び第10号は厚生常任委員会に、それぞれ付託いたします。

日程第2「陳情」を議題といたします。

本件につきましては、別紙お手元に配付の議事事件一覧表のとおり、所管の常任委員会に付託いたします。

日程第3「休会の決定」を議題といたします。

お諮りいたします。

委員会審査のため、明12月11日から12月24日まで14日間、休会いたしたいと思います。

これに、御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長（横田久俊） 御異議なしと認め、さように決しました。

本日は、これをもって散会いたします。

散会 午後 5時23分

会議録署名議員

小樽市議会 議長 横 田 久 俊

議 員 中 村 岩 雄

議 員 久 末 恵 子

平成26年
第4回定例会会議録 第5日目
小樽市議会

平成26年12月25日

出席議員（26名）

1番	秋	元	智	憲	2番	千	葉	美	幸
3番	中	村	岩	雄	4番	吹	田	友	三郎
5番	成	田	祐	樹	6番	安	斎	哲	也
7番	小	貫		元	8番	川	畑	正	美
9番	松	田	優	子	10番	高	橋	克	幸
11番	斉	藤	陽	一良	12番	鈴	木	喜	明
13番	酒	井	隆	行	14番	上	野	智	真
15番	濱	本		進	16番	林	下	孤	芳
17番	佐	々	木	秩	18番	山	口		保
19番	斎	藤	博	行	21番	新	谷	と	し
22番	北	野	義	紀	23番	佐	々	木	茂
24番	山	田	雅	敏	25番	横	田	久	俊
27番	前	田	清	貴	28番	久	末	恵	子

欠席議員（1名）

20番 中 島 麗 子

出席説明員

市 長	中 松 義 治	監 査 委 員	菊 池 洋 一
副 市 長	貞 村 英 之	教 育 長	上 林 猛
病 院 局 長	並 木 昭 義	水 道 局 長	飯 田 俊 哉
総 務 部 長	迫 俊 哉	財 政 部 長	小 山 秀 昭
産 業 港 湾 部 長	佐 藤 誠 一	生 活 環 境 部 長	前 田 孝 一
医 療 保 險 部 長	藤 井 秀 喜	福 祉 部 長	三 浦 波 人
保 健 所 長	秋 野 恵 美 子	建 設 部 長	工 藤 裕 司
消 防 長	飯 田 敬	病 院 局 小 樽 市 立 病 院 事 務 部 長	笠 原 啓 仁
教 育 部 長	田 中 泰 彦	総 務 部 企 画 政 策 室 長	中 田 克 浩
監 査 委 員 事 務 局 長	花 野 眞 一	総 務 部 総 務 課 長	佐 藤 靖 久
財 政 部 財 政 課 長	佐 々 木 眞 一		

議事参与事務局職員

事務局長 小 鷹 孝 一
庶務係長 伝 里 純 也
調査係長 沼 田 晃 司
書 記 木 戸 智 恵 子
書 記 深 田 友 和

事務局次長 中 崎 岳 史
議事係長 柳 谷 昌 和
書 記 石 澤 麻 由 美
書 記 佐々木 昌 之
書 記 伊 沢 有 里

開議 午後 1時00分

○議長（横田久俊） これより、本日の会議を開きます。

本日の会議録署名議員に、松田優子議員、山口保議員を御指名いたします。

日程第1「議案第2号ないし第14号及び第16号ないし第22号並びに報告第1号並びに平成26年第3回定例会議案第6号ないし第20号並びに請願及び陳情並びに調査」を一括議題といたします。

これより、順次、委員長の報告を求めます。

まず、予算特別委員長の報告を求めます。

（「議長、22番」と呼ぶ者あり）

○議長（横田久俊） 22番、北野義紀議員。

（22番 北野義紀議員登壇）（拍手）

○22番（北野義紀議員） 予算特別委員会の報告をいたします。

当委員会における質疑・質問の概要は、次のとおりであります。

介護保険については、来年度からの制度改正の内容を反映させるため、今定例会に議案として介護保険事務処理システム改修経費が計上されているが、例えば予防給付費の見直しなどは、平成29年度から実施されるにもかかわらず、今から改修するのはなぜなのか。

また、市内の居宅支援事業者からは、グループホームや特別養護老人ホームなどの施設の利用状況を把握し、あきを探することは非常に困難であるとの声を聞く。今後、地域包括支援センターを1か所増設するというが、センターがそういった情報を的確に把握し、必要とする事業者などに提供できる仕組みづくりを検討すべきと思うがどうか。

議案第13号を含むリンク方式を採用した条例については、引用した政省令の改正により自動的に変更されることから、議会の議決権を侵害するものであると指摘してきたが、このたび議決権の確保を図るべく改善の方向が示されたことは、一定評価できるものである。しかしながら、リンク方式は、国の方針をそのまま自治体に適用するという、地方自治の精神を損なうことに道を開くものである以上、その採用は納得できるものではないが、市は、このことをどのように考えているのか。

本市の放課後児童クラブは、土曜日を拠点校方式で実施しているが、拠点校が自宅から離れているため、実家や親類に頼らざるを得ないとの声がある。議案第13号小樽市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例案で基準としている厚生労働省令には、最低基準の向上とともに、「児童の保護者の就労日数、小学校の授業の休業日その他の状況等を考慮して」とうたわれていることから、拠点校方式をやめ、必要とされるクラブにおいて土曜日も開所すべきと思うがどうか。

また、市教委は、このような状況を全く把握していないことから、来年度の入会申込みに当たって、土曜日の利用についての具体的な状況把握に努めるというが、その際、保護者が自由に記載できる欄を設けたアンケートを実施すべきと思うがどうか。

本市の人口対策については、8月に設置された人口対策庁内検討会議に続き、11月には学識経験者や公募の委員などで構成された小樽市人口対策会議が設置され、来年10月までに検討が進められるという。この会議には、医療や福祉の関係者が参加していないが、今後、この分野の意見を反映させる機会を設ける考えはないのか。

また、人口減少に歯止めをかけるためには、市民にも問題意識を持ってもらい、参画してもらうことが不可欠であることから、広く市民からアイデアを募るなど、全市を挙げて取り組むという雰囲気醸成する手だてが必要と思うがどうか。

どの自治体においても人口減少は大変重要な問題であり、本市でも、特に若い世代の減少が大きいこ

とから、関係部署が集まり対策を検討しているとのことだが、本市における若い世代の転出要因は把握できているか。

減少のさまざまな原因を把握した上で、それらを対策に活用していくことが必要だと思われることから、市には、転出される方からアンケートをとるなどして情報の把握に努めてほしいと思うがどうか。

人口対策については、市として今後どのような戦略で進めていくのか明確に示されているとは言えないが、現時点で戦略としての基本的な考えがあるならば、前向きに示してほしいと思うがどうか。

また、えりも町における昆布のように、本市の柱として成り立つような産業を興させるなど、より戦略的に雇用を創出するための仕組みづくりに取り組むことが大切だと思うがどうか。

若年者層のひきこもりなどについては、各分野の担当課で構成される連絡会議を設置し、既に1回目の会議を開催したと聞くが、議論の内容はどうであったのか。

今後、ニート・ひきこもり・不登校などの対策を実施するに当たり、市としての構想や計画の策定が必要と思うがどうか。

また、他の自治体で行っているような現状把握のための調査を行うことや一本化した事務局を設けることを要望するがどうか。

来年度の当初予算については、統一地方選挙の関係で、いわゆる骨格予算となると思うが、予算編成の方針はどのようになっているのか。

特に市民と語る会で要望が多かった街路灯のLED化については、今般、さまざまな手だてを組んでいただいていることが答弁で明らかとなったが、市は、それらを骨格予算にどの程度反映し、3年間の事業をどう担保していく考えなのか。

全国学力・学習状況調査の結果を受け、菁園中学校や手宮西小学校ではPTAや保護者が主体となり説明会が開催されたと聞くが、どのような内容だったのか。

市教委においては、音読カップに取り組む築校小樽塾に参画する熱意ある方々の協力を得るとともに、教員の研修への参加機会の確保を図り、学校間での指導力のばらつきをなくすなど、本市児童・生徒の学力向上に向け、今後とも努力してもらいたいと思うがどうか。

土曜授業については、全国・全道において実施する学校が急速に増えてきているが、本市における実施について、保護者や市民からは、これまでどのような意見があったのか。

また、学力向上に向けては、既存対策の充実だけではなく、ソフト・ハードの両面で新たな取組を行うことが大切だと思うが、土曜授業や小中一貫教育など、新たな教育の考え方に対し、市教委はどのような認識を持っているのか。

新しい調理設備が導入された学校給食センターの開設により、学校給食のメニューが増えたと思うが、その後、残食の状況はどのようになっているか。

給食は自然の恵みであるということ、また、好き嫌いをなくすということや食育という観点からして、残食が出ないように取り組むべきであると思うがどうか。

どのように調理すれば食べてもらえるかを考えるためには、現場の声を聞くことが大切であることから、まずは児童・生徒や教職員にアンケート調査を行い、好き嫌いを把握することが必要と思うがどうか。

市教委では、フッ化物洗口の全校実施に向け、平成27年度にモデル校を指定して実施し、問題点などを検証するとしているが、指定するモデル校は既に決まっているのか。

また、全校実施の時期については、モデル校での実施状況を1年程度検証した上で判断するとしているが、早期に全校実施できるよう、他の自治体の実施効果も勘案しつつ、速やかに検証してほしいと思

うがどうか。

市教委は、おたる自然の村公社の協力の下、からまつ公園で歩くスキーのコース整備や用具貸出しを行っているが、毎年の利用者数はどのくらいあるのか。

また、貸出用具の中には相当傷んでいるものもあると思われるが、メンテナンスはどうしているのか。

現在、コース整備については、スノーモービルを使って行っているとのことだが、利用者からは、それだけでは不十分との声が聞かれる。歩くスキーの振興は、冬季の健康維持の観点からも必要であると考えられることから、圧雪車の導入など多額の費用をかけないまでも、何らかの工夫をすることで整備状況の改善に努めてほしいと思うがどうか。

社会経済構造が変化する中で、本市は、人口の減少をはるかに上回る勢いで経済が落ち込んでいる。これを食いとめるには、観光で地域外から消費を呼び込むとともに、後志の1次産業と本市の2次産業が一体となって新商品を開発し、本市のブランド力を利用して地域外へ販売することを政策的に行う必要があると思うがどうか。

また、地域経済を維持するには、地域内での経済循環が不可欠であり、そのためには木材や食品廃棄物など、地元で得られるものを利用したエネルギーを自給することが必要と考える。このような新たな経済構造をつくっていかなければ、自治体の存続自体が危ぶまれることから、市は、積極的な政策提言を道や市長会に行うとともに、共同で研究・検討してほしいと思うがどうか。

小樽観光の振興には新たな拠点の整備が必要であり、特に天狗山、小樽港、旧国鉄手宮線の3地区が大きな役割を果たすと思われる。天狗山の再開発については、事業化に向けた検討が行われており、小樽港についても、第3号ふ頭及び周辺再開発計画が取りまとめられているところである。一方、旧国鉄手宮線については、新たな景観形成が非常に重要となる中、一応、来年度で市の整備が完了することとなる。しかし、現状では沿線に歴史的資源がないことから、国の事業を活用し、沿線の廃屋群をシェアハウスなどに活用できれば、地元学生や外国の若者たちの交流空間となり、新たな拠点になり得ると思われる。市には、これら事業の実現に向け、関係機関に強く働きかけてほしいと思うがどうか。

現在の廃棄物最終処分場は、かさ上げによる延命対策を行うことにより、当初の計画より10年程度延命できると聞かすが、かさ上げにはどの程度の費用が必要なのか。

また、新たな最終処分場を建設するとなれば、延命対策以上の費用が必要になると見込まれることから、延命対策は財政面でも効率的な施策であると思われる。延命対策が積極的に進められるよう、しっかりと財政措置をしてほしいがどうか。

平成25年度事業評価の中で休廃止・終了と評価された生活支援ハウス運営事業については、事業費1,230万円のうち850万円は地方交付税が算入されているにもかかわらず、評価調書にその記載がなく、あたかも一般財源と入居者負担金のみで賄われているかのように表現されている。これでは正確な評価がなされないように思うが、市は、高齢者福祉の増進という本来の事業目的より、財政事情を優先して評価を行ったのではないか。

調書には、平成29年度までに廃止のめどをつけたいとの見込みが記載されているが、新たな転居先が見つからない場合はどうするつもりなのか。

また、たとえ廃止となったとしても、高齢者を放り出すような対応は許されないと思うがどうか。

障害者タクシー利用助成の対象となる障害者の中には、この制度を利用せず、バスやJRを利用しているケースがあると聞いている。この方たちの社会参加に対して行政は何かかわりも持っていない状態であるが、このことについて、市は、どのように考えているのか。

また、今後の障害福祉計画の策定に当たっては、制度を利用していない方から不公平感があるなどの

意見もあることから、各事業内容に関するアンケートを実施するなど、障害者の意向を聞いた上で、事業の見直しも含めて考えていくべきと思うがどうか。

発達障害などの懸念がある幼児については、3歳までは保健所の健診を通じて、その後は保育所や幼稚園を通じて行政とのかかわりを維持できることになるが、保育所にも幼稚園にも通わない場合には、行政が関与できない空白期間が生じることになる。少子高齢化で核家族化が進み、近隣との関係が希薄になっている中、支援の目が届かない家庭で問題を抱えているケースも多いと考えられるが、市では、こういった実態を把握しているのか。

また、把握していないのであれば、調査する必要があると思うがどうか。

本市におけるがん検診の受診率は、健康増進法に基づいて保健所が実施した検診での数値であるが、非常に低い率であると聞く。しかし、人間ドックなど、任意でがん検診を受ける方も多く、そうした人数が含まれていない受診率は実態とかけ離れていると思うがどうか。

受診率向上の新たな取組として、乳幼児健診に来られた保護者にチラシを配付し、受診を呼びかけたというが、効果のある対策を練るためには、任意の検診を含めた総合的な実態を調査する必要があると思うがどうか。

街路灯LED化の新たな助成制度については、現行の規則とは別に、特例として3年間限定の要綱を定めて実施するとのことである。市内の街路灯は約1万3,000灯あることから、1年当たり4,000灯以上を交換することになるが、市内での経済効果をより高めるため、施工業者を市内業者に限定する考えはないか。

また、1年当たりの助成件数が現在の件数から大幅に増えるとともに、委任払いも行われることから、原課での業務量急増が見込まれるが、現人員のままで対応できるのかしっかりと検討し、事務処理がスムーズに進むようにしてほしいと思うがどうか。

降雪期を迎えると、長期間放置された空き家に雪が積もり、崩落等のおそれが生じることから、市が危険な空き家を把握した場合は、所有者に対して建物の安全管理を指導するという。しかし、市の要請に速やかに対応する所有者ばかりとは限らないことから、地域住民の安全確保のためには、パトロールによる小まめな情報収集とともに、危険家屋の近所の方々に状況を説明していく必要もあると思うがどうか。などであります。

付託案件の結果は、次のとおりであります。

まず、議案第4号及び第13号につきましては、採決の結果、賛成多数により、いずれも可決と決定いたしました。

次に、その他の各案件につきましては、議案はいずれも可決と、報告は承認と、全会一致により決定いたしました。

以上をもって、報告を終わります。（拍手）

○議長（横田久俊） これより、一括討論に入ります。

（「議長、8番」と呼ぶ者あり）

○議長（横田久俊） 8番、川畑正美議員。

（8番 川畑正美議員登壇）（拍手）

○8番（川畑正美議員） 日本共産党を代表して、ただいまの委員長報告に反対し、議案第4号平成26年度小樽市介護保険事業特別会計補正予算及び議案第13号小樽市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例案については否決を主張して討論を行います。

議案第4号平成26年度小樽市介護保険事業特別会計補正予算についてです。

介護保険については、要支援1・2の訪問介護と通所介護を介護保険給付の対象から外し、市町村事業へ丸投げし、特別養護老人ホームへの入所を原則、要介護3以上に限定し、所得によって介護保険サービスの利用料を2割に引き上げ、低所得者でも預貯金等があれば施設の居住費、食費を補足給付しないなど、改悪が予定されています。

介護保険事務処理システム改修提案は、改悪を進める介護保険に対応するためのシステムに改修するもので、賛成できません。

安倍政権は、制度の存続が危ぶまれると脅し、保険料を2025年度には8,200円程度に上昇させるとして、大改悪を迫っています。多くの国民からは、介護保険は、保険料を徴収しておきながらサービスが使えなくなるため、国家的詐欺という声も聞かれます。

介護保険制度は、サービス利用の増加が保険料の値上げに直結する欠陥を抱えています。保険料が値上がりし続けるのは、国庫負担の割合が低く抑えられているためです。日本共産党は、国庫負担を増やし、抜本的に改正することを提案しています。

議案第13号小樽市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例案についてです。

設備基準のうち、専用区画面積は、国の基準では、児童1人につきおおむね1.65平方メートルですが、小樽市の場合、一般児童の使用する児童館との併用を実施している施設があり、国の基準だけで判断することに困難があるとして、第4条に「市長がやむを得ないと認める場合は、この限りではない」と加えています。この点については、今後の施設拡充を期待します。

学校で開所している放課後児童クラブの開所日数については、土曜開所は4、5月のみに限られており、その後は拠点校方式になっており、開所日数は1年につき250日はクリアしているとはいえ、土曜日の拠点校方式は全道各市と比べても小樽市だけであり、今回の改正時にこそ、保護者の労働実態に合わせ、保護者の声を聞き、土曜開所を増設して改善を図るべきではないでしょうか。

また、今回の条例提案もリンク方式であり、議会の議決権を奪う仕組みであり、反対です。

以上、議員各位の賛同をお願いし、討論といたします。（拍手）

○議長（横田久俊） 討論を終結し、これより順次、採決いたします。

まず、議案第4号及び第13号について、一括採決いたします。

委員長報告どおり決定することに、賛成の議員の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（横田久俊） 起立多数。

よって、さように決しました。

次に、ただいま決定いたしました以外の各案件について、一括採決いたします。

委員長報告どおり決定することに、御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（横田久俊） 御異議なしと認め、さように決しました。

次に、決算特別委員長の報告を求めます。

（「議長、27番」と呼ぶ者あり）

○議長（横田久俊） 27番、前田清貴議員。

（27番 前田清貴議員登壇）（拍手）

○27番（前田清貴議員） 決算特別委員会の報告をいたします。

当委員会における質疑・質問の概要は、次のとおりであります。

石狩湾新港の港湾計画改訂に向け、西地区においてマイナス12メートルバースとその背後地の埠頭用地の造成が計画されている。これは、今後、輸出米や風力発電資機材の取扱量が増加することを想定してのことというが、輸出入については、過去5年間の年平均取扱量が約8,000トンしかないにもかかわらず、10年後には約12万トンに増加すると推計し、また、風力発電資機材については、北電の風力連系可能量を全く考慮せず、今後30年間、毎年76基分の資機材が陸揚げされ続けると試算するなど、あり得ない貨物量の増大を前提としているものである。このような根拠のない改訂が行われた場合、管理者負担がますます増大していくことは明白であることから、市は、絶対に改訂を認めてはいけないと思うがどうか。

石狩西部広域水道企業団からの1日平均受水量については、昨年度実績1,170トンなのに対し、平成47年度目標値が2,282トンとなっている。こうした計画に対応するためには、現行の地下水利用組合企業が簡易水道に切り替えた上で、さらに利用企業を増やしていかなければならないことになるが、新港小樽市域において操業する企業が増えていく見通しはあるのか。

また、実際に使われていない分の受水費まで支払っているという現状や、計画目標を達成できるほど多くの企業を誘致できるとは思えないことから、そもそも計画が過大であったと思われるが、今後も簡易水道事業特別会計で一般会計からの繰入れが増加し、市の財政が圧迫されるのではないかと懸念するがどうか。

広告料収入の決算額は、予算現額と比べ、収入済額が約100万円減額となっているが、この要因は何か。

広報おたるやホームページへの広告掲載のほか、納税通知書の封筒への広告も減るなど、広告募集に対して掲載を希望する企業が集まらなかったことが一つの要因であるとのことだが、自主財源を確保するためにも、広告を掲載することによる付加価値をアピールするとともに、新たな媒体の掘り起こしについても積極的に取り組んでもらいたいと思うがどうか。

本市の教育費については、道内他都市と比べ、決算総額に占める割合や人口1人当たりの財源充当額が低いことから、教育に力を入れていないと判断されかねないと思われるが、これらの数字についてどのように考えているのか。

一方、施設整備により一時的に教育費が膨らんでいる自治体もあり、この数字だけでは単純に比較できないものと思われることから、各都市のハード、ソフトそれぞれの費用について調査し、本市がどのような部分に費用をかけているのかをしっかりと把握する必要があると思うがどうか。

また、人口対策庁内検討会議において、人口減少の要因として教育面を指摘された場合、経費の配分を大幅に見直さなければならないことになると思うが、このような検討会議の結果を今後の予算編成に反映させることができるのかどうか。

情報モラル教育に関連し、現代社会では、いわゆる情報媒体が急速に増えているが、特に情報の取捨選択ができない発達段階の子供たちへのスマートフォンなどによる影響が危惧されている。市教育委員会は、ネットパトロールを通じて、発覚した個人情報の流出や誹謗中傷に係る事案についてきちんと把握しているのか。

平成25年に、個人情報の流出が95件、誹謗中傷が3件あったと聞くが、これらについては事態が深刻化しないよう速やかに対応すべきと思うがどうか。

また、いわゆるネット依存症について懸念される中、全国学力・学習状況調査によれば、本市は子供たちの携帯電話やスマートフォンの利用時間が長いという結果が出ているが、これらの問題に関しては、単に児童・生徒への指導にとどまらず、保護者に対してもインターネットの怖さを周知する必要があると思うがどうか。

学校給食費については、常習的な未納者も相当数いると聞かすが、きちんと納付している保護者との間に不公平が生じることは問題である。これまで市教育委員会では、どのような対策に取り組んできたのか。

また、未納者への直接の折衝は学校が行い、学校給食センターは督促文書を発送しているとのことだが、学校現場では、児童・生徒の学力向上など、ほかに取り組むべき課題を多く抱えていることから、未納者に対する交渉については、給食センターが直接行うべきだと思うがどうか。

給食会計の繰越金については、平成25年度当初に2,300万円あったものが、26年度当初には1,200万円まで減少しているが、これは食材価格の高騰による材料費の不足分を繰越金で補ったことが主な要因であるという。このようなことは、不測の事態とはいえ、今後も起こり得ることと思われるが、そもそも繰越金を材料費の不足分に充当することがきちんとルール化されているのかどうかについて、市教育委員会としてはどのように考えているのか。

また、今後、材料費の不足額が繰越金以上の額となった場合、どのように対応するのか。

このように繰越金の使途や教職員による未納者への対応などに係るふぐあいは、給食会計を私会計で管理することによって発生していると思われることから、市教育委員会には公会計化に向けた検討を進めてほしいと思うがどうか。

学校給食センターでは、食育とともに、よりおいしい給食を提供することにより残食を減らしたいとしている。確かにおいしい給食の提供も重要ではあるが、教育の一環としての給食を考えた場合、好き嫌いにかかわらず、食べ物を残さないということについての指導が大切だと思うがどうか。

また、国が定める学校給食衛生管理基準では、調理後から給食開始までの時間を2時間以内と定めている。平成25年度における塩谷中学校の配送体制は、その基準を満たしておらず、改善が必要であったと思われるが、26年度においてはどのような改善が図られたのか。

銭函中学校のグラウンド敷地については、年間約340万円で借り上げているという。同校は、銭函地区唯一の中学校であり、今後も存続していくであろうという状況の中で、この敷地が将来も必要であると考えられることや、開設から60年以上が経過し、これまでの借上料が相当な金額になっていることを考慮すれば、市教育委員会には、敷地の取得に向け、前向きに所有者との交渉を進めてほしいと思うがどうか。

長橋小学校に設置されている太陽光発電設備は、環境教育の授業などに活用されており、市教育委員会も、その教育的効果については認識しているという。一方、このたび新築された手宮地区統合小学校においてその導入が見送られたのは、建設費の選択と集中の観点からであるというが、具体的にどのような判断がなされたのか。

環境教育への活用という面での導入目的を考えると、それほど費用がかからない小型の設備でも教育的効果は達成できると思われる。現在、新築が検討されている山手地区統合小学校については、教育への投資という意味からも導入を検討してほしいと思うがどうか。

近年、登下校中の児童・生徒が事件や事故、災害に巻き込まれたとの報道を目にするが、本市においても、災害共済給付制度に基づく登下校時の事故などが報告されているほか、学校適正配置により長距離通学となることの影響も懸念されるところである。こうした中、登下校中の児童・生徒の安全は、大人たちの責務として何を差しおいても守らなければならないことであることから、市教育委員会には万全な体制で対策に取り組んでほしいと思うがどうか。

平成25年度「おたる自然の村」運営事業費が約7,216万円であるのに対し、使用料収入は約1,467万円であり、一般会計から管理代行業務費等として6,800万円の持ち出しを行っていることになる。多くの市

民が利用した上での持ち出しであれば納得できる面もあるが、特に宿泊に関しては、市内の小・中学校が研修会などで利用しているものの、一般市民の利用が非常に少なく、そもそも自然の村をよく知らない市民も多いと聞いている。市は、現在の自然の村の実態をどのように考えているのか。

また、管理代行業務費等6,800万円のうち、約3,675万円は人件費であると聞く。現在、自然の村には公社の正規職員5名が常勤しているが、清掃などは別途業務委託していることを考えると、5名も常勤する必要があるのか疑問であるがどうか。

また、公社に対し約5,700万円の税金を支出している以上、それに見合った成果が出なければ、市民の理解が得られないと考える。公社との指定管理の契約は平成27年度までだが、次回の契約に向けては、職員の適正配置による人件費の抑制を含め、民間経営の導入など、効率的な運営に向けた検討を行うべきと思うがどうか。

また、管理代行業務費等を単純に入場者数で割ると、1人当たり約2,500円を市が負担したことになる。市外からの入場者が4分の1を占めている現状からすれば、結果的に市外の人に係るコストも市民の税金から負担していることになるが、このことについてどう考えているのか。

いずれにしても、年々利用者が減少していることから、市民のニーズや利用形態を正確に把握した上で、事業形態そのものを見直すとともに、今後の運営についてしっかりと検討してほしいと思うがどうか。

海水浴場対策費の遊泳禁止などを示す看板やブイなどの設置や撤去に係る経費については、安全対策に伴う看板設置関連経費として11万6,130円計上されたと聞いている。今年の夏、本市においては、海水浴場以外の場所での遊泳による死亡事故が発生しているが、海水浴客の安全を確保するためには、遊泳禁止場所で泳がせない対策が必要であると思われることから、今後ともこうした安全対策に継続して取り組むとともに、古い看板などについてはわかりやすいデザインのものに更新するなど、より一層の啓発に努めてほしいと思うがどうか。

沿岸漁業振興対策のとど被害防止対策事業では、トドが準絶滅危惧種に指定されていることもあり、被害状況と比べて駆除の割当てが少ないと思われるが、本市に割り当てられている頭数と実績はどうなっているのか。

特に、今年度は、ニシンの漁獲高の落ち込みに影響していると言われているが、その被害状況についてどのように認識しているのか。

また、密漁被害については、先日、釧路市での大規模な摘発が報道されたところであるが、本市が増産に努めているウニやアワビの密漁被害の実態及び対策はどのようになっているのか。

し尿処理収集運搬委託料は、水洗化されていない世帯の減少に伴い、くみ取り量が大幅に減っているにもかかわらず、車両体制を維持するための経費などの関係もあり、5パーセントの減少にとどまっていると聞く。収集運搬に一定程度の経費がかかることは理解できるが、今後も対象世帯の減少が予想される中であっては、委託料の根拠となる経費を厳密に把握した上で、業者の考える必要経費との一致点を協議する時期に来ていると思うがどうか。

国民健康保険事業特別会計における一般被保険者療養給付費については、前年度に比べ約1,487万8,000円減少しており、この主な要因は、被保険者数の減少と考えているとのことだが、実情は高い保険料と医療費負担のために国保加入者が受診を抑制しているからなのではないか。

また、同会計は、国からの支出金が少ないことに加え、後期高齢者支援金等や介護保険納付金が増加傾向にあることから、今後も保険料の引上げが見込まれるが、低所得者の負担を軽減するためにも、国に対し、支出金を増額するよう積極的に申入れを行ってほしいと思うがどうか。

小樽市老人クラブ連合会に交付している補助金には市老連事務局の人件費が含まれているが、実態として事務局長1名だけで業務を行っており、大変多忙であることから、市老連からは、人件費の増額や事務局の体制強化についての要望があったと聞く。しかし、現下の厳しい財政状況から、補助金を増額することはできなかったとのことだが、さらに高齢化が進めば、老人クラブの活動は、高齢者のやりがい、生きがいを見いだす場としてますます重要になることから、要望については前向きに検討してほしいと思うがどうか。

ファミリーサポートセンターについては、平成23年の開設以来、依頼会員、提供会員ともに登録数は増加しているものの、利用割合は減少傾向にある。市は、依頼会員の就労状況など、生活環境の変化が利用を左右する一因であるとしているが、依頼会員と提供会員の居住地域のバランスを分析するなど、登録が利用に結びつかない理由をしっかりと把握する必要があると思うがどうか。

また、本事業は、働く女性が従前から強く望んでいたものであることから、こうした分析を踏まえ、より充実した制度になるよう努めてほしいと思うがどうか。

保育料の収入未済額は、年々減少しているものの、平成25年度では、約4,400万円に上っている。市は、収入率の向上に向け、滞納の早期把握などに努めるとともに、就労状況など、個別の事情に応じた分割納付のほか、電話催告や夜間訪問などを継続的に行っているというが、もう少し厳しい徴収方法を考えてみてはどうか。

保育料は、保育所の運営に必要な経費であり、いわゆる応能負担であるのだから、保護者の理解と協力を求めながら、収入率が100パーセントに近づくよう取り組んでほしいと思うがどうか。

保育士等処遇改善事業は、保育士の処遇改善に取り組む民間保育所に資金交付を行い、保育士を確保することを目的とした事業で、市内全ての民間保育所が申請し、補助金の交付を受けたという。しかし、保育所では、補助金を保育士の本俸を改善するためではなく、一時金として支給したため、この事業が根本的な処遇改善につながったのか疑問が残ることとなった。処遇改善のためには、保育所の経営費用そのものに対する手だてが必要だと思うがどうか。

この事業は、平成26年度も行うとのことだが、国が直接、保育士の賃金を下支えするという現行の事業形態に疑問はあるものの、処遇改善は取組を継続しなければ意味がないことから、今後も事業を継続してほしいと思うがどうか。

新聞報道によれば、今年1月から6月までの間に、18歳未満で虐待を受けている疑いのある子供が全国で1万3,000人を超え、過去最多になったとのことである。こうした中、本市の事務執行状況説明書には、家庭児童相談等における児童虐待相談件数が56件と記載されているが、そもそも虐待の定義とはどのようなものなのか。

また、少子化が社会問題となり、子供は宝と言われながら、一方で虐待件数が増加することはゆゆしき事態と言わざるを得ない。市には、関係機関と連携の上、虐待防止に鋭意取り組んでもらいたいと思うがどうか。

最近、危険ドラッグの乱用による事件や事故が深刻な社会問題となっているが、市は、市内で問題となっている事例や販売の実態を押さえているのかどうか。

また、若年層への蔓延が危惧される中、青少年向けの啓発強化が求められているが、昨年度、青少年課が実施した啓発グッズの配布や薬物乱用防止委員会が開催したパネル展だけでは、その効果が不明である。一方、保健所は、小・中学校を対象に薬物乱用防止に関する啓発活動を行った実績はあるものの、高校や大学に対しては依頼がなければ実施しないという姿勢である。理由として、警察が中心となり、国や道が対応しているため、市単独での取組は難しいとのことだが、市としても、若年層に向けた啓発

活動を積極的に行うべきと思うがどうか。

平成25年度に実施した保健所の健康情報に関する意識調査については、無作為に抽出した対象者に郵送する方法で行ったとのことだが、回収率が32パーセントにとどまっていることから、今後の調査においては、郵送が適しているのかどうかを検証するとともに、ほかの方法についても検討すべきと思うがどうか。

また、自由記載の欄には、保健所の敷居が高い、身近に感じられないといった厳しい意見が記載されているが、職員が足を運んで直接回収すれば結果が異なることも考えられることから、マイナスの評価を重く受け止め、今後の運営に役立ててほしいと思うがどうか。

株式会社アール・アイへの貸付けは、稲北地区の再開発事業を行うための資金として、住宅金融公庫の協調融資の要請に応じたものである。もともとは、平成10年度と11年度に3億5,000万円、以降、毎年度1,400万円ずつを減額しながら単年度貸付けを25年間繰り返す計画であり、現在も続けているが、そもそも市が民間企業への貸付けを繰り返すこと自体、問題であると思うがどうか。

また、平成18年度以降、必要最小限の資金を貸し出す方法に見直したため、25年度の貸付額は4,000万円と、当初の計画よりも大幅に少なくなっている。この機会に、金融機関からの融資に変更するよう指導すべきと思うがどうか。

近年、全国的な気候異変による局地的な豪雨がしばしば発生していることから、国は、盛んに防災事業の推進を呼びかけており、国や道が管理する河川については、上流部にダムがあるにもかかわらず、河口部から上流部まで3面張りにした上にしゅんせつまで行っている状況にある。一方、市が管理する普通河川に対しては、国の財源措置がなく、銭函地区河川防災事業についても単費で行ったと聞いている。防災事業を呼びかけている国が、みずからは過大とも思われる投資をしながら、市に対しては一切の補助もないというのは理不尽とも思われることから、国に対し、予算措置をするよう強く要望してほしいと思うがどうか。

事務執行状況説明書の除排雪に関する記載項目は、平成23年度までは除雪事業1項目のみであったものが、24年度からは「凍結路面对応」や「市民への説明会等」などの4項目に増え、改善されてきていることは評価するが、市民との協働事業である貸出しダンプ制度については何も記載されていない。借り上げ車両の種類や台数、排雪した距離数などについて記載すべきと思うがどうか。

また、事務執行状況説明書は、全ての事業において、当該年度の内容のみが記載されているが、行政の連続性や事業の改善につなげるという観点からは、経年変化の把握ができるよう、掲載の仕方を工夫してほしいと思うがどうか。などであります。

付託案件の結果は、次のとおりであります。

まず、平成26年第3回定例会議案第6号ないし第10号及び第12号ないし第20号につきましては、採決の結果、賛成多数で、いずれも認定と決定いたしました。

次に、平成26年第3回定例会議案第11号は認定と、全会一致により決定いたしました。

以上をもって、報告を終わります。（拍手）

○議長（横田久俊） これより、一括討論に入ります。

（「議長、7番」と呼ぶ者あり）

○議長（横田久俊） 7番、小貫元議員。

（7番 小貫 元議員登壇）（拍手）

○7番（小貫 元議員） 日本共産党を代表して、ただいまの委員長報告に反対し、2014年第3回定例会議案第6号ないし議案第20号のうち、議案第11号土地取得事業特別会計歳入歳出決算認定についてを

除く議案について不認定の討論を行います。

最初に、議案第6号小樽市一般会計歳入歳出決算認定についてです。

2013年度は、第6次総合計画の前期実施計画に掲載された新・市民プールの実施設計まで行う事業を取りやめました。石狩湾新港では、マイナス14メートル岸壁の荷役作業に影響がないのに、静穏度が保たれていないと北防波堤の延長工事が続けられています。この工事の事業費は、2012年度より8,800万円増えました。さらに、カジノ創設サミットの開催補助金を出す一方で、市民にはお金がないと言い、福祉灯油など市民生活を応援する政策への転換が行われませんでした。

次に、議案第10号小樽市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定についてです。

国保会計の改善には、根本的には国の負担を増やすことが必要です。小樽市の場合、一般会計からの繰入れは、主要10市の中でも少ないほうです。国保料引下げは、市民生活応援と個人経営の事業者の応援にもつながります。

次に、議案第12号小樽市住宅事業特別会計歳入歳出決算認定についてです。

使用料収納率向上対策事業費は、2013年度は基準に満たなかったため事業費が計上されていませんが、使用料の収納率向上まで委託しているという問題があります。また、長寿命化計画も、計画どおり進んでいません。

次に、議案第13号小樽市簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定についてです。

小樽市の簡易水道事業は、赤字分を石狩開発株式会社が負担することになっていました。しかし、石狩開発は破綻し、その際に赤字分については北海道に負担するよう、日本共産党は要求してきました。そして、現在は、当別ダムから過大な受水量の負担をして、利用する企業が増えない中で赤字となっています。簡易水道事業を進めてきた北海道の責任で補填するとともに、地下水利用企業にも働きかけるよう強く要請すべきです。

次に、議案第14号小樽市介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定について、議案第16号小樽市後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算認定についてです。

国保料と同様に、保険料の引下げで市民生活を応援することが必要です。介護保険については、保険料を払っても、いざ使うときに使えない状況があります。

後期高齢者医療制度は、医療を年齢で差別するという制度です。日本共産党は、この医療制度は廃止すべきだと考えています。

次に、議案第17号小樽市病院事業決算認定についてです。

経営の安定化を図ることは当然のことですが、DPCには問題があります。DPCは、病気ごとに料金を一括した定額払いとするものです。入院の場合、日にちが過ぎるほど報酬額が下がっていく方式であり、在院日数をできるだけ短くして、患者の回転を速くするほど収入増になる仕掛けです。定額払いなので、医療費のコストを下げるほど収入を上げるという経営上の効果が期待されているため、必要な医療までカットする過少診療の問題が危惧されます。

病院給食委託についても問題です。NSTに加算があるように、病院給食は医療の一環です。栄養状態が悪ければ、治療効果が発揮されません。ですが、委託の場合、調理方法など、調理現場で具体的に委託業者に指示を出せば、偽装請負になる可能性が出てきてしまいます。

次に、議案第18号小樽市水道事業決算認定について、議案第19号小樽市下水道事業決算認定についてです。

これらの会計は、単年度で黒字を出しています。ひとり暮らしの高齢者などでは、1か月に10トンも使わないのに、基本水量だからといって10トン分の料金と使用料を払っています。基本水量を見直すこ

とを求めます。

また、2013年度決算において、水道事業では約26億6,400万円、下水道事業では約19億6,400万円もの消費税を市民は払っています。料金の引下げを行うべきです。

そのほかの議案については、消費税の問題です。先ほど水道・下水道両事業会計でも述べましたように、生活に欠かせないものに税金をかけるということは、生計費非課税の近代税制の原則に反しています。

以上、議員の皆さんの賛同を呼びかけて、討論といたします。（拍手）

（「議長、6番」と呼ぶ者あり）

○議長（横田久俊） 6番、安斎哲也議員。

（6番 安斎哲也議員登壇）（拍手）

○6番（安斎哲也議員） 一新小樽を代表して、平成26年第3回定例会議案第6号平成25年度小樽市一般会計歳入歳出決算認定について、一言申し述べます。

決算議案15件については認定の態度といたしますけれども、一般会計では、財政については、まだまだ厳しい状況にあります。他会計からの借入れをせずに黒字決算を確保したこと、教育予算については、都市の状況によって一概に比較はできませんけれども、10市平均に比べ、本市は3万7,405円、7.8パーセントと低い状況ではありますが、累積赤字を抱えていたころと比べて予算を増額させ、学力向上、指導力向上など、さまざまな施策を行っていることなどから一定の評価をしております。

しかしながら、我が会派から1点強く指摘しておきたい件として、第8回日本カジノ創設サミットin小樽開催補助金20万円について指摘をいたします。この補助金が計上された平成25年第3回定例会で、市長は、この補助金を契機に誘致の取組を進めるとともに、情報収集・提供に努め、議会や市民の幅広い意見も伺うとおっしゃっていました。また、市に大きな財政負担が伴った場合、I R推進法案の内容が大きく変わることが判明したときは誘致活動から撤退することもあり得ると明言されておりました。

ところが、昨年10月に開催されたカジノ創設サミットにおいては、カジノを含むI Rの導入に対する目的別来客の割合や雇用に関してのメリットばかりが示されましたが、そのデータについては非常に根拠に弱いデータが並び、説得力に欠けるものでした。さらに、デメリットについては、特に市民の中で心配されている教育や犯罪に関しての説明がありませんでした。また、その説明者であった大阪商業大学の研究所の方については、過去の研究内容を勘案すると研究者としての実績も乏しく、説得力に欠けるものです。パネルディスカッションでも、抽象的な表現ばかりで、デメリット回避の説明がありませんでしたし、具体的な数字、データなどが一切示されず、メリット・デメリットをてんびんにかけた議論とはかけ離れておりました。また、会場出席者からの質問時間もありませんでした。市民に対して正確な判断材料を提供しているとは言いがたく、その点について、本市は市民への説明をしっかりと果たす必要があると思われまます。

I R法案は12月解散により廃案とはなりましたが、市長は、第4回定例会において、I R誘致に向けた各種情報の収集に努めるとされております。市民に対し、正確な情報を共有するとともに、市民との対話をしていかれること、誤解のされないような予算の執行を強く求めて、討論を終わります。（拍手）

○議長（横田久俊） 討論を終結し、これより順次、採決いたします。

まず、平成26年第3回定例会議案第6号ないし第10号及び第12号ないし第20号について、一括採決いたします。

委員長報告どおり決定することに、賛成の議員の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（横田久俊） 起立多数。

よって、さように決しました。

次に、平成26年第3回定例会議案第11号について採決いたします。

委員長報告どおり決定することに、御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（横田久俊） 御異議なしと認め、さように決しました。

次に、総務常任委員長の報告を求めます。

（「議長、27番」と呼ぶ者あり）

○議長（横田久俊） 27番、前田清貴議員。

（27番 前田清貴議員登壇）（拍手）

○27番（前田清貴議員） 総務常任委員会の報告をいたします。

当委員会における質疑・質問の概要は、次のとおりであります。

塩谷地区で行った市民と語る会において、不安の声が上がっていた海拔表示板については、今年度と来年度の2か年で75か所ずつ整備すると聞かすが、設置基準はどのようになっているか。

また、設置場所については、海岸沿いの市道交差点付近にある主な避難方向を示す電柱など、通行車両や歩行者の目につきやすいところとしているとのことだが、海拔については、日々の生活の中で意識することが大事であり、地域の方々が目にするところになければならないことや設置後に移動するのは困難であることなどを考えると、町会の意見を聞くなど、十分考慮してもらいたいどうか。

小樽市の人口動向等及び人口対策に係る取組状況については、住民基本台帳に基づく年齢別転入転出数推移として、20歳から24歳と25歳から29歳の構成比に網かけがされている。前者には小樽商科大学、後者には北海道薬科大学の卒業生が多数含まれていることが見込まれるが、それら卒業生の雇用の受皿は本市にはない。単純に数字が多いから対策が必要と捉えるのではなく、そのあたりをしっかりと分析した上で検討を行ってもらいたいどうか。

また、人口の自然増対策には周産期医療の充実が欠かせないが、本市では、現状、民間任せとなってしまっている。小樽市人口対策会議の構成員には医療や福祉の分野の関係者が見当たらないが、その方たちの意見はどのように反映していく考えなのか。

石狩湾新港港湾計画改訂素案では、西地区において新たなバルク貨物に対応した岸壁などの整備が計画されている一方で、国際バルク戦略港湾に選定された釧路港でも整備が予想されるなど、北海道全体で考えれば、新港が利用されないということも懸念されるが、道内港全体の調整はどのように行われているのか。

また、小樽市としても、全道的な状況をしっかりと把握した上で、素案で計画されている事業が本当に成り立つのかという観点から、管理組合に意見を言っていかなければならないと思うがどうか。

北海道新幹線の開業に当たっては、現在の函館駅の3倍とも言われる新函館北斗駅の利用者を、現実性の高い確実な方法で小樽に引き込まなくてはならないと考える。そのためには、2次交通として定期的な都市間バスの運行が有効と思うが、市は、これまでクルーズ客船の誘致で相当の経済効果を上げてきた実績を後志総合振興局やしりべし協働会議に訴えるとともに、現状、採算性のネックから一歩も踏み出せないでいるバス事業者の背中を押してやる必要があると思うがどうか。

全国学力・学習状況調査の児童生徒質問紙調査で「いじめは、どんな理由があってもいけないことだと思う」と回答した児童・生徒の割合が、本市においては全道・全国と比べて低かったが、このことを市教育委員会はどのように認識しているのか。

また、小樽市いじめ対策防止推進条例が制定されるといじめに対する意識は高まると思われるが、一方で見えないところでいじめが始まるのではないかと懸念されることから、制定後は、学校だけが対応するのではなく、家庭や地域と連携し、また、機会あるごとに児童・生徒の状況を把握できるような仕組みをつくり、全てのいじめがなくなるよう努めてほしいと思うがどうか。

市教育委員会は、当分の間、菁園中学校への指定校変更制限を設ける方針であるとのことだが、同校にこれほど生徒が集まるのは、保護者などから同校がすばらしい学校であると思われることや本来の指定校が心もとないと感じられていることが一因なのではないか。

遠くから通学することになるにもかかわらず、わざわざ理由をつけて手続をしてまで指定校を変更したいという方が多くいるという現状を市教育委員会は真摯に受け止め、本来の指定校の改善をしっかりと行ってほしいと思うがどうか。などであります。

付託案件の結果は、次のとおりであります。

まず、議案第21号につきましては、採決の結果、賛成少数により、否決と決定いたしました。

次に、陳情第836号につきましては、採決の結果、可否同数となったことから、小樽市議会委員会条例第15条第1項の規定により、委員長において不採択と裁決いたしました。

次に、陳情第2号ないし第145号、第151号ないし第280号、第283号ないし第289号、第293号ないし第308号、第319号、第325号ないし第739号、第741号ないし第810号及び第812号ないし第834号につきましては、採決の結果、賛成多数により、いずれも継続審査と決定いたしました。

次に、その他の各案件につきましては、議案はいずれも可決と、所管事務の調査は継続審査と、全会一致により決定いたしました。

以上をもって、報告を終わります。（拍手）

○議長（横田久俊） これより、一括討論に入ります。

（「議長、7番」と呼ぶ者あり）

○議長（横田久俊） 7番、小貫元議員。

（7番 小貫 元議員登壇）（拍手）

○7番（小貫 元議員） 日本共産党を代表して、ただいまの委員長報告に反対し、議案第21号は可決、陳情第2号ないし第145号、第151号ないし第280号、第283号ないし第289号、第293号ないし第308号、第319号、第325号ないし第739号、第741号ないし第810号、第812号ないし第834号及び第836号は採択を主張して討論を行います。

最初に、議案第21号小樽市非核港湾条例案についてです。

国連総会は、12月2日、軍縮・国際安全保障問題を取り扱う第一委員会に付託された63本の決議を採択しました。このうち、核軍縮関連は21本です。非同盟諸国を中心に提出された「国際司法裁判所の勧告的意見の後追い」「核兵器使用禁止条約」「2013年国連総会核軍縮ハイレベル会合の後追い」の決議は、いずれも核兵器禁止条約の国際交渉開始を求めています。

オーストリアのウィーンで開かれた第3回核兵器の人的影響に関する会議は、9日、核兵器のない世界の達成と維持に向けた次の段階への移行を呼びかける議長総括を発表し、閉幕しました。広島・長崎被爆70周年と核不拡散条約再検討会議を来年に控え、核廃絶の具体化を求める内容となっています。

条例の制定は、このような核兵器廃絶の運動をさらに広げていく一助になります。可決を求めます。

次に、陳情第319号及び第810号についてです。

所得税法第56条で問題になる家族労働は、多くは世帯主である夫が経営者で、その妻の働きが認められていない場合です。法令上の差別的な規定と言えます。

安倍政権は、女性の活躍推進を掲げています。女性の活躍を推進するならば、この条文は廃止すべきです。

次に、陳情第836号特定秘密の保護に関する法律の廃止を求める意見書提出方についてです。

行政機関が保有する情報を行政機関の長が広く秘密指定し、秘密を漏らした公務員や民間人に最高で懲役10年の厳罰を科す秘密保護法が、10日、施行されました。同法は、防衛、外交、特定有害活動防止、テロ防止の4分野について、行政機関の長が特定秘密を指定すると規定し、何が秘密かも秘密です。10月に策定された運用基準では、自衛隊装備品の性能や外交交渉、衛星が収集した情報など、55項目を秘密事項の対象として列挙しており、軍事情報保護を目的とする、憲法第9条違反の立法であることが一層明確になっています。秘密指定は、5年ごとに延長が可能で、30年を超える場合は内閣の承認が必要とし、原則として最長60年まで認められますが、武器や暗号、政令で定める重要な情報など、7項目は例外としています。

この法律は、昨年12月、国民の6割が反対し、法曹界やマスメディアから強い反対の声が上がる中、これを無視して安倍政権が強行しました。民意を尊重して、直ちに廃止すべきです。

次に、新・市民プールに関連する陳情についてです。

第6次総合計画の前期実施計画において、プール建設のための事業が位置づけられていました。これは、駅前の室内水泳プールをなくすかわりに、早急に新しいプールの建設を行うことを市民に約束した結果でした。ところが、この約束を破ってしまいました。

代表質問の答弁で、建設地を探していると言いましたので、委員会で、適地があれば土地の先行取得を求めましたが、取得を明言しませんでした。これでは、土地を探すと言いながら、探しても手に入れないことになりかねません。建設地を見つけ、市民との約束である新・市民プールの建設に足を踏み出すべきです。

いずれの陳情も願意は妥当であり、採択を求めます。

議員各位の賛同をお願いしまして、討論といたします。（拍手）

（「議長、16番」と呼ぶ者あり）

○議長（横田久俊） 16番、林下孤芳議員。

（16番 林下孤芳議員登壇）（拍手）

○16番（林下孤芳議員） 民主党・市民連合を代表して、総務常任委員長報告に反対し、議案第21号小樽市非核港湾条例案は可決、陳情第836号特定秘密の保護に関する法律の廃止を求める意見書提出方については採択を求めて討論をいたします。

まず、議案第21号小樽市非核港湾条例案についてです。

歴史的に我が国は、原爆投下や核実験による苛酷な被爆体験から、核に対するアレルギーが非常に強い国民性であることは世界が知るところであります。こうしたアレルギーを払拭するために、当時のアメリカの政権が原子力の平和利用の名の下に原子力発電の導入を日本政府に強力に働きかけ、国民的な反対が渦巻く中で原子力発電が稼働された歴史があります。絶対の安全性が求められる原発で、チェルノブイリ原発やスリーマイル島原発でも苛酷事故が発生し、その教訓が生かされないままに、絶対安全と言われてきた我が国の福島第一原発でも、これまでの原発事故の中でも最悪と言われる苛酷事故が発生し、いまだにその収束のめども立っていません。

原子力の平和利用とは裏腹に、原発から大量に出る放射性廃棄物のプルトニウムは、原子力爆弾の原材料として途上国にも今、広がり、核兵器の脅威はより深刻になっていると言われております。

また、我が国は、プルトニウムの保有量が世界一とも言われることから、IAEAの抜き打ち査察が

頻繁に行われているとも言われております。そうした I A E A や世界の疑念を払拭するためにも、小樽市の非核港湾条例案は非常に重要な意味を持つものであり、議員各位の御賛同を心からお願いをするものであります。

次に、陳情第836号特定秘密の保護に関する法律の廃止を求める意見書提出方については、第3回定例会でも同様の陳情がなされ、小樽市の龍山弁護士からも陳情趣旨説明が行われておりますが、総務常任委員会で委員長裁決により不採択とされ、本会議でも可否同数となり、議長裁決で不採択とされております。その後も、陳情者から議会に対する学習会の呼びかけや説明会の呼びかけも行われていたと思いますが、実現しないままに、12月10日、特定秘密保護法は施行されました。

しかし、法曹界のみならず、マスコミなどでも一斉に「知る権利の侵害」「廃止、撤廃を求め続ける」「政府が秘密指定する対象が曖昧で、都合の悪い情報を恣意的に隠すおそれを懸念」などの社説が続いていることは皆様も御承知のとおりであります。

なお、平成26年11月4日現在であります。道内179市町村のうち、65市町村が廃止又は凍結の意見書を採択し、不採択は小樽市を含めて18市町村となっております。各界の専門家が指摘しているとおり、何が秘密なのか明らかにされない法律で、突然に逮捕され、罪状も明らかにされないままに処罰が科されるおそれのある法律が施行され、私たちの子供や孫たちが犠牲とならないためにも、特定秘密保護法の廃止や凍結を求める陳情は極めて妥当なものであり、採択を求め、委員各位の良心に訴えて御賛同をお願いし、討論いたします。（拍手）

○議長（横田久俊） 討論を終結し、これより順次、採決いたします。

まず、議案第21号について採決いたします。

委員長報告は否決でありますので、原案について採決いたします。

可決と決定することに、賛成の議員の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（横田久俊） 起立少数。

よって、議案は否決されました。

次に、陳情第836号について採決いたします。

委員長報告は不採択でありますので、原案について採決いたします。

採択と決定することに、賛成の議員の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（横田久俊） 起立少数。

よって、陳情は不採択と決しました。

次に、陳情第2号ないし第145号、第151号ないし第280号、第283号ないし第289号及び第294号ないし第308号について、一括採決いたします。

委員長報告どおり決定することに、賛成の議員の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（横田久俊） 起立多数。

よって、さように決しました。

次に、陳情第293号、第319号、第325号ないし第739号、第741号ないし第810号及び第812号ないし第834号について、一括採決いたします。

委員長報告どおり決定することに、賛成の議員の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（横田久俊） 起立多数。

よって、さように決しました。

次に、ただいま決定いたしました以外の各案件について、一括採決いたします。

委員長報告どおり決定することに、御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（横田久俊） 御異議なしと認め、さように決しました。

この際、暫時休憩いたします。

休憩 午後 2時33分

再開 午後 3時00分

○議長（横田久俊） 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

経済常任委員長の報告を求めます。

（「議長、3番」と呼ぶ者あり）

○議長（横田久俊） 3番、中村岩雄議員。

（3番 中村岩雄議員登壇）（拍手）

○3番（中村岩雄議員） 経済常任委員会の報告をいたします。

当委員会における質疑・質問の概要は、次のとおりであります。

市は、毎年、市内中心商店街の歩行者通行量調査を行い、調査結果を商店街に提供しているが、商店街では調査結果をどのように活用しているのか。

現在、この調査は、年間で4日間行われているが、季節ごとや人の流れが変わるイベント時に計測し、平日と比較すれば、商店街は観光客や市民のより詳細な動向がつかめるようになると思われる。調査結果を商店街の活性化に結びつけるという観点からすれば、市には、調査の目的や手法を見直すことを検討してもらいたいと思う。

特定秘密保護法が施行されたことに伴い、例年、小樽港に入港してくる米艦に関連して、市職員や港湾事業者が知らないうちに防衛等に係る特定秘密に触れる機会が出てくるのではないかという声がかかるが、国からはこういった危惧に対する情報は示されているのか。

また、現状では、何が秘密に当たるのか一切情報がないという中で、これまで市は、米艦受入れの可否を判断する際、外務省と米国総領事館に核兵器搭載の有無を確認してきたが、この情報が特定秘密とされてしまえば、その回答も得られなくなると懸念される。今後、国などから具体的な情報が得られた場合に、それらをどのように扱うかという方針を示すことはできるのかどうか。

小樽港港湾計画の改訂に向け、今後の小樽港の物流について検討してきた小樽港研究会からの報告書には、貨物量の増大に向け港湾施設を整備するとあるが、同じく改訂の検討を進めている石狩湾新港でも、貨物量の増大に向けた施設整備を検討している。港湾業者にどちらの港を利用するのか確認することなく両港で施設整備をした場合、どちらかの港が施設過大になりかねないが、報告書にはその旨の記載はない。市は、このことをどう考えているのか。

また、報告書では、小樽港の厳しい現実を反映し、打開策が検討されており、その努力は評価できるが、抽象的な議論をしている小樽港の傍ら、新港では具体的な計画策定が進められており、先に整備が行われることになる。2年遅れで作業を進めているということをしつかりと念頭に置き、改訂時に意味のない計画とならないよう、業界などの力もかりた上で改訂作業を進めてほしいと思う。

本年7月、某NPO法人主催の事業で本市を訪れ、赤岩会館に宿泊したアメリカの高校生と交流する

機会を得たが、明るく素直な彼らと話をしてみて、今後もより多くの海外の若者が来樽することで息の長い関係が築かれ、それが効果的な観光振興につながっていくのではないかと感じたところである。こういった観点から、若い世代の交流に対する取組は非常に大切であると思うが、本市において、姉妹都市交流のほか、どのような取組を行っているのか。

経済産業省は、8月の豪雨による災害の影響を受けた中小企業者に対しては、地域を指定し、セーフティネット保証4号を発動し、また、12月5日から的大雪による災害に伴い、徳島県が災害救助法を適用されたことを踏まえ、被災中小企業・小規模事業者対策を行っているが、これらの支援措置はどのような内容なのか。

また、万が一、本市において大規模な災害が発生した場合においても、国によるこれらの対策は適用されると考えてよいのか。

本市においては、12月1日から、マルタル資金の融資限度額を3,000万円に引き上げたところだが、先日の爆弾低気圧による災害が懸念されたことなどを踏まえ、災害発生時の被災中小企業への対策も考えておく必要があると思うがどうか。などであります。

付託案件の結果は、次のとおりであります。

まず、陳情第290号につきましては、採決の結果、賛成多数により、継続審査と決定いたしました。

次に、その他の各案件につきましては、議案は可決と、所管事務の調査は継続審査と、全会一致により決定いたしました。

以上をもって、報告を終わります。（拍手）

○議長（横田久俊） これより、討論に入ります。

（「議長、22番」と呼ぶ者あり）

○議長（横田久俊） 22番、北野義紀議員。

（22番 北野義紀議員登壇）（拍手）

○22番（北野義紀議員） 日本共産党を代表し、ただいまの委員長報告に反対し、陳情第290号国定公園「ニセコ・積丹・小樽海岸」の中心地区「オタモイ海岸」の早期整備方については、採択を求め討論を行います。

陳情第290号早期整備方についてですが、本年第3回定例会の経済常任委員会以降、陳情第290号に関する理事者の動きはありません。また、この間、オタモイ海岸での崖崩れも起こっていませんので、この陳情に対する客観的変化はありません。したがって、これまでの討論で触れたことを整理し、市長並びに理事者に検討を求めたいことについて指摘をいたします。

第1は、崖崩れをどう見るかについてです。

崖崩れが起これば、鬼の首でもとったようにすぐその写真を持って共産党議員団に現れるのが産業港湾部長です。私に陳情採択を諦めろと言わんばかりです。私がいなくてどうしているかという、共産党議員団に亀裂を生じさせようと、他の議員に説得を試みているようであります。しかし、そんなやわな共産党ではありません。私は、そういうときは必ず、その後の経済常任委員会の質問や討論で反論し、陳情第290号採択の正当性を明らかにしてきました。

記憶に新しいところでは、昨年と今年で2回、崖崩れが起こっています。昨年の崖崩れの箇所は、民有地で、これまで崖崩れ防止対策が一切行われてこなかった箇所です。また、今年8月の崖崩れの箇所は、市有地ではありましたが、昭和54年に落石防止の金網が設置されて以降、一切の安全対策が行われてこなかった箇所です。抜本的対策でなくても、補強工事など安全対策がとられていたなら、今回の事故は防げたはずで

二つ目の問題は、昭和54年にオタモイ崖地の所有権をめぐる動きの中で、小樽市のオタモイ観光開発に期待し、これに協力した経済界の方々の期待を裏切っていることです。何回か指摘させていただきましたが、当時、オタモイの崖地の所有者になりたいと切望していた小樽市でしたが、その所有者との話し合いもできない状況でした。これを解決し、小樽市の所有に道を開いたつばめ商事の安齋允さん。そして話がついて、小樽市が崖地を購入しようと思ったらお金がない。購入する7,000万円を北海道中央バスの松川嘉太郎さんから寄附してもらって、また、オタモイの唐門、自動車の関係で移転しなければならないという、この費用300万円を寄附してくれたのは荒木源さんです。これらの方々の善意や行いを踏みにじっているのが小樽市ではないかとの指摘には、市長も理事者も口を閉ざして一言も語ろうとしないのは不誠実きわまりない態度です。この歴史的経過に照らしても、小樽市が社会的道義に反する態度をとり続けていることは明らかではないでしょうか。

小樽市は、自分がオタモイの崖地の所有者でなかったとき、昭和54年以前ですが、民間の所有者に崖の安全対策をとれと警察の力までかりて迫っていたのです。ところが、自分が崖の所有者になったら、北海道とともに一応の安全対策を行ったけれども、それ以降は全く手をかけなくなりました。それどころか、2006年、平成18年の山田前市長の時代に、オタモイ海岸急傾斜地調査業務の結論を金科玉条にして、崩落事故の後処理や立入禁止措置という名の安全対策しか講じてきませんでした。オタモイ崖地の所有者になった原点に戻って、こういう態度を改め、小樽市みずから安全対策をとるとともに、民間の崖地所有者の方々にも一緒に安全対策をとろうではないかと呼びかける責任があるはずです。こうして初めて民間の所有者の方々と合意を得られるのではないのでしょうか。

このことを強く要求し、陳情第290号は採択を主張し、討論といたします。（拍手）

○議長（横田久俊） 討論を終結し、これより順次、採決いたします。

まず、陳情第290号について採決いたします。

委員長報告どおり決定することに、賛成の議員の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（横田久俊） 起立多数。

よって、さように決しました。

次に、ただいま決定いたしました以外の各案件について、一括採決いたします。

委員長報告どおり決定することに、御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（横田久俊） 御異議なしと認め、さように決しました。

この際、申し上げます。

厚生常任委員長の報告であります。本日、中島委員長が欠席されておりますので、副委員長から報告を求めます。

（「議長、4番」と呼ぶ者あり）

○議長（横田久俊） 4番、吹田友三郎議員。

（4番 吹田友三郎議員登壇）（拍手）

○4番（吹田友三郎議員） 厚生常任委員会の報告をいたします。

当委員会における質疑・質問の概要は、次のとおりであります。

駅舎のバリアフリー化について請願及び陳情が提出されているが、市は、JR北海道から具体的な計画等が示された段階で庁内調整組織等の設置を検討するとしているため、現在まで何の進展もない状態が続いている。JRの対応を待っているだけでは、実現までに相当の時間を要すると思うがどうか。

また、函館本線の存続を求める住民の会が行ったアンケートの自由記載欄には、病院に通うためにも、南小樽駅にエスカレーターかエレベーターを設置してほしいなど、駅舎のバリアフリー化を求める声が複数あったという。市が実施したアンケートではないものの、多くの市民が望んでいることは明らかなのであるから、この結果を真摯に受け止め、積極的に取り組むべきと思うがどうか。

第6期介護保険事業計画の中間報告において、サービス付き高齢者向け住宅等の特定施設を一定戸数、整備することとなったが、費用負担に関する誤解などから入居に係る契約がスムーズにいかないことが多いと聞く。直接的には施設と利用者の問題ではあるものの、特定施設には訪問介護やデイサービスが併設されていることが多く、市が関与する機会もあることから、利用者とのやりとりが円滑に行えるよう施設に対し助言してほしいと思うがどうか。

また、夜勤のある施設は、介護福祉士を募集しても敬遠されがちであり、今後、施設が増えていくと人材が不足する可能性があることから、介護サービスの利用者だけでなく、そこで働く人たちの環境にも配慮した事業計画を考えてほしいと思うがどうか。

第6期計画の中間報告では、特別養護老人ホーム等の施設整備について、保険料の増加に直結することを考慮し行わないとしているが、介護保険制度において一番大切なことは、介護が必要な方を常に受け入れられる体制づくりであることから、財政的な問題を理由に逃げてしまっては市民のためにはならないと思うがどうか。

また、今後、団塊の世代の高齢化に伴い、施設の利用希望者が増加することは明らかであり、事前に施設整備の準備が必要であることを踏まえ、行政としてさまざまな施策を講じてほしいと思うがどうか。

第6期計画の中間値では5,980円という保険料が示されたが、これは第5期に比べ520円も増加するものである。高齢者人口が多い本市では、介護サービスの利用が多いことから保険料も高くなるというが、保険料問題の抜本的な解決には国庫負担の引上げ以外に方法がない以上、市は、国への働きかけを積極的に行うべきと思うがどうか。

地域周産期母子医療センターである小樽協会病院では、退職する医師の補充に見込みがないことから、来年7月以降の分娩を休止するという。市内2か所の医療機関が、平成25年に扱った851件の分娩のうち、490件が小樽市民であるというが、残された診療所では出産希望者をどの程度受け入れられるのか。

市は、協会病院に対し、周産期医療の継続を要請しているというが、医師の退職理由や不補充となる原因など、具体的な実態を把握していない状況でどのような対応が考えられるのか。

そもそも地域周産期母子医療センターは、北海道周産期医療体制整備計画の中で知事が認定しているにもかかわらず、医師が補充されないというシステム自体に問題があると思われることから、医師を補充するのは道の責任であることを確認した上で、道や医育大学との話し合いに臨んでほしいと思うがどうか。

自殺予防対策について、市は、地域自殺対策緊急強化推進事業をはじめとしたさまざまな取組を進めていると聞く。現状、景気動向や国の対策と相まって自殺率は減少傾向にあるが、この状況を楽観視することなく、取組内容を常に評価しながら、さらに強化した施策を進めていく必要があると思うがどうか。

また、自殺の危険性がある人に対し、声かけや見守りなどにより、必要な支援につなげていくゲートキーパーの養成については、一部団体からの呼びかけに応じて講習会を開催するような受け身の対応ではなく、市が主体となり、積極的に民生・児童委員や教職員、一般のボランティアなどを対象に講習会を開催することも必要ではないか。

さらには、自殺の要因の一つである精神疾患への理解を深める教育や講習を増やすなど、全市的に取

り組んでいく姿勢が大切だと思うがどうか。

先日、長年にわたる構想に基づき、二つの市立病院を統合した小樽市立病院が開院となった。開院後、まだそれほどの期間は経過していないが、外来・入院患者数はどのように推移しているか。

また、トラブルなどは報告されているか。

市立病院の駐車場については、旧病院を取り壊した跡地に設置することから、現時点では、近隣3か所に臨時駐車場を開設しているほか、本来開放する予定ではなかった救急車専用駐車場を開放しているというが、その需要は満たされているのかどうか。などであります。

付託案件の結果は、次のとおりであります。

まず、請願第2号並びに陳情第1号、第310号、第314号、第316号、第320号、第321号及び第835号につきましては、採決の結果、賛成多数により、請願及び陳情は、いずれも継続審査と決定いたしました。

次に、その他の各案件につきましては、議案はいずれも可決と、所管事務の調査は継続審査と、全会一致により決定いたしました。

以上をもって、報告を終わります。（拍手）

○議長（横田久俊） これより、一括討論に入ります。

（「議長、8番」と呼ぶ者あり）

○議長（横田久俊） 8番、川畑正美議員。

（8番 川畑正美議員登壇）（拍手）

○8番（川畑正美議員） 日本共産党を代表して、ただいまの委員長報告に反対し、継続審査中の請願第2号並びに陳情第1号、第310号、第314号、第316号、第320号、第321号及び第835号は願意妥当であり、採択を求めて討論を行います。

請願第2号、陳情第310号は、駅舎のバリアフリーに関するものです。

今年3月に亡くなられた方の家で、生前集められたJR南小樽駅のバリアフリー化の要請署名が発見され、厚生常任委員会直前に届けられました。駅舎バリアフリー化実現に対する熱意を強く感じるものでありました。

また、同委員会において、JR函館本線の存続を求める住民の会のアンケート調査集計結果の紹介がありました。アンケートは、在来線存続など、地域にとってかけがえのない鉄道を守るために、幅広く小樽市内の住民の皆さんに御協力を願ったものです。私が小樽市内の幹事をしていることから、アンケート結果の設問内容の一部を紹介します。

JRの利用目的の設問で、26パーセントの方が通院に利用していること、また、JRを利用しない理由についても、跨線橋の階段などバリアフリー化されていないためと答えた方が9.8パーセントでありました。暮らしに役立つJRにするためには駅のバリアフリー化が必要という方が20.2パーセントでありました。そして、御意見の記入欄の中で、「南小樽駅にエスカレーターかエレベーターを設置してほしい。特に病院に通うためには必要」などとの意見がありました。これら市民の声を真摯に受け止め、まず本市が積極的姿勢を示して、JR北海道に促進を促すべきであります。

そのほかの継続審査中の陳情第1号天狗山ロープウェイ線における最上団地停留所利用時の料金設定改善要請方について、陳情第314号小樽市女性国内研修事業の再開方について、陳情第316号北西部地区における「一時的保育事業」の実施方について、陳情第320号朝里におけるまちづくりセンター建設方について、陳情第321号受動喫煙防止条例の制定等受動喫煙防止諸施策の強化方について、陳情第835号国民健康保険に対する国庫負担の増額を求める意見書提出方については、願意妥当であります。

このような市民の率直な御意見に答えて、継続審査のままにせず、改めて請願・陳情の趣旨を確認の

上、議論すべきであります。

他会派・議員の賛同をお願い申し上げまして、討論を終わらせていただきます。（拍手）

○議長（横田久俊） 討論を終結し、これより順次、採決いたします。

まず、陳情第314号及び第316号について、一括採決いたします。

委員長報告どおり決定することに、賛成の議員の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（横田久俊） 起立多数。

よって、さように決しました。

次に、陳情第321号及び第835号について、一括採決いたします。

委員長報告どおり決定することに、賛成の議員の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（横田久俊） 起立多数。

よって、さように決しました。

次に、請願第2号並びに陳情第1号、第310号及び第320号について、一括採決いたします。

委員長報告どおり決定することに、賛成の議員の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（横田久俊） 起立多数。

よって、さように決しました。

次に、ただいま決定いたしました以外の各案件について、一括採決いたします。

委員長報告どおり決定することに、御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（横田久俊） 御異議なしと認め、さように決しました。

次に、建設常任委員長の報告を求めます。

（「議長、10番」と呼ぶ者あり）

○議長（横田久俊） 10番、高橋克幸議員。

（10番 高橋克幸議員登壇）（拍手）

○10番（高橋克幸議員） 建設常任委員会の報告をいたします。

当委員会における質疑・質問の概要は、次のとおりであります。

町会等が保有する街路防犯灯のLED化については、基本的な考え方が示され、助成対象は、既に設置されている水銀灯や白熱灯などをLED灯に改良する場合に限られ、LED化後の契約電力は40ワット以下との条件つきとなっている。しかし、町会によっては、周囲に電灯がない場所に照度の高い大出力の水銀灯を設置している例もあり、40ワット以下のLED灯に交換する場合は、新たな街路防犯灯を設置して照度を確保しなければならないということも考えられる。また、新設は対象外というが、必要であれば相談に応じるなど、できる限り町会側の立場に立った制度運用に努めてほしいと思うがどうか。

小樽市住宅リフォーム助成事業は、今年度が最終年度であるが、この制度を利用することでリフォーム時期を早めたり、工事費を増やした利用者が多かったこと、3年間で資格登録業者137社中102社が実際に工事を請け負ったことなどから、市民にとって住環境を整備する上で大変有益であるとともに、地域経済の活性化にも資する制度であったと思われるが、市の見解はどうか。

一方、消費増税などで請負件数が減少し、1件当たりの工事費が少額となったことで、今年度も予算を残す見込みであると聞く。当委員会では、この1年間で6回の勉強会を開催し、新たにエコリフォーム

ムの促進に関する条例案を提出したいと考えているが、事業実施に当たっては予算を残さないよう努めてほしいと思うがどうか。

来年3月までに策定予定の新たな住宅マスタープランの基本目標等の案には、主な施策の一つとして、「空き家等の利活用」が挙げられているが、その内容は、現在、全庁を挙げて取り組んでいる人口対策のための住宅施策であり、空き家を活用することにより積極的に移住促進を図ることを目指しているという。そうであるならば、この住宅マスタープランに、人口対策のための施策であることが読み取れるよう、相応の文言を盛り込むべきと思うがどうか。

札幌市では、生活道路における除雪作業の出動状況を確認できる除雪情報をホームページ上で提供し、市民が作業状況を把握しやすいようにするとともに、置き雪をはじめとした除雪に関する要望や質問などをQアンドA形式で紹介するさっぽろ雪の絵本をホームページ上に掲載し、市はどうしてできないか、どこまでが市の役割なのかということを確認することで市民に理解を求めているという。除雪作業は、市民の協力が必要不可欠であることから、市は、除雪懇談会で説明するだけでなく、札幌市のようにホームページを活用し、さまざまな情報を市民に提供することで理解が得られるよう努めてほしいと思うがどうか。

市営住宅の入居者の緊急時に迅速に対応するため、現在、819戸に緊急通報システムを設置しているという。このシステムは、寝室、トイレ、浴室に設置され、ボタンを押すかひもを引くと室内の親機が鳴るほか、玄関前のランプが点滅し、音声でその場を通った人に知らせる仕組みとなっているが、今般、ひもを引くことができない状態になり、誰にも知らせることができず、救助が遅れた事例があったと聞く。今後、このようなことがないよう、例えばペンダント型の通報器で知らせるシステムや、介護保険課が行っている緊急通報システム助成事業のように、登録した連絡先に通報されるシステムを導入するなど、何らかの対策を検討してほしいと思うがどうか。

大分県臼杵市の歴史的まち並みの保全に対する取組は、伝統的建造物だけではなく、一般住宅にも範囲を広げており、歴史的建造物以外の修景事業への助成も行っていると聞く。本市では、中央通地区の沿線整備後は、財政状況が厳しいとの理由で修景事業が廃止され、直ちに事業を再開することは難しいというが、財源としてふるさと納税制度を活用し、小樽の将来に資する魅力ある制度設計を行い、臼杵市のようなまち並み保全を図る必要があると思うがどうか。などであります。

それでは、ここで建設常任委員会として提案いたしました議案第22号小樽市住宅エコリフォームの促進に関する条例案について、提案趣旨の説明をいたします。

昨今、地球温暖化の問題や限られたエネルギー資源の問題で、「地球にやさしい」をテーマとし、さまざまな計画や具体的な内容が実施されてきている状況にあります。

そうした中で、平成23年第3回定例会で、現行制度である小樽市住宅リフォーム助成条例を建設常任委員会として提案し、全会一致で可決、そして24年度から26年度までの3年間の時限措置として実施されてきたところであります。この3年間の実績では、申請件数が合計で304件、リフォーム総額では毎年約2億2,000万円から約3億円となっており、地域経済、地元業者にとって大きな効果があったと思っています。

この制度が最後の年度を迎えるに当たり、一定の役割を果たしたことを確認し、今後の新たな制度を検討すべく、建設常任委員会として勉強会の開催を全会一致で決定しました。

その後、本年1月よりこれまで6回の勉強会を開催し、住宅のエコリフォームに特化した内容について検討、研究してきたところであります。

また、この条例案は、環境負荷の低減及び空き家の有効活用を図るため、住宅エコリフォームの促進

に関し、市、市民及び市内事業者の責務を明らかにし、市の施策の基本となる事項を定めたもので、環境負荷が少なく、快適な住環境の創出の促進を図り、市内経済の活性化に資することを目的にしているとても重要な条例案と考えており、建設常任委員会として提案をさせていただきました。

この提案については、平成18年の地方自治法改正により、委員会として議案を提出することが可能になり、小樽市議会としても2回目の委員会提案であります。この提案が今後の議会活性化の一助になることを期待するものであります。

最後に、議員各位の御賛同をお願いしまして、提案趣旨の説明とさせていただきます。

それでは、報告に戻ります。

付託案件の結果は、次のとおりであります。

まず、陳情第309号、第312号及び第740号につきましては、採決の結果、賛成多数により、いずれも継続審査と決定いたしました。

次に、先ほど説明いたしました小樽市住宅エコリフォームの促進に関する条例案の提案については、全会一致により可決と決定いたしました。

次に、所管事務の調査につきましては、継続審査と、全会一致により決定いたしました。

以上をもって、報告及び議案第22号の提案趣旨の説明を終わります。（拍手）

○議長（横田久俊） これより、一括討論に入ります。

（「議長、21番」と呼ぶ者あり）

○議長（横田久俊） 21番、新谷とし議員。

（21番 新谷とし議員登壇）（拍手）

○21番（新谷とし議員） 日本共産党を代表して、ただいまの委員長報告に反対し、陳情は全て採択を主張し、討論を行います。

陳情第309号住宅リフォーム助成制度予算の増額方についてです。

日本共産党は、これまでも議会で予算の増額を求め、せめて前年度残した予算を上乗せすべきという質問を行い、陳情を採択するよう主張してきました。

住宅リフォーム助成制度は、3年間で申込件数665件、抽選制にしたため、抽選件数は659件、実際に制度を利用できたのは、2012年度96件、2013年度103件、2014年度は12月18日の時点で105件、合計304件で、全体抽選件数に対しても46パーセント程度でした。

今年度、リフォーム助成制度を利用された方の意見・要望では、「補助制度を利用することができ、助かりました」が最も多く、「今後も補助制度を継続してほしい」「補助金の額を増額してほしい」が合わせて30.7パーセントになっています。工事施工業者の意見・要望も、「今後も補助制度を継続してほしい」が54.8パーセント、「予算をもっと増やしてほしい」「助成件数を増やしてほしい」と続いています。

今年度の申込み174件、抽選は172件で、過去2年間と比較すると一番少ない件数でした。結果は、補助金も、12月18日の時点で340万9,000円残し、1件当たりの補助金は15万8,000円で、3年間で最も低い金額になっています。

また、施工業者へのアンケートでは、リフォーム施工件数は昨年同時期と比較して「減っている」が30パーセント、請負金額も「減っている」が40パーセントと、どちらも過去2年間と比較して最も多くなっています。アベノミクスによる資材の高騰、消費税増税などが経営を圧迫していることがうかがえます。今年度のリフォーム工事費は総額2億2,715万6,000円でしたから、補助金を残さず使うと、さらに工事費が増え、リフォーム助成制度の目的達成に貢献するものです。

住宅リフォーム助成制度は、3年間の時限条例ではありましたが、登録施工業者137社中、施工請負業者は102社で、地域経済に貢献したのは明らかです。まだ3月末日まで日にちはありますから、残りの補助金を不用額にしないで、利用者を再募集して、補助金を使いきってリフォーム助成制度に貢献すべきです。この点で、ぜひ陳情を採択しようではありませんか。

陳情第312号市による火災崩壊家屋の撤去及び空き家対策の策定方についてです。

空家対策特別措置法が、国会解散直前に成立しました。法律で、問題のある空き家を「特定空家等」と定義して、市町村が空き家への立入調査を行ったり、指導、勧告、命令、所有者が命令に従わない場合や所有者が不明な場合は行政代執行の措置をとれるように定め、所有者が命令に従わない場合は過料の罰則を設け、空き家の所有権がわからない課題については、固定資産税などの課税のための個人情報が必要な範囲において利用できるように定めています。

以上の点から、陳情者の願意は妥当です。

陳情第740号も採択を求めます。

錢函の御膳水仲通線の地盤や道路構造が悪いのは住民のせいではありません。現在、設置されている側溝は、その用をなしていません。住民が安心して暮らせるようにするのが市の役割です。建設部は、これまでも難しい工事をこなしてきましたから、技術の問題ではなく、予算の問題と考えます。予算が不足しているのはわかりますが、何年かの計画で少しずつ改修していくことは可能です。議会が陳情を採択して、住民が困っていることに対し一歩前進になるように求めます。

議員各位の賛同を求め、討論といたします。（拍手）

○議長（横田久俊） 討論を終結し、これより順次、採決いたします。

まず、陳情第309号について採決いたします。

委員長報告どおり決定することに、賛成の議員の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（横田久俊） 起立多数。

よって、さように決しました。

次に、陳情第312号及び第740号について、一括採決いたします。

委員長報告どおり決定することに、賛成の議員の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（横田久俊） 起立多数。

よって、さように決しました。

次に、議案第22号について採決いたします。

原案どおり可決と決定することに、御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（横田久俊） 御異議なしと認め、さように決しました。

次に、所管事務の調査について採決いたします。

委員長報告どおり決定することに、御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（横田久俊） 御異議なしと認め、さように決しました。

次に、学校適正配置等調査特別委員長の報告を求めます。

（「議長、22番」と呼ぶ者あり）

○議長（横田久俊） 22番、北野義紀議員。

(22番 北野義紀議員登壇) (拍手)

○22番(北野義紀議員) 学校適正配置等調査特別委員会の報告をいたします。

当委員会における質疑・質問の概要は、次のとおりであります。

市教委は、これまで、学校規模をある程度大きくすることによりいろいろなメリットがあるとして、学校適正配置を進めてきており、実際に適正配置が行われた学校では、学級数が増えたことで競争意識が生まれ、閉校になった学校で行われていた取組が統合校でも取り入れられたりするなど、一定の効果が現れているという。しかし、市教委は、それらの効果を市民に十分にアピールできていないと思われることから、今後とも、それぞれの学校の伝統を融和し、生かす取組を考えつつ、なおかつこれまでの取組に自信を持って、適正配置の意義やメリットをしっかりと前面に出しながら適正配置を進めたいと思うがどうか。

市教委は、小樽市立小中学校学校規模・学校配置適正化基本計画に基づき、一定の学校規模を確保するという方針であることから、小規模特認校制度を実施する考えはないとしている。一方では、地域の合意を得ないことには廃校にしないという立場をとっていることからすれば、小規模校が残る可能性もあると思うが、このような場合、特認校を認めてほしいという要望が強ければ、基本計画が進行している中であっても認めることはあり得るのか。

また、総務省の調査で、学校が地域活性化の拠点として極めて有効に機能するポテンシャルを持っていることが明らかになるなど、地域において学校が果たしている役割は大きい。こうした役割にしっかりと光を当て、小規模校であっても存続できるよう、特認校制度の実施を求めたいがどうか。

統合する学校間に学力の差がある場合、一方の学校の児童・生徒が授業についていけなくなることも想定されるが、このような事態が起きた場合、これまでの統合校ではどのような対応をしてきたのか。

また、こういった学力のばらつきを解消するには、統合後の対策ばかりではなく、統合前に各学校がそれぞれの児童・生徒の学力の状況を把握し、最低限の基礎学力を確実に身につけさせておくことが必要と考える。そのためにも、指導室が率先し、しっかりとした指導を行える教員の育成に努めてほしいと思うがどうか。

適正配置が予定されている学校の校舎については、そのほとんどが昭和56年の建築基準法改正により、耐震性が強化される以前の建物でありながら、今もって耐震診断も耐震化工事も行われていないと聞く。災害は統合が終わってから起きるとは限らず、いつ襲ってくるかわからないものであるが、市教委は、それらの校舎をあと何年使う予定なのか。

現場からは施設・設備への十分な配慮があり感謝しているとの声も聞かれるが、少なくとも災害時に児童・生徒に危害が加わらない対策とともに、耐震性の低さを考慮した避難訓練を行うべきと思うがどうか。

菁園中学校においては、指定校変更による入学希望者が今年度71名に上り、来年度も同程度の変更があった場合、学校施設の収容能力を超える可能性があることから、市教委は、同校への変更に当分の間、制限を設けるとしている。しかし、制限の理由が収容能力の問題であるならば、今年度の変更者が判明した時点である程度の見込みが立つことであり、もっと早い段階で示すべきであったと思うがどうか。

市教委が、部活動などを理由とする菁園中学校への指定校変更に関する制限を設けることについては、本市の中学校は指定校制であるという大原則にのっとることが適正配置を進める上でも、また、学校間の生徒数の偏在を防ぐためにも必要であり、評価するものである。その一方で、将来への夢を持ち、指定校以外の、よりレベルの高いクラブでの活動を希望する生徒がいることも事実である。こういった生徒の意思を尊重するためには、指定校に通いながらも、部活動だけは希望する学校で活動できるように検討し

ていくことも必要と思うがどうか。

通学路の除雪については、校長会からの要望を踏まえた上で雪対策課との打合せを行うというが、降雪期には車道と歩道の区別がなくなる場合もあるため、統廃合により通学路が変更され、通学時間が長くなる児童の保護者は心配しているという。道内では、中学生が除雪車にひかれるという痛ましい事故が発生するなど、登校時における交通事故が立て続けに報道されていることから、安全確保には特に配慮してほしいと思うがどうか。

また、スクールバスを利用している学校において、インフルエンザ等による学級閉鎖などで、一部の児童を先に帰宅させる場合については、速やかに帰宅できるよう、迅速なバスの配車に努めてほしいと思うがどうか。などであります。

付託案件の結果は、次のとおりであります。

陳情第282号及び第291号につきましては、採決の結果、賛成多数により、いずれも継続審査と決定いたしました。

以上をもって、報告を終わります。（拍手）

○議長（横田久俊） これより、一括討論に入ります。

（「議長、7番」と呼ぶ者あり）

○議長（横田久俊） 7番、小貫元議員。

（7番 小貫 元議員登壇）（拍手）

○7番（小貫 元議員） 日本共産党を代表して、ただいまの委員長報告に反対し、陳情第282号及び第291号は採択を主張して討論を行います。

最初に、陳情第282号小樽市立西陵中学校の存続方についてです。

学校の統廃合は、子供の教育環境の整備とあわせて、地域の合意が必要です。陳情者は、みずからの学校がなくなることだけではなく、小樽のまちづくりから考えても、西陵中学校を残さないプランはおかしいのではないかと陳情を提出しました。教育委員会とも懇談をして、教育委員会は新しいプランをつくることを約束しました。しかし、約束であるプランの提示が行われなばかりか、方向性すら示せていません。陳情が提出されて3年がたちます。西陵中学校を存続させる決断を求めます。

次に、陳情第291号小樽市立塩谷小学校及び塩谷中学校の存続方についてです。

答申を出した小樽市立学校の規模・配置の在り方検討委員会の議論では、小規模校を機械的になくすことに警鐘を鳴らしていました。答申では、「学校と地域のこれまでの関係に配慮して、保護者、地域住民と学校適正配置についての共通の理解を深めることが必要である」と記されています。地域のよさを生かした教育の実現が求められています。

いずれの陳情も、地域の合意を必要とする前提から見て願意は妥当であり、採択を主張します。

議員各位の賛同をお願いしまして、討論といたします。（拍手）

○議長（横田久俊） 討論を終結し、これより採決いたします。

陳情第282号及び第291号について、一括採決いたします。

委員長報告どおり決定することに、賛成の議員の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（横田久俊） 起立多数。

よって、さように決しました。

日程第2「議案第23号ないし第25号」を一括議題といたします。

議案第25号につきましては、政務活動費の使途の透明性確保と情報公開促進のための条例改正案です。

これまで、政務活動費の使途に関して収支報告書及び証拠書類の閲覧は、情報公開制度を経由する手続が必要だったものを、議長に対する請求の手続のみで閲覧可能とするものであります。全会派の議員による提出であるため、提案説明は省略し、議案第23号及び第24号について、市長から提案理由の説明を求めます。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長(横田久俊) 市長。

(中松義治市長登壇) (拍手)

○市長(中松義治) ただいま追加上程されました議案について、提案理由を説明申し上げます。

議案第23号公平委員会委員の選任につきましては、藤島豊氏の任期が平成26年12月31日をもって満了となりますので、後任として山岸康治氏を選任するものであります。

議案第24号人権擁護委員候補者の推薦につきましては、北潟谷仁氏、高橋房子氏、加藤孝憲氏の任期が平成27年3月31日をもって満了となりますので、新たに西尾弘美氏を、引き続き、高橋房子氏、加藤孝憲氏を委員の候補として推薦するものであります。

なにとぞ原案どおり御同意賜りますようお願い申し上げます。(拍手)

○議長(横田久俊) これより、議案第23号ないし第25号について、一括採決いたします。

議案第23号及び議案第24号は同意と、議案第25号は可決と、それぞれ決定することに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(横田久俊) 御異議なしと認め、さように決しました。

日程第3「意見書案第1号ないし第10号」を一括議題といたします。

意見書案第5号ないし第10号につきましては、提案理由の説明を省略し、意見書案第1号ないし第4号について、提出者から提案理由の説明を求めます。

(「議長、7番」と呼ぶ者あり)

○議長(横田久俊) 7番、小貫元議員。

(7番 小貫 元議員登壇) (拍手)

○7番(小貫 元議員) 日本共産党を代表して、意見書案第1号ないし第4号の提案趣旨説明を行います。

最初に、意見書案第1号必要な介護サービスを受けられるよう求める意見書(案)についてです。

要支援者の訪問介護と通所介護が介護予防給付から外され、特別養護老人ホームへの入居・入所も要介護3以上に制限するとしています。介護利用料も引き上げ、利用者負担を重くするものです。誰もが必要とする介護サービスを受けられるよう求めるものです。

次に、意見書案第2号泊原発は再稼働せず、廃止・廃炉入りを求める意見書(案)についてです。

福島第一原発の事故により、今なお12万人を超える方々が避難生活を送っています。

日本は、1年3か月、原発を稼働しないでいます。福島第一原発の事故のようなことを起こさないためにも、泊原発は再稼働しないで、廃炉にすることが求められています。

次に、意見書案第3号再生可能エネルギー拡大を求める意見書(案)についてです。

原発に依存しないエネルギー体制を構築する上でも、再生可能エネルギーの抜本的な拡充が必要です。

次に、意見書案第4号後期高齢者医療制度の「特例軽減措置」の継続を求める意見書(案)についてです。

厚生労働省は、社会保障審議会医療保険部会に対し、後期高齢者医療制度の特例軽減措置の段階的廃

止を示しました。この制度は、後期高齢者医療制度の導入に当たり、差別的制度だとして国民の怒りを買い、年金収入で250万円以下の世帯を対象として保険料を最大9割軽減してきたものであり、この制度の継続を求めるものです。

以上、提案説明といたします。（拍手）

○議長（横田久俊） これより、一括討論に入ります。

（「議長、21番」と呼ぶ者あり）

○議長（横田久俊） 21番、新谷とし議員。

（21番 新谷とし議員登壇）（拍手）

○21番（新谷とし議員） 日本共産党を代表して、意見書案の討論を行います。

意見書案第1号は、必要な介護サービスを受けられるように求めるものです。

6月の通常国会で、医療介護総合確保推進法が可決、成立しました。参議院の審議で重大な欠陥が明らかになり、政府がみずから行ってきた法案の説明が撤回に追い込まれたにもかかわらず、自民・公明両党などの賛成多数で強行されました。法律には、2000年の介護保険制度発足以来、前例のない改悪が幾つも盛り込まれました。

第1に、介護保険サービス利用料2割負担の問題です。年金280万円の世帯では、平均的な消費支出をしても、年間60万円が余るので、2割負担は可能だということを唯一の論拠にしていました。しかし、日本共産党の小池晃参議院議員によってその論拠が崩れたにもかかわらず、2割負担を強行しました。高齢者の5人に1人が対象となる利用料2倍化は、介護を必要とする高齢者の生活に負担を課し、利用抑制を引き起こしかねません。

第2に、要支援1・2の訪問介護、通所介護を国の保険給付から外し、市町村の地域支援事業に置きかえることです。要支援者への給付費の伸び率5.6パーセントが3.7パーセントに抑制され、2035年度の給付制限は2,600億円に上ります。サービス単価や人件費の切下げ、利用者の負担増につながり、介護サービスを質、量ともに低下させることは明白です。

第3に、特別養護老人ホームの入所を要介護3以上に限定することです。6月時点で全国の特養待機者は52万人、小樽市では9月時点で685人、そのうち在宅で待機している方は、要介護3以上で127人、要介護1・2は116人もいます。政府の進めるサービス付き高齢者向け住宅は、低い年金ではとても入居できる状況ではありません。介護難民、老人漂流社会は一層深刻になります。

第4に、低所得者の施設入所の居住費・食費を軽減する補給給付を制限することです。これまでにない負担と給付制限が加えられ、安心して入所することもできません。社会保障と税の一体改革では、政府広報で消費税増税分は全額社会保障に回しますと宣伝していたのに、社会保障後退は認められません。

要支援者、要介護者への全ての介護サービスをこれまでどおり保険で継続し、介護報酬を大幅に引き上げるとともに、国の責任で介護職員の確保、処遇改善のための施策を早急に講ずるべきです。介護保険料の値上げを抑え、介護の基盤整備を推進するため、国は地方自治体に必要な財源を支援すべきです。

意見書案第2号は、泊原発は再稼働せず、廃止・廃炉を求めるものです。

福島第一原発事故から3年9か月たちますが、いまだに事故の原因究明も、解明もされていません。放射性物質の汚染水問題も解決できず、除染も被災者への損害賠償も進まない中で、いまだ12万人以上もの県民が避難生活を強いられており、緊急時避難準備区域は解除されたといっても、自宅に戻れる見通しは立っていません。

泊原発で福島第一原発と同じような事故が起きれば、後志管内はもとより北海道全域に深刻な被害を及ぼすことは必至です。大飯原発再稼働に対する福井地裁の判決で、原子力発電においては、いったん

発生した事故は、時の経過に従って拡大していく性質を持つ、このことは、他の技術とは異なる原子力発電に内在する本質的な危険であると指摘したように、時とともに被害は拡大していきます。原発と人類は共存できないのです。

泊原発が稼働停止して2年半以上たっていますが、道民や企業の節電努力、また、自家発電などで電力不足は起きていません。ところが、国も北海道電力も再稼働ありきで、稼働もしていない泊原発の維持費に800億円を超える巨費をつぎ込み、原子力規制委員会の規制基準をクリアするために1,600億円を超える投入をしています。さらには、北電の過度の原発依存により招いた経営危機を打開するため、電気料金の値上げを道民に押しつけ、泊原発が稼働しないから電気代を上げるとしていることは到底認められるものではありません。

衆議院議員総選挙の前に行われた北海道新聞の全道世論調査では、泊原発再稼働反対が賛成を上回っており、10月29日に発表された同社の調査結果では、電気代が下がるとしても泊原発の再稼働は認めないとの回答は41パーセントで、賛成の23パーセントを上回っています。稼働していなくても維持費に巨費をかけている泊原発は、再稼働せず、廃止・廃炉にするのが現実的な道です。

意見書案第3号は、再生可能エネルギー拡大を求めるものです。

消費税8パーセント増税と物価高騰に追い打ちをかけるように、北海道電力は、道民の反対を押し切って、11月から電気料金の値上げをしました。福島第一原発事故後、各電力会社が原発以外の電源開発を進めている中で、北電の原発依存度は44パーセントと全国トップレベルです。北電は、再生可能エネルギーの普及が進む中で、送電線などの設備不足、太陽光発電や風力発電は季節や天候、時間帯によって発電量が変わり不安定、蓄電設備を補う火力発電の設備の必要性など、あれこれの理由で買取り制限に踏み切りました。

12月18日、経済産業省は、有識者の新エネルギー小委員会で、再生可能エネルギーの固定価格買取制度の見直し案を提示し、大筋了解されています。これは、原発再稼働を前提とし、電力会社が必要に応じて再生可能エネルギー事業者に発電量抑制を要請できる期間を年30日から拡大することが柱であり、原発に依存することで再生可能エネルギーの普及に障害をもたらすものです。

しかし、発電抑制を要請する対象は太陽光と風力に限定し、電力会社が新たに再生可能エネルギーを受入れ可能になれば、安定して発電できる地熱や水力を優先して導入する方法も検討するということから、原発に頼らない再生可能エネルギー拡大は可能です。

既にドイツでは、福島第一原発事故の教訓から原発からの撤退を決め、再生可能エネルギー拡大を進めており、2014年上半期の電力消費に占める割合は28.5パーセントに達し、雇用の拡大も進んでいます。日本は、ドイツの9倍もの自然エネルギー資源を有しているのに、自然エネルギー電力の導入率は9分の1に過ぎません。国は、北電の買取り制限を容認せず、率先して再生可能エネルギーの拡大・普及と送電線の整備など、条件整備に努めるべきです。

意見書案第4号は、後期高齢者医療制度の特例軽減措置の継続を求めるものです。

75歳以上が加入する後期高齢者医療制度では、現在、年金収入で250万円以下の世帯を対象に、特例として、保険料を最大9割軽減、子供の扶養家族だった高齢者も特例として9割軽減しています。ところが、厚生労働省は、世代間、世代内の不均衡があるとして、特例措置をなくし、810億円の医療費を削減する案を提示しています。

北海道後期高齢者医療広域連合に加入する被保険者数は約72万6,000人で、所得階層別被保険者は、所得なしが約42万人、30万円未満が約5万人、30万円以上50万円未満が約2万8,000人、50万円以上100万円未満が約5万8,000人、100万円以上150万円が約5万7,000人であり、所得の低い被保険者が約61万

3,000人と全体の84パーセントです。特例措置対象者は、被保険者全体の60パーセントを占め、特例廃止により、保険料は2倍から3倍に上がります。後期高齢者医療制度のもともとの狙いは、公的医療費の抑制・圧縮です。

厚生労働省は、入院給食費も自己負担を1食当たり200円引き上げて460円とすることや、200床以上の大病院で紹介状なしに受診する場合、定額負担として5,000円から1万円も徴収し、医療費削減のため、入院患者追い出しや患者が自由に診療を受けられなくすることを進める案も示しています。

年金の削減、消費税増税、生活必需品の値上がりなどで、後期高齢者を取り巻く状況は極めて厳しくなっており、この上、特例措置が廃止されれば、対象となる被保険者に深刻な影響を及ぼすことは明らかです。この問題を審議する社会保障審議会の部会では、軒並み負担増を強いることに対して、全国老人クラブ連合会は、後期高齢者医療の特例は恒久的措置になっていると、日本看護協会は、経済的格差による受診抑制を招くという意見を出しています。

今回の軽減措置廃止による国費削減額は、法人税減税1パーセント分に必要な国費5,000億円の6分の1程度です。多くの国民の反対を押し切って始めた後期高齢者医療制度は、うば捨て山だと批判され、軽減措置は国民の声に押されて実施してきたものです。文字どおり、うば捨て山に導く制度改悪はやめて、国においては特例軽減措置を引き続き継続するように求めるものです。

以上、議員各位の賛同をお願いいたしまして、討論といたします。(拍手)

○議長（横田久俊） 討論を終結し、これより順次、採決いたします。

まず、意見書案第1号ないし第4号について、一括採決いたします。

可決とすることに、賛成の議員の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長（横田久俊） 起立少数。

よって、否決されました。

次に、ただいま決定いたしました以外の意見書案について、一括採決いたします。

いずれも可決とすることに、御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長（横田久俊） 御異議なしと認め、さように決しました。

日程第4「議員の辞職」を議題といたします。

去る12月22日、成田祐樹議員から、明12月26日をもって辞職したい旨の願が提出されております。

本件につきましては、成田祐樹議員の一身上に関する問題でありますので、除斥されます。

(5番 成田祐樹議員退席)

○議長（横田久俊） お諮りいたします。

成田祐樹議員の辞職を許可することに、御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長（横田久俊） 御異議なしと認め、成田祐樹議員の辞職を許可することと決しました。

(5番 成田祐樹議員着席)

○議長（横田久俊） 日程第5「市立病院調査特別委員の選任」を議題といたします。

ただいま許可された議員の辞職に伴い、市立病院調査特別委員が欠員となりますので、その補充員として安齋哲也議員を議長において指名いたしたいと思います。

これに、御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長（横田久俊） 御異議なしと認め、市立病院調査特別委員として安斎哲也議員を選任することに決しました。

以上をもって、本定例会に付託されました案件は、全て議了いたしました。

閉会に先立ちまして、一言御挨拶を申し上げます。

本年も残すところわずかとなりましたが、この1年を振り返ってみますと、国際情勢としては、2月の冬季オリンピック・ソチ大会をはじめ、サッカーワールドカップ・ブラジル大会や韓国でのアジア競技大会など、平和の象徴としての国際的なスポーツの祭典が開催されました。

しかし一方で、イギリス・スコットランドの独立運動や香港の学生たちによる抗議行動など、世界各地において民衆による政府に対する意思表示のうねりが見られたほか、ロシアによるクリミア半島の編入問題やイラク、シリアにおける武装組織によるイスラム国の樹立宣言、そして我が国においても、沖縄県の尖閣諸島や島根県の竹島など、領土・外交問題において緊張が続いている状況にあります。一日も早く、真に平和な世界が実現することを念願するものであります。

我が国においては、政府の経済成長戦略の効果により景気回復の兆しが見られる中、4月の消費税率8パーセントの実施や円安に伴う輸入原材料の高騰などから一部足踏み状態が見られたことから、先日14日には、改めてアベノミクスへの評価や消費税率引上げなどを争点とする衆議院議員総選挙が行われ、安倍内閣が再スタートすることとなったところであります。今後とも、景気回復や国家財政の健全化、社会保障の充実とともに、人口減少の克服や地方創生の推進に向けた取組についても、的確に実施されることを期待するものであります。

国内の主な出来事といたしましては、大型の台風や記録的豪雨により、広島市や礼文町での大規模な地滑りなど、各地で土砂災害が多発するとともに、本市においても暴風雨のために潮まつりの最終日のイベントが初めて中止になるなど、昨年引き続き異常気象の発生が目立ったほか、つい先日の長野県と岐阜県の県境に位置する御嶽山の突然の噴火により、50人以上が死亡した戦後最悪の火山災害など、自然の破壊力をまざまざと感じた年でもありました。

本市におきましては、東アジア圏を中心とする外国人観光客の入り込みが好調である中、4月に新観光船あおぼとが就航、6月以降、ダイヤモンド・プリンセスをはじめとする世界最大級の大型クルーズ客船の相次ぐ寄港があったほか、10月の郡山市での全国B-1グランプリでは、小樽あんかけ焼きそばが初出場ながら堂々の9位に入賞するなど、小樽のPRにつながる出来事がありました。

また、まちづくりや市政運営の基本的なルールとなる小樽市自治基本条例が施行されたほか、9月には、学校適正配置の一環として手宮地区統合小学校が完成するとともに、今日1日には、建設地や入札など多くの難題に直面しながらも、待ち望まれていた小樽市立病院が開院するなど、これらに携わった皆様方の御努力が実を結んだ明るい話題も多くありました。

一方で、7月には、ドリームビーチにおいて、一度に4人の女性が死傷するという飲酒運転ひき逃げ事件が発生したほか、年明けには、かつて運河論争の真ただ中に身を置いた志村和雄元市長が御逝去されるとともに、地方発信の文化の象徴でありました伊藤整文学賞が第25回目をもって終了となるなど、一つの時代の終わりを感ぜさせる話題もありました。

市議会におきましては、主に子育て支援や介護保険などの福祉問題をはじめ、学力向上や子供の貧困などの教育問題のほか、IR構想や人口減少問題、防災対策や街路防犯灯のLED化など、市政各般にわたり広く議論を行ってまいりました。中でも、市議会のあり方の基本となる議員定数問題につきましては、フォーラムや意見交換会を開催するとともに、特別委員会での集中審議などを通じ議論を深め、結果として、定数を28名から3名を減じた25名とすることとなりました。

また、市民に開かれた議会に向けた取組の一環としては、昨年に引き続き、7月に、議事堂を市民に開放し、小樽ゆかりの野瀬・奥野両氏によるジャズの議事堂コンサートを開催したほか、市民と語る会を5月と11月に、計5か所で開催し、議会活動の報告を行うとともに、広く市民との意見交換を行ったところであります。

さて、市長をはじめ、私ども議員にとりましても、残された任期はあと4か月余りとなりました。次期改選期に立候補される方々にとりましては慌ただしい年末年始になるものと思いますが、市政には解決すべき課題が山積しておりますことから、市民の代表としてなお一層の御尽力を賜りますようお願い申し上げます。

また、ただいま辞職が許可されました成田祐樹議員におかれましては、議員として新たなステージに挑戦されることと伺っております。小樽市議会議員としての2期8年の経験を十二分に生かされ、これからは小樽のことを忘れずに御活躍されることを心から御祈念申し上げます。

結びになりますが、この1年間、私にお寄せいただきました御厚情に対しまして心から感謝を申し上げますとともに、議員並びに市長をはじめ理事者の皆様におかれましては、健康に御留意され、御家族ともども御多幸な新年をお迎えになりますよう祈念申し上げ、本年最後の議会閉会に当たりましての御挨拶とさせていただきます。

第4回定例会は、これをもって閉会いたします。

閉会 午後 4時31分

会議録署名議員

小樽市議会 議 長 横 田 久 俊

議 員 松 田 優 子

議 員 山 口 保

○諸般の報告

○今定例会に提出された意見書案

○平成26年小樽市議会第4回定例会議決結果表

○請願・陳情議決結果表

○諸般の報告（招集日印刷配布分）

- （１）菊池洋一、佐々木茂両監査委員から、平成２６年８月～１０月分の各会計例月出納検査について報告があった。

以 上

必要な介護サービスを受けられるよう求める意見書（案）

提出者	小樽市議会議員	吹田友三郎
	同	小貫元
	同	斎藤博行

6月の通常国会で「地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律」（医療介護総合確保推進法）が可決されました。

要支援者の訪問介護と通所介護が介護予防給付から外されます。これは、多くの利用者、介護事業所、現場職員、自治体などから法案提案前の段階で反対意見が強く出されたため、要支援者の介護保険サービス全てを取り上げる案を取り下げた経緯があります。

また、特養への入居・入所も要介護3以上に制限するとしています。認知症の利用者では「軽度」の方がはいかいするなど介護する上で大変な事例はよく見られることです。「軽度」のうちに適切な介護を受けることで心身の機能が維持されることは多くの介護現場で認められているところです。さらに、一定以上の収入のある方の利用料2割負担への引上げ、低所得者の施設入所の居住費・食費を軽減する補足給付を制限するなど、これまでにない負担と給付制限が加えられようとしています。

つきましては、介護を必要とする高齢者がこれまでどおり、介護福祉士など専門性を持った職員によるサービスを継続して受けられるよう要望するものです。

また、多くの介護事業所で賃金労働条件の厳しさから介護・看護職員の人手不足が深刻化しています。特に広大な過疎地を有する北海道では、看護師、理学療法士などの専門職を確保することは困難になっており、必要な処遇改善とそのため国庫からの援助を強く要望するものです。

誰もが必要な介護サービスを受けられるように、介護保険料の負担を軽減し、介護サービスの基盤整備を図られるよう自治体に必要な財源を援助する必要があると考えます。

よって、国においては、下記の事項を実現するよう強く要望します。

記

- 1 要支援者・要介護者への全ての介護サービスをこれまでどおり保険で継続すること。
- 2 介護報酬を大幅に引き上げるとともに、国の責任で介護職員の確保・処遇改善のための施策を早急に講じること。
- 3 介護保険料の値上げを抑え、介護の基盤整備を推進するため、国は地方自治体に必要な財源を援助すること。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出します。

平成26年12月25日
小樽市議会

議決年月日	平成26年12月25日	議決結果	否 決
-------	-------------	------	-----

泊原発は再稼働せず、廃止・廃炉入りを求める意見書（案）

提出者	小樽市議会議員	中村岩雄
	同	小貫元
	同	林下孤芳

福島第一原発事故から3年9か月たちますが、いまだに事故原因は究明の途上で、約12万5,000人もの県民が避難生活を強いられたまま、自宅に戻れる見通しも立っていません。汚染水も解決できず、除染も被災者の損害賠償も遅々として進んでいません。福島第一原発事故は、原発と人間社会が共生できないことを明白に示しています。

もし、泊原発で同様な事故が起きれば、後志管内はもとより北海道全域に深刻な影響を及ぼすことは必至です。泊原発が稼働停止して2年半以上経過しますが、電力不足は起きていません。北海道でも、原発がなくても、道民の節電努力とあいまって夏も冬も電力の安定供給は可能です。

ところが、国も北電も、泊原発の再稼働ありきの態度で、稼働していない泊原発の維持費に800億円を超える巨費をつぎ込み、規制基準をクリアするための安全対策費に1,600億円を超える巨費を投入し、早期再稼働に躍起となっています。さらに、国と北電は、過度の原発依存が招いた北電の経営危機打開のために、電気料金の再値上げを道民に押し付けています。とても納得できません。後志管内の多くの住民は、電気料金の再値上げにも泊原発の再稼働にも納得していません。

また、泊原発から30キロメートル圏内の町村が作成している避難計画は、被ばくなしの実効性のある計画とは言えないとの不安が広がっています。さらに、福島第一原発事故後の世論は、泊原発の再稼働に反対が多数であり、原発の段階的縮小や即時原発ゼロが多数です。

したがって、泊原発は再稼働せず、廃止・廃炉入りを求めるべきです。もしも泊原発の再稼働について地元了解が問われる場合には、少なくとも泊原発から30キロメートル圏内の13町村の同意を条件にすべきです。また、避難計画の安全性が検証されなければ、再稼働すべきではありません。

以上のことを踏まえ、下記のことを要望します。

記

- 1 福島第一原発事故の教訓に立ち、人間社会と共生できない原発は再稼働せず、直ちに廃止し廃炉のプロセスに入ること。
- 2 泊原発の再稼働については、少なくとも泊原発から30キロメートル圏内の13町村の同意を条件とすること。
- 3 30キロメートル圏内の避難計画については、被ばくゼロの実効性の検証を行うこと。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出します。

平成26年12月25日
小樽市議会

議決年月日	平成26年12月25日	議決結果	否決
-------	-------------	------	----

再生可能エネルギー拡大を求める意見書（案）

提出者 小樽市議会議員 安 齋 哲 也
同 小 貫 元
同 林 下 孤 芳

消費税8パーセント、灯油など輸入製品を始めとした物価高騰に追い討ちを掛けるように、11月から北海道電力が電気料金を大幅再値上げしました。

北電は、泊原発再稼働が電気料金引下げの条件のように説明していますが、電気料金と道民の安全に関わる原発再稼働を天びんに掛けることはできません。

福島第一原発事故後、各電力会社が原発以外の電源開発を進める下で、北電は、当時試運転中だった泊原発3号機の営業運転を道が認めたこともあり、原発依存度を44パーセントと全国トップレベルにまで高めました。

一方、北電は、再生可能エネルギーの普及が急速に進む下で、「送電線などの設備不足」、「太陽光や風力は季節や天候、時間帯によって発電量が変わり不安定」、「蓄電設備を補う火力発電の設備の必要性」などを強調して、買取り制限に踏み切りました。

しかし、日本は、太陽光や風力などの自然・再生可能エネルギーの電源全体に占める割合も僅か2パーセント程度で、買取りを制限しなければならない理由にはなりません。

買取りを制限した電力会社のうち、新規契約を全て停止したのは、九州電力、北海道電力、四国電力など原発再稼働を急ぐと言われている会社です。

北海道民は、泊原発再稼働に固執する電気料金再値上げに怒り、原発を続けるための再生可能エネルギー買取り制限ではないかとの疑問が広がっています。

福島第一原発事故の検証がないまま基準を作っても、安全は確保できず、信頼は得られません。

よって、政府においては、泊原発再稼働を認めず、買取り制限を容認することなく見直し、再生可能エネルギーの普及と送電網の整備など条件整備に努めるよう求めるものです。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出します。

平成26年12月25日
小樽市議会

議決年月日	平成26年12月25日	議決結果	否 決
-------	-------------	------	-----

後期高齢者医療制度の「特例軽減措置」の継続を求める意見書（案）

提出者 小樽市議会議員 安 齋 哲 也
同 小 貫 元
同 齋 藤 博 行

厚生労働省は10月15日、社会保障審議会保険医療部会に対し、後期高齢者医療制度の特例軽減措置の段階的廃止（平成28年度から）を示しました。

北海道後期高齢者医療広域連合に加入する被保険者数は約72万6,000人です。そのうち、いわゆる「旧ただし書き方式」により算定された所得階層別被保険者は、所得なしが約42万人、30万円未満が約5万人、30万～50万円未満が約2万8,000人、50万～100万円未満が約5万8,000人、100万～150万円が約5万7,000人であり、所得の低い被保険者が計約61万3,000人と全体の84パーセントを占めています。また、特例措置対象者は均等割軽減が約37万人、所得割対象者が約6万5,000人で被保険者全体の60パーセントを占め、廃止措置によって2倍～3倍の負担増になる加入者も生まれます。

北海道後期高齢者医療広域連合の滞納繰越額は、平成25年度末で6億5,000万円となり、短期保険証交付者数（平成26年8月1日現在）は556件を数えるに至り、滞納処分の執行は32市町、193人（平成25年度）に及んでいます。

年金の削減、消費税増税、生活必需品の値上がりなどで北海道の後期高齢者を取り巻く状況は極めて厳しくなっており、この上特例軽減措置が廃止されれば、対象となる被保険者に深刻な影響を及ぼすことは明らかです。

よって、国においては、後期高齢者医療制度の特例軽減措置を継続するよう強く求めるものです。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出します。

平成26年12月25日
小樽市議会

議決年月日	平成26年12月25日	議決結果	否 決
-------	-------------	------	-----

「情報・コミュニケーション法（仮称）」早期制定を求める意見書（案）

提出者	小樽市議会議員	吹田	友三郎
	同	川畑	正美
	同	松田	優子
	同	斎藤	博行
	同	佐々木	茂

現在の日本社会で情報にアクセスし、コミュニケーションが自由に取れることは社会生活に欠かせません。しかし、障害者、難病の方、高齢者、IT機器が使えない、持てない方、こうした方々に情報を伝え、コミュニケーションを取ろうとする人たちの側にも、適切な福祉施策、人的支援がなければ情報伝達やコミュニケーションは困難となり、情報のアクセス格差、コミュニケーション格差が生じてしまいます。

こうした格差を解消し、社会全体をバリアフリー化していくためにも、必要な配慮や手段を義務化し、実行することが必要です。

障害者の場合「障害者権利条約」で、障害者自ら選択し、自ら決定することが基本理念としてうたわれていますが、情報へのアクセスやコミュニケーションに困難を持つ、困難を感じる方々にも、アクセスとコミュニケーションが保障される環境整備が望まれています。

また、障害者基本法が改正された際、「全ての障害者は、可能な限り、言語（手話を含む）その他の意思疎通のための手段についての選択の機会が確保されるとともに、情報の取得又は利用のための手段についての選択の機会の拡大が図られること」と規定され、衆参両議院において、「国は、この法律による改正後の障害者基本法の施行の状況等を勘案し、救済の仕組みを含む障害を理由とする差別の禁止に関する制度、障害者に係る情報コミュニケーションに関する制度及び難病対策に関する制度について検討を加え、その結果に基づいて、法制の整備その他の必要な措置を講ずること。」等の附帯決議もされています。

よって、国においては、情報へのアクセスやコミュニケーションに困難を持つ方々が等しく社会参加できるよう、下記の事項について速やかに必要な措置を講ずるよう強く要望します。

記

- 1 障害者基本法に手話が「言語」として定義されていることを踏まえ、障害者差別解消法や障害者に関する法律において、「言語」、「コミュニケーション」、「情報」の定義、権利規定を明記し、あらゆる場面で情報・コミュニケーションを保障するための法整備を行うこと。
- 2 法整備に当たって、情報・コミュニケーション施策の基本となる「情報・コミュニケーション法（仮称）」を制定すること。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出します。

平成26年12月25日
小樽市議会

議決年月日	平成26年12月25日	議決結果	可決	全会一致
-------	-------------	------	----	------

地域の中小企業振興策を求める意見書（案）

提出者	小樽市議会議員	千葉美幸
	同	中村岩雄
	同	佐々木 秩
	同	北野義紀
	同	山田雅敏

本年の円相場は、1ドル＝100円前後で推移してきましたが、8月以降急速に円安が進行しています。

このところの過度な円安によって、多くを輸入に頼るエネルギー、資源、食料品など幅広い分野で価格が押し上げられ、中小企業の経営が悪化するなど深刻な影響が懸念されています。

生産拠点の海外移転などで為替変動の影響を吸収できる大企業と違い、中小企業の多くの経営現場は国内が中心です。そのような中小企業の強固な経営基盤があるからこそ、多くの国内雇用が守られていると言えます。また、中小企業はコスト増を販売価格に転嫁することが難しいことから、利益を削らざるを得ず、企業努力の範ちゅうを超えた厳しい事業環境に陥っていると考えられます。

このような過度な円安状況に対しては、政府・日銀が協調して為替の安定に努めることが重要であるとともに、政府・与党が目指す地方創生を進めるためには、地域経済と雇用を支えている中小企業の活性化策や振興策が欠かせません。

よって、国及び政府においては、地域の中小企業を守るため、下記の振興策を強力に推進するよう求めます。

記

- 1 中小・小規模事業者が持つ技術・アイデアを製品化し、販路開拓まで一貫支援するため、地域の公設試験場等と連携した研究開発、中小企業基盤整備機構等と連携した販路開拓など、切れ目のない支援体制を構築すること。
- 2 地域産業資源を活用した事業活動を支援するため、消費者ニーズに沿った「ふるさと名物」の開発・販路開拓支援を通し、都市部や海外の需要を大きく取り込むなど、地域発のビジネスモデル構築に向けた積極的な支援を展開すること。
- 3 地域の中小企業と人材をマッチングさせる地域人材バンクの創設など、人手不足の抜本的解消のための対策を講じること。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出します。

平成26年12月25日
小樽市議会

議決年月日	平成26年12月25日	議決結果	可決	全会一致
-------	-------------	------	----	------

「女性が輝く社会」の実現に関する意見書（案）

提出者	小樽市議会議員	千葉美幸
	同	安斎哲也
	同	川畑正美
	同	上野智真
	同	斎藤博行

政府は、女性の活躍を成長戦略の柱の一つと定め、「2020年に指導的地位に占める女性の割合30パーセント」との目標を掲げ、「女性活躍担当相」を新設しました。

また、臨時国会には「女性の活躍推進法案」を提出し、その取組の推進を「国や地方公共団体の責務」と位置付け、仕事と家庭の両立を図る環境整備などに向けた基本方針を国が策定するとしました。その上で、国や地方自治体に加え従業員が300人を超える企業・団体に対し、女性管理職の割合や女性の採用比率、女性の勤続年数といった項目について状況把握・分析し、改善すべき事項等に関する数値目標を盛り込んだ行動計画を定めて、これを公表することを義務付けることとしました。加えて、国は公共工事の実施や物品の調達などに当たって、女性の登用に積極的に取り組んでいる企業・団体への発注の機会を増やすとしています。

今後、我が国が世界で最も「女性が輝く社会」を実現していくためには、こうした取組を確実に進めつつ、一層加速化していかなければなりません。

よって、国においては、下記の事項について適切な措置を講じられるよう強く要望いたします。

記

- 1 「2020年に指導的地位に占める女性の割合30パーセント」との目標について、民間に先駆けて政府、国会、地方自治体がより早急に率先して取り組み、毎年その進捗状況について公表すること。
- 2 女性が幅広い分野で活躍できるよう、職場復帰等の支援や、起業支援、在宅テレワークの推進など、女性が働きやすい環境整備のための支援措置を講じること。
- 3 家庭生活と仕事を両立できるよう、育児・介護休業制度の抜本的見直しや、子ども・子育て支援を着実に実施し、同一労働にもかかわらず男女間に生じる賃金格差の実質的な解消のために必要な措置を早急に講じること。
- 4 働く女性が妊娠・出産を理由にした不利益な対応や嫌がらせを受ける「マタニティ・ハラスメント（マタハラ）」の撲滅に向け、企業などに対し、マタハラを防ぐ行動計画の策定を義務付けること。
- 5 子どもの医療や教育に係る財政的支援や、子育て世帯に対する住宅支援など、子ども・子育て環境の充実に向けて予算・税制を抜本的に見直すこと。
- 6 「女性の健康の包括的支援法」の制定、女性特有の疾病予防対策、不妊治療・不育症に対する助成の拡充など幅広い支援を一層拡充すること。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出します。

平成26年12月25日
小樽市議会

議決年月日	平成26年12月25日	議決結果	可決	全会一致
-------	-------------	------	----	------

米の需給・価格安定対策及び需要拡大を求める意見書（案）

提出者	小樽市議会議員	千葉美幸
	同	中村岩雄
	同	佐々木 秩
	同	北野義紀
	同	山田雅敏

米政策等の見直しによる農政の転換を迎える中、平成26年産米を取り巻く環境は、25年産米の持ち越し在庫の発生や米の需要減少などを要因とした主食用米の需給緩和により、米価の下落が危惧されます。先に発表のあった全国の26年産米の概算金は各銘柄とも大幅に引き下げられており、今後も需給が改善されず価格低迷が続けば、再生産に必要な採算ラインを割ることも懸念され、農業経営への影響は避けられません。

国及び政府においては、米の需給と価格の安定及び需要拡大対策に取り組まれるよう強く望むとともに、担い手の経営安定や、国民への食料の安定供給、農業が担っている多面的機能の維持や地域活性化を図る上で必要な対策として、下記の事項について適切な措置を講じられるよう強く要望します。

記

- 1 収入減少影響緩和対策（ナラシ対策）及びナラシ移行のための円滑化対策については、26年産の発動に備え十分な予算を確保するとともに、交付金を早期に支払うよう措置すること。
- 2 需要に応じた生産に取り組む稲作農家が、将来にわたって持続的かつ安定的な経営ができるよう、収入保険制度の早期創設、制度資金の拡充など、万全なセーフティネットを構築すること。
- 3 飼料用米の生産拡大を図るために、乾燥・保管施設の整備や流通体制の強化支援、また「水田活用の直接支払交付金」などの必要な予算を確保すること。
- 4 米の需給改善のため、主食用米の消費拡大や米粉用米などの非主食用米の利用拡大を図るとともに、輸出対策を講じること。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出します。

平成26年12月25日
小樽市議会

議決年月日	平成26年12月25日	議決結果	可決	全会一致
-------	-------------	------	----	------

CLTの普及促進による林業・木材産業の活性化を求める意見書（案）

提出者	小樽市議会議員	安 齋 哲 也
	同	松 田 優 子
	同	酒 井 隆 行
	同	山 口 保 保
	同	新 谷 と し

昭和30年代に9割であった木材自給率は、現在約3割まで落ち込んでいます。こうした中、戦後造成した人工林が本格的な利用期を迎えており、豊富な森林資源を活用して林業・木材産業の活性化を図るため、政府は、森林・林業基本計画の中で、2020年までに木材自給率5割を目指すことを掲げています。

そのためには、新たな製品・技術の開発・普及、公共建築物等の木造化、木質バイオマスの利用促進、木材製品の輸出拡大などによる新たな需要を創出することが求められます。

このような中で、近年、中高層建築物の木造化の可能性を大きく開拓することが期待されるCLT（直交集成板）といった新たな木材製品・技術の普及に対する期待が高まっています。

CLTは、「ひき板（のこぎりで切り出した板）」を繊維方向が直角に交わるように積み重ねて接着した厚い大判のパネルのことで、強度、断熱性、耐火性に優れているほか、コンクリートに比べて軽く、組立ても容易なため、欧米を中心に、中・大規模の集合住宅や商業施設などで幅広く使われ、急速に普及が進んでいます。我が国で一般的な構造部材として普及が進めば、新たな木材需要が喚起される可能性があり、林業・木材産業を始め山村地域の振興につながります。

よって、国及び政府においては、CLT普及に向けた下記の措置を講じるよう強く要望します。

記

- 1 現在、CLTは建築基準が整備されていないため、国土交通大臣の個別認定といった例外を除いて一般的な構造部材としての使用ができないことから、CLTの基準強度や設計法等の建築基準の整備を早期に進めること。
- 2 CLTに関する技術研究を更に進めるとともに、実証的建築を通じた技術やノウハウの蓄積による日本の風土や気候に合った設計・施工技術の確立及びCLT建築に関する技術者の養成を図ること。
- 3 早急に大規模な生産拠点を整備し、CLTの量産体制を確立すること。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出します。

平成26年12月25日
小樽市議会

議決年月日	平成26年12月25日	議決結果	可 決	全 会 一 致
-------	-------------	------	-----	---------

難病や小児慢性特定疾病の患者の自己負担の見直しを求める意見書（案）

提出者	小樽市議会議員	千葉美幸
	同	吹田友三郎
	同	上野智真
	同	斎藤博行
	同	新谷とし

原因がわからず、効果的な治療法がない難病と小児がんなど子どもの慢性疾患への医療費助成の対象拡大は、患者・家族が長年求めていたものであり、この度の法制化は関係者に歓迎されています。

一方で、新たな制度では、医療費の自己負担割合を3割から2割に引き下げるものの、軽症患者を対象から外し、これまで自己負担がゼロだった重症患者や住民税非課税世帯にも自己負担を課し、所得に応じて最大で3万円（小児慢性特定疾病は難病の2分の1、最高で1万5,000円）の負担、さらに入院時の食費の負担増など、新たな負担を強いられる深刻な問題を含んでいます。また、小児慢性特定疾病は児童を対象にしているため、支援が20歳で打ち切られる問題を残しています。

難病や小児慢性特定疾病の患者は、医療費以外にも通院のための交通費や衛生材料の費用等を長期にわたって負担しなければならないことが多く、医療費等の自己負担が増えれば、受診を抑制する患者が出る懸念があり、患者やその家族の生活が立ち行かなくなるおそれがあります。

よって、国においては、難病や小児慢性特定疾病の患者の自己負担を見直すよう強く求めるものです。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出します。

平成26年12月25日
小樽市議会

議決年月日	平成26年12月25日	議決結果	可決	全会一致
-------	-------------	------	----	------

平成26年小樽市議会第4回定例会議決結果表

○会期 平成26年12月3日～平成26年12月25日（23日間）

議案 番号	件名	提出 年月日	提出 者	委 員 会				本 会 議	
				付 託 年 月 日	付託 委員会	議 決 年 月 日	議決 結果	議 決 年 月 日	議決 結果
1	平成26年度小樽市一般会計補正予算	H26.12.3	市長	—	—	—	—	H26.12.9	可決
2	平成26年度小樽市一般会計補正予算	H26.12.3	市長	H26.12.10	予 算	H26.12.18	可決	H26.12.25	可決
3	平成26年度小樽市港湾整備事業特別 会計補正予算	H26.12.3	市長	H26.12.10	予 算	H26.12.18	可決	H26.12.25	可決
4	平成26年度小樽市介護保険事業特別 会計補正予算	H26.12.3	市長	H26.12.10	予 算	H26.12.18	可決	H26.12.25	可決
5	平成26年度小樽市産業廃棄物処分事 業特別会計補正予算	H26.12.3	市長	H26.12.10	予 算	H26.12.18	可決	H26.12.25	可決
6	平成26年度小樽市後期高齢者医療事 業特別会計補正予算	H26.12.3	市長	H26.12.10	予 算	H26.12.18	可決	H26.12.25	可決
7	平成26年度小樽市病院事業会計補正 予算	H26.12.3	市長	H26.12.10	予 算	H26.12.18	可決	H26.12.25	可決
8	平成26年度小樽市水道事業会計補正 予算	H26.12.3	市長	H26.12.10	予 算	H26.12.18	可決	H26.12.25	可決
9	小樽市児童発達支援センター条例の 一部を改正する条例及び小樽市こど も発達支援センター条例の一部を改 正する条例案	H26.12.3	市長	H26.12.10	厚 生	H26.12.19	可決	H26.12.25	可決
10	小樽市国民健康保険条例の一部を改 正する条例案	H26.12.3	市長	H26.12.10	厚 生	H26.12.19	可決	H26.12.25	可決
11	小樽市公設青果地方卸売市場条例の 一部を改正する条例案	H26.12.3	市長	H26.12.10	経 済	H26.12.19	可決	H26.12.25	可決
12	小樽市立学校設置条例の一部を改正 する条例案	H26.12.3	市長	H26.12.10	総 務	H26.12.19	可決	H26.12.25	可決
13	小樽市放課後児童健全育成事業の設 備及び運営に関する基準を定める条 例案	H26.12.3	市長	H26.12.10	予 算	H26.12.18	可決	H26.12.25	可決
14	小樽市消防団員等公務災害補償条例 の一部を改正する条例案	H26.12.3	市長	H26.12.10	総 務	H26.12.19	可決	H26.12.25	可決
15	損害賠償額の決定について	H26.12.3	市長	—	—	—	—	H26.12.9	可決
16	公の施設の指定管理者の指定につい て〔小樽市さくら学園〕	H26.12.3	市長	H26.12.10	予 算	H26.12.18	可決	H26.12.25	可決
17	公の施設の指定管理者の指定につい て〔小樽市いなきた児童館〕	H26.12.3	市長	H26.12.10	予 算	H26.12.18	可決	H26.12.25	可決
18	公の施設の指定管理者の指定につい て〔小樽市塩谷児童センター〕	H26.12.3	市長	H26.12.10	予 算	H26.12.18	可決	H26.12.25	可決
19	公の施設の指定管理者の指定につい て〔小樽市夜間急病センター〕	H26.12.3	市長	H26.12.10	予 算	H26.12.18	可決	H26.12.25	可決
20	公の施設の指定管理者の指定につい て〔小樽市総合体育館〕	H26.12.3	市長	H26.12.10	予 算	H26.12.18	可決	H26.12.25	可決
21	小樽市非核港湾条例案	H26.12.3	議員 委員会	H26.12.10	総 務	H26.12.19	否決	H26.12.25	否決
22	小樽市住宅エコリフォームの促進に 関する条例案	H26.12.25	議員 委員会	—	—	—	—	H26.12.25	可決
	（小樽市住宅エコリフォームの促進 に関する条例案の提案について）	—	—	—	（建設）	（H26.12.19）	（可決）	—	—
23	小樽市公平委員会委員の選任につい て	H26.12.25	市長	—	—	—	—	H26.12.25	同意
24	人権擁護委員候補者の推薦について	H26.12.25	市長	—	—	—	—	H26.12.25	同意
25	小樽市議会政務活動費の交付に關す る条例の一部を改正する条例案	H26.12.25	議員	—	—	—	—	H26.12.25	可決
報告1	専決処分報告〔平成26年度小樽市一 般会計補正予算〕	H26.12.3	市長	H26.12.10	予 算	H26.12.18	承認	H26.12.25	承認
26年3定 第6号	平成25年度小樽市一般会計歳入歳出 決算認定について	H26.9.3	市長	H26.9.10	決 算	H26.10.2	認定	H26.12.25	認定
26年3定 第7号	平成25年度小樽市港湾整備事業特別 会計歳入歳出決算認定について	H26.9.3	市長	H26.9.10	決 算	H26.10.2	認定	H26.12.25	認定
26年3定 第8号	平成25年度小樽市青果物卸売市場事 業特別会計歳入歳出決算認定につい て	H26.9.3	市長	H26.9.10	決 算	H26.10.2	認定	H26.12.25	認定
26年3定 第9号	平成25年度小樽市水産物卸売市場事 業特別会計歳入歳出決算認定につい て	H26.9.3	市長	H26.9.10	決 算	H26.10.2	認定	H26.12.25	認定
26年3定 第10号	平成25年度小樽市国民健康保険事業 特別会計歳入歳出決算認定について	H26.9.3	市長	H26.9.10	決 算	H26.10.2	認定	H26.12.25	認定
26年3定 第11号	平成25年度小樽市土地取得事業特別 会計歳入歳出決算認定について	H26.9.3	市長	H26.9.10	決 算	H26.10.2	認定	H26.12.25	認定

議案 番号	件 名	提 出 日 月 年	提 出 者	委 員 会				本 会 議	
				付 託 日 月 年	付 託 委 員 会	議 決 日 月 年	議 決 結 果	議 決 日 月 年	議 決 結 果
26年3定 第12号	平成25年度小樽市住宅事業特別会計歳入歳出決算認定について	H26.9.3	市長	H26.9.10	決 算	H26.10.2	認 定	H26.12.25	認 定
26年3定 第13号	平成25年度小樽市簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定について	H26.9.3	市長	H26.9.10	決 算	H26.10.2	認 定	H26.12.25	認 定
26年3定 第14号	平成25年度小樽市介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定について	H26.9.3	市長	H26.9.10	決 算	H26.10.2	認 定	H26.12.25	認 定
26年3定 第15号	平成25年度小樽市産業廃棄物処分事業特別会計歳入歳出決算認定について	H26.9.3	市長	H26.9.10	決 算	H26.10.2	認 定	H26.12.25	認 定
26年3定 第16号	平成25年度小樽市後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算認定について	H26.9.3	市長	H26.9.10	決 算	H26.10.2	認 定	H26.12.25	認 定
26年3定 第17号	平成25年度小樽市病院事業決算認定について	H26.9.3	市長	H26.9.10	決 算	H26.10.2	認 定	H26.12.25	認 定
26年3定 第18号	平成25年度小樽市水道事業決算認定について	H26.9.3	市長	H26.9.10	決 算	H26.10.2	認 定	H26.12.25	認 定
26年3定 第19号	平成25年度小樽市下水道事業決算認定について	H26.9.3	市長	H26.9.10	決 算	H26.10.2	認 定	H26.12.25	認 定
26年3定 第20号	平成25年度小樽市産業廃棄物等処分事業決算認定について	H26.9.3	市長	H26.9.10	決 算	H26.10.2	認 定	H26.12.25	認 定
意見書案 第1号	必要な介護サービスを受けられるよう求める意見書(案)	H26.12.25	議員	—	—	—	—	H26.12.25	否決
意見書案 第2号	泊原発は再稼働せず、廃止・廃炉入りを求める意見書(案)	H26.12.25	議員	—	—	—	—	H26.12.25	否決
意見書案 第3号	再生可能エネルギー拡大を求める意見書(案)	H26.12.25	議員	—	—	—	—	H26.12.25	否決
意見書案 第4号	後期高齢者医療制度の「特例軽減措置」の継続を求める意見書(案)	H26.12.25	議員	—	—	—	—	H26.12.25	否決
意見書案 第5号	「情報・コミュニケーション法(仮称)」早期制定を求める意見書(案)	H26.12.25	議員	—	—	—	—	H26.12.25	可決
意見書案 第6号	地域の中小企業振興策を求める意見書(案)	H26.12.25	議員	—	—	—	—	H26.12.25	可決
意見書案 第7号	「女性が輝く社会」の実現に関する意見書(案)	H26.12.25	議員	—	—	—	—	H26.12.25	可決
意見書案 第8号	米の需給・価格安定対策及び需要拡大を求める意見書(案)	H26.12.25	議員	—	—	—	—	H26.12.25	可決
意見書案 第9号	CLTの普及促進による林業・木材産業の活性化を求める意見書(案)	H26.12.25	議員	—	—	—	—	H26.12.25	可決
意見書案 第10号	難病や小児慢性特定疾病の患者の自己負担の見直しを求める意見書(案)	H26.12.25	議員	—	—	—	—	H26.12.25	可決
その他会議に 付した事件	市立病院調査特別委員の選任	H26.12.25	議長 発議	—	—	—	—	H26.12.25	選任
	行財政運営及び教育に関する調査について(総務常任委員会所管事務)	—	—	—	総 務	H26.12.19	継 続 審 査	H26.12.25	継 続 審 査
	市内経済の活性化に関する調査について(経済常任委員会所管事務)	—	—	—	経 済	H26.12.19	継 続 審 査	H26.12.25	継 続 審 査
	市民福祉に関する調査について(厚生常任委員会所管事務)	—	—	—	厚 生	H26.12.19	継 続 審 査	H26.12.25	継 続 審 査
	まちづくり基盤整備に関する調査について(建設常任委員会所管事務)	—	—	—	建 設	H26.12.19	継 続 審 査	H26.12.25	継 続 審 査

請願・陳情議決結果表

総務常任委員会

○陳情

番号	件名	提出日 年 月 日	委員会		本会議	
			議決 年 月 日	結果	議決 年 月 日	結果
2～145	新「小樽市室内水泳プール」の早期建設方について	H23. 7. 4	H26. 12. 19	継続審査	H26. 12. 25	継続審査
151～280	新「小樽市室内水泳プール」の早期建設方について	H23. 9. 13	H26. 12. 19	継続審査	H26. 12. 25	継続審査
283～289	新「小樽市室内水泳プール」の早期建設方について	H23. 11. 28	H26. 12. 19	継続審査	H26. 12. 25	継続審査
293	旧小樽税務署敷地への新「小樽市室内水泳プール」建設方等について	H24. 2. 27	H26. 12. 19	継続審査	H26. 12. 25	継続審査
294～308	新「小樽市室内水泳プール」の早期建設方について	H24. 2. 27	H26. 12. 19	継続審査	H26. 12. 25	継続審査
319	所得税法第56条を廃止し、自家労賃を経費として認めることを求める意見書提出方について	H25. 9. 3	H26. 12. 19	継続審査	H26. 12. 25	継続審査
325～534	「第6次小樽市総合計画」の「後期実施計画」の早期での新「市民水泳プール」の建設方について	H25. 12. 9	H26. 12. 19	継続審査	H26. 12. 25	継続審査
535～739	「第6次小樽市総合計画」の「後期実施計画」の早期での新「市民水泳プール」の建設方について	H26. 2. 28	H26. 12. 19	継続審査	H26. 12. 25	継続審査
741～809	「第6次小樽市総合計画」の「後期実施計画」の早期での新「市民水泳プール」の建設方について	H26. 6. 12	H26. 12. 19	継続審査	H26. 12. 25	継続審査
810	所得税法第56条の廃止を求める意見書提出方について	H26. 6. 23	H26. 12. 19	継続審査	H26. 12. 25	継続審査
812～834	「第6次小樽市総合計画」の「後期実施計画」の早期での新「市民水泳プール」の建設方について	H26. 9. 5	H26. 12. 19	継続審査	H26. 12. 25	継続審査
836	特定秘密の保護に関する法律の廃止を求める意見書提出方について	H26. 11. 17	H26. 12. 19	不採択	H26. 12. 25	不採択

経済常任委員会

○陳情

番号	件名	提出日 年 月 日	委員会		本会議	
			議決 年 月 日	結果	議決 年 月 日	結果
290	国定公園「ニセコ・積丹・小樽海岸」の中心地区「オタモイ海岸」の早期整備方について	H23. 11. 29	H26. 12. 19	継続審査	H26. 12. 25	継続審査

厚生常任委員会

○請 願

番号	件 名	提 出 日 年 月 日	委 員 会		本 会 議	
			議 決 日 年 月 日	結 果	議 決 日 年 月 日	結 果
2	J R南小樽駅のバリアフリー化の要請方について	H24. 6. 19	H26. 12. 19	継続審査	H26. 12. 25	継続審査

○陳 情

番号	件 名	提 出 日 年 月 日	委 員 会		本 会 議	
			議 決 日 年 月 日	結 果	議 決 日 年 月 日	結 果
1	天狗山ロープウェイ線における最上団地停留所利用時の料金設定改善要請方について	H23. 7. 4	H26. 12. 19	継続審査	H26. 12. 25	継続審査
310	銭函駅へのエレベーター設置方について	H24. 6. 13	H26. 12. 19	継続審査	H26. 12. 25	継続審査
314	小樽市女性国内研修事業の再開方について	H24. 9. 4	H26. 12. 19	継続審査	H26. 12. 25	継続審査
316	北西部地区における「一時的保育事業」の実施方について	H24. 11. 21	H26. 12. 19	継続審査	H26. 12. 25	継続審査
320	朝里におけるまちづくりセンター建設方について	H25. 9. 4	H26. 12. 19	継続審査	H26. 12. 25	継続審査
321	受動喫煙防止条例の制定等受動喫煙防止諸施策の強化方について	H25. 9. 6	H26. 12. 19	継続審査	H26. 12. 25	継続審査
835	国民健康保険に対する国庫負担の増額を求める意見書提出方について	H26. 9. 9	H26. 12. 19	継続審査	H26. 12. 25	継続審査

建設常任委員会

○陳 情

番号	件 名	提 出 日 年 月 日	委 員 会		本 会 議	
			議 決 日 年 月 日	結 果	議 決 日 年 月 日	結 果
309	住宅リフォーム助成制度予算の増額方について	H24. 6. 13	H26. 12. 19	継続審査	H26. 12. 25	継続審査
312	市による火災崩壊家屋の撤去及び空き家対策の策定方について	H24. 8. 28	H26. 12. 19	継続審査	H26. 12. 25	継続審査
740	市道御膳水仲通線の側溝改修方について	H26. 6. 9	H26. 12. 19	継続審査	H26. 12. 25	継続審査

学校適正配置等調査特別委員会

○陳 情

番号	件 名	提 出 日 年 月 日	委 員 会		本 会 議	
			議 決 日 年 月 日	結 果	議 決 日 年 月 日	結 果
282	小樽市立西陵中学校の存続方について	H23. 11. 21	H26. 12. 22	継続審査	H26. 12. 25	継続審査
291	小樽市立塩谷小学校及び塩谷中学校の存続方について	H24. 2. 20	H26. 12. 22	継続審査	H26. 12. 25	継続審査